

資料 1 – 5

泊発電所 3 号炉審査資料	
資料番号	SA57-9 r. 7.0
提出年月日	令和5年6月20日

泊発電所 3 号炉

設置許可基準規則等への適合状況について
(重大事故等対処設備)
比較表

2.14 電源設備 【57条】

令和 5 年 6 月
北海道電力株式会社

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

比較結果等をとりまとめた資料1. 先行審査実績等を踏まえた泊3号炉まとめ資料の変更状況(2017年3月以降)

1-1) 設計方針・運用・体制等を変更し、まとめ資料を修正した箇所と理由

- a. 大飯3／4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし
- b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし
- c. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの : なし
- d. 当社が自主的に変更したもの : 下記1件

・所内常設蓄電式直流電源設備に係る24時間給電の要求に対して、これまでA系統は蓄電池（非常用）で、B系統は蓄電池（非常用）及び後備蓄電池で給電する設計としていたが、地下水排水設備等の設計変更を見込んだ非常用直流母線の負荷増加に伴い、A系統についても蓄電池（非常用）及び後備蓄電池で給電するよう設計方針を変更した。
(これに伴い、全交流動力電源喪失の発生からA系統は17時間後、B系統は13時間後に後備蓄電池を接続する。)【補足説明資料57-5】

・有効性評価「想定事故1」及び「想定事故2」における燃料消費に関する評価の見直しに伴い、燃料タンク（SA）を新規に設置して発電所内で保有する燃料に余裕を確保するよう変更した。

1-2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載の充実を行った箇所と理由

- a. 大飯3／4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : 下記2件
 - ・代替電源設備の主要仕様に係る記載の明確化のため、大飯まとめ資料と同様の記述を第10.2.1表及び第10.2.2表に追加した。【比較表P57-49～58】
 - ・代替非常用発電機への火山灰の侵入に対する影響について、大飯まとめ資料と同様の記述を「補足説明資料57-14」に追加した。【補足説明資料57-14】
- b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : 下記5件
 - ・本条文の基準適合性に係る説明性向上のため、女川まとめ資料と同様に「添付資料」を追加した。【添付資料】
 - ・可搬型代替電源車、可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器の接続について、女川まとめ資料と同様の記述を「補足説明資料57-8」に追加した。【補足説明資料57-8】
 - ・まとめ資料の構成を、女川まとめ資料と同様に設置変更許可申請書の構成とした。【全般】
 - ・類似する重大事故等対処手段を比較対象として、記載表現、構文を可能な限り取り入れた。【全般】
 - ・重大事故等対処設備（設計基準拡張）の設備分類を新たに設定し、重大事故等対処設備（設計基準拡張）を既設置許可申請書にある設備分類の中に“重大事故等時”として追加する構成とした。【全般】
- c. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの : なし
- d. 当社が自主的に変更したもの : なし

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

2. 大飯3／4号炉まとめ資料との比較結果の概要

2-1) 設備の相違

- 電源設備の概要等について、「第57条 電源設備の概要」、「第57条 電源設備の一覧」及び「系統概要図」に示す。

設備・運用の相違は次のとおり。

No.	大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
1	想定される重大事故等時において使用する設計基準事故対処設備の扱い 重大事故等対処設備 ・ディーゼル発電機 ・蓄電池（安全防護系用）	重大事故等対処設備（設計基準拡張） ・非常用交流電源設備 (非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機) ・非常用直流電源設備 (125V 蓄電池 2H) 重大事故等対処設備 ・非常用直流電源設備 (125V 蓄電池 2A, 125V 蓄電池 2B)	重大事故等対処設備（設計基準拡張） ・非常用交流電源設備 (ディーゼル発電機) 重大事故等対処設備 ・非常用直流電源設備 (蓄電池（非常用）)	【設備・運用の相違（設計基準拡張）】（例：比較表 P57-1） ・大飯は重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備を「重大事故等対処設備」として使用する。 ・泊は女川と同様に「重大事故等対処設備（設計基準拡張）」として使用する。（女川と同様）
2	号炉間電力融通設備の扱い 重大事故等対処設備 ・号機間電力融通恒設ケーブル ・号機間電力融通予備ケーブル	自主対策設備 ・号炉間電力融通ケーブル（常設） ・号炉間電力融通ケーブル（可搬型）	自主対策設備 ・号炉間連絡ケーブル ・号炉間連絡予備ケーブル	【設備・運用の相違（号炉間電力融通設備）】（例：比較表 P57-2） ・大飯は複数号炉同時申請のため、号炉間電力融通設備を「重大事故等対処設備」として整備している。 ・泊は女川と同様に単独号炉申請のため、「自主対策設備」として整備する。（女川と同様）
3	代替直流電源設備による給電手段 ・所内常設蓄電式直流電源設備 (蓄電池（安全防護系用）) ・可搬型直流電源設備	・所内常設蓄電式直流電源設備 (125V 蓄電池 2A, 125V 蓄電池 2B) ・常設代替直流電源設備 ・可搬型代替直流電源設備	・所内常設蓄電式直流電源設備 (蓄電池（非常用）及び後備蓄電池) ・可搬型代替直流電源設備	【設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）】（例：比較表 P57-2） ・女川は代替直流電源設備の所内常設蓄電式直流電源設備のバックアップとして、常設代替直流電源設備及び可搬型代替直流電源設備による直流電源の供給手段を整備している。 ・泊は大飯及び他PWRと同様に所内常設蓄電式直流電源設備である後備蓄電池投入後、早期の電源復旧が見込めない場合には、所内常設蓄電式直流電源設備のバックアップとして可搬型代替直流電源設備による直流電源の供給手段を整備する。（大飯と同様）
4	非常用電源設備の系統数 ・非常用電源設備：2系統 (A系及びB系)	・非常用電源設備：3系統 (区分I, 区分II及び区分III)	・非常用電源設備：2系統 (A系及びB系)	【炉型による非常用電源設備構成の相違】（例：比較表 P57-3） ・女川の非常用電源設備は高圧炉心スプレイ系を有した3系統（区分I, 区分II及び区分III）である。 ・泊は大飯及び他PWRと同じ2系統（A系及びB系）構成である。（大飯と同様）
5	代替非常用発電機の起動方法／常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先 ・空冷式非常用発電装置は、中央制御室の操作にて速やかに起動し、非常用高圧母線へ接続することで電力を供給できる設計とする。	・ガスタービン発電機を外部電源喪失時に自動起動し、緊急用高圧母線2F系を介して非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系又は緊急用低圧母線2G系へ接続することで電力を供給できる設計とする。	・代替非常用発電機を全交流動力電源喪失時に中央制御室の操作にて速やかに起動し、非常用高圧母線及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤へ接続することで電力を供給できる設計とする。	【設備・運用の相違（代替非常用発電機の起動方法）】（例：比較表 P57-4） ・女川は外部電源喪失時にガスタービン発電機を自動起動する。 ・泊は大飯と同様に全交流動力電源喪失時に中央制御室の手動操作にて速やかに代替非常用発電機を起動する。（大飯と同様） 【設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先）】（例：比較表 P57-4） ・女川は全交流動力電源喪失時に代替交流電源設備から緊急用高圧母線を介して非常用高圧母線又は緊急用低圧母線に給電する。 ・泊は大飯と同様に全交流動力電源喪失時に代替交流電源設備から非常用高圧母線及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤（大飯は代替所内電気設備変圧器）に給電する。（大飯と同様）

第57条 電源設備

				泊発電所3号炉	大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
No.	大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由				
6	代替非常用発電機の燃料補給／燃料貯蔵設備	<ul style="list-style-type: none"> 空冷式非常用発電装置は、燃料油貯蔵タンク又は重油タンクよりタンクローリーを用いて燃料を補給できる設計とする。 <p>【(参考) 美浜】</p> <ul style="list-style-type: none"> 空冷式非常用発電装置は、燃料油貯蔵タンクより可搬式オイルポンプ又はタンクローリー(燃料油移送ポンプ使用時含む。)を用いて燃料を補給できる設計とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ガスタービン発電機の燃料は、ガスタービン発電設備軽油タンクよりガスタービン発電設備燃料移送ポンプを用いて補給できる設計とする。 ガスタービン発電設備軽油タンクの燃料は、軽油タンクよりタンクローリーを用いて補給できる設計とする。 電源車の燃料は、軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクよりタンクローリーを用いて補給できる設計とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 代替非常用発電機の燃料は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)より可搬型タンクローリー(ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ使用時含む。)を用いて補給できる設計とする。 	<p>【設備・運用の相違(代替非常用発電機の燃料補給)】(例:比較表 P57-5)</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川はガスタービン発電機専用の軽油タンクを設置しており、ガスタービン発電機への燃料補給は、軽油タンクから移送ポンプにより自動補給する。 泊は大飯と同様にディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーに汲み上げた燃料を代替非常用発電機に燃料を補給する。(大飯と同様) <p>【設備・運用の相違(燃料貯蔵設備)】(例:比較表 P57-5)</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯はディーゼル発電機の燃料貯蔵設備として、燃料油貯蔵タンクに加えて重油タンクを増設して燃料を確保している。 女川は軽油タンクに加えて SA 設備のガスタービン発電機専用のガスタービン発電設備軽油タンクを設けて燃料を確保している。 泊はディーゼル発電機燃料油貯油槽に加えて燃料タンク(SA)を新規に設置して燃料を確保する設計とする 			
7	可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ	<ul style="list-style-type: none"> タンクローリーによる汲み上げ <p>【(参考) 美浜】</p> <ul style="list-style-type: none"> タンクローリー(燃料油移送ポンプ使用時含む。)による汲み上げ 	<ul style="list-style-type: none"> タンクローリーによる汲み上げ 	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリー(ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ使用時含む。)による汲み上げ 	<p>【設備・運用の相違(可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ)】(例:比較表 P57-5)</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯及び女川は燃料タンクからタンクローリーへ直接燃料を汲み上げる手段を整備して、燃料補給するための複数のルートを確保している。 泊は美浜と同様にディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)から可搬型タンクローリーへ直接燃料を汲み上げる手段に加えて、ディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプを用いて燃料を汲み上げる手段を整備して、燃料補給するための複数のルートを確保している。(美浜と同様) 			
8	他号炉設備との共用	<ul style="list-style-type: none"> 他号炉設備を重大事故等時に共用する(複数号炉同時申請のため) 	<ul style="list-style-type: none"> 他号炉設備は共用しない (単独号炉申請のため) 	<ul style="list-style-type: none"> 他号炉設備は共用しない (単独号炉申請のため) 	<p>【設備・運用の相違(共用設備)】(例:比較表 P57-6)</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯は複数号炉同時申請のため、他号炉設備を重大事故等時の共用設備と整備している。 泊は女川と同様に単独号炉申請のため、他号炉設備は共用しない。(女川と同様) 			
9	直流負荷への給電方法	<ul style="list-style-type: none"> 直流母線を介して負荷に給電する。 	<ul style="list-style-type: none"> 125V 直流電源切替盤で切り替えて負荷に直接給電する。 	<ul style="list-style-type: none"> 直流母線を介して負荷に給電する。 	<p>【設備・運用の相違(直流負荷への給電)】(例:比較表 P57-10)</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は 125V 直流電源切替盤を設けて常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備から負荷に直接給電する。 泊は大飯と同様に直流母線を介して負荷に給電する。(大飯と同様) 			
10	所内常設蓄電式直流電源設備の蓄電池の構成	<ul style="list-style-type: none"> 蓄電池(安全防護系用)で24時間にわたり給電する。 <p>【(参考) 伊方】</p> <ul style="list-style-type: none"> 蓄電池(非常用)及び蓄電池(重大事故等対処用)を組み合わせることにより24時間にわたり給電する。 蓄電池(重大事故等対処用)の操作は、設置場所で可能な設計とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 125V 蓄電池 2A 及び 125V 蓄電池 2B で24時間にわたり給電する。 	<ul style="list-style-type: none"> 蓄電池(非常用)及び後備蓄電池を組み合わせることにより24時間にわたり給電する。 後備蓄電池の操作は、中央制御室又は設置場所で可能な設計とする。 	<p>【設備・運用の相違(蓄電池の構成)】(例:比較表 P57-10)</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯及び女川は蓄電池(安全防護系用)(女川は 125V 蓄電池 2A 及び 125V 蓄電池 2B)で24時間にわたり給電する。 泊は伊方と同様に蓄電池(非常用)及び後備蓄電池(伊方は蓄電池(重大事故等対処用))を組み合わせることにより24時間にわたり給電する。(伊方と同様) <p>【設備・運用の相違(後備蓄電池の操作)】(例:比較表 P57-39)</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯及び女川は蓄電池の操作は不要である。 泊及び伊方は組み合わせる後備蓄電池(伊方は蓄電池(重大事故等対処用))の操作は設置場所で可能である。また、泊は設置場所に加えて中央制御室での操作も可能である。(伊方と同様) 			

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
No.	大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
11	不要な負荷の切り離し ・中央制御室において簡易な操作で不要な負荷を切り離す。 【（参考）伊方】 ・中央制御室に隣接する計装盤室において簡易な操作で不要な負荷を切り離す。	・中央制御室において1時間以内に不要な負荷を切り離す。	・中央制御室又は隣接する安全系計装盤室において1時間以内に不要な負荷を切り離す。	【設備・対応手段の相違（負荷切り離し）】（例：比較表 P57-10） ・大飯及び女川は中央制御室において簡易な操作で不要な負荷を切り離す。 ・泊は伊方と同様に中央制御室又は隣接する安全系計装盤室において1時間以内に不要な負荷を切り離す。（伊方と同様）
12	可搬型直流電源用発電機及び電路 ・可搬型直流電源設備として、電源車及び可搬式整流器を使用する。これらの設備は、直流母線へ接続することにより、24時間にわたり電力を供給できる設計とする。 【（参考）伊方】 ・可搬型直流電源設備として、75kVA電源車及び可搬型整流器により構成する可搬型直流電源装置並びに軽油タンク及びミニローラーを使用する。可搬型直流電源装置は、直流母線へ接続することにより、24時間にわたり電力を供給できる設計とする。	・電源車を代替所内電気設備、125V代替充電器及び250V充電器を経由し、125V直流主母線盤2A-1、125V直流主母線盤2B-1及び250V直流主母線盤へ接続することで電力を供給できる設計とする。	・可搬型直流電源用発電機は可搬型直流変換器を経由し、A直流母線又はB直流母線へ接続することで電力を供給できる設計とする。	【設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機）】（例：比較表 P57-13） ・大飯及び女川は可搬型代替交流電源設備の電源車を使用する。 ・大飯は非常用所内電気設備の電路を経由して直流母線に接続する。 ・女川は代替所内電源設備の電路を経由してSA専用の直流母線に接続する。 ・泊は伊方と同様に可搬型代替直流電源設備専用の発電機を使用し、専用の電路を経由して直流母線に接続する。（伊方と同様）
13	可搬型代替直流電源設備の構成 ・電源車 ・燃料油貯蔵タンク（重大事故等時のみ3号及び4号炉共用） ・重油タンク（重大事故等時のみ3号及び4号炉共用） ・タンクローリー（3号及び4号炉共用） ・可搬式整流器 【（参考）伊方】 ・75kVA電源車 ・軽油タンク ・ミニローラー ・可搬型整流器	・125V代替蓄電池 ・250V蓄電池 ・電源車 ・125V代替充電器 ・250V充電器 ・軽油タンク ・ガスタービン発電設備軽油タンク ・タンクローリー	・可搬型直流電源用発電機 ・可搬型直流変換器 ・ディーゼル発電機燃料油貯油槽 ・燃料タンク（SA） ・可搬型タンクローリー	【設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）】（例：比較表 P57-13） ・女川は可搬型代替直流電源設備としても常設代替直流電源設備である125V代替蓄電池及び250V蓄電池から給電し、その後、可搬型代替交流電源設備の電源車を使用して常設の125V代替充電器及び250V充電器を経由した代替所内電気設備の125V及び250V直流主母線盤へ給電する。 ・泊は大飯及び他PWRと同様に可搬型の発電機及び変換器を使用した給電手段を整備する。 また、所内常設蓄電式直流電源設備である後備蓄電池投入後、早期の電源復旧が見込めない場合には、伊方と同様に可搬型代替直流電源設備専用の発電機及び電路を使用可搬型代替直流電源設備により直流電源を供給する手段を整備する。（伊方と同様）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

				相違理由
No.	大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	
14	代替所内電気設備の構成等／代替所内電気設備による直流給電／代替炉心注水等 • 空冷式非常用発電装置 • 燃料油貯蔵タンク（重大事故等時のみ3号及び4号炉共用） • 重油タンク（重大事故等時のみ3号及び4号炉共用） • タンクローリー（3号及び4号炉共用） • 代替所内電気設備変圧器 • 代替所内電気設備分電盤 • 可搬式整流器 【（参考）伊方】 • 空冷式非常用発電装置 • 重油タンク • ミニローリー • 代替電気設備受電盤 • 代替動力変圧器	• ガスタービン発電機接続盤 • 緊急用高圧母線2F系 • 緊急用高圧母線2G系 • 緊急用動力変圧器2G系 • 緊急用低圧母線2G系 • 緊急用交流電源切替盤2G系 • 緊急用交流電源切替盤2C系 • 緊急用交流電源切替盤2D系 • 非常用高圧母線2C系 • 非常用高圧母線2D系	• 代替非常用発電機 • 可搬型代替電源車 • ディーゼル発電機燃料油貯油槽 • 燃料タンク（SA） • ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ • 可搬型タンクローリー • 代替所内電気設備変圧器 • 代替所内電気設備分電盤 • 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤	【設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）】（例：比較表 P57-15） • 女川は緊急用母線、変圧器等の電路を代替所内電気設備として整備し、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備の電路として使用する。 • 泊は大飯及び伊方と同様に代替非常用発電機又は可搬型代替電源車と専用の変圧器、分電盤等の電源及び電路を代替所内電気設備として整備する。（大飯及び伊方と同様） 【設備・運用の相違（代替所内電気設備による直流給電）】（例：比較表 P57-15） • 大飯は代替所内電気設備として可搬式整流器を使用した直流給電の手段を整備している。 • 泊は女川及び伊方と同様に代替所内電気設備とは別に可搬型代替直流電源設備で直流給電する手段を整備する。（女川及び伊方と同様） 【設備・運用の相違（代替炉心注水等）】（例：比較表 P57-15） • 大飯及び伊方は代替所内電気設備変圧器を経由し、代替炉心注水等を行う恒設代替低圧注水ポンプに給電する。 • 泊は代替所内電気設備変圧器とは別の代替格納容器スプレイポンプ専用の変圧器を経由し、代替格納容器スプレイポンプに給電する。代替炉心注水等を行う常設重大事故等対処設備へ給電する機能を有しているという点において大飯と同様である。（大飯及び伊方と同様）
15	可搬型設備の保有数及びバックアップ設備の考え方 • 複数号炉同時申請のため、号炉共用のバックアップ設備を保管している。	• 単独号炉申請のため、号炉単独でバックアップ設備を保管する。	• 単独号炉申請のため、号炉単独でバックアップ設備を保管する。	【設備・運用の相違（使用数及び保有数）】（例：比較表 P57-34） • 大飯は複数号炉同時申請のため、号炉共用のバックアップ設備を保管している。 • 泊は女川と同様に単独号炉申請のため、号炉単独でバックアップ設備を保管する。 大飯及び女川と使用数及び保有数は異なるが、必要数量を保管するという点において同等である。（女川と同様）
16	ケーブルの接続方法 • コネクタ接続（号炉同一規格） 【（参考）伊方】 • ボルト・ネジ接続	• コネクタ接続	• ボルト・ネジ接続	【設備・運用の相違（ケーブルの接続方法）】（例：比較表 P57-43） • 大飯は3号及び4号炉同一規格のコネクタ接続又は簡便な接続規格による端子接続を採用している。 • 女川はコネクタ接続を採用するとともに、接続用の足場を設けている。 • 泊は伊方と同様に一般的に用いられる工具を用いて接続できるボルト・ネジ接続を採用する。 大飯及び女川と接続方法は異なるが、確実に接続できるという点において同等である。（伊方と同様）
17	可搬型直流電源用発電機の運搬 • 電源車は、車両として移動可能な設計とともに、車輪止めにより設置場所にて固定できる設計とする。 （可搬型代替電源設備の電源車を使用） 【（参考）玄海】 • 直流電源用発電機は、車両等により運搬できる設計とともに、車輪止めを積載し、設置場所にて固定できる設計とする。	• 電源車は、車両として屋外のアクセスルートを通行してアクセス可能な設計とともに、設置場所にて輪留めによる固定等が可能な設計とする。 （可搬型代替交流電源設備の電源車を使用）	• 可搬型直流電源用発電機は、車両により運搬して屋外のアクセスルートを通行してアクセス可能な設計とする	【設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機の運搬）】（例：比較表 P57-44） • 大飯及び女川は可搬型代替交流電源設備の電源車を使用する。 • 泊は玄海と同様に可搬型直流電源用発電機は自走できないため、他の車両（ホイールローダ）により運搬する。大飯及び女川と運搬方法は異なるが、車両により設置場所にアクセス可能であるという点において同等である。（玄海と同様）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

2-2) 設備名称等の相違

No.	大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
1	・使用済燃料ピット	・使用済燃料プール	・使用済燃料ピット	設備名称の相違（使用済燃料ピット） (例：比較表 P57-1)
2	・ディーゼル発電機	・非常用ディーゼル発電機	・ディーゼル発電機	設備名称の相違（D/G） (例：比較表 P57-3)
3	・空冷式非常用発電装置	・ガスタービン発電機	・代替非常用発電機	設備名称の相違（代替非常用発電機） (例：比較表 P57-4)
4	・燃料油貯蔵タンク	・軽油タンク	・ディーゼル発電機燃料油貯油槽	設備名称の相違（燃料油貯油槽） (例：比較表 P57-4)
5	・タンクローリー	・タンクローリー	・可搬型タンクローリー	設備名称の相違（タンクローリー） (例：比較表 P57-4)
6	・非常用高圧母線	・非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系	・非常用高圧母線	設備名称の相違（非常用高圧母線） (例：比較表 P57-4)
7	・電源車	・電源車	・可搬型代替電源車	設備名称の相違（可搬型代替電源車） (例：比較表 P57-7)
8	・蓄電池（安全防護系用）	・125V蓄電池2A, 125V蓄電池2B	・蓄電池（非常用）	設備名称の相違（蓄電池（非常用）） (例：比較表 P57-10)
9	・充電器	・125V充電器2A, 125V充電器2B	・A充電器, B充電器	設備名称の相違（充電器） (例：比較表 P57-10)
10	・A－非常用直流母線, B－非常用直流母線	・125V直流主母線盤	・A直流母線, B直流母線	設備名称の相違（直流母線） (例：比較表 P57-10)
11	・可搬式整流器	・125V代替充電器	・可搬型直流変換器	設備名称の相違（可搬型直流変換器） (例：比較表 P57-13)
12	・代替所内電気設備変圧器 ・代替所内電気設備分電盤	・緊急用動力変圧器2G系 ・緊急用低圧母線2G系	・代替所内電気設備変圧器 ・代替所内電気設備分電盤	設備名称の相違（代替所内電気設備） (例：比較表 P57-15)
13	・原子炉周辺建屋	・原子炉付属棟 ・原子炉建屋付属棟近傍	・ディーゼル発電機建屋 ・原子炉建屋	設置場所の相違（D/G設置場所） (例：比較表 P57-20)
14	－（記載なし）	・非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ ・非常用ディーゼル発電設備燃料ディタンク	・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ ・ディーゼル発電機燃料油サービスタンク	設備名称の相違（D/G燃料油移送設備） (例：比較表 P57-20)
15	・制御建屋	・制御建屋	・原子炉補助建屋	設置場所の相違（蓄電池設置場所） (例：比較表 P57-23)
16	・制御建屋	・制御建屋	・原子炉補助建屋	保管場所の相違（可搬型直流変換器保管場所） (例：比較表 P57-24)
17	・制御建屋	・原子炉付属棟	・原子炉補助建屋	設置場所の相違（代替所内電気設備設置場所） (例：比較表 P57-25)
18	・車輪止めや固縛等	・輪留め	・車輪止め	記載表現の相違（車輪止め） (例：比較表 P57-27)

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【第57条 電源設備の概要】

<代替交流電源設備>

- 常設代替交流電源設備による給電
 - 常設代替交流電源設備^{*}を屋外に設置し、非常用高圧母線に接続して電力を供給する。

※ 泊3号炉：代替非常用発電機、大飯3／4号炉（参考）：空冷式非常用発電装置、女川2号炉（参考）：ガスタービン発電機
- 可搬型代替交流電源設備による給電
 - 可搬型代替交流電源設備^{*}を屋外に配備し、接続口を介して非常用高圧母線に接続して電力を供給する。

※ 泊3号炉：可搬型代替電源車、大飯3／4号炉（参考）：電源車、女川2号炉（参考）：電源車
- 号炉間電力融通設備による給電（大飯3／4号炉のみ）
 - 号炉間電力融通設備^{*}を配備し、手動で非常用高圧母線に接続して他号炉のディーゼル発電機から電力融通する。

※ 大飯3／4号炉（参考）：号機間電力融通恒設ケーブル又は号機間電力融通予備ケーブル

(単独号炉申請の泊3号炉、女川2号炉は、自主対策設備（泊3号炉：号炉間連絡ケーブル又は予備ケーブル、女川2号炉：号炉間電力融通ケーブル（常設）又は（可搬型））として整備している。)

<代替直流電源設備>

- 所内常設蓄電式直流電源設備による給電
 - 所内常設蓄電式直流電源設備^{*}を設置し、中央制御室等において簡易な操作で負荷の切り離しを行うことで8時間、その後、必要な負荷以外を切り離して残りの16時間の合計24時間にわたり必要な負荷に電力を供給する。

※ 泊3号炉：蓄電池（非常用）及び後備蓄電池、大飯3／4号炉（参考）：蓄電池（安全防護系用）、女川2号炉（参考）：125V蓄電池2A及び125V蓄電池2B
- 常設代替直流電源設備による給電（女川2号炉のみ）
 - 常設代替直流電源設備^{*}を設置し、中央制御室等において簡易な操作で負荷の切り離しを行うことで8時間、その後、必要な負荷以外を切り離して残りの16時間の合計24時間にわたり必要な負荷に電力を供給する。

※ 女川2号炉（参考）：125V代替蓄電池及び250V蓄電池

(泊3号炉、大飯3／4号炉は可搬型代替直流電源設備で対応する。)
- 可搬型代替直流電源設備による給電
 - 可搬型代替直流電源設備^{*}を配備し、非常用直流母線に接続して24時間にわたり必要な負荷に電力を供給する。

※ 泊3号炉：可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器、大飯3／4号炉（参考）：電源車及び可搬型整流器、
女川2号炉（参考）：常設代替直流電源設備、125V代替充電器、250V充電器及び電源車

<代替所内電気設備>

- 代替所内電気設備による給電
 - 代替所内電気設備^{*}を配備し、2系統の非常用母線の機能が喪失した場合に必要な負荷に電力を供給する。

※ 泊3号炉：代替非常用発電機、可搬型代替電源車、代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤、
大飯3／4号炉（参考）：空冷式非常用発電装置、代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤及び可搬式整流器、
女川2号炉（参考）：ガスタービン発電機接続盤、緊急用高圧母線、緊急用動力変圧器、緊急用低圧母線、緊急用交流電源切替盤、非常用高圧母線（常設又は可搬型代替交流電源設備の電路として使用）

<燃料補給設備>

- 燃料補給設備による給油
 - 燃料補給設備^{*}を配備し、必要な設備に燃料を補給する。

※ 泊3号炉：ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク（SA）から直接又はディーゼル発電機燃料油移送ポンプを介して可搬型タンクローリーに燃料を汲み上げて補給、
大飯3／4号炉（参考）：燃料油貯蔵タンク又は重油タンクからタンクローリーを用いて補給、女川2号炉（参考）：軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクからタンクローリーを用いて補給

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

【第57条 電源設備の一覧】

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	常設代替 交流電源設備			可搬型代替 交流電源設備			号炉間 電力融通設備 ^{※1}			所内常設蓄電式 直流電源設備			常設代替 直流電源設備 ^{※2}			可搬型代替 直流電源設備			代替所内電源設備			燃料補給設備							
			大飯	女川	泊	大飯	女川	泊	大飯	女川	泊	大飯	女川	泊	大飯	女川	泊	大飯	女川	泊	大飯	女川	泊	大飯	女川	泊					
空冷式非常用発電装置	ガスターイン発電機	代替非常用発電機	○	○	○																○	○									
	ガスターイン発電設備			○				○													○										
	軽油タンク																														
	ガスターイン発電設備 燃料移送ポンプ			○																											
電源車	電源車	可搬型代替電源車					○	○	○												○	○									
号機間電力融通恒設ケーブル (3号及び4号炉共用)																															
号機間電力融通予備ケーブル (3号及び4号炉共用)																															
蓄電池（安全防護系用）	125V 蓄電池 2A 125V 蓄電池 2B	蓄電池（非常用）														○	○	○													
		後備蓄電池																			○										
	125V 代替蓄電池																				○										
	250V 蓄電池																				○										
	125V 充電器 2A	A充電器															○	○													
	125V 充電器 2B	B充電器															○	○													
		可搬型直流電源用発電機																													
可搬式整流器	125V 代替充電器	可搬型直流変換器																			○	○	○	○							
	250V 充電器																				○										
	ガスターイン発電機接続盤																														
	緊急用高圧母線 2F 系																														
	緊急用高圧母線 2G 系																														
代替所内電気設備変圧器	緊急用動力変圧器 2G 系	代替所内電気設備変圧器																													
代替所内電気設備分電盤	緊急用低圧母線 2G 系	代替所内電気設備分電盤																													
		代替格納容器スプレイポンプ 変圧器盤					○		○																						
	緊急用交流電源切替盤 2G 系																														
	緊急用交流電源切替盤 2C 系																														
	緊急用交流電源切替盤 2D 系																														
	非常用高圧母線 2C 系																														
	非常用高圧母線 2D 系																														
ディーゼル発電機 (重大事故等時のみ 3号及び4号炉共用)																					○										
燃料油貯蔵タンク (重大事故等時のみ 3号及び4号炉共用)	軽油タンク	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽	○	○	○	○	○	○	○												○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		燃料タンク (SA)					○		○												○										
		ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ					○		○																						
重油タンク (重大事故等時のみ 3号及び4号炉共用)						○			○												○										
タンクローリー (3号及び4号炉共用)	タンクローリー	可搬型タンクローリー	○	○	○	○	○	○	○											○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

※1：大飯3／4号炉のみ（泊、女川は単独号炉申請のため、自主対策設備として整備している。）

※2：女川2号炉のみ（泊、大飯は可搬型代替直流電源設備で対応する。）

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉

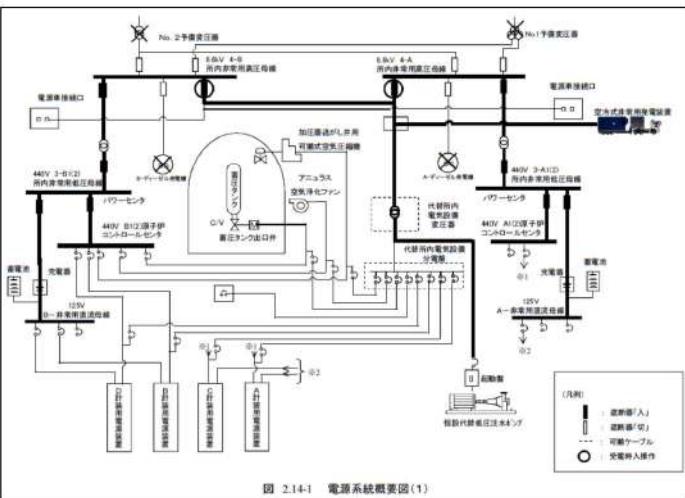
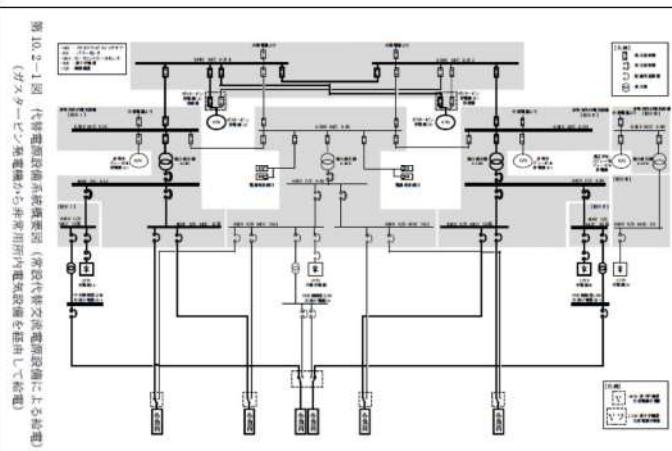


圖 2.14-1 電源系統概要圖(1)

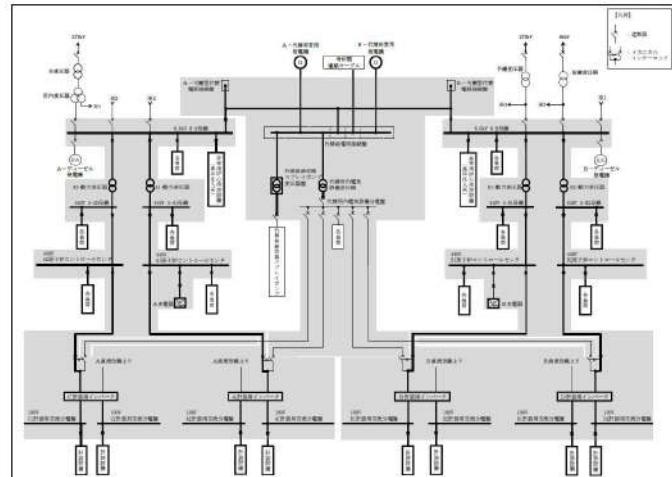
女川原子力発電所2号炉



第10.2-1図 代替電源設備系統概要図（常設代替交流電源設備による給電）
(ガス・タービン発電機から非常用所内電気設備を経由して給電)

第10.2-2 図 代替電源設備系構成要図（常設代替交流電源設備による給電）

泊発電所 3 号炉



第 10.2.1 図 代替電源設備系統概要図（常設代替交流電源設備による給電）

【系統概要図】常設代替交流電源設備

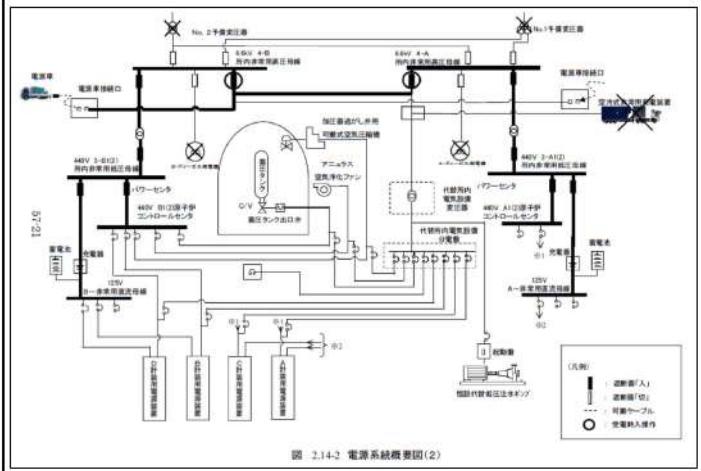
泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

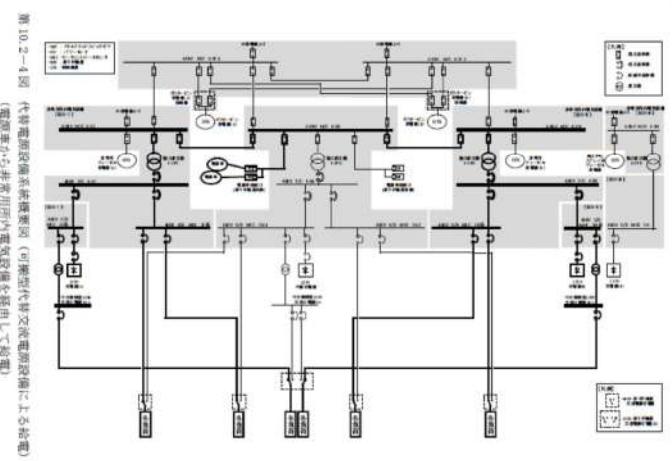
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

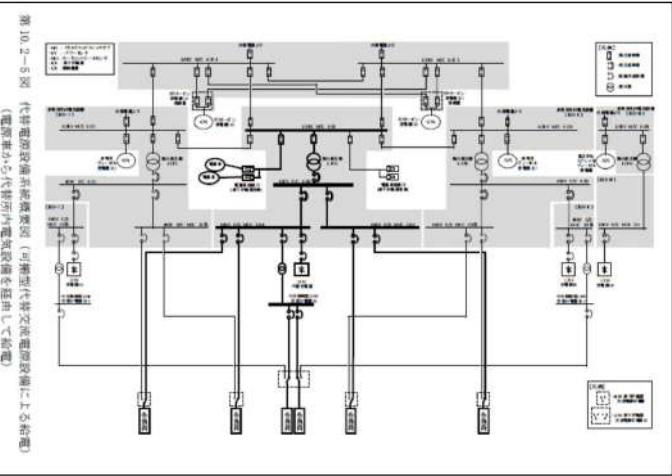
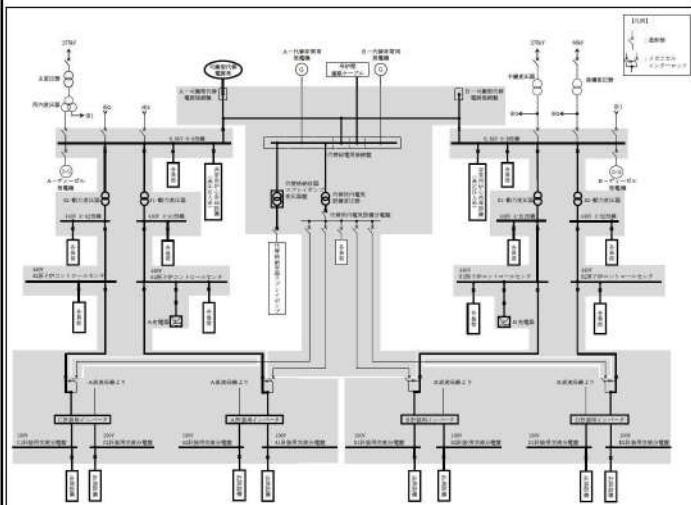
大飯発電所3／4号炉



女川原子力発電所2号炉



泊発電所3号炉

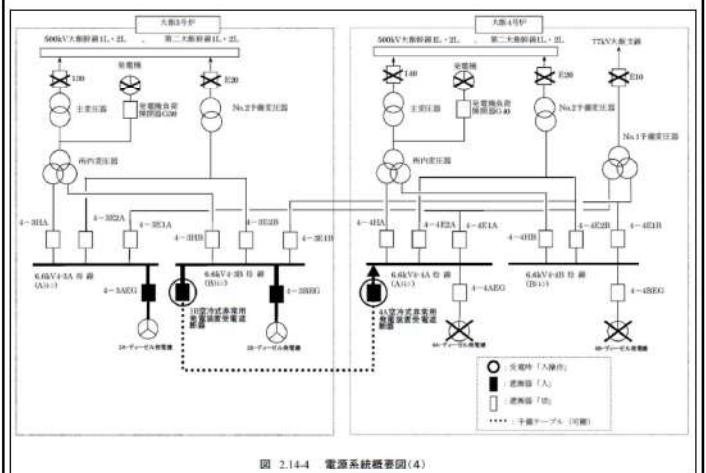
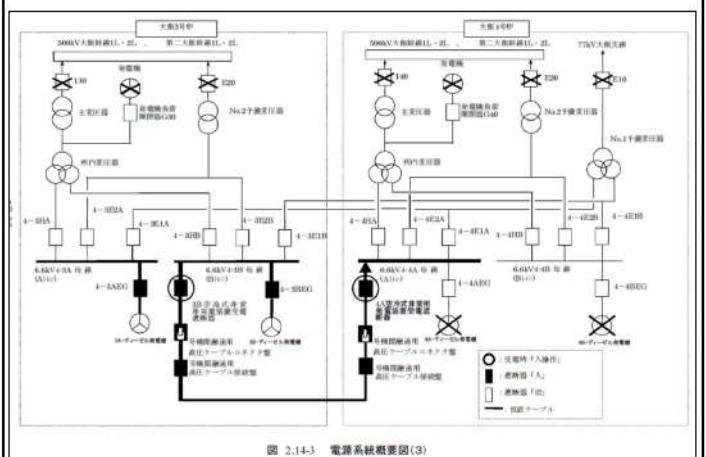


【系統概要図】可搬型代替交流電源設備

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉



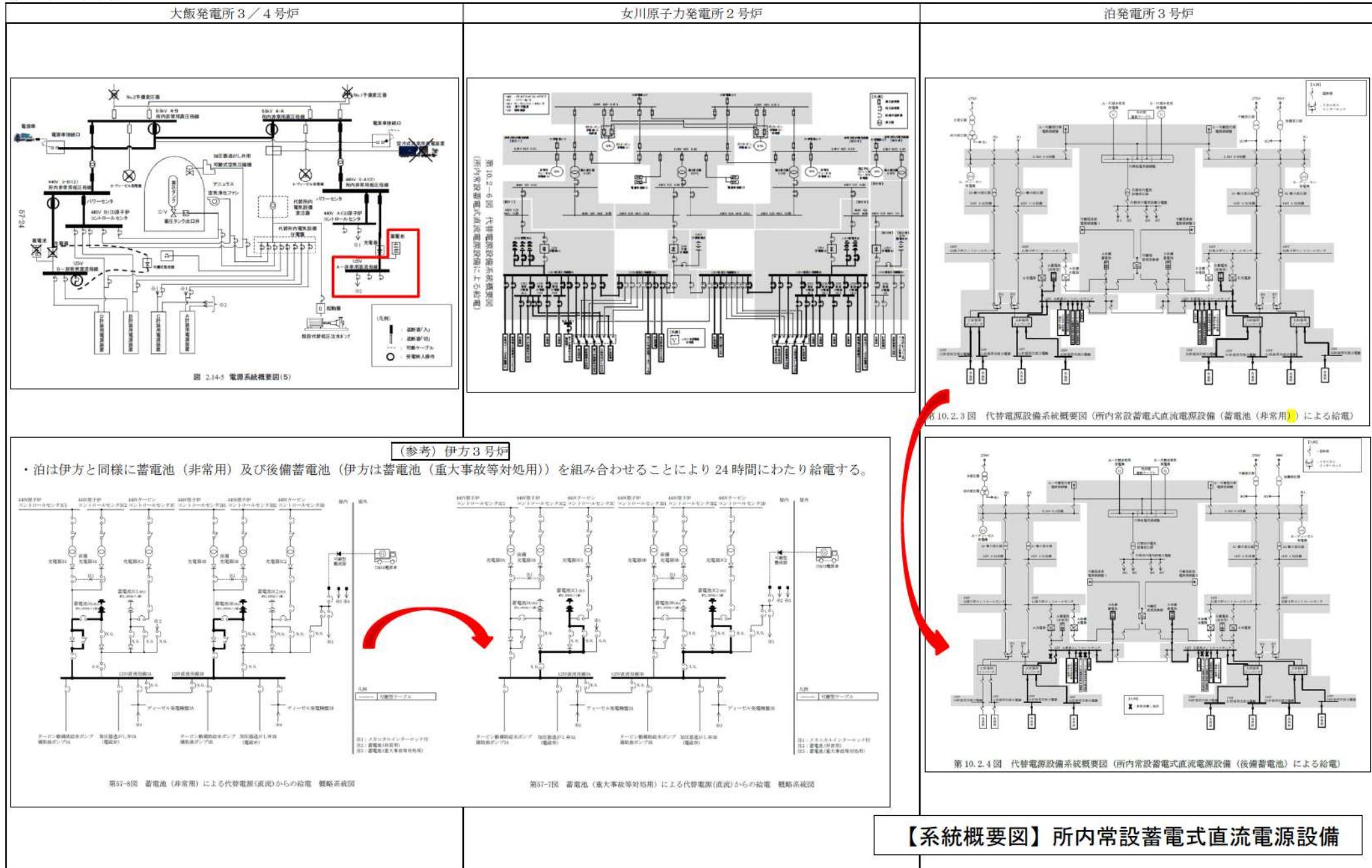
**女川2号炉、泊3号炉は
単独号炉申請のため
重大事故等対処設備なし**

【系統概要図】号炉間電力融通設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

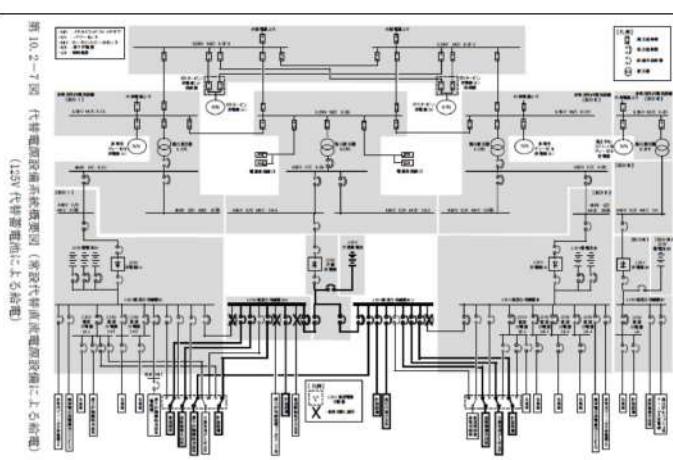
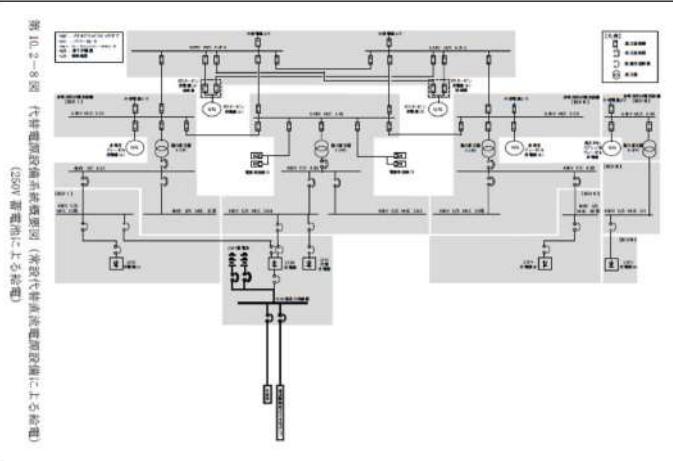


泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉
大飯3／4号炉、泊3号炉は 可搬型直流電源設備で対応する	 	 【系統概要図】常設代替直流電源設備

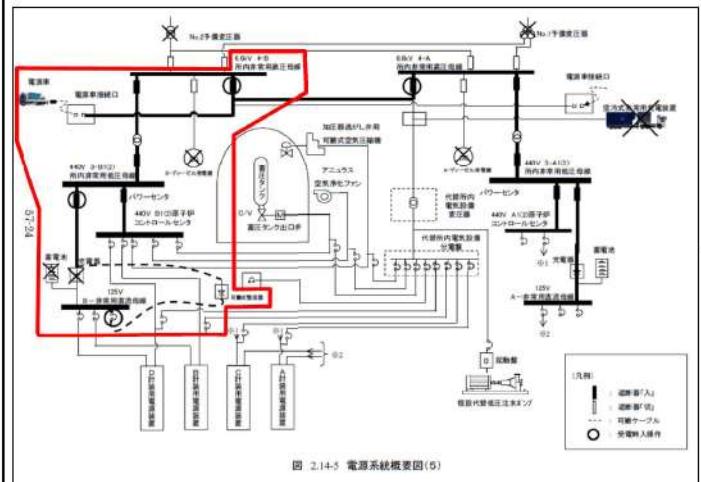
泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

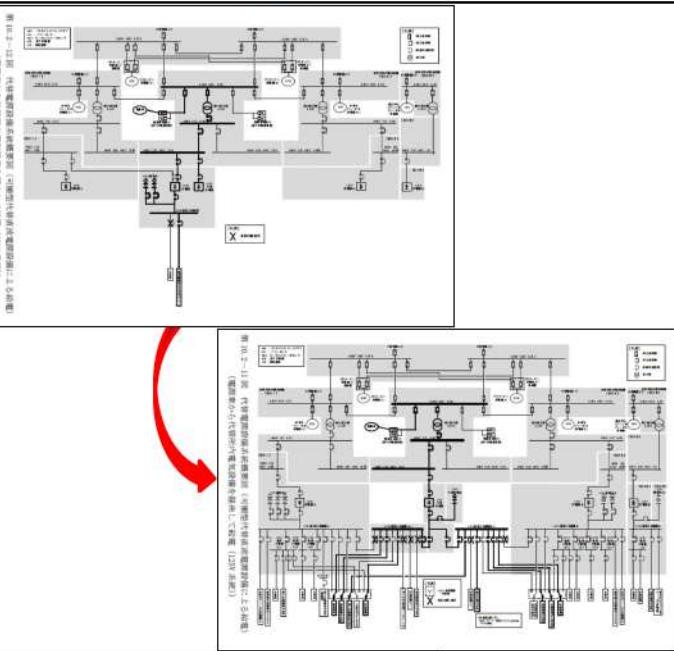
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

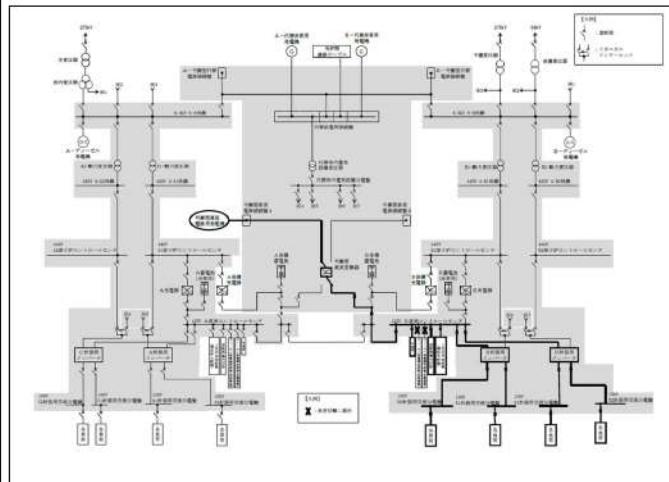
大飯発電所3／4号炉



女川原子力発電所2号炉

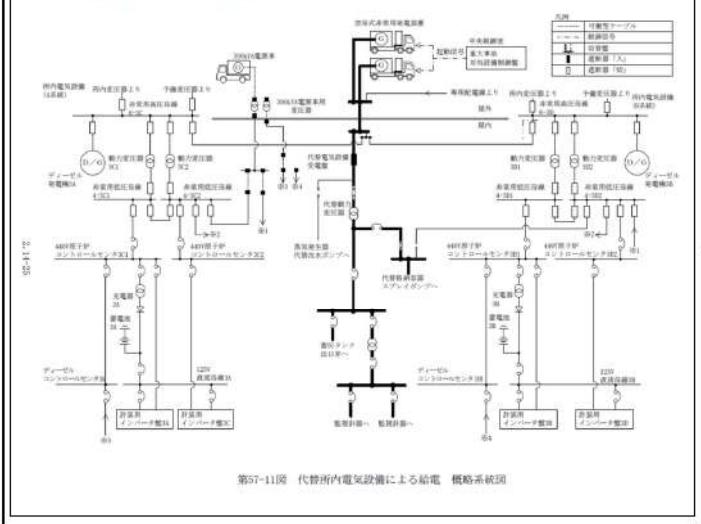


泊発電所3号炉



(参考)伊方3号炉

- 泊は伊方と同様に可搬型代替直流電源設備専用の発電機を使用し、専用の電路を経由して直流母線に接続する。



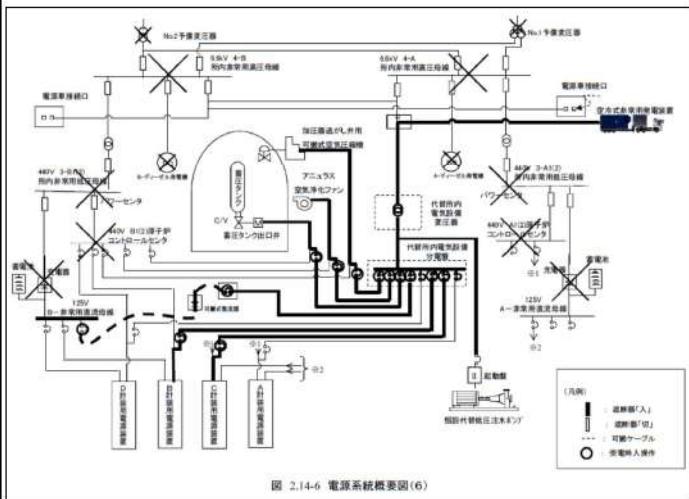
【系統概要図】可搬型代替直流電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

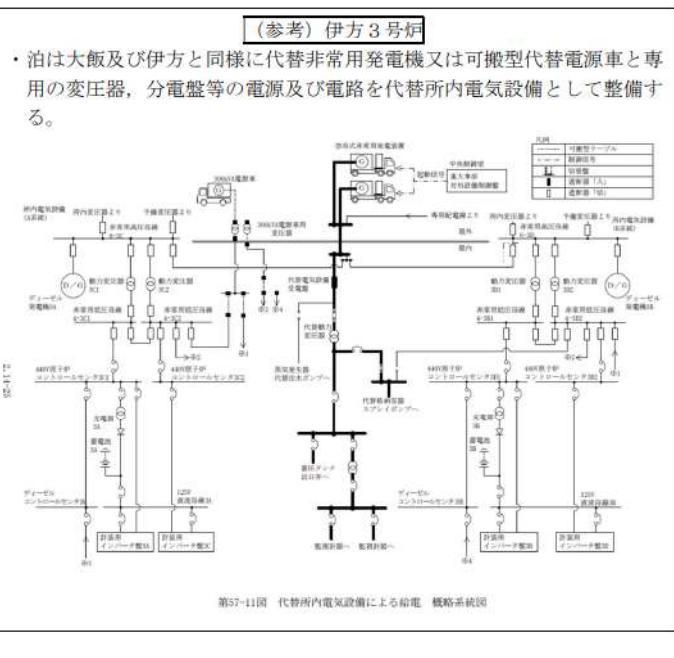
第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉

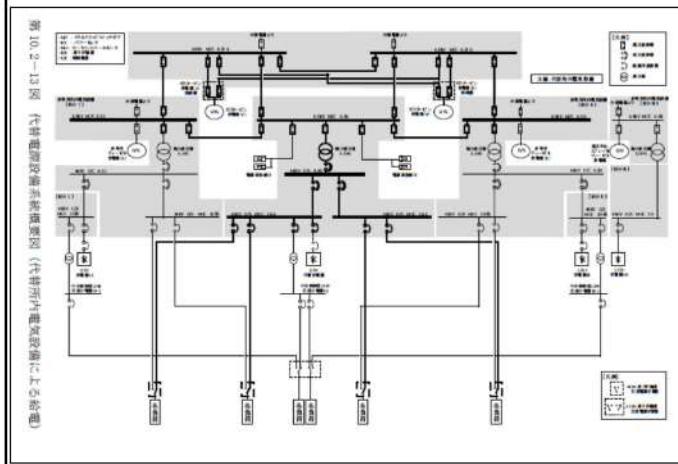


(参考)伊方3号炉

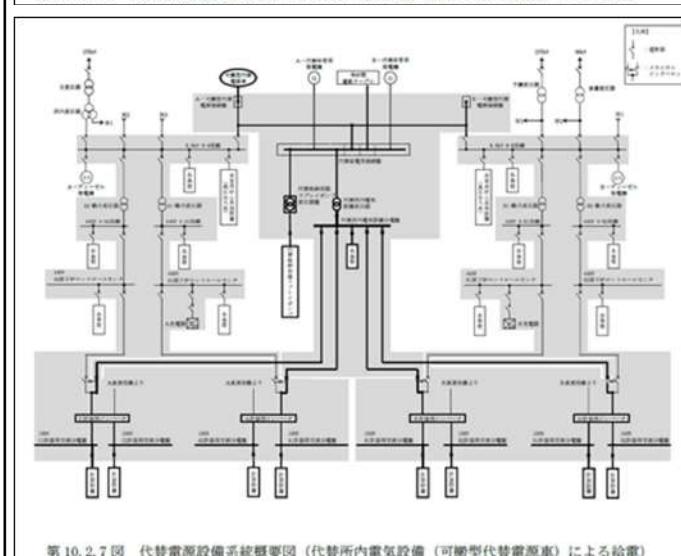
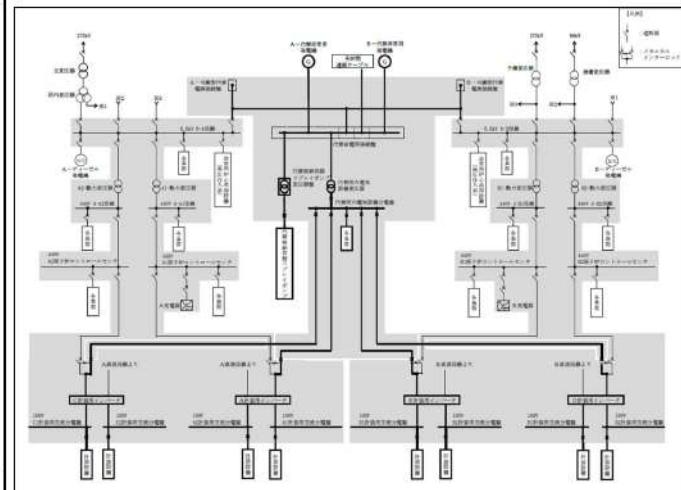
- ・泊は大飯及び伊方と同様に代替非常用発電機又は可搬型代替電源車と専用の変圧器、分電盤等の電源及び回路を代替所内電気設備として整備する。



女川原子力発電所2号炉



泊発電所3号炉

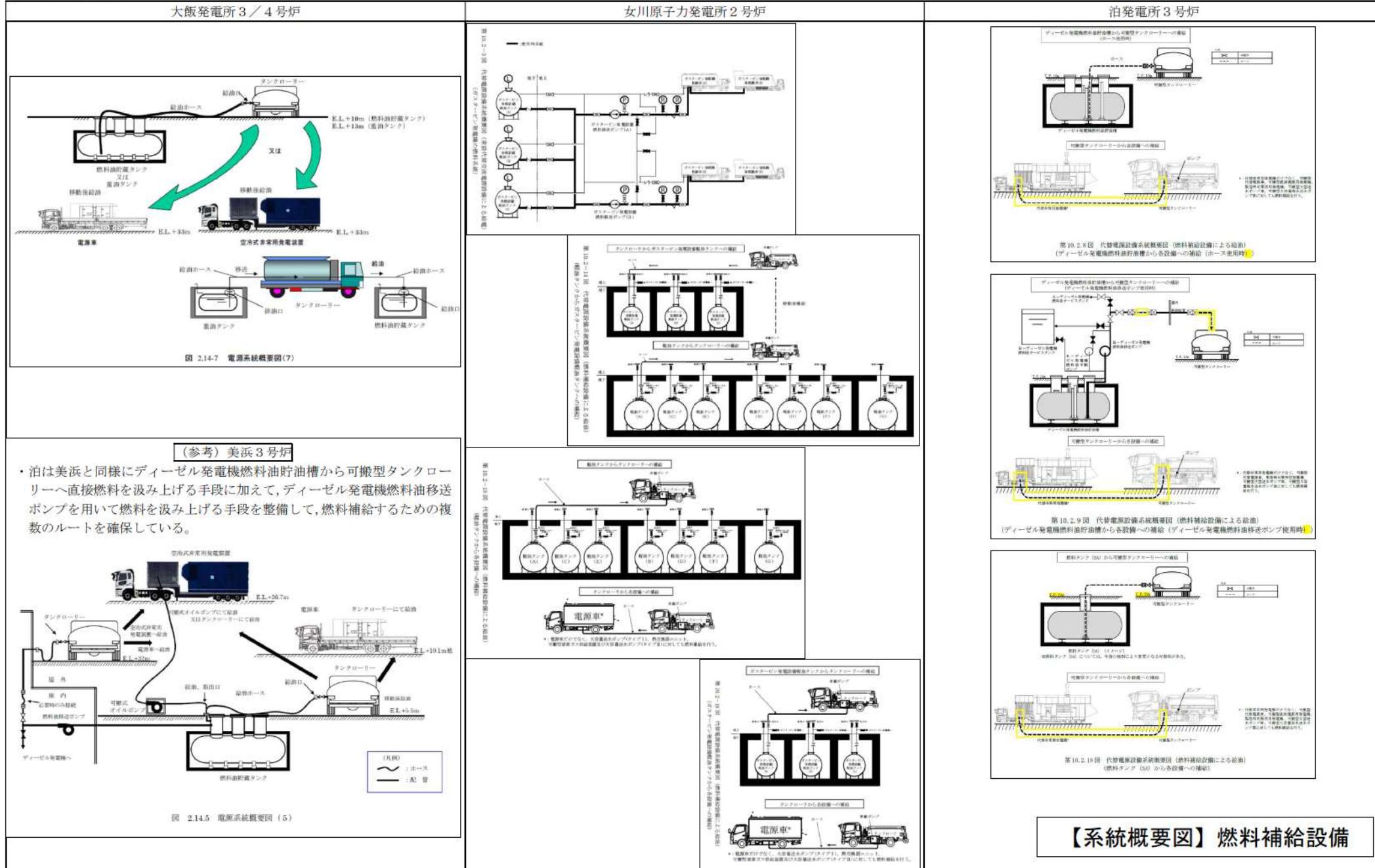


【系統概要図】代替所内電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備



第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第57条 電源設備</p> <p>2.14.1 適合方針</p> <p>設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するため、必要な電力を確保するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p>	<p>10.2 代替電源設備</p> <p>10.2.1 概要</p> <p>設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するため、必要な電力を確保するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>代替電源設備の系統図を第10.2-1図から第10.2-16図に示す。</p> <p>また、想定される重大事故等時において、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備及び非常用直流電源設備が使用できる場合は、重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。</p> <p>非常用交流電源設備及び非常用直流電源設備については、「10.1 非常用電源設備」に記載する。</p>	<p>10.2 代替電源設備</p> <p>10.2.1 概要</p> <p>設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するため、必要な電力を確保するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>代替電源設備の系統図を第10.2.1図から第10.2.10図に示す。</p> <p>また、想定される重大事故等時において、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備が使用できる場合は、重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。</p> <p>非常用交流電源設備については、「10.1 非常用電源設備」に記載する。</p>	<p>色付けによる識別方法は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯：泊との相違箇所を色付け ・女川：泊との相違箇所を色付け ・泊：女川との相違箇所を色付け <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） ・女川審査実績の反映を反映した記載表現としている。（以降、「記載表現の相違（女川審査実績の反映）」と記載する。）</p> <p>【大飯】 項目番号の相違 (以降、同様の箇所の相違理由の記載は省略する。)</p> <p>【大飯、女川】 図表番号の相違 (以降、同様の箇所の相違理由の記載は省略する。)</p> <p>【女川】 設備名称の相違（使用済燃料ピット） ・女川：使用済燃料ピット→泊：使用済燃料ピット（以降、「設備名称の相違（使用済燃料ピット）」と記載する。）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（設計基準拡張） ・大飯は重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備を「重大事故等対処設備」として使用する。 ・泊は女川と同様に「重大事故等対処設備（設計基準拡張）」として使用する。（以降、「設備・運用の相違（設計基準拡張）」と記載する。）</p>

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>重大事故等の対応に必要な電力を供給するための設備として以下の代替電源設備、号機間電力融通ケーブル、所内常設蓄電式直流電源設備、可搬型直流電源設備及び代替所内電気設備を設ける。</p>	<p>10.2.2 設計方針 代替電源設備のうち、重大事故等の対応に必要な電力を確保するための設備として、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備、可搬型代替直流電源設備及び代替所内電気設備を設ける。 また、重大事故等時に重大事故等対処設備の補機駆動用の軽油を補給するための設備として、燃料補給設備を設ける。</p>	<p>10.2.2 設計方針 代替電源設備のうち、重大事故等の対応に必要な電力を確保するための設備として、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、所内常設蓄電式直流電源設備、可搬型代替直流電源設備及び代替所内電気設備を設ける。 また、重大事故等時に重大事故等対処設備の補機駆動用の軽油を補給するための設備として、燃料補給設備を設ける。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯】 設計・運用の相違（号機間電力融通設備） ・大飯は複数号炉同時申請のため、号機間電力融通設備を「重大事故等対処設備」として整備している。 ・泊は女川と同様に単独号炉申請のため、「自主対策設備」として整備する。（以降、「設計・運用の相違（号機間電力融通設備）」と記載する。） 【女川】 設備・運用の相違（常設代替直流電源設備） ・女川は代替直流電源設備の所内常設蓄電式直流電源設備のバックアップとして、常設代替直流電源設備及び可搬型代替直流電源設備による直流電源の供給手段を整備している。 ・泊は大飯及び他PWRと同様に所内常設蓄電式直流電源設備である後備蓄電池投入後、早期の電源復旧が見込めない場合には、所内常設蓄電式直流電源設備のバックアップとして可搬型代替直流電源設備による直流電源の供給手段を整備する。（以降、「設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）」と記載する。）</p>

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、重大事故等時に想定される事故シーケンスのうち最大負荷となる「外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及びRCPシールLOCAが発生する事故」時に必要な交流負荷へ電力を供給する常設代替電源設備として、空冷式非常用発電装置を使用する。</p>	<p>(1) 代替交流電源設備による給電</p> <p>a. 常設代替交流電源設備による給電</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（外部電源喪失並びに非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の故障（以下「全交流動力電源喪失」という。））した場合の重大事故等対処設備として、常設代替交流電源設備を使用する。</p>	<p>(1) 代替交流電源設備による給電</p> <p>a. 常設代替交流電源設備による給電</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（外部電源喪失並びにディーゼル発電機の故障（以下「全交流動力電源喪失」という。））した場合に、重大事故等時に想定される事故シーケンスのうち最大負荷となる「外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及びRCPシールLOCAが発生する事故」時に必要な交流負荷へ電力を供給する重大事故等対処設備として、常設代替交流電源設備を使用する。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備名称の相違（D/G）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：非常用ディーゼル発電機→泊、大飯：ディーゼル発電機（以降、「設備名称の相違（D/G）」と記載する。） <p>【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川の非常用電源設備は高圧炉心スプレイ系を有した3系統（区分I, 区分II, 区分III）である。 ・泊は大飯及び他PWRと同じ2系統（A系, B系）構成である。（以降、「炉型による非常用電源設備構成の相違」と記載する。） <p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯を参照して記載を充実している。（以降、「記載の充実（大飯審査実績を参照）」と記載する。）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備・運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
空冷式非常用発電装置は、中央制御室の操作にて速やかに起動し、非常用高圧母線へ接続することで電力を供給できる設計とする。	常設代替交流電源設備は、ガスタービン発電機、ガスタービン発電設備軽油タンク、ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ、軽油タンク、タンクローリー、電路、計測制御装置等で構成し、ガスタービン発電機を外部電源喪失時に自動起動し、緊急用高圧母線2F系を介して非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系又は緊急用低圧母線2G系へ接続することで電力を供給できる設計とする。	常設代替交流電源設備は、代替非常用発電機、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、燃料タンク（SA）、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ、可搬型タンクローリー、代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤、電路、計測制御装置等で構成し、代替非常用発電機を全交流動力電源喪失時に中央制御室の操作にて速やかに起動し、非常用高圧母線及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤へ接続することで電力を供給できる設計とする。	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯、女川】 設備名称の相違（代替非常用発電機） ・大飯：空冷式非常用発電装置→女川：ガスタービン発電機→泊：代替非常用発電機（以降、「設備名称の相違（代替非常用発電機）」と記載する。） 設備名称の相違（燃料油貯油槽） ・大飯：燃料油貯蔵タンク→女川：軽油タンク→泊：ディーゼル発電機燃料油貯油槽（以降、「設備名称の相違（燃料油貯油槽）」と記載する。） 設備名称の相違（タンクローリー） ・大飯：タンクローリー→女川：タンクローリー→泊：可搬型タンクローリー（以降、「設備名称の相違（タンクローリー）」と記載する。） 【女川】 設備名称の相違（非常用高圧母線） ・女川：非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系→泊、大飯：非常用高圧母線（以降、「設備名称の相違（非常用高圧母線）」と記載する。） 【女川】 設備・運用の相違（代替非常用発電機の起動方法） ・女川は外部電源喪失時にガスタービン発電機を自動起動する。 ・泊は大飯と同様に全交流動力電源喪失時に中央制御室の手動操作にて速やかに代替非常用発電機を起動する。（以降、「設備・運用の相違（代替非常用発電機の起動方法）」と記載する。） 設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先） ・女川は全交流動力電源喪失時に緊急用高圧母線を介して非常用高圧母線又は緊急用低圧母線に給電する。 ・泊は大飯と同様に全交流動力電源喪失時に非常用高圧母線及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤（大飯は代替所内電気設備変圧器）に給電する。（以降、「設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先）」と記載する。）</p>

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>空冷式非常用発電装置は、燃料油貯蔵タンク又は重油タンクよりタンクローリーを用いて燃料を補給できる設計とする。</p> <p>(参考) 美浜3号炉 空冷式非常用発電装置は、燃料油貯蔵タンクより可搬式オイルポンプ又はタンクローリー（燃料油移送ポンプ使用時含む。）を用いて燃料を補給できる設計とする。</p>	<p>ガスタービン発電機の燃料は、ガスタービン発電設備軽油タンクよりガスタービン発電設備燃料移送ポンプを用いて補給できる設計とする。</p> <p>また、ガスタービン発電設備軽油タンクの燃料は、軽油タンクよりタンクローリーを用いて補給できる設計とする。</p>	<p>代替非常用発電機の燃料は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク（SA）より可搬型タンクローリー（ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ使用時を含む。）を用いて補給できる設計とする。</p>	<p>【女川】 設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給） ・女川はガスタービン発電機専用の軽油タンクを設置しており、ガスタービン発電機への燃料補給は、軽油タンクから移送ポンプにより自動補給する。 ・泊は大飯と同様にディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーに汲み上げた燃料を代替非常用発電機に燃料を補給する。（以降、「設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）」と記載する。）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照） 記載の充実（美浜審査実績を参照） ・美浜3号炉を参照して記載を充実している。（以降、「記載の充実（美浜審査実績を参照）」と記載する。）</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（代替非常用発電機） 設備名称の相違（燃料油貯油槽） 設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>【大飯、女川】 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備） ・大飯はディーゼル発電機の燃料貯蔵設備として、燃料油貯蔵タンクに加えて重油タンクを増設して燃料を確保している。 ・女川は軽油タンクに加えてSA設備のガスタービン発電機専用のガスタービン発電設備軽油タンクを設けて燃料を確保している。 ・泊はディーゼル発電機燃料油貯油槽に加えて燃料タンク（SA）を新規に設置して燃料を確保する設計とする。（以降、「設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）」と記載する。）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ） ・大飯及び女川はタンクローリーへ直接燃料を汲み上げる手段を整備して、燃料補給するための複数のルートを確保している。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>燃料油貯蔵タンク及び重油タンクは、重大事故等時にタンクローリーを用いて燃料補給を行う場合のみ3号炉及び4号炉共用とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空冷式非常用発電装置 ・燃料油貯蔵タンク（重大事故等時のみ3号及び4号炉共用） ・重油タンク（重大事故等時のみ3号及び4号炉共用） ・タンクローリー（3号及び4号炉共用） 	<p>常設代替交流電源設備は、非常用交流電源設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガスタービン発電機 ・ガスタービン発電設備軽油タンク ・ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ ・軽油タンク ・タンクローリー 	<p>常設代替交流電源設備は、非常用交流電源設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替非常用発電機 ・ディーゼル発電機燃料油貯油槽 ・燃料タンク（SA） ・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ ・可搬型タンクローリー ・代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤 	<p>・泊は美浜と同様に可搬型タンクローリーへ直接燃料を汲み上げる手段に加えて、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプを用いて燃料を汲み上げる手段を整備して、複数のルートを確保している。（以降、「設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）」と記載する。）</p> <p>【大飯】</p> <p>設備、運用の相違（共用設備）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯は複数号炉同時申請のため、他号炉設備を重大事故等時の共用設備と整備している。 ・泊は女川と同様に単独号炉申請のため、他号炉設備は共用しない。（以降、「設備、運用の相違（共用設備）」と記載する。） <p>【大飯】</p> <p>記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯、女川】</p> <p>設備名称の相違（代替非常用発電機）</p> <p>【女川】</p> <p>設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）</p> <p>【大飯、女川】</p> <p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>【大飯、女川】</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p> <p>【大飯、女川】</p> <p>設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>【女川】</p> <p>設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先）</p>

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、重大事故等の対応に最低限必要な設備に電力を供給する可搬型代替電源設備として電源車を使用する。</p> <p>電源車は、非常用高圧母線へ接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>電源車は、燃料油貯蔵タンク又は重油タンクよりタンクローリーを用いて燃料を補給できる設計とする。</p> <p>(参考) 美浜3号炉 電源車は、燃料油貯蔵タンクよりタンクローリー（燃料油移送ポンプ使用時含む。）を用いて燃料を補給できる設計とする。</p> <p>燃料油貯蔵タンク及び重油タンクは、重大事故等時にタンクローリーを用いて燃料補給を行う場合のみ3号炉及び4号炉共用とする。</p>	<p>b. 可搬型代替交流電源設備による給電 設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合の重大事故等対処設備として、可搬型代替交流電源設備を使用する。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、電源車、軽油タンク、ガスタービン発電設備軽油タンク、タンクローリー、電路、計測制御装置等で構成し、電源車は緊急用高圧母線2G系を介して非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系又は緊急用低圧母線2G系へ接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>電源車の燃料は、軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクよりタンクローリーを用いて補給できる設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、非常用交流電源設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>b. 可搬型代替交流電源設備による給電 設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、重大事故等の対応に最低限必要な設備に電力を供給する重大事故等対処設備として、可搬型代替交流電源設備を使用する。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、可搬型代替電源車、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、燃料タンク(SA)、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ、可搬型タンクローリー、代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤、電路、計測制御装置等で構成し、可搬型代替電源車は、非常用高圧母線及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤へ接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>可搬型代替電源車の燃料は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)より可搬型タンクローリー（ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ使用時を含む。）を用いて補給できる設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、非常用交流電源設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照） ・大飯を参照して記載を充実している。</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（可搬型代替電源車） ・大飯、女川：電源車→泊：可搬型代替電源車（以降、「設備名称の相違（可搬型代替電源車）」と記載する。） 設備名称の相違（燃料油貯油槽） 設備名称の相違（タンクローリー） 【大飯、女川】 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備） 【女川】 設備名称の相違（非常用高圧母線） 【女川】 設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先）</p> <p>【大飯、女川】 設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ） 【大飯、女川】 設備名称の相違（燃料油貯油槽） 設備名称の相違（タンクローリー） 【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照） 記載の充実（美浜審査実績を参照）</p> <p>【大飯】 設備、運用の相違（共用設備）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p>

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電源車 ・燃料油貯蔵タンク（重大事故等時のみ3号及び4号炉共用） ・重油タンク（重大事故等時のみ3号及び4号炉共用） ・タンクローリー（3号及び4号炉共用） 	<p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電源車 ・軽油タンク ・ガスターイン発電設備軽油タンク ・タンクローリ 	<p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型代替電源車 ・ディーゼル発電機燃料油貯油槽 ・燃料タンク（SA） ・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ ・可搬型タンクローリー ・代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤 	<p>【大飯】</p> <p>記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯、女川】</p> <p>設備名称の相違（可搬型代替電源車）</p> <p>【大飯、女川】</p> <p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>【大飯、女川】</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>【大飯、女川】</p> <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p> <p>【大飯、女川】</p> <p>設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>【女川】</p> <p>設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先）</p>

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、重大事故等の対応に必要な設備に電力を供給するため、号機間電力融通恒設ケーブル又は号機間電力融通予備ケーブルを使用する。</p> <p>号機間電力融通恒設ケーブルは、あらかじめ敷設し、手動で非常用高圧母線へ接続することで他号炉（3号炉及び4号炉のうち自号炉を除く。）のディーゼル発電機（燃料油貯蔵タンク及び重油タンクを含む。）から電力融通できる設計とする。</p> <p>号機間電力融通予備ケーブルは、号機間電力融通恒設ケーブルが使用できない場合に、手動で非常用高圧母線へ接続することで他号炉（3号炉及び4号炉のうち自号炉を除く。）のディーゼル発電機（燃料油貯蔵タンク及び重油タンクを含む。）から電力融通できる設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機（燃料油貯蔵タンク及び重油タンクを含む。）は、重大事故等時に号機間電力融通を行う場合のみ3号炉及び4号炉共用とする。</p> <p>ディーゼル発電機は、燃料油貯蔵タンクより燃料を補給できる他、重油タンクよりタンクローリーを用いて燃料を補給できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・号機間電力融通恒設ケーブル（3号及び4号炉共用） ・号機間電力融通予備ケーブル（3号及び4号炉共用） ・ディーゼル発電機（重大事故等時のみ3号及び4号炉共用） ・燃料油貯蔵タンク（重大事故等時のみ3号及び4号炉共用） ・重油タンク（重大事故等時のみ3号及び4号炉共用） ・タンクローリー（3号及び4号炉共用） 			<p>【大飯】</p> <p>設計・運用の相違（号炉間電力融通設備）</p>

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、重大事故等の対応に必要な設備に直流電力を供給する所内常設蓄電式直流電源設備として、蓄電池（安全防護系用）を使用する。</p> <p>これらの設備は、負荷切り離しを行わずに8時間（ただし、「負荷切り離しを行わずに」には、中央制御室において簡単な操作で負荷の切り離しを行う場合を含まない。）、その後、必要な負荷以外を切り離して残り16時間の合計24時間にわたり、電力の供給を行うことが可能な設計とする。</p> <p>(参考) 伊方3号炉</p> <p>(3)代替電源（直流）による給電に用いる設備</p> <p>(i)蓄電池（非常用）による非常用電源（直流）からの給電</p> <p>設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、重大事故等の対応に必要な設備に直流電力を供給する所内常設蓄電式直流電源設備として、蓄電池（非常用）を使用する。</p> <p>蓄電池（非常用）は、中央制御室に隣接する計装盤室において簡単な操作で必要な負荷以外を切り離すことにより8時間にわたり電力の供給を行うことが可能な設計とする。また、蓄電池（重大事故等対処用）と組み合わせることにより事象発生から24時間にわたり電力の供給を行うことが可能な設計とする。</p> <p>(参考) 伊方3号炉</p> <p>(4)代替電源（直流）による給電に用いる設備</p> <p>(i)蓄電池（重大事故等対処用）による代替電源（直流）からの給電</p> <p>設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、重大事故等の対応に必要な設備に直流電力を供給する所内常設蓄電式直流電源設備として、蓄電池（重大事故等対処用）を使用する。</p> <p>蓄電池（重大事故等対処用）は、蓄電池（非常用）により8時間にわたり電力の供給を行った後、中央制御室に隣接する計装盤室以外の場所で必要な負荷以外を切り離して16時間にわたり電力の供給を行うことが可能な設計とする。また、蓄電池（非常用）と組み合わせることにより24時間にわたり電力の供給を行うことが可能な設計とする。</p>	<p>(2) 代替直流電源設備による給電</p> <p>a. 所内常設蓄電式直流電源設備による給電</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合の重大事故等対処設備として、所内常設蓄電式直流電源設備を使用する。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備は、125V蓄電池2A, 125V蓄電池2B, 125V充電器2A, 125V充電器2B, 電路（125V直流主母線盤及び125V直流電源切替盤を含む。）、計測制御装置等で構成し、全交流動力電源喪失から1時間以内に中央制御室において、全交流動力電源喪失から8時間後に、不要な負荷の切離しを行い、全交流動力電源喪失から24時間にわたり、125V蓄電池2A及び125V蓄電池2Bから電力を供給できる設計とする。</p>	<p>(2) 代替直流電源設備による給電</p> <p>a. 所内常設蓄電式直流電源設備による給電</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、重大事故等の対応に必要な設備に直流電力を供給する重大事故等対処設備として、所内常設蓄電式直流電源設備を使用する。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備は、蓄電池（非常用）、後備蓄電池、A充電器、B充電器、電路（A直流母線及びB直流母線を含む。）、計測制御装置等で構成し、全交流動力電源喪失から1時間以内に中央制御室及び中央制御室に隣接する安全系計装盤室において、全交流動力電源喪失から8時間後に、不要な負荷の切離しを行い、蓄電池（非常用）及び後備蓄電池を組み合わせることにより全交流動力電源喪失から24時間にわたり、蓄電池（非常用）及び後備蓄電池から電力を供給できる設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照） ・大飯を参照して記載を充実している。</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（蓄電池（非常用））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯：蓄電池（安全防護系用）→女川：125V蓄電池2A, 125V蓄電池2B→泊：蓄電池（非常用）（以降、「設備名称の相違（蓄電池（非常用））」と記載する。） <p>設備名称の相違（充電器）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯：充電器→女川：125V充電器2A, 125V充電器2B→泊：A充電器、B充電器（以降、「設備名称の相違（充電器）」と記載する。） <p>【設備名称の相違（直流母線）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯：A—非常用直流母線、B—非常用直流母線→女川：125V直流主母線盤→泊：A直流母線、B直流母線（以降、「設備名称の相違（直流母線）」と記載する。） <p>【女川】 設備・運用の相違（直流負荷への給電） ・女川は125V直流電源切替盤を設けて代替常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備から負荷に直接給電する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は大飯と同様に直流母線を介して負荷に給電する。（以降、「設備・運用の相違（直流負荷給電ルート）」と記載する。） <p>【大飯、女川】 設備・運用の相違（蓄電池の構成）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯及び女川は蓄電池（安全防護系用）（女川は125V蓄電池2A及び125V蓄電池2B）で24時間にわたり給電する。 ・泊は伊方と同様に蓄電池（非常用）及び後備蓄電池（伊方は蓄電池（重大事故等対処用））を組み合わせることにより24時間にわたり給電する。（以降、「設備・運用の相違（蓄電池の構成）」と記載する。） <p>【設備・対応手段の相違（負荷切り離し）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯及び女川は中央制御室において簡単な操作で不要負荷を切り離す。 ・泊は伊方と同様に中央制御室又は隣接する安全系計装盤室において1時間以
	<p>また、交流電源復旧後に、交流電源を125V充電器2A及び125V充電器2Bを経由し125V直流母線へ接続することで電力を供給できる設計とする。</p>	<p>また、交流電源復旧後に、交流電源をA充電器及びB充電器を経由しA直流母線及びB直流母線へ接続することで電力を供給できる設計とする。</p>	

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蓄電池（安全防護系用） <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">(参考) 伊方3号炉</div> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蓄電池（非常用） <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">(参考) 伊方3号炉</div> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蓄電池（重大事故等対応用） 	<p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・125V 蓄電池 2A ・125V 蓄電池 2B 	<p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蓄電池（非常用） <div style="margin-top: 10px;">・後備蓄電池</div> <ul style="list-style-type: none"> ・A充電器 ・B充電器 	<p>内に不要な負荷を切り離す。（以降、「設備・運用の相違（負荷切り離し）」と記載する。）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯、女川】 設備名称の相違（蓄電池（非常用））</p> <p>【大飯、女川】 設備・運用の相違（蓄電池の構成） 【大飯、女川】 設備名称の相違（充電器）</p>

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>b. 常設代替直流電源設備による給電</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合の重大事故等対処設備として、常設代替直流電源設備のうち125V代替蓄電池を使用する。また、設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合又は交流電源及び直流電源が喪失した場合の重大事故等対処設備として、常設代替直流電源設備のうち250V蓄電池を使用する。</p> <p>常設代替直流電源設備は、125V代替蓄電池、250V蓄電池、電路（125V直流主母線盤及び125V直流電源切替盤並びに250V直流主母線盤を含む。）、計測制御装置等で構成し、125V代替蓄電池は電力の供給開始から8時間後に、不要な負荷の切離しを行い、250V蓄電池は電力の供給開始から1時間後に中央制御室において、不要な負荷の切離しを行い、電力の供給開始から24時間にわたり、125V代替蓄電池及び250V蓄電池から電力を供給できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・125V代替蓄電池 ・250V蓄電池 		<p>【女川】</p> <p>設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）</p>

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失及び蓄電池の枯済）した場合に、重大事故等の対応に必要な設備に直流電力を供給する可搬型直流電源設備として、電源車及び可搬式整流器を使用する。</p> <p>これらの設備は、直流母線へ接続することにより、24時間にわたり電力を供給できる設計とする。</p> <p>(参考) 伊方3号炉</p> <p>(4)代替電源（直流）による給電に用いる設備</p> <p>(ii)可搬型直流電源装置による代替電源（直流）からの給電</p> <p>設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失及び蓄電池の枯済）した場合に、重大事故等の対応に必要な設備に直流電力を供給する可搬型直流電源設備として、75kVA電源車及び可搬式整流器により構成する可搬型直流電源装置並びに軽油タンク及びミニローラーを使用する。</p> <p>可搬型直流電源装置は、直流母線へ接続することにより、24時間にわたり電力を供給できる設計とする。</p>	<p>c. 可搬型代替直流電源設備による給電</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合の重大事故等対処設備として、可搬型代替直流電源設備を使用する。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、125V代替蓄電池、250V蓄電池、電源車、125V代替充電器、250V充電器、軽油タンク、ガスタンク発電設備軽油タンク、タンクローリー、電路（125V直流主母線盤及び125V直流電源切替盤並びに250V直流主母線盤を含む。）、計測制御装置等で構成し、125V代替蓄電池は電力の供給開始から8時間後に、不要な負荷の切離しを行い、250V蓄電池は電力の供給開始から1時間後に中央制御室において、不要な負荷の切離しを行い、125V代替蓄電池及び250V蓄電池から電力を供給し、その後、電源車を代替所内電気設備、125V代替充電器及び250V充電器を経由し、125V直流主母線盤2A-1、125V直流主母線盤2B-1及び250V直流主母線盤へ接続することで電力を供給できる設計とする。</p>	<p>b. 可搬型代替直流電源設備による給電</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失（全交流動力電源喪失及び蓄電池（非常用）の枯済）した場合に、重大事故等の対応に必要な設備に直流電力を供給する重大事故等対処設備として、可搬型代替直流電源設備を使用する。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、可搬型直流電源用発電機、可搬型直流変換器、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、燃料タンク（SA）、可搬型タンクローラー、電路（A直流母線及びFB直流母線を含む。）、計測制御装置等で構成し、可搬型直流電源用発電機は可搬型直流変換器を経由し、A直流母線又はB直流母線へ接続することで電力を供給できる設計とする。</p>	<p>【大飯】</p> <p>記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】</p> <p>記載の充実（大飯審査実績を参照）</p> <p>【大飯、女川】</p> <p>設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯及び女川は可搬型代替交流電源設備の電源車を使用する。 ・大飯は通常用所内電気設備の電路を経由して直流母線に接続する。 ・女川は代替所内電源設備の電路を経由してSA専用の直流母線に接続する。 ・泊は伊方と同様に可搬型代替直流電源設備専用の発電機を使用し、専用の電路を経由して直流母線に接続する。（以降、「設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機）」と記載する。） <p>【大飯、女川】</p> <p>設備名称の相違（可搬型直流変換器）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯：可搬式整流器→女川：125V代替充電器→泊：可搬型直流変換器（以降、「設備名称の相違（可搬型直流変換器）」と記載する。） <p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>設備名称の相違（タンクローラー）</p> <p>【女川】</p> <p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は可搬型代替直流電源設備としても常設代替直流電源設備である125V代替蓄電池及び250V蓄電池から給電し、その後、可搬型代替交流電源設備の電源車を使用して常設の125V代替充電器及び250V充電器を経由した代替所内電気設備の125V及び250V直流主母線盤へ給電する。 ・泊は大飯及び他PWRと同様に可搬型の発電機及び変換器を使用した給電手段を整備する。また、所内常設蓄電式直流電源設備である後備蓄電池投入後、早期の電源復旧が見込めない場合には、伊方と同様に可搬型代替直流電源設備専用の発電機及び電路を使用可搬型代替直流電源設備により直流電源を供給する手段を整備する。（以降、「設備・運用の

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>電源車は、燃料油貯蔵タンク又は重油タンクよりタンクローリーを用いて燃料を補給できる設計とする。</p> <p>燃料油貯蔵タンク及び重油タンクは、重大事故等時にタンクローリーを用いて燃料補給を行う場合のみ3号炉及び4号炉共用とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電源車 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"><内容比較のため再掲(1)></div> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬式整流器 ・燃料油貯蔵タンク（重大事故等時のみ3号及び4号炉共用） ・重油タンク（重大事故等時のみ3号及び4号炉共用） ・タンクローリー（3号及び4号炉共用） <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"><女川、泊の記載箇所で比較(1)></div> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬式整流器 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">(参考) 伊方3号炉</div> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・75kVA電源車 ・軽油タンク ・ミニローリー ・可搬式整流器 	<p>電源車の燃料は、軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクよりタンクローリーを用いて補給できる設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、電源車の運転を継続することで、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源の喪失から24時間にわたり必要な負荷に電力の供給を行うことができる設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、非常用直流電源設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・125V代替蓄電池 ・250V蓄電池 ・電源車 <ul style="list-style-type: none"> ・125V代替充電器 ・250V充電器 ・軽油タンク ・ガスタービン発電設備軽油タンク ・タンクローリー 	<p>可搬型直流電源用発電機の燃料は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)より可搬型タンクローリーを用いて補給できる設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、可搬型直流電源用発電機の運転を継続することで、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源の喪失から24時間にわたり必要な負荷に電力の供給を行うことができる設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、非常用直流電源設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型直流電源用発電機 <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型直流変換器 ・ディーゼル発電機燃料油貯油槽 ・燃料タンク(SA) ・可搬型タンクローリー 	<p>相違(可搬型代替直流電源設備の構成)と記載する。)</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯、女川】 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>【大飯】 設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>【大飯】 設備、運用の相違（共用設備）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（可搬型直流変換器）</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>【大飯、女川】 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（タンクローリー）</p>

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>所内電気設備は、2系統の非常用母線等により構成することにより、共通要因で機能を失うことなく、少なくとも1系統は電力供給機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。</p> <p>これとは別に上記2系統の非常用母線等の機能が喪失したことにより発生する重大事故等の対応に必要な設備に電力を供給する代替所内電気設備として、空冷式非常用発電装置、代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤及び可搬式整流器を使用する。</p> <p>代替所内電気設備は、空冷式非常用発電装置を代替所内電気設備変圧器に接続し、代替所内電気設備分電盤及び可搬式整流器より電力を供給できる設計とする。</p> <p>(参考) 伊方3号炉</p> <p>(5)代替所内電気設備による給電に用いる設備 (i)代替所内電気設備による給電</p> <p>所内電気設備は、2系統の非常用母線等により構成することにより、共通要因で機能を失うことなく、少なくとも1系統は電力供給機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。</p> <p>これとは別に上記2系統の非常用母線等の機能が喪失したことにより発生する重大事故等の対応に必要な設備に電力を供給する代替所内電気設備として、空冷式非常用発電装置、重油タンク、ミニローラー、代替電気設備受電盤及び代替動力変圧器を使用する。</p> <p>代替所内電気設備は、空冷式非常用発電装置を代替電気設備受電盤に接続し、代替動力変圧器より電力を供給できる設計とする。</p>	<p>(3) 代替所内電気設備による給電</p> <p>設計基準事故対処設備の非常用所内電気設備が機能喪失した場合の重大事故等対処設備として、代替所内電気設備を使用する。</p> <p>代替所内電気設備は、ガスタービン発電機接続盤、緊急用高圧母線2F系、緊急用高圧母線2G系、緊急用動力変圧器2G系、緊急用低圧母線2G系、緊急用交流電源切替盤2G系、緊急用交流電源切替盤2C系、緊急用交流電源切替盤2D系、非常用高圧母線2C系、非常用高圧母線2D系、計測制御装置等で構成し、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備の電路として使用し電力を供給できる設計とする。</p>	<p>(3) 代替所内電気設備による給電</p> <p>設計基準事故対処設備の非常用所内電気設備は、2系統の非常用母線等により構成することにより、共通要因で機能を失うことなく、少なくとも1系統は電力供給機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。</p> <p>これとは別に上記2系統の非常用母線等の機能が喪失したことにより発生する重大事故等の対応に必要な設備に電力を供給する重大事故等対処設備として、代替所内電気設備を使用する。</p> <p>代替所内電気設備は、代替非常用発電機、可搬型代替電源車、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、燃料タンク(SA)、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ、可搬型タンクローリー、代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤、代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤、計測制御装置等で構成し、代替非常用発電機又は可搬型代替電源車を代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤に接続し電力を供給できる設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照）</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（代替所内電気設備） ・大飯：代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤→女川：緊急用動力変圧器2G系、緊急用低圧母線2G系→泊：代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤（以降、「設備名称の相違（代替所内電気設備）」と記載する。）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等） ・女川は緊急用母線、変圧器等の電路を代替所内電気設備として整備し、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備の電路として使用する。 ・泊は大飯及び伊方と同様に代替非常用発電機又は可搬型代替電源車と専用の変圧器、分電盤等の電源及び電路を代替所内電気設備として整備する。（以降、「設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）」と記載する。）</p> <p>【大飯】 設備・運用の相違（代替所内電気設備による直流給電） ・大飯は代替所内電気設備として可搬式整流器を使用した直流給電の手段を整備している。 ・泊は女川及び伊方と同様に代替所内電気設備とは別に可搬型代替直流電源設備で直流給電する手段を整備する。（以降、「設備・運用の相違（代替所内電気設備による直流給電）」と記載する。）</p> <p>設備・運用の相違（代替炉心注水等） ・大飯及び伊方は代替所内電気設備変圧器を経由し、代替炉心注水等を行う恒設</p>

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>空冷式非常用発電装置は、燃料油貯蔵タンク又は重油タンクよりタンクローリーを用いて燃料を補給できる設計とする。</p> <p>燃料油貯蔵タンク及び重油タンクは、重大事故等時にタンクローリーを用いて燃料補給を行う場合のみ3号炉及び4号炉共用とする。</p>	<p>代替所内電気設備は、共通要因で設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備と同時に機能を喪失しない設計とする。</p> <p>また、代替所内電気設備及び非常用所内電気設備は、少なくとも1系統は機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。</p>	<p>代替非常用発電機及び可搬型代替電源車の燃料は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク（SA）より可搬型タンクローリー（ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ使用時を含む。）を用いて補給できる設計とする。</p> <p>代替所内電気設備の代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤は、共通要因で設計基準事故対処設備の非常用所内電気設備である2系統の非常用母線等と同時に機能を喪失しない設計とする。</p> <p>また、代替所内電気設備及び非常用所内電気設備は、少なくとも1系統は機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。</p>	<p>代替低圧注水ポンプに給電する。 ・泊は代替所内電気設備変圧器とは別の代替格納容器スプレイポンプ専用の変圧器を経由し、代替格納容器スプレイポンプに給電する。代替炉心注水等を行う常設重大事故等対処設備へ給電する機能を有しているという点において大飯と同様である。（以降、「設備・運用の相違（代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤）」と記載する。）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】 設備名称の相違（代替非常用発電機） 設備名称の相違（燃料油貯油槽） 設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>【大飯、女川】 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備） 設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p> <p>【大飯】 設備、運用の相違（共用設備）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照） ・「10.2.2.1 多様性及び独立性、位置的分散」の大飯の記載を参照している。</p>

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空冷式非常用発電装置 ・燃料油貯蔵タンク（重大事故等時のみ3号及び4号炉共用） ・重油タンク（重大事故等時のみ3号及び4号炉共用） ・タンクローリー（3号及び4号炉共用） ・代替所内電気設備変圧器 ・代替所内電気設備分電盤 ・可搬式整流器 	<p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガスタービン発電機接続盤 ・緊急用高圧母線2F系 ・緊急用高圧母線2G系 ・緊急用動力変圧器2G系 ・緊急用低圧母線2G系 ・緊急用交流電源切替盤2G系 ・緊急用交流電源切替盤2C系 ・緊急用交流電源切替盤2D系 ・非常用高圧母線2C系 ・非常用高圧母線2D系 	<p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替非常用発電機 ・可搬型代替電源車 ・ディーゼル発電機燃料油貯油槽 ・燃料タンク（SA） ・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ ・可搬型タンクローリー ・代替所内電気設備変圧器 ・代替所内電気設備分電盤 ・代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤 	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等） 【大飯】 設備名称の相違（燃料油貯油槽） 【大飯、女川】 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備） 【大飯、女川】 設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ） 【大飯、女川】 設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（代替所内電気設備） 【大飯】 設備・運用の相違（代替所内電気設備による直流給電） 設備・運用の相違（代替炉心注水等）</p>

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大容量ポンプ、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、電源車（緊急時対策所用）は、燃料油貯蔵タンク又は重油タンクよりタンクローリーを用いて燃料を補給できる設計とする。</p> <p>（参考）美浜3号炉 大容量ポンプ、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）及び電源車（緊急時対策所用）は、燃料油貯蔵タンクよりタンクローリー（燃料油移送ポンプ使用時含む。）を用いて燃料を補給できる設計とする。</p> <p>燃料油貯蔵タンク及び重油タンクは、重大事故等時にタンクローリーを用いて燃料補給を行う場合のみ3号炉及び4号炉共用とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料油貯蔵タンク（重大事故等時のみ3号及び4号炉共用） ・重油タンク（重大事故等時のみ3号及び4号炉共用） ・タンクローリー（3号及び4号炉共用） <p>（参考）美浜3号炉 具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料油貯蔵タンク ・タンクローリー ・燃料油移送ポンプ 	<p>(4) 燃料補給設備による給油 重大事故等時に補機駆動用の軽油を補給する設備として、軽油タンク、ガスタービン発電設備軽油タンク、タンクローリー及びホースを使用する。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプI）、熱交換器ユニット、可搬型窒素ガス供給装置及び大容量送水ポンプ（タイプII）は、軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクからタンクローリーを用いて燃料を補給できる設計とする。</p> <p>軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクからタンクローリーへの軽油の補給は、ホースを用いる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽油タンク ・ガスタービン発電設備軽油タンク ・タンクローリー <p>本系統の流路として、ホースを重大事故等対処設備として使用する。</p>	<p>(4) 燃料補給設備による給油 重大事故等時に補機駆動用の軽油を補給する設備として、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、燃料タンク（SA）、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ、可搬型タンクローリー、配管・弁類及びホースを使用する。</p> <p>緊急時対策所用発電機、可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型大容量海水送水ポンプ車は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク（SA）から可搬型タンクローリー（ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ使用時を含む。）を用いて燃料を補給できる設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク（SA）から可搬型タンクローリー（ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ使用時を含む。）への軽油の補給は、ホース（ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ使用時は配管・弁類を含む。）を用いる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル発電機燃料油貯油槽 ・燃料タンク（SA） ・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ ・可搬型タンクローリー <p>本系統の流路として、配管・弁類及びホースを重大事故等対処設備として使用する。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照） 記載の充実 ・補給時に使用する配管・弁類の記載を追加した。 【大飯、女川】 設備、運用の相違 ・燃料補給対象の可搬型設備の相違 【大飯、女川】 設備名称の相違（燃料油貯油槽） 設備名称の相違（タンクローリー） 【女川】 記載の充実（美浜審査実績を参照） 【大飯】 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備） 設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ） 【大飯】 設備、運用の相違（共用設備） 【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯、女川】 設備名称の相違（燃料油貯油槽） 【大飯、女川】 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備） 【大飯、女川】 設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ） 【大飯、女川】 設備名称の相違（タンクローリー）</p>

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="border: 2px dashed blue; padding: 2px;"><女川、泊の記載箇所で比較(2)></p> <p>充てんポンプ、高圧注入ポンプ、電動補助給水ポンプ、ほう酸ポンプ、緊急ほう酸補給弁、余熱除去ポンプ、格納容器スプレイポンプ、格納容器スプレイポンプ格納容器再循環サンプ側入口格納容器隔離弁、格納容器再循環ファン、A、D原子炉補機冷却水泵、海水ポンプ、静的触媒式水素再結合装置温度監視装置、原子炉格納容器水素燃焼装置、原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置、可搬型格納容器内水素ガス濃度計、格納容器水素ガス試料冷却器用可搬型冷却水ポンプ、可搬型格納容器ガス試料圧縮装置、アニュラス空気浄化ファン、原子炉格納容器水位、原子炉下部キャビティ水位、中央制御室空調ファン、中央制御室循環ファン、中央制御室非常用循環ファン、可搬型照明（S A）、衛星電話（固定）、安全パラメータ表示システム（S P D S）、安全パラメータ伝送システム、蓄圧タンク出口弁及びA、B、C、D計装用電源は、ディーゼル発電機より電力を供給できる設計とする。</p>			<p>【大飯】</p> <p>記載箇所の相違（P57-82～）</p>

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.14.1.1 多様性及び独立性、位置的分散 基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等について」に示す。</p> <p>空冷式非常用発電装置は、空冷式のディーゼル発電機とし、原子炉周辺建屋内のディーゼル発電機に対して、屋外の適切な離隔距離を持った位置に設置することで、多様性及び位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>10.2.2.1 多様性及び独立性、位置的分散 基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備は、非常用交流電源設備と共に要因によって同時に機能を損なわないよう、ガスタービン発電機をガスタービンにより駆動することで、ディーゼルエンジンにより駆動する非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を用いる非常用交流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備のガスタービン発電機、ガスタービン発電設備軽油タンク、ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ及びタンクローリーは、原子炉建屋付属棟から離れた屋外に設置又は保管することで、原子炉建屋付属棟内の非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機、非常用ディーゼル発電設備燃料ディタンク及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料ディタンク並びに原子炉建屋付属棟近傍の非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプと共に要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>10.2.2.1 多様性及び独立性、位置的分散 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備の代替非常用発電機は、非常用交流電源設備のディーゼル発電機と共に要因によって同時に機能を損なわないよう、代替非常用発電機の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷であるディーゼル発電機に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備の代替非常用発電機及び可搬型タンクローリーは、ディーゼル発電機建屋及び原子炉建屋から離れた屋外に設置又は保管することで、ディーゼル発電機建屋内のディーゼル発電機及びディーゼル発電機燃料油移送ポンプ並びに周辺機構内内のディーゼル発電機燃料油サービスタンクと共に要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照） 【大飯、女川】 設備名称の相違（代替非常用発電機） 【女川】 設備名称の相違（D/G） 【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違 【女川】 記載方針の相違 ・女川はガスタービン発電機の駆動方式により非常用ディーゼル発電機に対して多様性を有する。 ・泊は大飯と同様に代替非常用発電機の冷却方式によりディーゼル発電機に対して多様性を有する。 【女川】 設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給） 【大飯、女川】 設備名称の相違（タンクローリー） 設置場所の相違（D/G 設置場所） ・大飯：原子炉周辺建屋→女川：原子炉付属棟、原子炉建屋付属棟近傍→泊：ディーゼル発電機建屋、原子炉建屋、周辺機構（以降、「設置場所の相違（D/G 設置場所）」と記載する。） 【女川】 設備名称の相違（D/G 燃料油移送設備） ・女川：非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ、非常用ディーゼル発電設備燃料ディタンク→泊：ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ、ディーゼル発電機燃料油サービスタンク（以降、「設備名称の相違（D/G 燃料油移送設備）」と記載する。）</p>

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>空冷式非常用発電装置を使用した代替電源系統は、空冷式非常用発電装置から非常用高圧母線までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、ディーゼル発電機を使用した電源系統に対して独立した設計とする。</p> <p>電源車は、空冷式のディーゼル発電機とし、原子炉周辺建屋内のディーゼル発電機に対して、原子炉周辺建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数箇所に分散して保管することで、多様性及び位置的分散を図る設計とする。</p> <p>電源車は、空冷式のディーゼル発電機とし、少なくとも1台は屋外の空冷式非常用発電装置から100m以上の離隔距離を確保した複数箇所に分散して保管することで、空冷式非常用発電装置に対して位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>常設代替交流電源設備は、ガスタービン発電機から非常用高圧母線までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機から非常用高圧母線までの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、常設代替交流電源設備は非常用交流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、非常用交流電源設備と共に要因によって同時に機能を損なわないよう、電源車の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷である非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を用いる非常用交流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>また、可搬型代替交流電源設備は、常設代替交流電源設備と共に要因によって同時に機能を損なわないよう、電源車をディーゼルエンジンにより駆動することで、ガスタービンにより駆動するガスタービン発電機を用いる常設代替交流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の重源車、ガスタービン発電設備軽油タンク及びタンククローリーは、屋外の原子炉建屋付属棟から離れた場所に設置又は保管することで、原子炉建屋付属棟内の非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機、非常用ディーゼル発電設備燃料ディタンク及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料ディタンク並びに原子炉建屋付属棟近傍の非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプと共に要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>常設代替交流電源設備の代替非常用発電機を使用した代替電源系統は、代替非常用発電機から非常用高圧母線及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、ディーゼル発電機から非常用高圧母線までの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、常設代替交流電源設備は非常用交流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型代替電源車は、非常用交流電源設備のディーゼル発電機と共に要因によって同時に機能を損なわないよう、可搬型代替電源車の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷であるディーゼル発電機に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型代替電源車及び可搬型タンククローリーは、屋外のディーゼル発電機建屋及び原子炉建屋から離れた場所に保管することで、ディーゼル発電機建屋内のディーゼル発電機及びディーゼル発電機燃料油移送ポンプ並びに周辺補機棟内のディーゼル発電機燃料油サービスタンクと共に要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照） 【女川】 設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照） 【大飯、女川】 設備名称の相違（可搬型代替電源車） 【女川】 設備名称の相違（D/G） 【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違 【女川】 設備の相違（発電機の多様性） ・女川は電源車の冷却方式により非常用ディーゼル発電機に対して、また、電源車の駆動方式によりガスタービン発電機に対して多様性を有する。 ・泊は大飯と同様に代替非常用発電機及び可搬型代替電源車の冷却方式によりディーゼル発電機に対して多様性を有する。</p> <p>【大飯、女川】 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備） 【大飯、女川】 設備名称の相違（タンククローリー） 設置場所の相違（D/C 設置場所） 【女川】 設備名称の相違（D/G 燃料油移送設備）</p>

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>電源車を使用した代替電源系統は、電源車から非常用高圧母線までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、ディーゼル発電機を使用した電源系統に対して独立した設計とする。</p> <p>電源車の接続箇所は、原子炉周辺建屋の異なる面の隣接しない位置に、適切な離隔距離をもって複数箇所設置する設計とする。</p> <p>号機間電力融通恒設ケーブルは、原子炉周辺建屋内のディーゼル発電機に対して異なる区画に設置することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>号機間電力融通予備ケーブルは、制御建屋内の号機間電力融通恒設ケーブルと異なる区画に保管することで、位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>また、可搬型代替交流電源設備の電源車及びタンクローリーは、屋外のガスタービン発電機、ガスタービン発電設備軽油タンク及びガスタービン発電設備燃料移送ポンプから離れた場所に保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、電源車から非常用高圧母線までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機から非常用高圧母線までの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、可搬型代替交流電源設備は非常用交流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の電源車の接続箇所は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。</p>	<p>また、可搬型代替交流電源設備の可搬型代替電源車は、屋外の代替非常用発電機から離れた場所に保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型代替電源車を使用した代替電源系統は、可搬型代替電源車から非常用高圧母線及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、ディーゼル発電機から非常用高圧母線までの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、可搬型代替交流電源設備は非常用交流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型代替電源車の接続箇所は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照） 【大飯、女川】 設備名称の相違（可搬型代替電源車） 【女川】 設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給） 【大飯、女川】 設備名称の相違（代替非常用発電機） 【女川】 設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先） 【大飯】 設計・運用の相違（号炉間電力融通設備）</p>

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(参考) 伊方3号炉</p> <p>蓄電池（非常用）及び蓄電池（重大事故等対処用）は、ディーゼル発電機と異なる区画に設置し、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>原子炉補助建屋内の蓄電池（重大事故等対処用）と蓄電池（非常用）は、異なる区画に設置することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう互いに位置的分散を図る設計とする。</p> <p>(参考) 伊方3号炉</p> <p>蓄電池（重大事故等対処用）及び可搬型直流電源装置を使用した直流電源系統は、蓄電池（重大事故等対処用）及び可搬型直流電源装置から直流コントロールセンタまでの系統において、独立した電路で系統構成することにより、蓄電池（非常用）から直流コントロールセンタまでの電源系統に対して、共通要因によって同時に機能を損なわないよう独立した設計とする。</p>	<p>所内常設蓄電式直流電源設備は、原子炉建屋付属棟内の非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機と異なる制御建屋内に設置することで、非常用交流電源設備と共に共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備は、125V蓄電池2A及び125V蓄電池2Bから125V直流主母線盤2A及び125V直流主母線盤2Bまでの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用ディーゼル発電機の交流を直流に変換する電路を用いた125V直流主母線盤2A及び125V直流主母線盤2Bまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの位置的分散及び電路の独立性によって、所内常設蓄電式直流電源設備は非常用交流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>常設代替直流電源設備は、制御建屋内の非常用直流電源設備と異なる区画に設置することで、非常用直流電源設備と共に共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>常設代替直流電源設備は、125V代替蓄電池から125V直流主母線盤2A-1及び125V直流主母線盤2B-1までの系統並びに250V蓄電池から250V直流主母線盤までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用直流電源設備の125V蓄電池2A、125V蓄電池2B及び125V蓄電池2Hから125V直流主母線盤2A、125V直流主母線盤2B及び125V直流主母線盤2Hまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの位置的分散及び電路の独立性によって、常設代替直流電源設備は非常用直流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p>	<p>所内常設蓄電式直流電源設備の蓄電池（非常用）及び後備蓄電池は、ディーゼル発電機建屋内のディーゼル発電機と異なる原子炉補助建屋内に設置することで、ディーゼル発電機と共に共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>また、所内常設蓄電式直流電源設備の後備蓄電池は、原子炉補助建屋内の蓄電池（非常用）と異なる区画に設置することで、蓄電池（非常用）と共に共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備の蓄電池（非常用）及び後備蓄電池を使用した代替電源系統は、蓄電池（非常用）及び後備蓄電池からA直流母線及びB直流母線までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、ディーゼル発電機の交流を直流に変換する電路を用いたA直流母線及びB直流母線までの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>また、所内常設蓄電式直流電源設備の後備蓄電池を使用した代替電源系統は、後備蓄電池からA直流母線及びB直流母線までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、蓄電池（非常用）からA直流母線及びB直流母線までの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの位置的分散及び電路の独立性によって、所内常設蓄電式直流電源設備は非常用交流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>また、所内常設蓄電式直流電源設備の後備蓄電池は蓄電池（非常用）に対して独立性を有する設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 記載の充実（伊方審査実績を参照） ・伊方を参照して記載を充実している。 (以降、「記載の充実（伊方審査実績を参照）」と記載する。)</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（蓄電池（非常用））</p> <p>【大飯、女川】 設備・運用の相違（蓄電池の構成）</p> <p>【大飯、女川】 設置場所の相違（D/G 設置場所）</p> <p>【女川】 設備名称の相違（D/G）</p> <p>【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【大飯、女川】 設置場所の相違（蓄電池設置場所） ・大飯、女川：制御建屋→泊：原子炉補助建屋（以降、「設置場所の相違（蓄電池設置場所）」と記載する。）</p> <p>設備名称の相違（直流母線）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）</p>

自発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>電源車及び可搬型整流器を使用した可搬型直流電源設備は、空冷式のディーゼル発電機を使用し、制御建屋内の蓄電池（安全防護系用）に対して、電源車は原子炉周辺建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数箇所に分散して保管し、可搬型整流器は制御建屋内の異なる区画に分散して保管することで、多様性及び位置的分散を図る設計とする。</p> <p>（参考）伊方3号炉</p> <p>可搬型直流電源装置は、空冷式のディーゼル駆動である75kVA電源車を使用することで、蓄電池（非常用）及び蓄電池（重大事故等対処用）に対して、共通要因によって同時に機能を損なわないよう多様性を有する設計とする。</p> <p>75kVA電源車は、原子炉補助建屋内の蓄電池（非常用）及び蓄電池（重大事故等対処用）に対して、2台は原子炉補助建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数箇所に分散して屋外に保管し、可搬型整流器は、原子炉補助建屋内の蓄電池（非常用）及び蓄電池（重大事故等対処用）に対して、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の異なる区画に分散して保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>可搬型代替直流電源設備は、非常用直流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、電源車の冷却方式を空冷として、冷却方式が水冷である非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機から給電する非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>また、125V代替充電器及び250V充電器により交流を直流に変換できることで、125V蓄電池2A、125V蓄電池2B及び125V蓄電池2Hを用いる非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の125V代替蓄電池、250V蓄電池、125V代替充電器及び250V充電器は、制御建屋内の125V蓄電池2A、125V蓄電池2B、125V充電器2A及び125V充電器2B並びに原子炉建屋付属棟内の125V蓄電池2H及び125V充電器2Hと異なる区画又は建屋に設置することで、非常用直流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>可搬型代替直流電源設備の可搬型直流電源用発電機は、非常用直流電源設備に給電するディーゼル発電機と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、可搬型直流電源用発電機の冷却方式を空冷として、冷却方式が水冷であるディーゼル発電機に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>また、可搬型直流変換器により交流を直流に変換できることで、蓄電池（非常用）及び後備蓄電池に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型直流変換器は、原子炉補助建屋内の蓄電池（非常用）及び後備蓄電池と異なる区画に保管することで、蓄電池（非常用）及び後備蓄電池と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】記載の充実（大飯審査実績を参照）記載の充実（伊方審査実績を参照）</p> <p>【大飯、女川】設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機）</p> <p>【女川】設備名称の相違（D/G）</p> <p>【女川】炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【大飯、女川】設備名称の相違（可搬型直流変換器）</p> <p>【大飯、女川】設備・運用の相違（蓄電池の構成）</p> <p>【女川】設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p> <p>【大飯、女川】設置場所の相違（蓄電池設置場所）</p> <p>保管場所の相違（可搬型直流変換器保管場所）</p> <p>・大飯、女川：制御建屋→泊：原子炉補助建屋（以降、「保管場所の相違（可搬型直流変換器保管場所）」と記載する。）</p> <p>【大飯、女川】設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>【大飯】設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>設置場所の相違（D/G設置場所）</p> <p>【女川】設備名称の相違（D/G燃料油移送設備）</p> <p>【大飯】設備名称の相違（直流水線）</p>
<p>電源車及び可搬型整流器を使用した可搬型直流電源設備は、電源車から直流き電盤までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、蓄電池（安全防護系用）を使用した電源系統に対して独立した設計とする。</p> <p>（参考）伊方3号炉</p> <p>蓄電池（重大事故等対処用）及び可搬型直流電源装置を使用した直流電源系統は、蓄電池（重大事故等対処用）及び可搬型直流電源装置から直流コントロールセンタまでの系統において、独立した電路で系統構成することにより、蓄電池（非常用）から直流コントロールセンタまでの電源系統に対して、共通要因によって同時に機能を損なわないよう独立した設計とする。</p>	<p>可搬型代替直流電源設備の電源車、ガスタービン発電設備軽油タンク及びタンクローリーは、屋外の原子炉建屋付属棟から離れた場所に設置又は保管することで、原子炉建屋付属棟内の非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機、非常用ディーゼル発電設備燃料ディタンク及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料ディタンク並びに原子炉建屋付属棟近傍の非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプと共に要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>可搬型代替直流電源設備の可搬型直流電源用発電機及び可搬型タンクローリーは、屋外のディーゼル発電機建屋及び原子炉建屋から離れた場所に保管することで、ディーゼル発電機建屋内のディーゼル発電機及びディーゼル発電機燃料油移送ポンプ並びに周辺補機棟内のディーゼル発電機燃料油サービスタンクと共に要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>可搬型代替直流電源設備の可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器を使用した代替電源系統は、可搬型直流電源用発電機からA直流水線及びB直流水線までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、蓄電池（非常用）からA直流水線及びB直流水線までの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p>
<p>これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、可搬型代替直流電源設備は非常用直流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p>	<p>これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、可搬型代替直流電源設備は非常用直流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p>		

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(参考) 伊方3号炉</p> <p>可搬型直流電源装置の接続箇所は、共通要因によって接続することができなくなることを防止するために、複数箇所設置する設計とする。</p>	<p>可搬型代替直流電源設備の電源車の接続箇所は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。</p> <p>代替所内電気設備のガスターイン発電機接続盤及び緊急用高圧母線2F系は、緊急用電気品建屋（地下階）に設置することで、非常用所内電気設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>可搬型代替直流電源設備の可搬型直流電源用発電機の接続箇所は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 記載の充実（伊方審査実績を参照）</p> <p>【大飯、女川】 設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機）</p>
<p>(参考) 伊方3号炉</p> <p>代替電気設備受電盤及び代替動力変圧器は、原子炉補助建屋内の所内電気設備である2系統の非常用母線と異なる原子炉建屋内に設置することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>また、電源を空冷式非常用発電装置とすることで、ディーゼル発電機を電源とする系統に対し、共通要因によって同時に機能を損なわないよう多様性を有する設計とする。</p>	<p>代替所内電気設備の緊急用高圧母線2G系、緊急用動力変圧器2G系、緊急用低圧母線2G系、緊急用交流電源切替盤2G系、緊急用交流電源切替盤2C系及び緊急用交流電源切替盤2D系は、非常用所内電気設備と異なる区画に設置することで、非常用所内電気設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>代替所内電気設備の代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤は、原子炉補助建屋内の非常用所内電気設備である2系統の非常用母線と異なる区画に設置することで、非常用所内電気設備である2系統の非常用母線と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>また、電源を代替非常用発電機及び可搬型代替電源車とすることで、ディーゼル発電機を電源とする系統に対して多様性を有する設計とする。</p>	<p>【女川】 設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照） 記載の充実（伊方審査実績を参照）</p> <p>【大飯】 設備・運用の相違（代替所内電気設備による直流水供給）</p> <p>【大飯、女川】 設置場所の相違（代替所内電気設備設置場所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯：制御建屋一女川：原子炉付属棟一泊：原子炉補助建屋（以降、「設置場所の相違（代替所内電気設備設置場所）」と記載する。）
<p>(参考) 伊方3号炉</p> <p>代替電気設備受電盤及び代替動力変圧器を使用した代替所内電気設備は、独立した電路で系統構成することにより、所内電気設備である2系統の非常用母線に対して、共通要因によって同時に機能を損なわないよう独立した設計とする。</p>	<p>代替所内電気設備は、独立した電路で系統構成することにより、非常用所内電気設備に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの位置的分散及び電路の独立性によって、代替所内電気設備は非常用所内電気設備に対して独立性を有する設計とする。</p>	<p>代替所内電気設備の代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤は、独立した電路で系統構成することにより、非常用所内電気設備である2系統の非常用母線に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの位置的分散及び電路の独立性によって、代替所内電気設備は非常用所内電気設備に対して独立性を有する設計とする。</p>	

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
タンクローリーは、原子炉周辺建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数箇所に分散して保管することで、原子炉周辺建屋内のディーゼル発電機に対して位置的分散を図る設計とする。	燃料補給設備のタンクローリーは、原子炉建屋付属棟近傍の非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプから離れた屋外に分散して保管することで、原子炉建屋付属棟近傍の非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプと共に要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。	燃料補給設備の可搬型タンクローリーは、ディーゼル発電機建屋内のディーゼル発電機燃料油移送ポンプから離れた屋外に分散して保管することで、ディーゼル発電機建屋内のディーゼル発電機燃料油移送ポンプと共に要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。	【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照） 【大飯、女川】 設備名称の相違（タンクローリー） 【女川】 設備名称の相違（D/G） 【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違 設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給） 【女川】 設備名称の相違（D/G 燃料油移送設備） 【大飯、女川】 設置場所の相違（D/G 設置場所） 【大飯、女川】 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）
<女川、泊の記載箇所で比較(3)> 空冷式非常用発電装置を使用した代替電源系統は、空冷式非常用発電装置から非常用高圧母線までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、ディーゼル発電機を使用した電源系統に対して独立した設計とする。	軽油タンク及びガスタービン発電設備軽油タンクは、屋外に分散して設置することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。		【大飯】 記載箇所の相違（P57-21～）
<女川、泊の記載箇所で比較(4)> 電源車を使用した代替電源系統は、電源車から非常用高圧母線までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、ディーゼル発電機を使用した電源系統に対して独立した設計とする。			【大飯】 記載箇所の相違（P57-22～）
<女川、泊の記載箇所で比較(5)> 電源車及び可搬式整流器を使用した可搬型直流電源設備は、電源車から直流き電盤までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、蓄電池（安全防護系用）を使用した電源系統に対して独立した設計とする。			【大飯】 記載箇所の相違（P57-24～）
<女川、泊の記載箇所で比較(6)> 代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤及び可搬式整流器を使用した代替所内電気設備は、独立した電路で系統構成することにより、所内電気設備である2系統の非常用母線に対して独立した設計とする。			【大飯】 記載箇所の相違（P57-25～）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.14.1.2 悪影響防止 基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等について」に示す。</p> <p><一部、女川、泊の記載箇所で比較(7)> 空冷式非常用発電装置及びディーゼル発電機は、遮断器操作等によって通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成及び系統隔離をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーは、他の設備から独立して使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>(参考) 美浜3号炉 燃料油貯蔵タンク、燃料油移送ポンプ、可搬式オイルポンプ及びタンクローリーは、他の設備から独立して使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>10.2.2.2 悪影響防止 基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備のガスタービン発電機、ガスタービン発電設備軽油タンク及びガスタービン発電設備燃料移送ポンプは、通常時は遮断器等により接続先の系統から隔離し、重大事故等時に遮断器操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備のタンクローリーは、接続先の系統と分離して保管し、重大事故等時に接続、弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備の軽油タンクは、重大事故等時に弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>ガスタービン発電機及びガスタービン発電設備燃料移送ポンプは、飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>タンクローリーは輪留めによる固定等をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>10.2.2.2 悪影響防止 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備の代替非常用発電機は、通常時は遮断器等により接続先の系統から隔離し、重大事故等時に遮断器操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備の可搬型タンクローリーは、接続先の系統と分離して保管し、重大事故等時に接続、弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備のディーゼル発電機燃料油貯油槽、燃料タンク(SA)及びディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、重大事故等時に弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>代替非常用発電機は、飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型タンクローリーは車輪止めによる固定等をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】 記載箇所の相違（P57-82～）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（代替非常用発電機）</p> <p>【女川】 設備名称の相違（D/G）</p> <p>【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【大飯、女川】 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>【大飯、女川】 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>【大飯、女川】 設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（代替非常用発電機）</p> <p>【大飯、女川】 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>記載表現の相違（車輪止め）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯：車輪止めや固縛等→女川：輪留め →泊：車輪止め（以降、「記載表現の相違（車輪止め）」と記載する。）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>蓄電池（安全防護系用）、代替所内電気設備変圧器及び代替所内電気設備分電盤は、通常の系統構成を変えることなく重大事故等対処設備として系統構成することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>電源車、号機間電力融通恒設ケーブル、号機間電力融通予備ケーブル及び可搬式整流器は、通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等対処設備として系統構成することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備であるタンクローリー、電源車及び可搬式整流器を設置する時は、車輪止めや固縛等によって固定することで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の電源車及びタンクローリーは、接続先の系統と分離して保管し、重大事故等時に接続、弁操作、遮断器操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の軽油タンク及びガスタービン発電設備軽油タンクは、重大事故等時に弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>（参考）伊方3号炉 空冷式非常用発電装置、300kVA電源車及び75kVA電源車は、飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備であるタンクローリー、電源車及び可搬式整流器を設置する時は、車輪止めや固縛等によって固定することで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>			<p>【大飯】 記載箇所の相違（P57-29, 30～）</p> <p>【大飯】 記載箇所の相違（P57-28, 29～）</p> <p>【大飯】 記載箇所の相違（P57-28, 30～）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（可搬型代替電源車） 設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>【大飯、女川】 設備・運用の相違（燃料油貯油槽） 設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p> <p>【女川】 記載の充実（伊方審査実績を参照）</p> <p>【大飯、女川】 記載の充実</p> <p>・泊は伊方と同様に代替非常用発電機に加えて可搬型代替電源車及び可搬型直流電源用発電機についても飛散物とならないよう他設備への悪影響を防止する設計であることを記載したものであり実質的な相違はない。</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（可搬型代替電源車） 設備名称の相違（タンクローリー） 記載表現の相違（車輪止め）</p>

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>一部、内容比較のため再掲(8-1)</p> <p>蓄電池（安全防護系用）、代替所内電気設備変圧器及び代替所内電気設備分電盤は、通常の系統構成を変えることなく重大事故等対処設備として系統構成することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>(参考) 伊方3号炉 空冷式非常用発電装置、代替電気設備受電盤、代替動力変圧器及び蓄電池（重大事故等対処用）は、遮断器操作等によって通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>所内常設蓄電式直流電源設備の125V蓄電池2A、125V蓄電池2B、125V充電器2A及び125V充電器2Bは、通常時は設計基準事故等対処設備として使用する場合と同じ系統構成とし、重大事故等時においても通常時と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>常設代替直流電源設備の125V代替蓄電池は、通常時は非常用直流電源設備と隔離し、重大事故等時に遮断器操作により重大事故等対処設備としての系統構成することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>常設代替直流電源設備の250V蓄電池は、通常時は常用直流電源設備として使用する場合と同じ系統構成とし、重大事故等時においても通常時と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>所内常設蓄電式直流電源設備の蓄電池（非常用）、A充電器及びB充電器は、通常時は設計基準事故等対処設備として使用する場合と同じ系統構成とし、重大事故等時においても通常時と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備の後備蓄電池は、通常時は遮断器等により接続先の系統から隔離し、重大事故等時に遮断器操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯、女川】 設備名称の相違（蓄電池（非常用）） 設備名称の相違（充電器）</p> <p>【女川】 記載の充実（伊方審査実績を参照）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）</p>
<p>一部、内容比較のため再掲(9-2)</p> <p>電源車、号機間電力融通恒設ケーブル、号機間電力融通予備ケーブル及び可搬式整流器は、通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等対処設備として系統構成することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>(参考) 伊方3号炉 300kVA電源車、300kVA電源車用変圧器、75kVA電源車、可搬型整流器は、通常時に接続先の系統と分離すること及び重大事故時は重大事故等対処設備として系統構成することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>可搬型代替直流電源設備の125V代替蓄電池及び125V代替充電器は、通常時は非常用直流電源設備と隔離し、重大事故等時に遮断器操作により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の250V蓄電池及び250V充電器は、通常時は常用直流電源設備として使用する場合と同じ系統構成とし、重大事故等時においても通常時と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>可搬型代替直流電源設備の可搬型直流電源用発電機、可搬型直流変換器及び可搬型タンクローリーは、接続先の系統と分離して保管し、重大事故等時に接続、弁操作、遮断器操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯、女川】 設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯、女川】 設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機）</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（可搬型直流変換器） 設備名称の相違（タンクローリー）</p>

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(参考) 伊方3号炉 空冷式非常用発電装置、300kVA電源車及び75kVA電源車は、飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>可搬型代替直流電源設備の軽油タンク及びガスタービン発電設備軽油タンクは、重大事故等時に弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>可搬型代替直流電源設備のディーゼル発電機燃料油貯油槽及び燃料タンク (SA)は、重大事故等時に弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備） 【大飯、女川】 設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p>
<p><一部、内容比較のため再掲(10-2)> 可搬型重大事故等対処設備であるタンクローリー、電源車及び可搬式整流器を設置する時は、車輪止めや固縛等によって固定することで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>電源車及びタンクローリーは輪留めによる固定等をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>可搬型直流電源用発電機は、飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>【女川】 記載の充実（伊方審査実績を参照） 【女川】 記載の充実 ・泊は伊方と同様に代替非常用発電機に加えて可搬型代替電源車及び可搬型直流電源用発電機についても飛散物となるよう他設備への悪影響を防止する設計であることを記載したものであり実質的な相違はない。</p>
<p><一部、内容比較のため再掲(8-2)> 蓄電池（安全防護系用）、代替所内電気設備変圧器及び代替所内電気設備分電盤は、通常の系統構成を変えることなく重大事故等対処設備として系統構成することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>代替所内電気設備のガスタービン発電機接続盤、緊急用高圧母線2F系、緊急用高圧母線2G系、緊急用動力変圧器2G系及び緊急用低圧母線2G系は、通常時は遮断器により接続先の系統から隔離し、重大事故等時に遮断器操作により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>可搬型直流電源用発電機、可搬型直流変換器及び可搬型タンクローリーは車輪止めによる固定等をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>【大飯、女川】 設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機） 【大飯、女川】 設備名称の相違（可搬型直流変換器） 設備名称の相違（タンクローリー） 記載表現の相違（車輪止め）</p>
<p>(参考) 伊方3号炉 空冷式非常用発電装置、代替電気設備受電盤、代替動力変圧器及び蓄電池（重大事故等対処用）は、遮断器操作等によって通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>代替所内電気設備の緊急用交流電源切替盤2G系、緊急用交流電源切替盤2C系、緊急用交流電源切替盤2D系、非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系は、重大事故等時に遮断器操作により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>代替所内電気設備の代替非常用発電機、代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤は、通常時は遮断器により接続先の系統から隔離し、重大事故等時に遮断器操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等） 【大飯】 設備・運用の相違（代替所内電気設備による直流給電）</p>
	<p>代替所内電気設備の緊急用交流電源切替盤2G系、緊急用交流電源切替盤2C系、緊急用交流電源切替盤2D系、非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系は、重大事故等時に遮断器操作により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p>

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>代替所内電気設備の可搬型代替電源車及び可搬型タンクローリーは、接続先の系統と分離して保管し、重大事故等時に接続、弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>代替所内電気設備のディーゼル発電機燃料油貯油槽、燃料タンク（SA）及びディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、重大事故等時に弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>代替非常用発電機、可搬型代替電源車は、飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型代替電源車及び可搬型タンクローリーは車輪止めによる固定等をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>燃料補給設備の可搬型タンクローリーは、接続先の系統と分離して保管し、重大事故等時に接続、弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>燃料補給設備のディーゼル発電機燃料油貯油槽、燃料タンク（SA）及びディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、重大事故等時に弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型タンクローリーは車輪止めによる固定等をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>【女川】 記載の充実 ・泊は伊方と同様に代替非常用発電機に加えて可搬型代替電源車及び可搬型直流電源用発電機についても飛散物となるよう他設備への悪影響を防止する設計であることを記載したものであり実質的な相違はない。</p> <p>【女川】 設備名称の相違（可搬型代替電源車） 設備名称の相違（タンクローリー） 記載表現の相違（車輪止め）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>【女川】 設備名称の相違（燃料油貯油槽） 【女川】 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備） 設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p> <p>【女川】 設備名称の相違（タンクローリー） 記載表現の相違（車輪止め）</p>
	<p>燃料補給設備のタンクローリーは、接続先の系統と分離して保管し、重大事故等時に接続、弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>燃料補給設備の軽油タンク及びガスタービン発電設備軽油タンクは、重大事故等時に弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>タンクローリーは輪留めによる固定等をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>		

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.14.1.3 共用の禁止</p> <p>基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等について」に示す。</p> <p>号機間電力融通恒設ケーブル又は号機間電力融通予備ケーブルを使用した他号炉（3号炉及び4号炉のうち自号炉を除く。）のディーゼル発電機（燃料油貯蔵タンク及び重油タンクを含む。）からの号機間電力融通は、号機間電力融通ケーブルを手動で3号炉及び4号炉の非常用高圧母線へ接続し、遮断器を投入することにより、重大事故等の対応に必要となる電力を供給可能となり、安全性の向上を図ることができることから、3号炉及び4号炉で共用する設計とする。</p> <p>これらの設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう重大事故等発生時以外、号機間電力融通恒設ケーブルを非常用高圧母線の遮断器から切り離し、遮断器を開放することにより、他号炉（3号炉及び4号炉のうち自号炉を除く。）と分離が可能な設計とする。</p> <p>また、重大事故等時にタンクローリーを用いた燃料補給を行う場合の燃料油貯蔵タンク及び重油タンクは、補給作業時間の短縮を図り作業員の安全性の向上が図れることから、3号炉及び4号炉で共用する設計とする。3号炉及び4号炉の燃料油貯蔵タンク及び重油タンクは、共用により悪影響を及ぼさないよう独立して設置する設計とする。</p>			<p>【大飯】</p> <p>設計・運用の相違（号炉間電力融通設備）</p>

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.14.2 容量等 基本方針については「1.3.2 容量等」に示す。</p> <p>空冷式非常用発電装置は、常設代替電源設備として、重大事故等時に想定される事故シーケンスのうち最大負荷となる「外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及びRCPシールLOCAが発生する事故」の対処のために必要な負荷容量に対して十分であることを確認した発電機容量を有する設計とする。</p> <p>【女川、泊の記載箇所で比較(11)】 燃料油貯蔵タンク及び重油タンクは、重大事故等発生後7日間、重大事故等対処設備の運転に必要な燃料に対して十分であることを確認したタンク容量を有する設計とする。</p> <p>【女川、泊の記載箇所で比較(12)】 タンクローリーは、空冷式非常用発電装置、電源車、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、電源車（緊急時対策用）及び大容量ポンプの重大事故等対処設備の連続運転に必要な燃料を補給できる容量を有するものを3号炉及び4号炉共用で2台使用する。保有数は、3号炉及び4号炉共用で2台、保守点検内容は自視点検等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障等のバックアップ用として1台の合計3台（3号及び4号炉共用）を分散して保管する設計とする。</p>	<p>10.2.2.3 容量等 基本方針については、「1.1.7.2 容量等」に示す。</p> <p>ガスタービン発電機は、想定される重大事故等時において、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な容量を有する設計とする。</p> <p>ガスタービン発電設備軽油タンクは、想定される重大事故等時において、その機能を発揮することが必要な重大事故等対処設備が、事故後7日間連続運転するために必要となる燃料を補給可能な容量を、軽油タンクよりタンクローリーを用いて補給する容量を考慮して有する設計とする。</p> <p>ガスタービン発電設備燃料移送ポンプは、想定される重大事故等時において、ガスタービン発電機の運転に必要な燃料を補給できるポンプ容量を有する設計とする。</p>	<p>10.2.2.3 容量等 基本方針については、「1.1.10.2 容量等」に示す。</p> <p>代替非常用発電機は、想定される重大事故等時において、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な容量を有する設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯、女川】 設備名称の相違（代替非常用発電機）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）</p> <p>【大飯】 記載箇所の相違（P57-37、83～）</p> <p>【大飯】 記載箇所の相違（P57-37～）</p>

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>電源車は、設計基準事故対処設備の電源が喪失する重大事故等時に最低限必要な交流負荷へ電力を供給するために必要な容量を有するものを3号炉及び4号炉それぞれ1セット1台使用する。</p> <p>保有数は、3号炉及び4号炉それぞれで2セット2台、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障等のバックアップ用として1台（3号及び4号炉共用）の合計5台を分散して保管する設計とする。</p> <p>号機間電力融通恒設ケーブルは、重大事故等時の対処に必要な交流電力を送電することができる容量を有する設計とする。また、3号炉及び4号炉の非常用高圧母線を接続できる十分な長さのケーブルを有する設計とする。</p> <p>号機間電力融通予備ケーブルは、重大事故等時の対処に必要な交流電力を送電することができる容量を有する設計とする。また、3号炉及び4号炉の非常用高圧母線を接続できる十分な長さのケーブルを有する設計とする。保有数は、3号炉及び4号炉共用で1組、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障等のバックアップ用として1組の合計2組（3号及び4号炉共用）を分散して保有する設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機は、重大事故等の収束に必要な容量が設計基準事故対処設備の容量に対して十分であることを確認しているため、設計基準事故対処設備の容量と同仕様の設計とする。</p>	<p>電源車は、想定される重大事故等時において、最低限必要な設備に電力を供給できる容量を有するものを1セット2台を使用する。</p> <p>保有数は、2セット4台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計5台を保管する。</p> <p>なお、バックアップ用の1台は、緊急時対策所用代替交流電源設備の電源車（緊急時対策所用）の予備としても使用する。</p>	<p>可搬型代替電源車は、想定される重大事故等時において、最低限必要な設備に電力を供給できる容量を有するものを1セット1台使用する。</p> <p>保有数は、2セット2台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台の合計4台を保管する。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（可搬型代替電源車）</p> <p>【大飯、女川】 設備・運用の相違（使用数及び保有数）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯は複数号炉同時申請のため、号炉共用のバックアップ設備を保管している。 ・泊は女川と同様に単独号炉申請のため、号炉単独でバックアップ設備を保管する。使用数及び保有数は異なるが、必要数量を保管するという点において同等である。（以降、「設備・運用の相違（保有数）」と記載する。） <p>【女川】 設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川はバックアップ用の電源車を電源車（緊急時対策所用）としても使用する。 <p>【大飯】 設計・運用の相違（号炉間電力融通設備）</p> <p>【大飯】 記載箇所の相違（P57-83～）</p>

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>蓄電池（安全防護系用）は、負荷切り離しを行わずに8時間（ただし、「負荷切り離しを行わずに」には、中央制御室において簡易な操作で負荷の切り離しを行う場合を含まない。）、さらに必要な負荷以外を切り離して残り16時間の合計24時間にわたって電力を供給できる容量に対して十分であることを確認した蓄電池容量を有する設計とする。</p> <p>(参考) 伊方3号炉</p> <p>蓄電池（非常用）は設計基準事故対処設備の電源機能と兼用しており、設計基準事故時に使用する場合の蓄電池容量が、中央制御室に隣接する計装盤室において簡易な操作で必要な負荷以外を切り離すことにより8時間にわたって電力を供給できる容量に対して十分であるため、設計基準事故対処設備の蓄電池容量と同仕様の設計とする。</p> <p>蓄電池（重大事故等対処用）は中央制御室に隣接する計装盤室以外の場所で必要な負荷以外を切り離すことにより、さらに16時間にわたって電力を供給できる容量に対して十分である蓄電池容量を有する設計とする。</p> <p>これらの蓄電池を組み合わせて使用することで、全交流動力電源喪失の発生から24時間にわたって電力を供給できる設計とする。</p>	<p>125V 蓄電池 2A 及び 125V 蓄電池 2B は、想定される重大事故等時において、1時間以内に中央制御室において行う簡易な操作での切離し以外の負荷の切離しを行わずに8時間、その後必要な負荷以外を切り離して16時間の合計24時間にわたり必要な設備に電力を供給できる容量を有する設計とする。</p> <p>125V 代替蓄電池は、想定される重大事故等時において、8時間後に不要な負荷の切離しを行い、24時間にわたり必要な設備に電力を供給できる容量を有する設計とする。</p> <p>250V 蓄電池は、想定される重大事故等時において、1時間後に中央制御室において行う簡易な操作での切離し以外の負荷の切離しを行わずに、24時間にわたり必要な設備に電力を供給できる容量を有する設計とする。</p>	<p>蓄電池（非常用）及び後備蓄電池は、想定される重大事故等時において、1時間以内に中央制御室及び中央制御室に隣接する安全系計装盤室において行う簡易な操作での切離し以外の負荷切離しを行わずに8時間、その後必要な負荷以外を切り離して16時間の合計24時間にわたり必要な設備に電力を供給できる容量を有する設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯、女川】 設備名称の相違（蓄電池（非常用）） 【大飯、女川】 設備・運用の相違（蓄電池の構成） 設備・対応手段の相違（負荷切り離し）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違(常設代替直流電源設備)</p>

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>可搬型直流電源設備を構成する電源車及び可搬式整流器は、重大事故等の対処に必要な容量を有する設計とする。</p> <p>電源車は、3号炉及び4号炉それぞれ1セット1台使用する。</p> <p style="background-color: yellow;"><一部、内容比較のため再掲(26)></p> <p>電源車は、設計基準事故対処設備の電源が喪失する重大事故等時に最低限必要な交流負荷へ電力を供給するために必要な容量を有するものを3号炉及び4号炉それぞれ1セット1台使用する。保有数は、3号炉及び4号炉それぞれで2セット2台、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障等のバックアップ用として1台（3号及び4号炉共用）の合計5台を分散して保管する設計とする。</p> <p>可搬式整流器は、3号炉及び4号炉それぞれ1セット1個使用する。可搬式整流器の保有数は、3号炉及び4号炉それぞれで1個、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障等のバックアップ用として1個（3号及び4号炉共用）の合計3個を分散して保管する設計とする。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">(参考) 伊方3号炉</p> <p>可搬型直流電源装置を構成する 75kVA 電源車及び可搬型整流器は、それぞれ1台で重大事故等の対処に必要な容量を有する設計とする。</p> <p>75kVA 電源車の保有数は、2セット2台に故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台を加えた合計3台を分散して保管する設計とする。</p> <p>可搬型整流器の保有数は、2セット2個に故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1個を加えた合計3個を分散して保管する設計とする。</p>	<p>125V 代替充電器は、想定される重大事故等時において、必要な設備に電力を供給できる容量を有する設計とする。</p> <p>250V 充電器は、想定される重大事故等時において、必要な設備に電力を供給できる容量を有する設計とする。</p>	<p>可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器は、想定される重大事故等時において、必要な設備に電力を供給できる容量を有する設計とする。</p> <p>可搬型直流電源用発電機は、1セット1台使用する。可搬型直流電源用発電機の保有数は、2セット2台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台の合計4台を保管する。</p> <p>可搬型直流変換器は、1セット1台使用する。可搬型直流変換器の保有数は、1セット1台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台の合計3台を保管する。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照）</p> <p>【大飯、女川】 設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機）</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（可搬型直流変換器）</p> <p>【大飯、女川】 設備・運用の相違（使用数及び保有数）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p>
<p>代替所内電気設備である代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備接続盤、緊急用高圧母線2F系、緊急用高圧母線2G系、緊急用動力変圧器2G系及び緊急用低圧母線2G系は、想定される重大事故等時において、必要な設備に電力を供給できる容量を有する設計とする。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">(参考) 伊方3号炉</p> <p>代替所内電気設備である代替電気設備受電盤及び代替動力変圧器は、所内電気設備である2系統の非常用母線等の機能が喪失したことにより発生する重大事故等の対応に必要な設備に電力を供給できる容量を有する設計とする。</p>	<p>ガスタービン発電機接続盤、緊急用高圧母線2F系、緊急用高圧母線2G系、緊急用動力変圧器2G系及び緊急用低圧母線2G系は、想定される重大事故等時において、必要な設備に電力を供給できる容量を有する設計とする。</p>	<p>代替所内電気設備変圧器及び代替所内電気設備分電盤は、想定される重大事故等時において、必要な設備に電力を供給できる容量を有する設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（代替所内電気設備）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成）</p> <p>【大飯】 設備・運用の相違（代替所内電気設備による直流水供給）</p>

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><内容比較のため再掲(11-1)></p> <p>燃料油貯蔵タンク 及び重油タンクは、重大事故等発生後7日間、重大事故等対処設備の運転に必要な燃料に対して十分であることを確認したタンク容量を有する設計とする。</p> <p style="text-align: center;">(参考) 美浜3号炉</p> <p>燃料油貯蔵タンクは、重大事故等発生後7日間、重大事故等対処設備の運転に必要な燃料に対して十分であることを確認したタンク容量を有する設計とする。</p>	<p style="text-align: center;"><内容比較のため再掲(11-1)></p> <p>軽油タンクは、設計基準事故対処設備と兼用しており、設計基準事故対処設備としての容量が、想定される重大事故等時において、その機能を発揮することが必要な重大事故等対処設備が、事故後7日間連続運転するために必要となる燃料を供給できる容量を有しているため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p>	<p>代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤は、想定される重大事故等時において、必要な設備に電力を供給できる容量を有する設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽は、設計基準事故対処設備と兼用しており、設計基準事故対処設備としての容量が、想定される重大事故等時において、その機能を発揮することが必要な重大事故等対処設備が、事故後7日間連続運転するために必要となる燃料を供給できる容量を、燃料タンク(SA)より可搬型タンクローリーを用いて供給する容量を考慮して有しているため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p> <p>燃料タンク(SA)は、想定される重大事故等時において、その機能を発揮することが必要な重大事故等対処設備が、事故後7日間連続運転するために必要となる燃料を供給できる容量を、ディーゼル発電機燃料油貯油槽より可搬型タンクローリーを用いて供給する容量を考慮して有する設計とする。</p>	<p>【大飯】</p> <p>設備・運用の相違（代替炉心注水等）</p>
<p style="text-align: center;"><内容比較のため再掲(12)></p> <p>タンクローリーは、空冷式非常用発電装置、電源車、電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用)、電源車(緊急時対策用)及び大容量ポンプの重大事故等対処設備の連続運転に必要な燃料を補給できる容量を有するものを3号炉及び4号炉共用で2台使用する。</p> <p>保有数は、3号炉及び4号炉共用で2台、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障等のバックアップ用として1台の合計3台(3号及び4号炉共用)を分散して保管する設計とする。</p> <p style="text-align: center;">(参考) 美浜3号炉</p> <p>タンクローリーは、空冷式非常用発電装置、電源車、電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用)、電源車(緊急時対策用)及び大容量ポンプの重大事故等対処設備の連続運転に必要な燃料を補給できる容量を有するものを1セット2台使用する。</p> <p>保有数は、1セット2台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計3台を保管する。</p>	<p>タンクローリーは、想定される重大事故等時において、その機能を発揮することが必要な重大事故等対処設備に、燃料を補給できる容量を有するものを1セット2台使用する。</p> <p>保有数は、1セット2台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計3台を保管する。</p>	<p>可搬型タンクローリーは、想定される重大事故等時において、その機能を発揮することが必要な重大事故等対処設備に、燃料を補給できる容量を有するものを1セット2台使用する。</p> <p>保有数は、1セット2台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台の合計4台を保管する。</p>	<p>【大飯、女川】</p> <p>設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>【大飯、女川】</p> <p>設備・運用の相違（使用数及び保有数）</p>
<p>設備仕様については、表2.14-1,2に示す。</p>		<p>また、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、設計基準事故対処設備と兼用しており、設計基準事故対処設備としての容量が、想定される重大事故等時において、その機能を発揮することが必要な重大事故等対処設備に、可搬型タンクローリーにより燃料を補給できる容量を有しているため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p>	<p>【女川】</p> <p>記載の充実（美浜審査実績を参照）</p>

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.14.3 環境条件等 基本方針については、「1.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>空冷式非常用発電装置は、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>操作は中央制御室及び設置場所から可能な設計とする。</p>	<p>10.2.2.4 環境条件等 基本方針については、「1.1.7.3 環境条件等」に示す。</p> <p>ガスタービン発電機、ガスタービン発電設備軽油タンク及びガスタービン発電設備燃料移送ポンプは、屋外に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>ガスタービン発電機は、外部電源喪失時に自動起動し、想定される重大事故等時において、中央制御室又は設置場所からの操作も可能な設計とする。</p> <p>ガスタービン発電設備軽油タンクの系統構成に必要な弁の操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</p> <p>ガスタービン発電設備燃料移送ポンプは、ガスタービン発電機起動後に自動起動し、想定される重大事故等時において、設置場所からの操作も可能な設計とする。</p>	<p>10.2.2.4 環境条件等 基本方針については、「1.1.10.3 環境条件等」に示す。</p> <p>代替非常用発電機は、屋外に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>代替非常用発電機の操作は、想定される重大事故等時において、中央制御室又は設置場所で可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯、女川】 設備名称の相違（代替非常用発電機）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（代替非常用発電機の起動方法）</p> <p>【大飯、女川】 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）</p> <p>【大飯】 記載箇所の相違（P57-41、83～）</p> <p>【大飯】 記載箇所の相違（P57-41～） 【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯、女川】 設備名称の相違（可搬型代替電源車）</p>
<p>＜女川、泊の記載箇所で比較(14)＞</p> <p>燃料油貯蔵タンク及び重油タンクは、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所で可能な設計とする。</p>			
<p>＜一部、女川、泊の記載箇所で比較(15)＞</p> <p>タンクローリー及び電源車は、屋外に保管及び設置するため、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。 操作は設置場所で可能な設計とする。</p>	<p>電源車は、屋外に保管及び設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>電源車の常設設備との接続及び操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</p>	<p>可搬型代替電源車は、屋外に保管及び設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>可搬型代替電源車の常設設備との接続及び操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</p>	

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【女川、泊の記載箇所で比較(16)】</p> <p>号機間電力融通恒設ケーブル、代替所内電気設備変圧器及び代替所内電気設備分電盤は、重大事故等時における制御建屋、原子炉周辺建屋内の環境条件を考慮した設計とする。 操作は設置場所で可能な設計とする。</p> <p>【女川、泊の記載箇所で比較(17)】</p> <p>号機間電力融通予備ケーブル及び可搬式整流器は、制御建屋内に保管及び設置するため、重大事故等時における制御建屋内の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所で可能な設計とする。</p> <p>【女川、泊の記載箇所で比較(18)】</p> <p>ディーゼル発電機は、重大事故等時における原子炉周辺建屋内の環境条件を考慮した設計とする。操作は中央制御室及び設置場所で可能な設計とする。</p> <p>蓄電池（安全防護系用）は、重大事故等時における制御建屋内の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>負荷切り離し操作の内、8時間以内に実施するものについては、中央制御室から可能な設計とし、8時間以降に実施するものは設置場所で可能な設計とする。</p> <p>（参考）伊方3号炉</p> <p>代替電気設備受電盤、代替動力変圧器、ディーゼル発電機、蓄電池（非常用）及び蓄電池（重大事故等対処用）は、原子炉建屋又は原子炉辅助建屋内に設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機の操作は中央制御室及び設置場所で可能な設計とする。</p> <p>代替電気設備受電盤及び蓄電池（重大事故等対処用）の操作は設置場所で可能な設計とする。</p>	125V 蓄電池 2A, 125V 蓄電池 2B, 125V 充電器 2A 及び 125V 充電器 2B は、制御建屋内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。	蓄電池（非常用）、後備蓄電池、A充電器及びB充電器は、原子炉辅助建屋内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。	<p>【大飯】</p> <p>記載箇所の相違 (P57-40 ~)</p> <p>【大飯】</p> <p>記載箇所の相違 (P57-40 ~)</p> <p>【大飯】</p> <p>記載箇所の相違 (P57-83 ~)</p> <p>【大飯】</p> <p>記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯、女川】</p> <p>設備名称の相違（蓄電池（非常用））</p> <p>【大飯、女川】</p> <p>設備名称の相違（充電器）</p> <p>【大飯、女川】</p> <p>設備・運用の相違（蓄電池の構成）</p> <p>【大飯、女川】</p> <p>設置場所の相違（蓄電池設置場所）</p> <p>【女川】</p> <p>記載の充実（大飯審査実績を参照）</p> <p>記載の充実（伊方審査実績を参照）</p> <p>【大飯、女川】</p> <p>設備・運用の相違（後備蓄電池の操作）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯及び女川は蓄電池の操作は不要である。 ・泊及び伊方は組み合わせる後備蓄電池（伊方は蓄電池（重大事故等対処用））の操作は設置場所で可能である。また、泊は設置場所に加えて中央制御室での操作も可能である。（以降、「設備・運用の相違（後備蓄電池の操作）」と記載する。）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(参考) 伊方3号炉</p> <p>ミニローリー、300kVA 電源車、300kVA 電源車用変圧器及び75kVA 電源車は、屋外に保管及び設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>ミニローリー、300kVA 電源車、300kVA 電源車用変圧器及び75kVA 電源車の操作は設置場所で可能な設計とする。</p> <p><内容比較のため再掲(17)></p> <p>易機間電力融通予備ケーブル及び可搬式整流器は、制御建屋内に保管及び設置するため、重大事故等時における制御建屋内の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>操作は設置場所で可能な設計とする。</p> <p>(参考) 伊方3号炉</p> <p>可搬型整流器は、原子炉建屋又は原子炉補助建屋内に保管及び設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>操作は設置場所で可能な設計とする。</p>			<p>可搬型直流電源用発電機は、屋外に保管及び設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>可搬型直流電源用発電機の常設設備との接続及び操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</p> <p>可搬型直流変換器は、原子炉補助建屋内に保管及び設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>可搬型直流変換器の常設設備との接続及び操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</p>
	<p>ガスタービン発電機接続盤及び緊急用高圧母線 2F 系は、緊急用電気品建屋（地下階）に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>緊急用高圧母線 2F 系は、ガスタービン発電機起動後に自動投入し、想定される重大事故等時において、中央制御室又は設置場所からの操作も可能な設計とする。</p> <p><内容比較のため再掲(16)></p> <p>易機間電力融通恒設ケーブル、代替所内電気設備変圧器及び代替所内電気設備分電盤は、重大事故等時における制御建屋、原子炉周辺建屋内の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>操作は設置場所で可能な設計とする。</p> <p>(参考) 伊方3号炉</p> <p>代替電気設備受電盤、代替動力変圧器、ディーゼル発電機、蓄電池（非常用）及び蓄電池（重大事故等対処用）は、原子炉建屋又は原子炉補助建屋内に設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p>	<p>代替所内電気設備変圧器及び代替所内電気設備分電盤は、原子炉補助建屋内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>代替所内電気設備変圧器及び代替所内電気設備分電盤の操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</p> <p>代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤は、原子炉補助建屋内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p>	<p>【大飯】</p> <p>記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】</p> <p>記載の充実（伊方審査実績を参照）</p> <p>記載の充実（大飯審査実績を参照）</p> <p>【大飯、女川】</p> <p>設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機）</p> <p>【大飯】</p> <p>設計・運用の相違（易機間電力融通設備）</p> <p>【女川】</p> <p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p> <p>【大飯、女川】</p> <p>設備名称の相違（可搬型直流変換器）</p> <p>保管場所の相違（可搬型直流変換器保管場所）</p> <p>【女川】</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>【大飯】</p> <p>記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯、女川】</p> <p>設備名称の相違（代替所内電気設備）</p> <p>設置場所の相違（代替所内電気設備設置場所）</p> <p>【大飯】</p> <p>設備・運用の相違（代替炉心注水等）</p>

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>燃料油貯蔵タンク及び重油タンクは、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所で可能な設計とする。</p> <p>＜内容比較のため再掲(14-1)＞</p>	<p>軽油タンクは、屋外に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>軽油タンクの系統構成に必要な弁の操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</p>	<p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽及び燃料タンク(SA)は、屋外に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽及び燃料タンク(SA)の系統構成に必要な弁の操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯、女川】 設備名称の相違（燃料油貯油槽） 【大飯】 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p>
<p>タンクローリー及び電源車は、屋外に保管及び設置するため、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所で可能な設計とする。</p> <p>＜一部、内容比較のため再掲(15)＞</p>	<p>タンクローリーは、屋外に保管及び設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>タンクローリーの常設設備との接続及び操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</p>	<p>可搬型タンクローリーは、屋外に保管及び設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>可搬型タンクローリーの常設設備との接続及び操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</p>	<p>【大飯、女川】 設備名称の相違（タンクローリー） 【女川】 記載の充実（美浜審査実績を参照）</p>
<p>(参考) 美浜3号炉</p> <p>燃料油移送ポンプは、重大事故等時における原子炉補助建屋内の環境条件を考慮した設計とする。</p>		<p>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、重大事故等時におけるディーゼル発電機建屋内の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの操作は設置場所で可能な設計とする。</p>	

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.14.4 操作性及び試験・検査性について 基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性について」に示す。</p> <p>(1)操作性の確保 <一部、女川、泊の記載箇所で比較(19)> 空冷式非常用発電装置及びディーゼル発電機を使用した電源系統は、重大事故等が発生した場合でも、通常時の系統から遮断器操作にて速やかに切り替えられる設計とする。遮断器操作は手順どおりでなければ接続できない構造の設計とする。 空冷式非常用発電装置及びディーゼル発電機の操作は、中央制御室及び設置場所で可能な設計とする。</p> <p>(参考) 伊方3号炉 空冷式非常用発電装置を使用した電源系統は、重大事故等が発生した場合でも、通常時の系統から遮断器操作にて速やかに切り替えられる設計とする。 空冷式非常用発電装置の操作は、中央制御室及び設置場所で操作スイッチにより可能な設計とする。</p> <p><女川、泊の記載箇所で比較(20)> 燃料油貯蔵タンク及び重油タンクに保管する燃料は、タンクローリーにて確実に移送できる設計とする。</p>	<p>10.2.2.5 操作性の確保 基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から遮断器操作等により速やかに切り替えられる設計とする。 ガスタービン発電機は、外部電源喪失時に自動起動し、中央制御室の操作スイッチ等からの操作も可能な設計とする。 系統構成に必要な遮断器等は、中央制御室の操作スイッチ等により操作が可能な設計とする。</p>	<p>10.2.2.5 操作性の確保 基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から遮断器操作等により速やかに切り替えられる設計とする。 代替非常用発電機は、中央制御室及び設置場所の操作器等により操作が可能な設計とする。 系統構成に必要な遮断器等は、中央制御室又は設置場所の操作器等により操作が可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 記載箇所の相違（P57-83～）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照）</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（代替非常用発電機）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（代替非常用発電機の起動方法）</p> <p>【女川】 記載表現の相違 ・女川：操作スイッチ→泊：操作器</p> <p>【大飯】 記載箇所の相違（P57-45～）</p>

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>電源車は、車両として移動可能な設計とともに、車輪止めにより設置場所にて固定できる設計とする。</p> <p>また、容易かつ確実に接続できるように、3号炉及び4号炉同一規格のコネクタ接続を行う設計とする。</p> <p>(参考) 伊方3号炉</p> <p>300kVA 電源車及び300kVA 電源車用変圧器は、車両として移動可能な設計とともに、車輪止めを搭載し、設置場所にて固定できる設計とする。</p> <p>また、一般的な工具を用いることで、ボルト・ネジ接続により、ケーブルを接続口に容易かつ確実に接続でき</p> <p>重大事故等が発生した場合でも、遮断器等により通常系統との切替えが可能な設計とする。</p> <p>300kVA 電源車の操作は、設置場所で操作スイッチにより可能な設計とする。</p>	<p>可搬型代替交流電源設備は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から遮断器操作等により速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>電源車は、付属の操作スイッチ等により、設置場所での操作が可能な設計とする。</p> <p>系統構成に必要な遮断器等は、中央制御室の操作スイッチ等により操作が可能な設計とする。</p> <p>電源車は、車両として屋外のアクセスルートを通行してアクセス可能な設計とともに、設置場所にて輪留めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>電源車を接続する接続箇所については、コネクタ接続とし、ケーブルを確実に接続できる設計とともに、確実な接続ができるよう足場を設ける設計とする。</p>	<p>可搬型代替交流電源設備は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から遮断器操作等により速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>可搬型代替電源車は、付属の操作器等により、設置場所での操作が可能な設計とする。</p> <p>系統構成に必要な遮断器等は、中央制御室又は設置場所の操作器等により操作が可能な設計とする。</p> <p>可搬型代替電源車は、車両として屋外のアクセスルートを通行してアクセス可能な設計とともに、設置場所にて車輪止めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>可搬型代替電源車を接続する接続箇所については、ボルト・ネジ接続とし、一般的に用いられる工具を用いてケーブルを確実に接続できる設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（可搬型代替電源車）</p> <p>【女川】 記載表現の相違 ・女川：操作スイッチ→泊：操作器</p> <p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照）</p> <p>【大飯、女川】 記載の充実（伊方審査実績を参照）</p> <p>【大飯】 設備・運用の相違（ケーブルの接続方法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯は3号及び4号炉同一規格のコネクタ接続又は簡便な接続規格による端子接続を採用している。 ・女川はコネクタ接続を採用とともに、接続用の足場を設けている。 ・泊は伊方と同様に一般的に用いられる工具を用いて接続できるボルト・ネジ接続を採用する。接続方法は異なるが、確実に接続できるという点において同等である。（以降、「設備・運用の相違（ケーブルの接続方法）」と記載する。） <p>【大飯】 設計・運用の相違（号炉間電力融通設備）</p>
<p>号機間電力融通恒設ケーブルは、重大事故等が発生した場合、通常時の系統から遮断器操作及び接続操作にて速やかに切り替えられる設計とする。遮断器操作は手順どおりの操作でなければ接続できない構造の設計とする。また、ケーブル接続口については、容易かつ確実に接続できるように、3号炉及び4号炉同一規格のコネクタ接続を行う設計とする。</p> <p>号機間電力融通予備ケーブルは、重大事故等が発生した場合、通常時の系統から遮断器操作及び接続操作にて速やかに切り替えられる設計とする。遮断器操作は手順どおりの操作でなければ接続できない構造の設計とする。また、ケーブル接続口については、簡便な接続規格による接続とし、確実に接続できるように、3号炉及び4号炉同一規格の圧縮端子接続を行う設計とする。</p>			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備・運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>蓄電池（安全防護系用）の負荷切り離し操作の内8時間以内に実施する操作については、中央制御室から可能な設計とし、8時間以降に実施するものは設置場所で可能な設計とする。</p> <p>(参考) 伊方3号炉</p> <p>蓄電池（非常用）は、重大事故等が発生した場合でも、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。</p> <p>蓄電池（重大事故等対処用）は、直流コントロールセンタ近傍の開閉装置により操作することで、蓄電池（非常用）からの切替えが可能な設計とする。</p> <p>(参考) 伊方3号炉</p> <p>75kVA電源車及び可搬型整流器の操作は、設置場所で操作スイッチにより可能な設計とする。</p> <p>75kVA電源車及び可搬型整流器を用いる可搬型直流電源装置は、直流コントロールセンタ近傍の開閉装置により操作することで、蓄電池（非常用）からの切替えが可能な設計とする。</p> <p>(参考) 伊方3号炉</p> <p>75kVA電源車は、車両として移動可能な設計とともに、車輪止めを搭載し、設置場所にて固定できる設計とする。</p> <p>可搬型整流器へは、一般的な工具を用いることで、ボルト・ネジ接続により容易かつ確実に接続できる設計とする。</p> <p>制御建屋内に保管している可搬式整流器は、接続箇所まで運搬、移動できる設計とともに、車輪止めを搭載し、設置場所にて固定できる設計とする。</p> <p>また、簡単な接続規格による接続とし、容易かつ確実に接続できるように、3号炉及び4号炉同一規格の端子接続を行う設計とする。</p> <p>(参考) 伊方3号炉</p> <p>原子炉建屋又は原子炉補助建屋内に保管する可搬型整流器は、接続箇所まで運搬、移動ができる設計とともに、車輪止めを搭載し、設置場所にて固定できる設計とする。</p> <p>また、現場操作は一般的な工具を用いるボルト・ネジ接続により、ケーブルを接続口に容易かつ確実に接続できる設計とする。</p> <p>可搬型整流器は、屋内のアクセスルートを通行してアクセスできる設計とする。</p>	<p>所内常設蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備の250V系統は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。</p> <p>(参考) 玄海3／4号炉</p> <p>直流電源用発電機は、車両等により運搬できる設計とともに、車輪止めを積載し、設置場所にて固定できる設計とする。</p> <p>また、ケーブル接続はコネクタ接続とし、容易かつ確実に接続できる設計とする。</p>	<p>所内常設蓄電式直流電源設備の蓄電池（非常用）は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備の後備蓄電池は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から遮断器操作等により速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から遮断器操作等により速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>可搬型直流電源用発電機は、付属の操作器等により、設置場所での操作が可能な設計とする。</p> <p>系統構成に必要な遮断器等は、設置場所の操作器等により操作が可能な設計とする。</p> <p>可搬型直流電源用発電機は、車両により運搬して屋外のアクセスルートを通行してアクセス可能な設計とともに、設置場所にて車輪止めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>可搬型直流電源用発電機を接続する接続箇所については、ボルト・ネジ接続とし、一般的に用いられる工具を用いてケーブルを確実に接続できる設計とする。</p> <p>可搬型直流変換器は、付属の操作器等により、設置場所での操作が可能な設計とする。</p> <p>系統構成に必要な遮断器等は、設置場所の操作器等により操作が可能な設計とする。</p> <p>可搬型直流変換器は、屋内のアクセスルートを通行してアクセス可能な設計とともに、設置場所にて車輪止めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>可搬型直流変換器を接続する接続箇所については、ボルト・ネジ接続とし、一般的に用いられる工具を用いてケーブルを確実に接続できる設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 記載の充実（伊方審査実績を参照）</p> <p>【玄海】 設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（蓄電池（非常用））</p> <p>【大飯、女川】 設備・運用の相違（蓄電池の構成）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 記載の充実（伊方審査実績を参照）</p> <p>【玄海】 設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）</p> <p>【大飯、女川】 設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機の運搬）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯及び女川は可搬型代替交流電源設備の電源車を使用する。 ・泊は玄海と同様に可搬型直流電源用発電機は自走できないため、他の車両（ハイールローダ）により運搬する。大飯及び女川と運搬方法は異なるが、車両により設置場所にアクセス可能であるという点において同等である。（以降、「設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機の運搬）」と記載する。） <p>設備・運用の相違（ケーブルの接続方法）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p>

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>代替所内電気設備分電盤の操作は、設置場所で可能な設計とする。</p> <p>(参考) 伊方3号炉 代替電気設備受電盤及び代替動力変圧器は、設計基準対象施設と兼用せず、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</p> <p>代替電気設備受電盤の操作は、設置場所で操作スイッチにより可能な設計とする。</p> <p><内容比較のため再掲(20)> 燃料油貯蔵タンク及び重油タンクに保管する燃料は、タンクローリーにて確実に移送できる設計とする。</p> <p>(参考) 美浜3号炉 燃料油貯蔵タンクに保管する燃料は、可搬式オイルポンプ及びタンクローリー（燃料油移送ポンプ使用時含む。）にて確実に移送できる設計とする。</p> <p>(参考) 大飯3／4号炉 53条より 窒素ボンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）の出口配管と制御用空気配管の接続は、簡便な接続方法による接続とし、確実に接続できる設計とする。</p>	<p>代替所内電気設備は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から遮断器操作により速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>緊急用高圧母線2F系は、ガスタービン発電機起動後に自動投入し、中央制御室の操作スイッチ等による操作も可能な設計とする。</p> <p>緊急用高圧母線2G系、緊急用交流電源切替盤2G系、緊急用交流電源切替盤2C系、緊急用交流電源切替盤2D系、非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系は、中央制御室の操作スイッチ等により操作が可能な設計とする。</p> <p>燃料補給設備は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から弁操作等により速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>軽油タンク及びガスタービン発電設備軽油タンクは、系統構成に必要な弁を、設置場所での手動操作が可能な設計とする。</p> <p>タンクローリーは、付属の操作スイッチにより、設置場所での操作が可能な設計とし、系統構成に必要な弁は設置場所での手動操作が可能な設計とする。</p> <p>タンクローリーは、車両として屋外のアクセスルートを通行してアクセス可能な設計とするとともに、設置場所にて輪留めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>タンクローリーを接続する接続口については、専用の接続方式とし、接続治具を用いてホースを確実に接続することができる設計とする。</p> <p>10.2.3 主要設備及び仕様 代替電源設備の主要機器仕様を第10.2.1表に示す。</p>	<p>代替所内電気設備は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から遮断器操作により速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>代替所内電気設備変圧器及び代替所内電気設備分電盤は、設置場所の操作器等により操作が可能な設計とする。</p> <p>燃料補給設備は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から弁操作等により速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽及び燃料タンク（SA）は、系統構成に必要な弁を、設置場所での手動操作が可能な設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、設置場所の操作器等により、設置場所での操作が可能な設計とし、系統構成に必要な弁は設置場所での手動操作が可能な設計とする。</p> <p>可搬型タンクローリーは、付属の操作器等により、設置場所での操作が可能な設計とし、系統構成に必要な弁は設置場所での手動操作が可能な設計とする。</p> <p>可搬型タンクローリーは、車両として屋外のアクセスルートを通行してアクセス可能な設計とするとともに、設置場所にて車輪止めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>可搬型タンクローリーを接続する接続口については、簡便な接続方法による接続とし、ホースを確実に接続することができる設計とする。</p> <p>10.2.3 主要設備及び仕様 代替電源設備の主要仕様を第10.2.1表に示す。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>【女川】 記載の充実（伊方審査実績を参照）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>【大飯、女川】 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>【大飯、女川】 設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>【女川】 記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：操作スイッチ→泊：操作器 <p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照）</p> <p>【女川】 記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：主要機器仕様→泊：主要仕様（以降、同様の箇所の相違理由の記載は省略する。）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(2) 試験・検査	<p>10.2.4 試験検査</p> <p>基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>ガスタービン発電機は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び外観の確認が可能な設計とともに、分解が可能な設計とする。</p> <p>ガスタービン発電設備軽油タンクは、発電用原子炉の運転中又は停止中に漏えいの有無の確認が可能な設計とする。また、発電用原子炉の停止中に内部の確認が可能な設計とする。</p> <p>ガスタービン発電設備燃料移送ポンプは、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、ガスタービン発電設備燃料移送ポンプは、発電用原子炉の運転中又は停止中に分解及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>電源車は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能の確認が可能な設計とともに、分解又は取替えが可能な設計とする。</p> <p>また、電源車は、車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>【女川、泊の記載箇所で比較(21)】</p> <p>電源設備に燃料を供給する燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーは、油量、漏えいの確認が可能なように油面計又は検尺口を設け、内部の確認が可能なようにマンホールを設ける設計とする。</p> <p>さらに、タンクローリーは、車両として、運転状態の確認が可能な設計とし、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>タンクローリー付ポンプは、通常ラインにて機能・性能確認ができる設計とし、分解が可能な設計とする。</p>	<p>10.2.4 試験検査</p> <p>基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>代替非常用発電機は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び外観の確認が可能な設計とともに、分解が可能な設計とする。</p> <p>可搬型代替電源車は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能の確認が可能な設計とともに、分解又は取替えが可能な設計とする。</p> <p>また、可搬型代替電源車は、車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】</p> <p>記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯、女川】</p> <p>設備名称の相違（代替非常用発電機）</p> <p>【大飯、女川】</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>【大飯】</p> <p>記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯、女川】</p> <p>設備名称の相違（可搬型代替電源車）</p> <p>【大飯】</p> <p>記載箇所の相違（P57~48～）</p>

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>号機間電力融通にて使用する系統（号機間電力融通恒設ケーブル、号機間電力融通予備ケーブル及びディーゼル発電機）は、機能・性能確認が可能な設計とする。</p> <p>号機間電力融通恒設ケーブル及び号機間電力融通予備ケーブルは、機能・性能確認できるように絶縁抵抗測定が可能な設計とする。ディーゼル発電機は、分解点検が可能な設計とし、系統負荷により性能確認が可能な系統設計とする。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備である蓄電池（安全防護系用）は、機能・性能確認が可能なように電圧、比重測定が可能な設計とする。</p> <p>(参考) 伊方3号炉</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備である蓄電池（非常用）及び蓄電池（重大事故等対処用）は、電圧及び比重測定による機能・性能確認が可能な設計とする。</p> <p>可搬型直流電源設備にて使用する系統（電源車及び可搬式整流器）は、模擬負荷により機能・性能確認が可能な系統設計とする。</p> <p>(参考) 伊方3号炉</p> <p>常設代替電源設備にて使用する空冷式非常用発電装置、可搬型代替電源設備にて使用する 300kVA 電源車並びに可搬型直流電源装置にて使用する 75kVA 電源車及び可搬式整流器は、模擬負荷による機能・性能確認が可能な設計とする。</p> <p>(参考) 伊方3号炉</p> <p>300kVA 電源車及び 75kVA 電源車は、分解又は取替が可能な設計とする。</p> <p>さらに、300kVA 電源車及び 75kVA 電源車は車両として、運転状態の確認が可能な設計とともに、外観点検が可能な設計とする。</p> <p>代替所内電気設備に使用する代替所内電気設備変圧器及び代替所内電気設備分電盤は、機能・性能確認が可能なように、絶縁抵抗測定が可能な設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>125V 蓄電池 2A, 125V 蓄電池 2B, 125V 代替蓄電池, 250V 蓄電池, 125V 充電器 2A, 125V 充電器 2B, 125V 代替充電器及び 250V 充電器は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>蓄電池（非常用）、後備蓄電池、A充電器、B充電器及び可搬型直流変換器は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】 設計・運用の相違（号炉間電力融通設備）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯、女川】 設備名称の相違（蓄電池（非常用） 設備名称の相違（充電器） 【大飯、女川】 設備・運用の相違（蓄電池の構成） 【女川】 設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）</p> <p>【女川】 記載の充実（伊方審査実績を参照） 【大飯、女川】 設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機） 設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機の運搬）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等） 設備・運用の相違（代替炉心注水等）</p>
	<p>ガスタービン発電機接続盤、緊急用高圧母線 2F 系、緊急用高圧母線 2G 系、緊急用動力変圧器 2G 系、緊急用低圧母線 2G 系、緊急用交流電源切替盤 2G 系、緊急用交流電源切替盤 2C 系、緊急用交流電源切替盤 2D 系、非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系は、発電用原子炉の停止中に機能・性能の確認が可能な設計とする。また、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>代替所内電気設備分電盤、代替所内電気設備変圧器及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能の確認が可能な設計とする。また、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観の確認が可能な設計とする。</p>	

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>電源設備に燃料を供給する燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーは、油量、漏えいの確認が可能なように油面計又は検尺口を設け、内部の確認が可能なようにマンホールを設ける設計とする。</p> <p>さらに、タンクローリーは、車両として、運転状態の確認が可能な設計とし、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>タンクローリー付ポンプは、通常ラインにて機能・性能確認ができる設計とし、分解が可能な設計とする。</p> <p>(参考) 美浜3号炉 燃料油移送ポンプ、タンクローリー付ポンプ及び可搬式オイルポンプは、通常ラインにて機能・性能確認ができる設計とし、分解が可能な設計とする。</p>	<p>軽油タンクは、発電用原子炉の運転中又は停止中に漏えいの有無の確認が可能な設計とする。また、発電用原子炉の停止中に内部の確認が可能な設計とする。</p> <p>タンクローリーは、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観、機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とするとともに、分解又は取替えが可能な設計とする。</p> <p>また、タンクローリーは、車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽及び燃料タンク（SA）は、発電用原子炉の運転中又は停止中に漏えいの有無の確認が可能な設計とする。また、発電用原子炉の運転中又は停止中に内部の確認が可能な設計とする。</p> <p>可搬型タンクローリーは、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観、機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とするとともに、分解又は取替えが可能な設計とする。</p> <p>また、可搬型タンクローリーは、車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、発電用原子炉の運転中又は停止中に分解及び外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯、女川】 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>【女川】 記載の充実（伊方審査実績を参照）</p>

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																														
表2.14-1 電源設備（常設）の設備仕様	第10.2-1表 代替電源設備の主要機器仕様	第10.2.1表 代替電源設備の主要仕様																																															
(1) 空冷式非常用発電装置 種類 空冷式ディーゼル発電機	<p>(1) 常設代替交流電源設備</p> <p>a. ガスタービン発電機 ガスタービン</p> <table> <tr><td>台数</td><td>2</td></tr> <tr><td>使用燃料</td><td>軽油</td></tr> <tr><td>出力</td><td>約3,600kW (1台当たり)</td></tr> </table> <p>発電機</p> <table> <tr><td>台数</td><td>2</td></tr> <tr><td>種類</td><td>三相同期発電機</td></tr> <tr><td>容量</td><td>約4,500kVA (1台当たり)</td></tr> <tr><td>力率</td><td>0.80 (遅れ)</td></tr> <tr><td>電圧</td><td>6.9kV</td></tr> <tr><td>周波数</td><td>50Hz</td></tr> </table> <p>b. ガスタービン発電設備軽油タンク</p> <table> <tr><td>基數</td><td>3</td></tr> <tr><td>容量</td><td>約110kL (1基当たり)</td></tr> </table> <p>c. ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ</p> <table> <tr><td>台数</td><td>2</td></tr> <tr><td>容量</td><td>約3.0m³/h (1台当たり)</td></tr> <tr><td>全圧力</td><td>約0.5MPa [gage]</td></tr> </table> <p>d. 軽油タンク</p> <p>第10.1-5表 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）の主要機器仕様に記載する。</p>	台数	2	使用燃料	軽油	出力	約3,600kW (1台当たり)	台数	2	種類	三相同期発電機	容量	約4,500kVA (1台当たり)	力率	0.80 (遅れ)	電圧	6.9kV	周波数	50Hz	基數	3	容量	約110kL (1基当たり)	台数	2	容量	約3.0m³/h (1台当たり)	全圧力	約0.5MPa [gage]	<p>(1) 常設代替交流電源設備</p> <p>a. 代替非常用発電機 エンジン</p> <table> <tr><td>台数</td><td>2</td></tr> <tr><td>使用燃料</td><td>軽油</td></tr> <tr><td>出力</td><td>約1,450kW (1台当たり)</td></tr> </table> <p>発電機</p> <table> <tr><td>台数</td><td>2</td></tr> <tr><td>型式</td><td>防滴保護、空気冷却自己自由通風型</td></tr> <tr><td>容量</td><td>約1,725kVA (1台当たり)</td></tr> <tr><td>力率</td><td>0.8 (遅れ)</td></tr> <tr><td>電圧</td><td>6.6kV</td></tr> <tr><td>周波数</td><td>50Hz</td></tr> </table> <p>b. ディーゼル発電機燃料油貯油槽</p> <p>第10.1.3表 ディーゼル発電機設備の主要仕様に記載する。</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用電源設備 ・補機駆動用燃料設備 	台数	2	使用燃料	軽油	出力	約1,450kW (1台当たり)	台数	2	型式	防滴保護、空気冷却自己自由通風型	容量	約1,725kVA (1台当たり)	力率	0.8 (遅れ)	電圧	6.6kV	周波数	50Hz	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照）</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（代替非常用発電機）</p> <p>【大飯、女川】 設備の相違</p> <p>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照）</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>【女川】 設備名称の相違（D/G）</p> <p>【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p>
台数	2																																																
使用燃料	軽油																																																
出力	約3,600kW (1台当たり)																																																
台数	2																																																
種類	三相同期発電機																																																
容量	約4,500kVA (1台当たり)																																																
力率	0.80 (遅れ)																																																
電圧	6.9kV																																																
周波数	50Hz																																																
基數	3																																																
容量	約110kL (1基当たり)																																																
台数	2																																																
容量	約3.0m³/h (1台当たり)																																																
全圧力	約0.5MPa [gage]																																																
台数	2																																																
使用燃料	軽油																																																
出力	約1,450kW (1台当たり)																																																
台数	2																																																
型式	防滴保護、空気冷却自己自由通風型																																																
容量	約1,725kVA (1台当たり)																																																
力率	0.8 (遅れ)																																																
電圧	6.6kV																																																
周波数	50Hz																																																
(2) 燃料油貯蔵タンク（重大事故等時のみ3号及び4号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・非常用電源設備 ・代替電源設備 種類 横置円筒形 基数 4 容量 約165m³ (1基当たり) 使用燃料 A重油																																																	

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(3) 重油タンク（重大事故等時のみ3号及び4号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・非常用電源設備 ・代替電源設備 種類 横置円筒形 基数 4 容量 約200m ³ （1基当たり） 使用燃料 A重油		c. 燃料タンク (SA) 兼用する設備は以下のとおり。 ・補機駆動用燃料設備 型式 横置円筒形 基数 1 容量 約55kL 使用燃料 軽油	【大飯、女川】 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）
(参考) 美浜3号炉 燃料油移送ポンプ(※1)		d. ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ 兼用する設備は以下のとおり。 ・非常用電源設備 ・補機駆動用燃料設備 型式 齒車式 台数 2 容量 約3.0m ³ /h以上（1台当たり） 吐出圧力 約0.5MPa[gage] ※1 燃料油移送ポンプは、ディーゼル発電機に含む。	【女川】 記載の充実（美浜審査実績を参照） 【大飯、女川】 設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ） 【大飯、女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。
(1) タンクローリー（3号及び4号炉共用） 台数 2（予備1） 容量 3m ³ 以上（1台当たり）	e. タンクローリー 台数 2（予備1） 容量 約4.0kL（1台当たり）	e. 可搬型タンクローリー 兼用する設備は以下のとおり。 ・補機駆動用燃料設備 台数 2（予備2） 容量 約4kL（1台当たり）	【大飯、女川】 設備名称の相違（タンクローリー） 【大飯、女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 【大飯、女川】 設備・運用の相違（使用数及び保有数）
		f. 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤 個数 1 容量 約1,000kVA 電圧 6,600V/400V	【大飯】 設備・運用の相違（代替炉心注水等）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(4) 号機間電力融通恒設ケーブル（3号及び4号炉共用） 組 数 1 電 壓 6,600V 〔女川、泊の記載箇所で比較(24)〕 (5) ディーゼル発電機（重大事故等のみ3号及び4号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・非常用電源設備 ・代替電源設備 エンジン 台 数 4 出 力 約7,100kW（1台当たり） 起動方式 圧縮空気起動 使用燃料 A重油 発電機 台 数 4 型 式 横置回転界磁3相同期発電機 容 量 約8,875kVA（1台当たり） 力 率 0.8（遅れ） 電 壓 6,900V 周 波 数 60Hz			【大飯】 設計・運用の相違（号機間電力融通設備） 【大飯】 記載箇所の相違（P57-92～）
(3) 電源車 型 式 空冷式ディーゼル発電機 台 数 2（3号及び4号炉共用の予備1） 容 量 約610kVA（1台当たり） 電 壓 6,600V	(2) 可搬型代替交流電源設備 a. 電源車 エンジン 台 数 4（予備1*） 使用燃料 軽油 発電機 台 数 4（予備1*） 種 類 三相同期発電機 容 量 約400kVA（1台当たり） 力 率 0.85（遅れ） 電 壓 6.9kV 周 波 数 50Hz * 可搬型代替交流電源設備の電源車、可搬型代替直流電源設備の電源車又は緊急時対策所用代替交流電源設備の電源車（緊急時対策所用）として使用する。	(2) 可搬型代替交流電源設備 a. 可搬型代替電源車 エンジン 台 数 2（予備2） 使用燃料 軽油 発電機 台 数 2（予備2） 型 式 回転界磁形同期発電機 容 量 約2,200kVA（1台当たり） 力 率 0.8（遅れ） 電 壓 6.6kV 周 波 数 50Hz b. ディーゼル発電機燃料油貯油槽 第10.2-1表 代替電源設備の主要機器仕様「(1) d. 軽油タンク」に記載する。	【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯、女川】 設備名称の相違（可搬型代替電源車） 【大飯、女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等 対処設備として必要な設備を設けると いう点において同等である。 【大飯、女川】 設備・運用の相違（使用数及び保有数） 【女川】 記載箇所の相違（P57-53～） 【大飯、女川】 設備名称の相違（燃料油貯油槽）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		c. 燃料タンク (SA) 第10.2.1表 代替電源設備の主要機器仕様「(1) c. 燃料タンク (SA)」に記載する。	【大飯、女川】 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）
		d. ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ 第10.2.1表 代替電源設備の主要機器仕様「(1) d. ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ」に記載する。	【大飯、女川】 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）
	c. ガスター・ピング発電設備軽油タンク 第10.2.1表 代替電源設備の主要機器仕様「(1) b. ガスター・ピング発電設備軽油タンク」に記載する。	【女川】 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）	
〔内容比較のため再掲(22-2)〕 (1) タンクローリー (3号及び4号炉共用) 台 数 2 (予備1) 容 量 3m ³ 以上 (1台当たり)	d. タンクローリー 第10.2.1表 代替電源設備の主要機器仕様「(1) e. タンクローリー」に記載する。	e. 可搬型タンクローリー 第10.2.1表 代替電源設備の主要機器仕様「(1) e. 可搬型タンクローリー」に記載する。	【大飯、女川】 設備名称の相違（タンクローリー）
(6) 蓄電池 (安全防護系用)	(3) 所内常設蓄電式直流電源設備 a. 125V 蓄電池 2A 第10.1-3表 直流電源設備の主要機器仕様に記載する。 b. 125V 蓄電池 2B 第10.1-3表 直流電源設備の主要機器仕様に記載する。	f. 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤 第10.2.1表 代替電源設備の主要機器仕様「(1) f. 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤」に記載する。	【大飯】 設備・運用の相違（代替炉心注水等）
兼用する設備は以下のとおり。 ・非常用電源設備 ・代替電源設備 型 式 鉛蓄電池 組 数 2 容 量 約2,400Ah・h (1組当たり) 電 壓 129V (浮動充電時)	(3) 所内常設蓄電式直流電源設備 a. 蓄電池 (非常用) 兼用する設備は以下のとおり。 ・非常用電源設備 型 式 鉛蓄電池 組 数 2 容 量 A系 約2,400Ah B系 約2,400Ah 電 壓 A系 約130V B系 約130V	【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照） 【大飯、女川】 設備名称の相違（蓄電池（非常用）） 【大飯、女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。	
(参考) 伊方3号炉 蓄電池（重大事故等対処用） 型 式 鉛蓄電池 組 数 2 容 量 約2,400Ah・h (1組当たり) 電 壓 129V (浮動充電時)	b. 後備蓄電池 型 式 鉛蓄電池 組 数 2 容 量 A系 約2,400Ah B系 約2,400Ah 電 壓 A系 約130V B系 約130V	【女川】 記載の充実（伊方審査実績を参照） 【女川】 設備・運用の相違（蓄電池の構成） 【大飯、女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。	

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	c. 125V 充電器 2A 第10.1-3表 直流電源設備の主要機器仕様に記載する。	c. A充電器 個数 1 直流出力電圧 129V 直流出力電流 約700A	【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照） 【大飯、女川】 設備名称の相違（充電器） 【大飯、女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等 対処設備として必要な設備を設けるとい う点において同等である。
	d. 125V 充電器 2B 第10.1-3表 直流電源設備の主要機器仕様に記載する。	d. B充電器 個数 1 直流出力電圧 129V 直流出力電流 約700A	【女川】 設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）
	(4) 常設代替直流電源設備 a. 125V 代替蓄電池 組数 1 電圧 125V 容量 約2,000Ah		【女川】 設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）
	b. 250V 蓄電池 組数 1 電圧 250V 容量 約6,000Ah		
	(5) 可搬型代替直流電源設備 c. 電源車 第10.2-1表 代替電源設備の主要機器仕様「(2) a. 電源車」 に記載する。	(4) 可搬型代替直流電源設備 a. 可搬型直流電源用発電機 エンジン 台数 4(予備1*) 使用燃料 軽油 発電機 台数 4(予備1*) 種類 三相同期発電機 容量 約400kVA(1台当たり) 力率 0.85(遅れ) 電圧 6.9kV 周波数 50Hz	【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【安川】 記載の充実（伊方審査実績を参照） 【大飯、女川】 設備名称の相違（可搬型代替電源車） 【大飯、安川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等 対処設備として必要な設備を設けるとい う点において同等である。 【大飯、女川】 設備・運用の相違（使用数及び保有数）
(参考) 伊方3号炉 75kVA電源車	＜内容比較のため再掲(28)＞ c. 電源車 第10.2-1表 代替電源設備の主要機器仕様「(2) a. 電源車」 に記載する。	エンジン 台数 2(予備2) 使用燃料 軽油 発電機 台数 2(予備2) 型式 突極回転界磁形同期発電機 容量 約125kVA(1台当たり) 力率 0.8(遅れ) 電圧 200V 周波数 50Hz	
台数 2(予備1) 容量 約75kVA(1台当たり) 電圧 210V	＜内容比較のため再掲(27)＞ エンジン 台数 4(予備1*) 使用燃料 軽油 発電機 台数 4(予備1*) 種類 三相同期発電機 容量 約400kVA(1台当たり) 力率 0.85(遅れ) 電圧 6.9kV 周波数 50Hz		

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉 <small><内容比較のため再掲(30)></small>	女川原子力発電所2号炉 <small><内容比較のため再掲(29)></small>	泊発電所3号炉	相違理由
(4) 可搬式整流器 整流器 個 数 1 (3号及び4号炉共用の予備1) 最大出力 約 15kVA 出力電圧 0～150V 出力電流 0～100A 降圧変圧器 個 数 1 (3号及び4号炉共用の予備1) 容 量 約 30kVA 電 圧 440V/210V 周 波 数 60Hz	d. 125V 代替充電器 個 数 1 直流出力電圧 133.8V 直流出力電流 約 700A	b. 可搬型直流変換器 個 数 1 (予備2) 最大出力 30kW 出力電圧 150V (使用電圧 125V) 出力電流 200A	【安川】 記載の充実（大飯審査実績を参照） 記載の充実（伊方審査実績を参照） 【女川】 設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成） 【大飯、女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 設備・運用の相違（使用数及び保有数）
<small>(参考) 伊方3号炉</small> 可搬型整流器 個 数 2 (予備1) 容 量 約 100A (1個当たり) 出力電圧 0～150V	a. 125V 代替蓄電池 第 10.2-1 表 代替電源設備の主要機器仕様「(4) a. 125V 代替蓄電池」に記載する。		【女川】 設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）
	b. 250V 蓄電池 第 10.2-1 表 代替電源設備の主要機器仕様「(4) b. 250V 蓄電池」に記載する。		【女川】 設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）
	c. 電源車 第 10.2-1 表 代替電源設備の主要機器仕様「(2) a. 電源車」に記載する。		【女川】 記載箇所の相違（P57-58へ）
	d. 125V 代替充電器 個 数 1 直流出力電圧 133.8V 直流出力電流 約 700A		【女川】 設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）
	e. 250V 充電器 個 数 1 直流出力電圧 258.7V 直流出力電流 約 400A		【女川】 設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>f. 軽油タンク 第10.2-1表 代替電源設備の主要機器仕様「(1) d. 軽油 タンク」に記載する。</p> <p>g. ガスタービン発電設備軽油タンク 第10.2-1表 代替電源設備の主要機器仕様「(1) b. ガス タービン発電設備軽油タンク」に記載する。</p> <p>h. タンクローリー 第10.2-1表 代替電源設備の主要機器仕様「(1) e. タン クローリー」に記載する。</p> <p>(6) 代替所内電気設備</p>	<p>c. ディーゼル発電機燃料油貯油槽 第10.2.1表 代替電源設備の主要仕様「(1) b. ディーゼ ル発電機燃料油貯油槽」に記載する。</p> <p>d. 燃料タンク (SA) 第10.2.1表 代替電源設備の主要仕様「(1) c. 燃料タン ク (SA)」に記載する。</p> <p>(5) 代替所内電気設備</p>	<p>【女川】 設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設 備の構成）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設 備の構成）</p> <p>【大飯, 女川】 設備名称の相違（タンクローリー）</p>
<p>〔内容比較のため再掲(22-3)〕</p> <p>(1) タンクローリー (3号及び4号炉共用)</p> <p>台 数 2 (予備1)</p> <p>容 量 3m³以上 (1台当たり)</p>		<p>a. 代替非常用発電機 第10.2.1表 代替電源設備の主要仕様「(1) a. 代替非常 用発電機」に記載する。</p> <p>b. 可搬型代替電源車 第10.2.1表 代替電源設備の主要仕様「(2) a. 可搬型代 替電源車」に記載する。</p> <p>c. ディーゼル発電機燃料油貯油槽 第10.2.1表 代替電源設備の主要仕様「(1) b. ディーゼ ル発電機燃料油貯油槽」に記載する。</p> <p>d. 燃料タンク (SA) 第10.2.1表 代替電源設備の主要仕様「(1) c. 燃料タン ク (SA)」に記載する。</p> <p>e. ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ 第10.2.1表 代替電源設備の主要仕様「(1) d. ディーゼ ル発電機燃料油移送ポンプ」に記載する。</p> <p>f. 可搬型タンクローリー 第10.2.1表 代替電源設備の主要仕様「(1) e. 可搬型タ ンクローリー」に記載する。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（代替所内電気設備の構 成等）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（代替所内電気設備の構 成等）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（代替所内電気設備の構 成等）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（代替所内電気設備の構 成等）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（代替所内電気設備の構 成等）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（代替所内電気設備の構 成等）</p>

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
	<p>a. ガスターイン発電機接続盤</p> <table> <tr><td>個 数</td><td>2</td></tr> <tr><td>定格電圧</td><td>7.2kV</td></tr> </table> <p>b. 緊急用高圧母線</p> <table> <tr><td>個 数</td><td>3</td></tr> <tr><td>定格電圧</td><td>7.2kV</td></tr> </table>	個 数	2	定格電圧	7.2kV	個 数	3	定格電圧	7.2kV		<p>【女川】</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p>				
個 数	2														
定格電圧	7.2kV														
個 数	3														
定格電圧	7.2kV														
(7) 代替所内電気設備変圧器	<p>c. 緊急用動力変圧器</p> <table> <tr><td>個 数</td><td>1</td></tr> <tr><td>容 量</td><td>約 500kVA</td></tr> <tr><td>電 圧</td><td>6,600V/460V</td></tr> </table>	個 数	1	容 量	約 500kVA	電 圧	6,600V/460V	<p>g. 代替所内電気設備変圧器</p> <table> <tr><td>個 数</td><td>1</td></tr> <tr><td>容 量</td><td>約 300kVA</td></tr> <tr><td>電 圧</td><td>6,600V/460V</td></tr> </table>	個 数	1	容 量	約 300kVA	電 圧	6,600V/460V	<p>【大飯、女川】</p> <p>設備名称の相違（代替所内電気設備）</p> <p>【大飯、女川】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。
個 数	1														
容 量	約 500kVA														
電 圧	6,600V/460V														
個 数	1														
容 量	約 300kVA														
電 圧	6,600V/460V														
(8) 代替所内電気設備分電盤	<p>d. 緊急用低圧母線</p> <table> <tr><td>個 数</td><td>3</td></tr> <tr><td>定格電圧</td><td>600V</td></tr> </table> <p>e. 緊急用交流電源切替盤</p> <table> <tr><td>個 数</td><td>3</td></tr> <tr><td>定格電圧</td><td>600V</td></tr> </table> <p>f. 非常用高圧母線</p> <p>第 10.1-1 表 メタルクラッド開閉装置（高圧母線）の主要機器仕様に記載する。</p>	個 数	3	定格電圧	600V	個 数	3	定格電圧	600V	<p>h. 代替所内電気設備分電盤</p> <table> <tr><td>個 数</td><td>1</td></tr> <tr><td>電 圧</td><td>440V</td></tr> </table>	個 数	1	電 圧	440V	<p>【大飯、女川】</p> <p>設備名称の相違（代替所内電気設備）</p> <p>【大飯、女川】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 <p>【女川】</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p>
個 数	3														
定格電圧	600V														
個 数	3														
定格電圧	600V														
個 数	1														
電 圧	440V														
		<p>i. 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤</p> <p>第 10.2.1 表 代替電源設備の主要仕様「(1) e. 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤」に記載する。</p>	<p>【大飯】</p> <p>設備・運用の相違（代替炉心注水等）</p>												
(7) 燃料補給設備	<p>(6) 燃料補給設備</p> <p>a. 軽油タンク</p> <p>第 10.2-1 表 代替電源設備の主要機器仕様「(1) d. 軽油タンク」に記載する。</p>	<p>a. ディーゼル発電機燃料油貯油槽</p> <p>第 10.2.1 表 代替電源設備の主要仕様「(1) b. ディーゼル発電機燃料油貯油槽」に記載する。</p> <p>b. 燃料タンク (SA)</p> <p>第 10.2.1 表 代替電源設備の主要仕様「(1) c. 燃料タンク (SA)」に記載する。</p>	<p>【大飯】</p> <p>記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯、女川】</p> <p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>【大飯、女川】</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p>												

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	b. ガスターイン発電設備軽油タンク 第10.2-1表 代替電源設備の主要機器仕様「(1) b. ガス ターイン発電設備軽油タンク」に記載する。		【大飯、女川】 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）
(1) タンクローリー（3号及び4号炉共用） 台 数 2（予備1） 容 量 3m ³ 以上（1台当たり） 表 2.14-2 電源設備（可搬型）の設備仕様 〔女川、泊の記載箇所で比較(22)〕	c. タンクローリー 第10.2-1表 代替電源設備の主要機器仕様「(1) e. タン クローリー」に記載する。	c. ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ 第10.2.1表 代替電源設備の主要仕様「(1) d. ディーゼ ル発電機燃料油移送ポンプ」に記載する。	【女川】 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）
(1) タンクローリー（3号及び4号炉共用） 台 数 2（予備1） 容 量 3m ³ 以上（1台当たり） 〔女川、泊の記載箇所で比較(22)〕		d. 可搬型タンクローリー 第10.2.1表 代替電源設備の主要仕様「(1) e. 可搬型タ ンクローリー」に記載する。	【大飯、女川】 設備名称の相違（タンクローリー）
(2) 号機間電力融通予備ケーブル（3号及び4号炉共用） 組 数 1（予備1） 電 壓 6,600V 〔女川、泊の記載箇所で比較(23)〕			【大飯】 設計・運用の相違（号機間電力融通設備）
(3) 電源車 型 式 空冷式ディーゼル発電機 台 数 2（3号及び4号炉共用の予備1） 容 量 約610kVA（1台当たり） 電 壓 6,600V 〔女川、泊の記載箇所で比較(23)〕			【大飯】 記載箇所の相違（P57-59, 52, 55, 57～）
(4) 可搬式整流器 整流器 個 数 1（3号及び4号炉共用の予備1） 最大出力 約15kVA 出力電圧 0～150V 出力電流 0～100A 降圧変圧器 個 数 1（3号及び4号炉共用の予備1） 容 量 約30kVA 電 壓 440V/210V 周 波 数 60Hz 〔女川、泊の記載箇所で比較(30)〕			【大飯】 記載箇所の相違（P57-51～）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

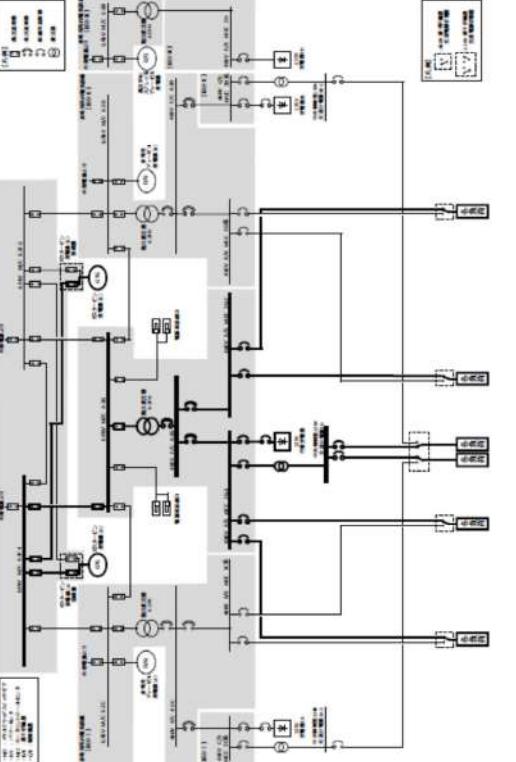
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>図 2.14-1 电源系統概要図(1)</p>	<p>図 10.2-1 図 代替電源設備系統概要図（常設代替交流電源設備による給電） (ガスタービン発電機から非常用所内電気設備を経由して給電)</p>	<p>図 10.2-1 図 代替電源設備系統概要図（常設代替交流電源設備による給電） (ガスタービン発電機から非常用所内電気設備を経由して給電)</p>	<p>【大飯、女川】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

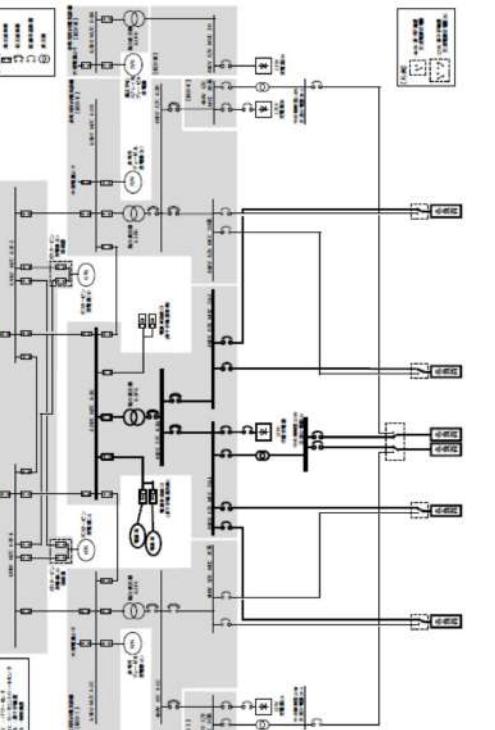
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 第10.2-2図 代替電源設備系統概要図（常設代替交流電源設備による給電） (ガスタービン発電機から代替所内電気設備を経由して給電)		<p>【大飯、女川】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>第10.2-3図 代替電源設備系統概要図（常設代替交流電源設備による給電） (ガスタービン発電機の燃料系統)</p>		<p>【大飯、女川】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 <p>【女川】</p> <p>設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>図 2.14-2 電源系統概要図(2)</p> <p>57-21</p>	<p>第10.2-4図 代替電源設備系統概要図（可搬型代替交流電源設備による給電） (電源車から非常用所内電気設備を経由して給電)</p>	<p>第10.2.2図 代替電源設備系統概要図（可搬型代替交流電源設備による給電）</p>	<p>【大飯、女川】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第10.2-5図 代替電源設備系統概要図（可搬型代替交流電源設備による給電） (電源車から代替所内電気設備を経由して給電)</p>		<p>【大飯、女川】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 図 2.14.3 電源系統概要図(3)			<p>【大飯】</p> <p>設計・運用の相違（号炉間電力融通設備）</p>

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>図 2.14-4 電源系統概要図(4)</p>			<p>【大飯】</p> <p>設計・運用の相違（号炉間電力融通設備）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

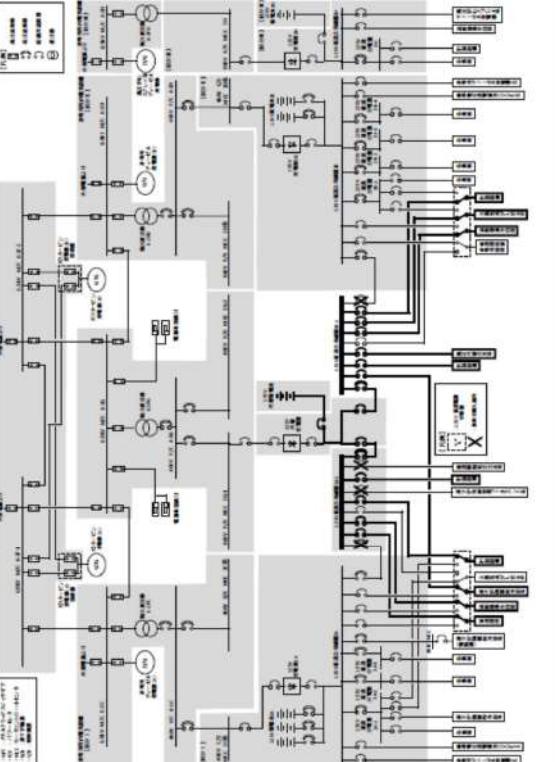
大飯発電所3／4号炉 <一部、女川、泊の記載箇所で比較(25)>	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>図 2.4-5 代替電源設備系統概要図(5)</p> <p>(参考)伊方3号炉</p> <p>第10.2-6図 代替電源設備系統概要図 (所内常設蓄電式直流電源設備による給電)</p> <p>第17-50回 蓄電池（非常用）により代替電源設備から給電。操作手順図</p>	<p>第 2.4-5 代替電源設備系統概要図(5)</p>	<p>第 0.2-3 図 代替電源設備系統概要図 (所内常設蓄電式直流電源設備 (蓄電池 (非常用)) による給電)</p>	<p>【大飯、女川】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯は所内常設蓄電式直流電源設備と可搬型直流電源設備による給電を同じ図に記載している。 ・泊は女川と同様に設備毎に記載している。 <p>【大飯、女川】</p> <p>設備・運用の相違（蓄電池の構成）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

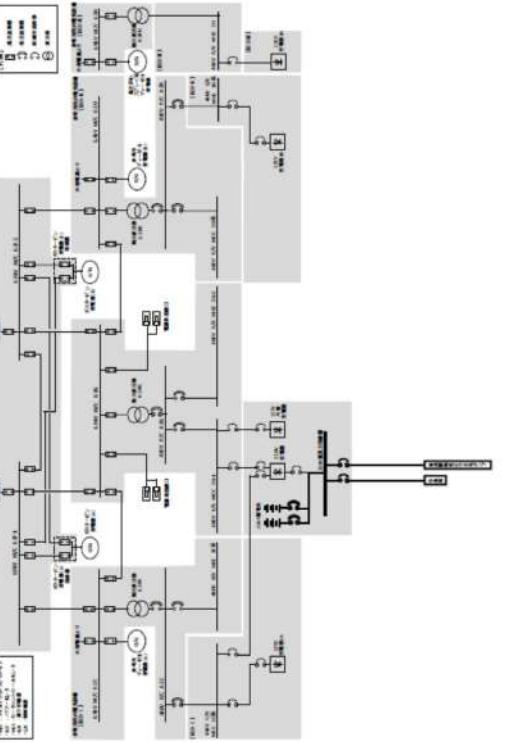
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(参考) 伊方3号炉</p> <p>第57-7図 女川2号炉（重大事故等対応用）による代替地電（直流）からの給電・断路器系統図</p>		<p>第10.2.4図 代替電源設備系統概要図（所内常設設備電気直流水源設備（後備蓄電池）による給電）</p>	<p>【大飯、女川】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 <p>【大飯、女川】</p> <p>設備・運用の相違（蓄電池の構成）</p>

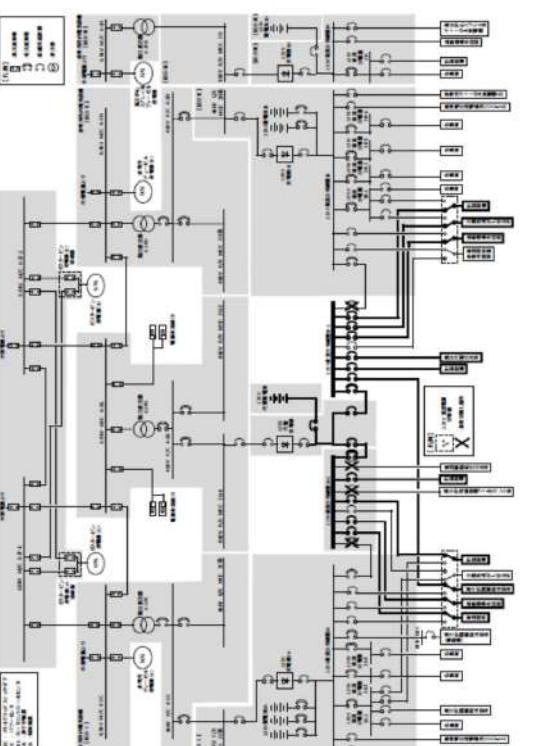
第57条 電源設備

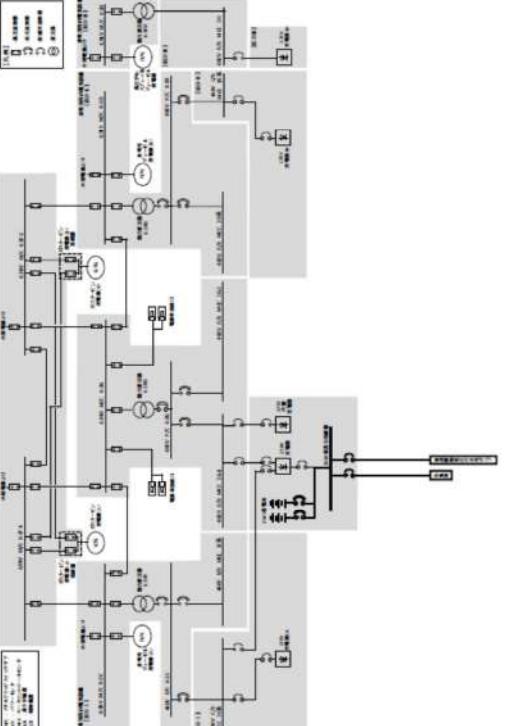
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第10.2-7図 代替電源設備系統概要図（常設代替直流電源設備による給電） (125V代替蓄電池による給電)</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）</p>

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第10.2-8図 代替電源設備系統概要図（常設代替直流電源設備による給電） (250V蓄電池による給電)</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）</p>

第57条 電源設備

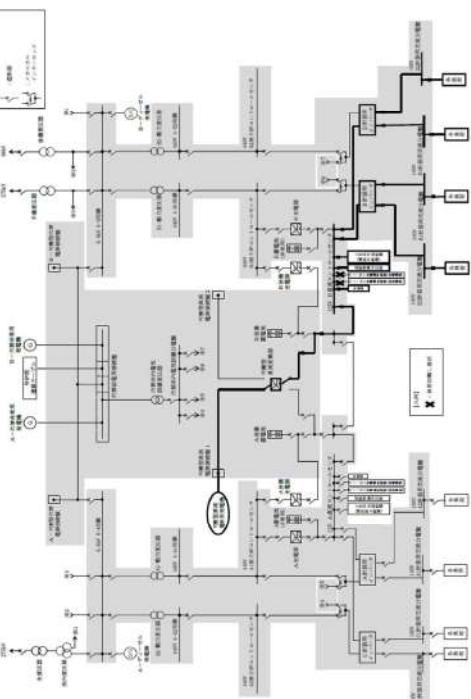
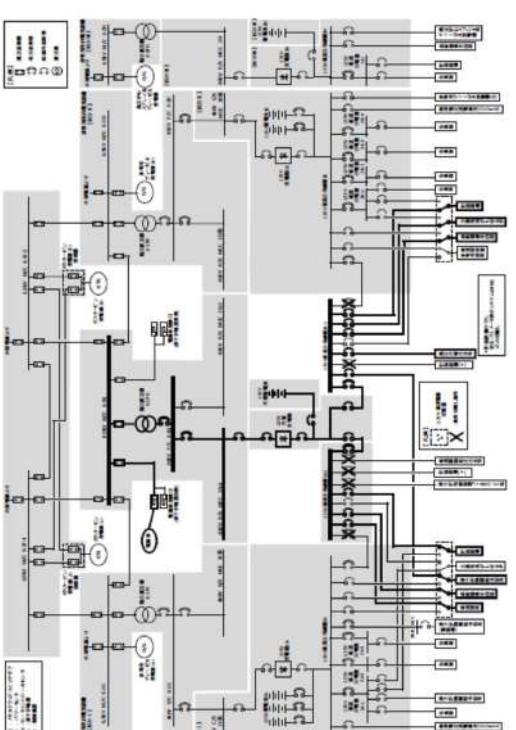
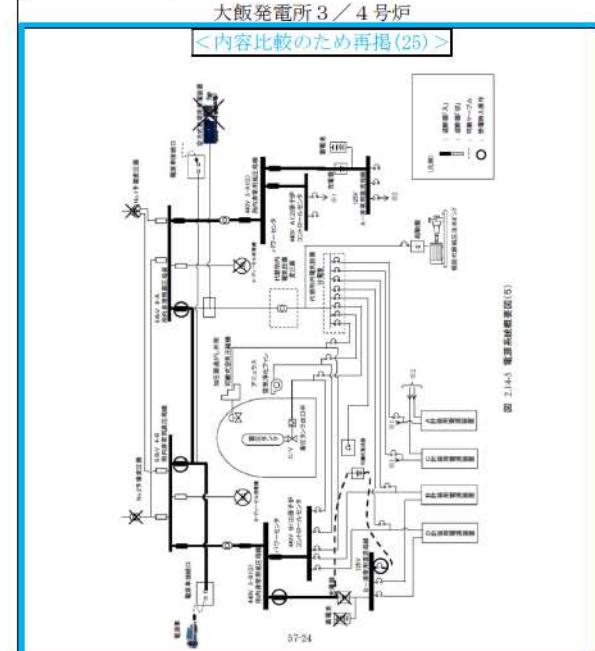
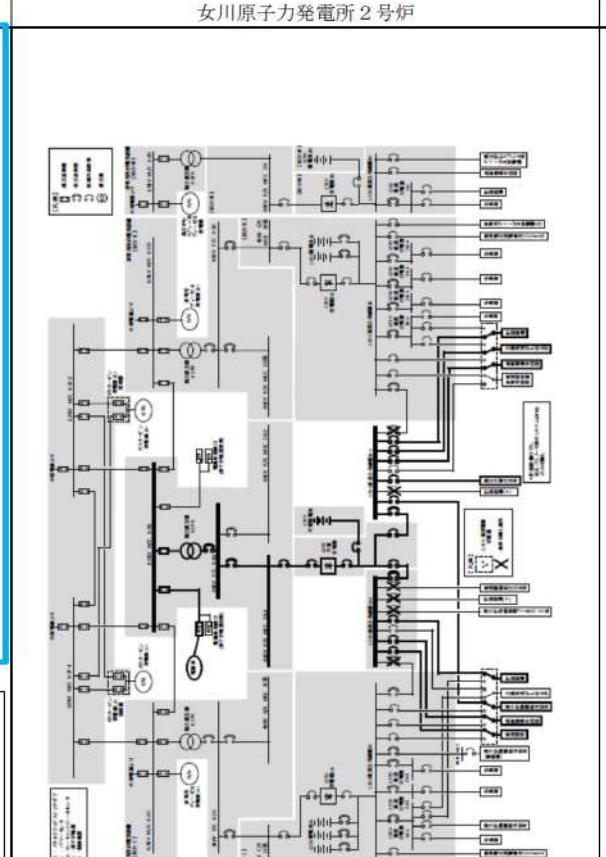
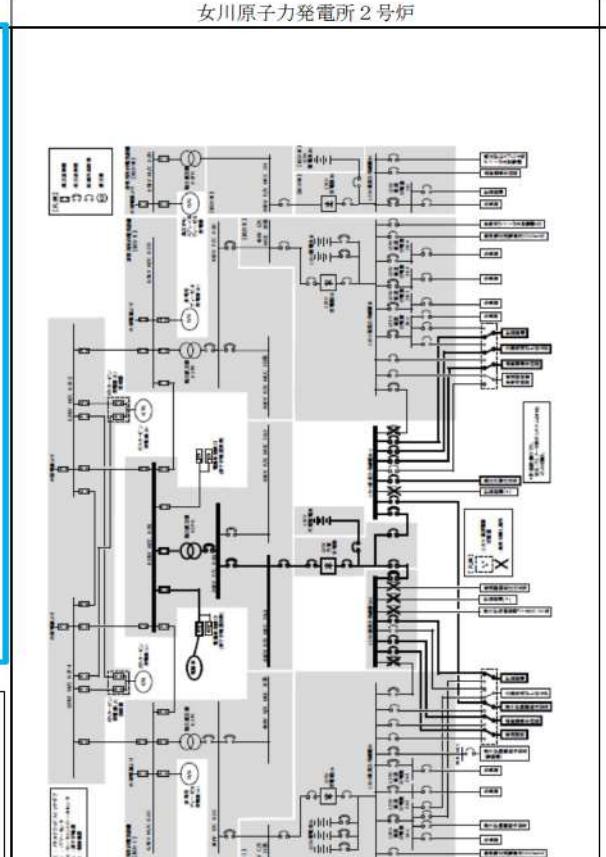
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第10.2-9図 代替電源設備系統概要図（可搬型代替直流電源設備による給電） (125V代替蓄電池による給電)</p>		<p>【大飯、女川】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 <p>【女川】</p> <p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p>

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第10.2-10図 代替電源設備系統概要図（可搬型代替直流電源設備による給電） (250V蓄電池による給電)</p>		<p>【大飯、女川】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 <p>【女川】</p> <p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

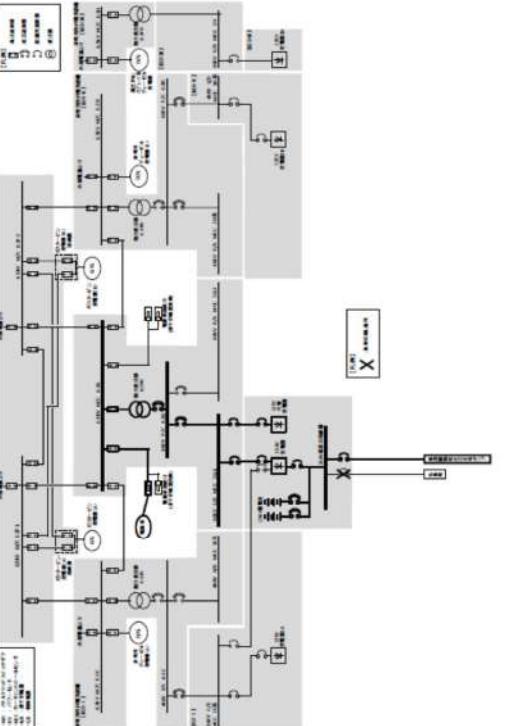
第57条 電源設備

相違理由	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	大飯発電所3／4号炉
【大飯、女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等 対処設備として必要な設備を設けると いう点において同等である。			
【大飯】 ・大飯は所内常設電式直流電源設備と 可搬型直流電源設備による給電を同じ 図に記載している。 ・泊は女川と同様に設備毎に記載してい る。			
【女川】 設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設 備の構成） 【大飯、女川】 設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電 機）			

第10.2-11図 代替電源設備系統概要図（可搬型代替直流電源設備による給電）
(電源車から代替所内電気設備を経由して給電(125V系統))

第10.2-5図 代替電源設備系統概要図（可搬型代替直流電源設備による給電）

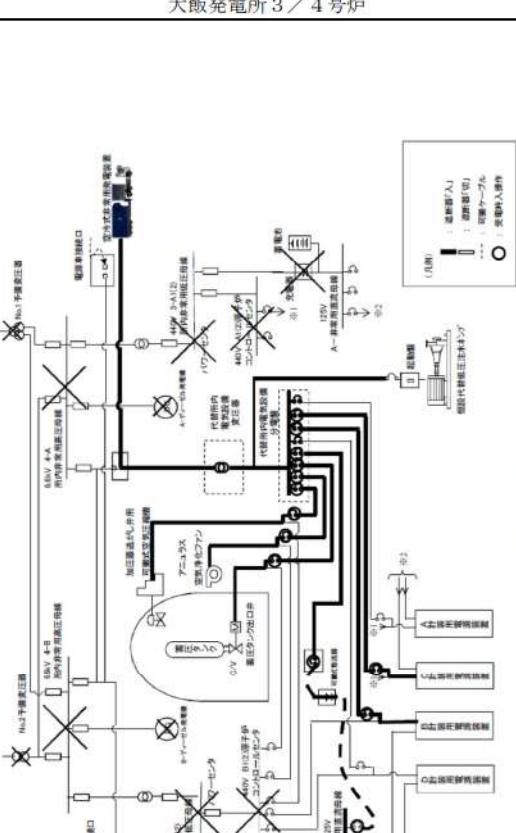
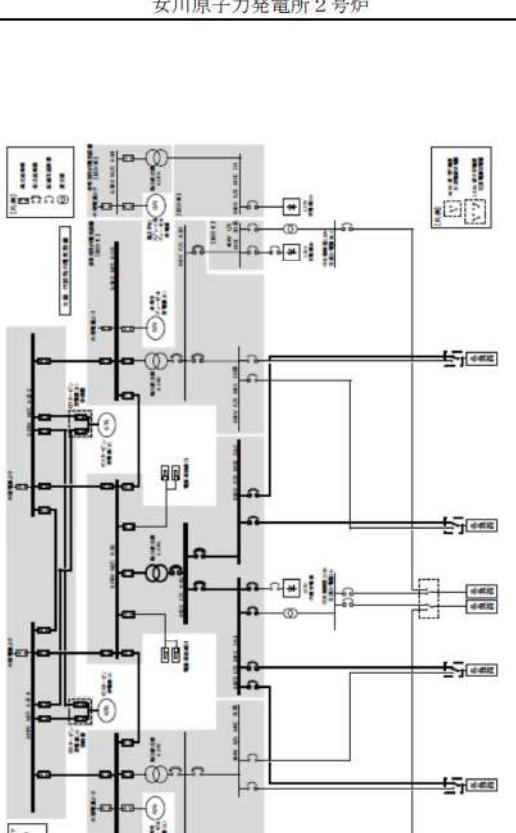
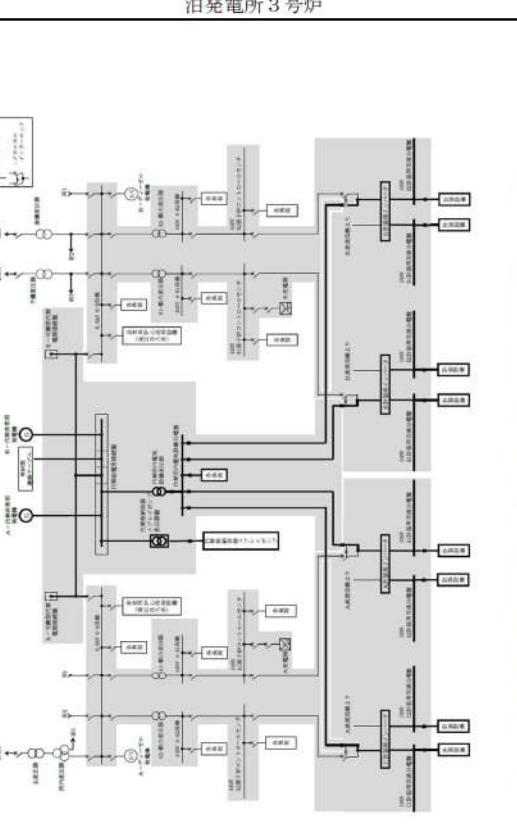
第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第10.2-12図 代替電源設備系統概要図（可搬型代替直流電源設備による給電） (電源車から代替所内電気設備を経由して給電 (250V系統))</p>		<p>【大飯、女川】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 <p>【女川】</p> <p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

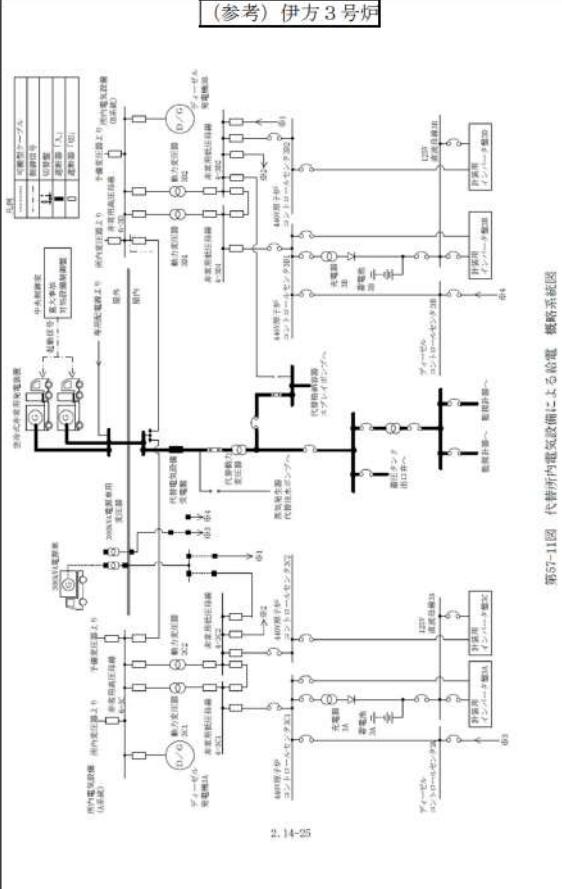
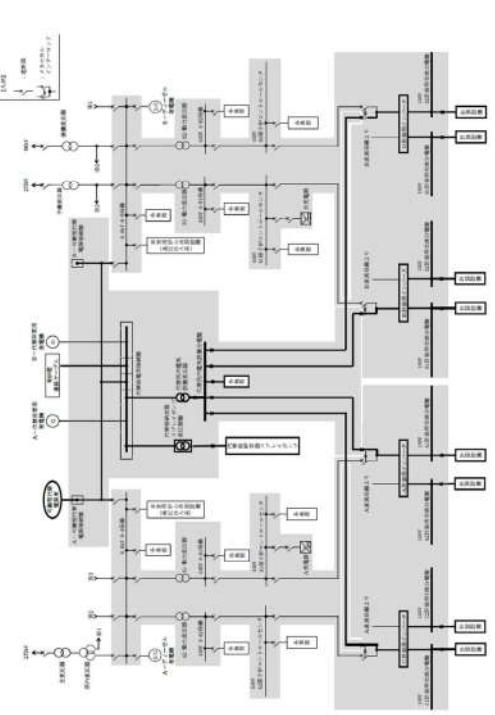
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図 2.14-6 電源系統概要図(6)</p>			<p>【大飯、女川】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 <p>【女川】</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備による直流給電）</p> <p>【大飯】</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備による直流給電）</p> <p>設備・運用の相違（代替炉心注水等）</p>

第10.2-13図 代替電源設備系統概要図（代替所内電気設備による給電）

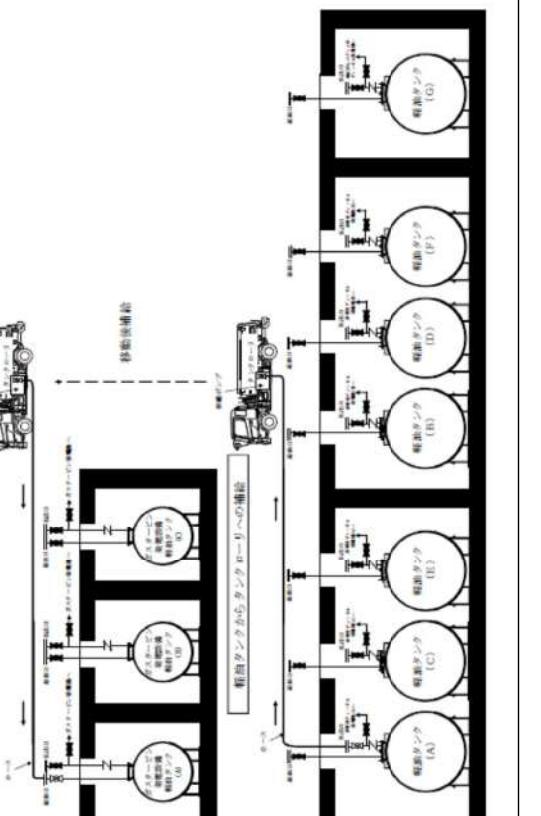
第10.2.6図 代替電源設備系統概要図（代替所内電気設備（代替非常用電気設備（代替非常用発電機）による給電）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備・運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>(参考) 伊方3号炉</p> <p>第57-11図 代替所内電気設備による給電 構造系統図</p>		 <p>第10.2.7図 代替電源設備系統概要図 (代替所内電気設備 (可燃型代替電源車) による給電)</p>	<p>【大飯、女川】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 <p>【女川】</p> <p>設備・運用の相違 (代替所内電気設備による直流給電)</p> <p>【大飯】</p> <p>設備・運用の相違 (代替所内電気設備による直流給電)</p> <p>設備・運用の相違 (代替炉心注水等)</p>

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第10.2-14図 代替電源設備系統概要図（燃料補給設備による給油） （軽油タンクからガスタービン発電設備軽油タンクへの補給）</p>		<p>【大飯、女川】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 2.14-7 電源系統概要図(7)</p>	<p>図 10.2-15 図 代替電源設備系統概要図（燃料供給設備による給油） (軽油タンクから各設備への補給)</p>	<p>【大飯、女川】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 <p>第10.2-8 図 代替電源設備系統概要図（燃料供給設備による給油） (ディーゼル缶油燃料供給油槽からの各設備への給油 (バー使用時))</p>

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(参考) 美浜3号炉</p> <p>図 2.14.5 電源系統概要図(5)</p>		<p>図 2.14.5 電源系統概要図(5)</p>	<p>【大飯、女川】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 <p>【大飯、女川】</p> <p>設備・運用の相違(可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ)</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>【大飯、女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 【大飯、女川】 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p>	<p>【大飯、女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 【大飯、女川】 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p>

第10.2.10 図 代替燃料貯蔵系統概要図（燃料補給設備による給油）
(燃料タンク (SA) から各設備への補給)

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>第10.2-16図 代替電源設備系統概要図（燃料補給設備による給油） (ガスステーション発電設備タンクから各設備への補給)</p>		<p>【大飯、女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 【大飯、女川】 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p>

由発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉					女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
第14.3条 重大事故等における対応手段と概要する手順							
分類	機器喪失を想定する設計事項別手順	付帯手順	付帯設備	設備区分手順	設備手順書	手順の小冊	
所内電気設備 機器喪失時	而内電気設備 代替所内電気設備供給による 空冷式水素発電装置 タンクローリー等 代替所内電気設備分電盤 代替所内電気設備皮圧器 可燃式空気源 電源車	代替所内電気設備 空冷式水素発電装置 燃料油タンク等 重油タンク等 タンクローリー等 代替所内電気設備分電盤 代替所内電気設備皮圧器 可燃式空気源 電源車	本体電気設備 付帯手順	A 空冷式非常用発電装置 燃料油タンク等 重油タンク等 タンクローリー等 代替所内電気設備分電盤 代替所内電気設備皮圧器 可燃式空気源 電源車	伊丹の新しい 機器及び構造 改修による電源の 復旧手順 空冷式非常用発電 装置燃料補給の手 順 代替所内電気設備 による電源供給手 順	S A所達 ^{a)} S A所達 ^{a)}	【大飯】 記載方針の相違 ・大飯は技術的能力まとめ資料と同一の表をSA設備まとめ資料にも記載している。 ・泊は女川と同様に本表は設置許可添付書類八に記載しないことから、SA設備まとめ資料にも記載しない。

注1：「本体電気設備」は女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容。
注2：「空冷式非常用発電装置、電源車及びターボ-発電機の燃料補給に使用する。」
注3：「重大事故等に対する用いる手順の分類」
a) 当初未だに適合する重大事故等に対する備え b) 37条に適合する重大事故等に対する備え c) 自主的計算として整備する重大事故等に対する設備

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現・設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>10.1 非常用電源設備</p> <p>10.1.2 重大事故等時</p> <p>10.1.2.1 非常用交流電源設備</p> <p>10.1.2.1.1 概要</p> <p>非常用交流電源設備は、想定される重大事故等時において、重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。</p> <p>非常用交流電源設備のうち非常用ディーゼル発電機は、ATWS緩和設備（代替制御棒挿入機能）、ATWS緩和設備（代替原子炉再循環ポンプトリップ機能）、ATWS緩和設備（自動減圧系作動阻止機能）、ほう酸水注入系、代替自動減圧回路（代替自動減圧機能）、高圧窒素ガス供給系（非常用）、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）、低圧代替注水系（可搬型）、残留熱除去系（低圧注水モード）、低圧炉心スプレイ系、残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード）、原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）、残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）、残留熱除去系（サプレッショングール水冷却モード）、代替循環冷却系、原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）、原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）、原子炉格納容器下部注水系（可搬型）、計測制御装置及び非常用ガス処理系へ電力を供給できる設計とする。</p> <p>非常用交流電源設備のうち高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機は、高圧炉心スプレイ系及び計測制御装置へ電力を供給できる設計とする。</p> <p>非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の燃料は、軽油タンクより非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプを用いて補給できる設計とする。</p> <p>10.1.2.1.2 設計方針</p> <p>非常用交流電源設備は、「1.1.7 重大事故等対処設備に関する基本方針」のうち、多様性、位置的分散を除く設計方針を適用して設計を行う。</p> <p>10.1.2.1.2.1 悪影響防止</p> <p>非常用交流電源設備は、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>10.1 非常用電源設備</p> <p>10.1.2 重大事故等時</p> <p>10.1.2.1 非常用交流電源設備</p> <p>10.1.2.1.1 概要</p> <p>非常用交流電源設備は、想定される重大事故等時において、重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。</p> <p>非常用交流電源設備のうちディーゼル発電機は、原子炉出力抑制（自動）、原子炉出力抑制（手動）、ほう酸水注入、1次冷却系のフィードアンドブリード、蒸気発生器2次側からの除熱、炉心注水、代替炉心注水、再循環運転、代替再循環運転、格納容器スプレイ、代替格納容器スプレイ、余熱除去設備、低圧注入系、格納容器内自然対流冷却、原子炉格納容器下部への注水、水素濃度制御設備、水素濃度監視設備、アニラス空気浄化設備による水素排出、アニラス部の水素濃度監視、使用済燃料ピットの監視、計測制御装置、中央制御室空調装置、可搬型照明（SA）、放射性物質の濃度低減、通信連絡設備へ電力を供給できる設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機の燃料は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽よりディーゼル発電機燃料油移送ポンプを用いて補給できる設計とする。</p> <p>10.1.2.1.2 設計方針</p> <p>非常用交流電源設備は、「1.1.10 重大事故等対処設備に関する基本方針」のうち、多様性、位置的分散を除く設計方針を適用して設計を行う。</p> <p>10.1.2.1.2.1 悪影響防止</p> <p>非常用交流電源設備は、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備名称の相違（D/G）</p> <p>【女川】 炉型による給電対象設備の相違 ・D/Gから電源を供給する設備の相違</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 ・大飯はD/Gより電源を供給する機器名称を記載している。 ・泊は女川と同様に手段名称を記載した。</p> <p>【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違（燃料油貯油槽） 設備名称の相違（D/G 燃料油移送設備）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p>
	<p><内容比較のため再掲(2)></p> <p>充てんポンプ、高圧注入ポンプ、電動補助給水ポンプ、ほう酸ポンプ、緊急ほう酸補給弁、余熱除去ポンプ、格納容器スプレイポンプ、格納容器スプレイポンプ格納容器再循環サンプ側入口格納容器隔離弁、格納容器再循環ファン、A、D原子炉補機冷却水泵ポンプ、海水ポンプ、静的触媒式水素再結合装置温度監視装置、原子炉格納容器水素燃焼装置、原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置、可搬型格納容器内水素ガス濃度計、格納容器水素ガス試料冷却器用可搬型冷却水ポンプ、可搬型格納容器ガス試料圧縮装置、アニラス空気浄化ファン、原子炉格納容器水位、原子炉下部キャビティ水位、中央制御室空調ファン、中央制御室循環ファン、中央制御室非常用循環ファン、可搬型照明（SA）、衛星電話（固定）、安全パラメータ表示システム（SPDS）、安全パラメータ伝送システム、蓄圧タンク出口弁及びA、B、C、D計装用電源は、ディーゼル発電機より電力を供給できる設計とする。</p>		
	<p><一部、内容比較のため再掲(7)></p> <p>空冷式非常用発電装置及びディーゼル発電機は、遮断器操作等によって通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成及び系統隔離をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>		

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><内容比較のため再掲(13)></p> <p>ディーゼル発電機は、重大事故等の収束に必要な容量が設計基準事故対処設備の容量に対して十分であることを確認しているため、設計基準事故対処設備の容量と同仕様の設計とする。</p> <p><内容比較のため再掲(11-2)></p> <p>燃料油貯蔵タンク及び重油タンクは、重大事故等発生後7日間、重大事故等対処設備の運転に必要な燃料に対して十分であることを確認したタンク容量を有する設計とする。</p> <p><内容比較のため再掲(18)></p> <p>ディーゼル発電機は、重大事故等時における原子炉周辺建屋内の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>操作は中央制御室及び設置場所で可能な設計とする。</p> <p>(参考) 美浜3号炉</p> <p>燃料油移送ポンプは、重大事故等時における原子炉補助建屋内の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p><内容比較のため再掲(14-2)></p> <p>燃料油貯蔵タンク及び重油タンクは、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所で可能な設計とする。</p> <p><一部、内容比較のため再掲(19)></p> <p>空冷式非常用発電装置及びディーゼル発電機を使用した電源系統は、重大事故等が発生した場合でも、通常時の系統から遮断器操作にて速やかに切り替えられる設計とする。遮断器操作は手順どおりでなければ接続できない構造の設計とする。</p> <p>空冷式非常用発電装置及びディーゼル発電機の操作は、中央制御室及び設置場所で可能な設計とする。</p> <p>(参考) 伊方3号炉</p> <p>ディーゼル発電機を使用した電源系統は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機は、操作スイッチにより中央制御室及び設置場所での操作が可能な設計とする。</p>	<p>10.1.2.1.2.2 容量等</p> <p>非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機、非常用ディーゼル発電設備燃料ディタンク、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料ディタンク、軽油タンク、非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプは、設計基準事故時に使用する場合の容量が、重大事故等の収束に必要な容量に対して十分であることから、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p> <p>10.1.2.1.2.3 環境条件等</p> <p>非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機、非常用ディーゼル発電設備燃料ディタンク及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料ディタンクは、原子炉建屋付属棟内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の操作は、中央制御室から可能な設計とする。</p> <p>軽油タンク、非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプは、屋外に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>10.1.2.1.2.4 操作性の確保</p> <p>非常用交流電源設備は、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。</p> <p>非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機は、中央制御室の操作スイッチにより操作が可能な設計とする。</p>	<p>10.1.2.1.2.2 容量等</p> <p>ディーゼル発電機、ディーゼル発電機燃料油サービスタンク、ディーゼル発電機燃料油貯油槽及びディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、設計基準事故時に使用する場合の容量が、重大事故等の収束に必要な容量に対して十分であることから、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p> <p>10.1.2.1.2.3 環境条件等</p> <p>ディーゼル発電機及びディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、ディーゼル発電機建屋内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機の操作は、中央制御室又は設置場所から可能な設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの操作は、設置場所から可能な設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油サービスタンクは、周辺補機棟内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽は、屋外に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>10.1.2.1.2.4 操作性の確保</p> <p>非常用交流電源設備は、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。</p> <p>ディーゼル発電機は、中央制御室及び設置場所の操作器により操作が可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】設備名称の相違（D/G）</p> <p>【女川】炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【女川】設備名称の相違（D/G 燃料油移送設備）</p> <p>【女川】設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】設備名称の相違（D/G）</p> <p>【女川】炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【女川】設備名称の相違（D/G 燃料油移送設備）</p> <p>【女川】設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>【女川】記載の充実（大飯審査実績を参照）</p> <p>【女川】記載の充実（美浜審査実績を参照）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】設備名称の相違（D/G）</p> <p>【女川】炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【女川】記載の充実（大飯審査実績を参照）</p> <p>【女川】記載の充実（美浜審査実績を参照）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】設備名称の相違（D/G）</p> <p>【女川】炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【女川】記載の充実（大飯審査実績を参照）</p> <p>【女川】記載の充実（美浜審査実績を参照）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】設備名称の相違（D/G）</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>・女川：操作スイッチ→泊：操作器</p>

第57条 電源設備

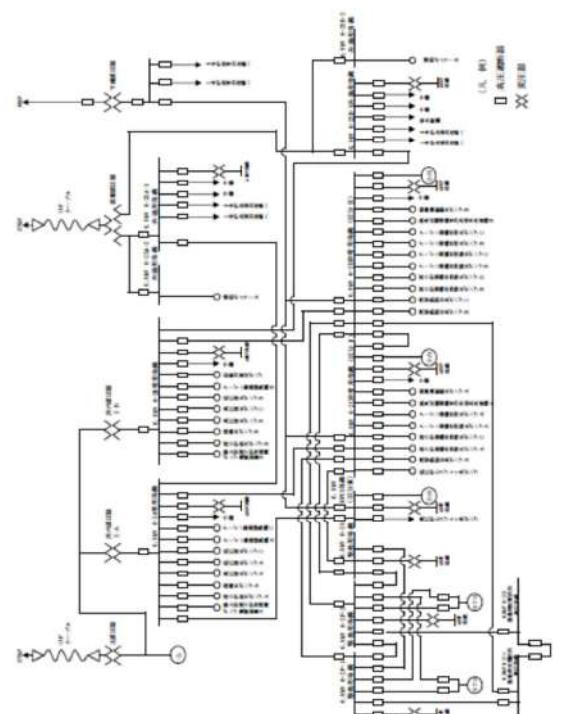
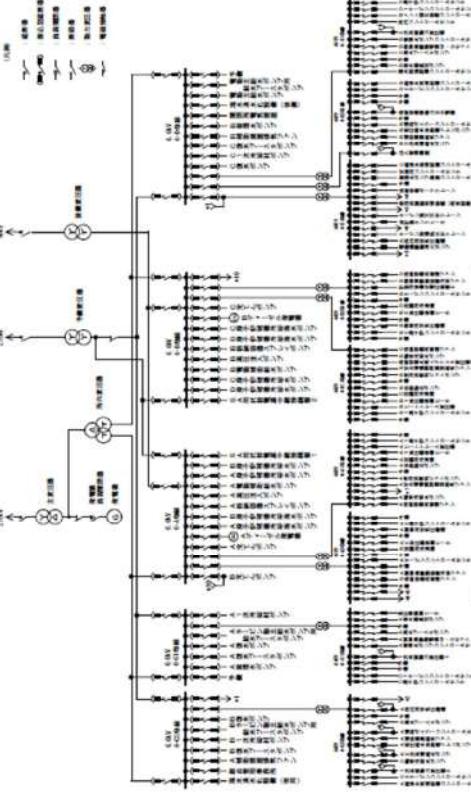
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>10.1.2.1.3 主要設備及び仕様 非常用交流電源設備の主要機器仕様を第10.1-5表に示す。</p> <p>10.1.2.1.4 試験検査 非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び外観の確認が可能な設計とする。 また、発電用原子炉の停止中に分解が可能な設計とする。</p> <p>非常用ディーゼル発電設備燃料ディタンク及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料ディタンクは、発電用原子炉の運転中に漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 また、発電用原子炉の運転中又は停止中に内部の確認及び弁の開閉動作の確認が可能な設計とする。</p> <p>軽油タンクは、発電用原子炉の運転中又は停止中に漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 また、発電用原子炉の停止中に内部の確認が可能な設計とする。</p> <p>非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプは、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</p>	<p>10.1.2.1.3 主要設備及び仕様 非常用交流電源設備の主要仕様を第10.1.3表に示す。</p> <p>10.1.2.1.4 試験検査 ディーゼル発電機は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び外観の確認が可能な設計とする。 また、発電用原子炉の停止中に分解が可能な設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油サービスタンクは、発電用原子炉の運転中に漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、発電用原子炉の運転中又は停止中に内部の確認及び弁の開閉動作の確認が可能な設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽は、発電用原子炉の運転中又は停止中に漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、発電用原子炉の停止中に内部の確認が可能な設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 設備名称の相違（D/G） 【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違 【女川】 設備名称の相違（D/G 燃料油移送設備）</p> <p>【女川】 設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>【女川】 設備名称の相違（D/G 燃料油移送設備）</p>

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>10.1.2.2 非常用直流電源設備</p> <p>10.1.2.2.1 概要</p> <p>非常用直流電源設備は、想定される重大事故等時において、重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。</p> <p>非常用直流電源設備である 125V 蓄電池 2A, 125V 蓄電池 2B 及び 125V 蓄電池 2H は、全交流動力電源喪失から 8 時間にわたり電力を供給できる設計とする。</p> <p>10.1.2.2.2 設計方針</p> <p>非常用直流電源設備は、「1.1.7 重大事故等対処設備に関する基本方針」のうち、多様性、位置的分散を除く設計方針を適用して設計を行う。</p> <p>10.1.2.2.2.1 悪影響防止</p> <p>非常用直流電源設備は、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で、重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>10.1.2.2.2.2 容量等</p> <p>125V 蓄電池 2A, 125V 蓄電池 2B 及び 125V 蓄電池 2H は、設計基準事故時に使用する場合の容量が、重大事故等の収束に必要な容量に対して十分であることから、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p> <p>10.1.2.2.2.3 環境条件等</p> <p>125V 蓄電池 2A, 125V 蓄電池 2B 及び 125V 蓄電池 2H 並びにそれに充電する 125V 充電器 2A, 125V 充電器 2B 及び 125V 充電器 2H は、制御建屋内又は原子炉建屋付属棟内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>10.1.2.2.2.4 操作性の確保</p> <p>非常用直流電源設備は、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。</p> <p>10.1.2.2.3 主要設備及び仕様</p> <p>非常用直流電源設備の主要機器仕様を第 10.1-3 表に示す。</p> <p>10.1.2.2.4 試験検査</p> <p>125V 蓄電池 2A, 125V 蓄電池 2B 及び 125V 蓄電池 2H 並びに 125V 蓄電池 2A, 125V 蓄電池 2B 及び 125V 蓄電池 2H に充電する充電器は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び外観の確認が可能な設計とする。</p>		<p>【女川】</p> <p>設備・運用の相違（設計基準拡張）</p>

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第10.1-1図 所内単線結線図</p>	 <p>第10.1-1図 所内単線結線図</p>	<p>【大飯、女川】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 ・電源設備の構成に相違はあるが、既許可・既工認の内容を踏まえた記載をしているという点において同等である。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 第 10.1-3 図 直流電源単線図		【女川】 設備・運用の相違（設計基準拡張）

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>10.7 据機駆動用燃料設備（非常用発電設備及び加熱蒸気系に係るものを除く。）</p> <p>10.7.1 概要</p> <p>重大事故等に対処するために使用する可搬型又は常設設備の動作に必要な駆動燃料を貯蔵及び補給する燃料設備として軽油タンク、ガスタービン発電設備軽油タンク及びタンクローリーを設ける。</p> <p>軽油タンク、ガスタービン発電設備軽油タンク及びタンクローリーについては、「10.2 代替電源設備」に記載する。</p>	<p>10.7 据機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラに係るものを除く。）</p> <p>10.7.1 概要</p> <p>重大事故等に対処するために使用する可搬型又は常設設備の動作に必要な駆動燃料を貯蔵及び補給する燃料設備としてディーゼル発電機燃料油貯油槽、燃料タンク（SA）、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを設ける。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽、燃料タンク（SA）、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーについては、「10.2 代替電源設備」に記載する。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給） 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備） 【女川】 設備名称の相違（燃料油貯油槽） 設備名称の相違（タンクローリー） 【大飯、女川】 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																												
	<p>関係する主要機器仕様については、「33条 保安電源設備」より抜粋して添付する。</p> <p>第10.1-1表 メタルクラッド開閉装置（高圧母線）の主要機器仕様</p> <table border="1"> <caption>構成及び仕様</caption> <thead> <tr> <th>項目</th><th>受電盤</th><th>母線連絡盤</th><th>負荷盤</th><th>計器用変圧器盤</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(a)種類</td><td></td><td>閉鎖配電盤</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(b)個数</td><td></td><td>57</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(c)定格電圧</td><td></td><td>6.9kV</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(d)電気方式</td><td></td><td>50Hz 3相 3線</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(e)電源引込方式</td><td></td><td>10A接地系（変圧器と抵抗器の組合せによる接地方式） バスダクト又はケーブルによる</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(f)フィーダ引出方式</td><td></td><td>ケーブルによる</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(g)母線電流容量</td><td></td><td>約3,000A。約1,200A</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <caption>遮断器</caption> <thead> <tr> <th>項目</th><th>受電用</th><th>母線連絡用</th><th>負荷用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(a)種類</td><td></td><td>真空遮断器</td><td></td></tr> <tr> <td>(b)個数</td><td>9</td><td>24</td><td>55</td></tr> <tr> <td>(c)極数</td><td></td><td>3極</td><td></td></tr> <tr> <td>(d)操作方式</td><td></td><td>電動バネ又はソレノイド投入操作 (DC125V)</td><td></td></tr> <tr> <td>(e)絶縁強度</td><td></td><td>6号A</td><td></td></tr> <tr> <td>(f)定格電圧</td><td></td><td>7.2kV</td><td></td></tr> <tr> <td>(g)定格電流</td><td></td><td>約3,000A。約1,200A</td><td></td></tr> <tr> <td>(h)定格遮断電流</td><td></td><td>63kA</td><td></td></tr> <tr> <td>(i)定格遮断時間</td><td></td><td>5サイクル</td><td></td></tr> <tr> <td>(j)引きはずし方式</td><td></td><td>電気式、機械式</td><td></td></tr> <tr> <td>(k)投入方式</td><td></td><td>電動バネ又はソレノイド</td><td></td></tr> </tbody> </table>	項目	受電盤	母線連絡盤	負荷盤	計器用変圧器盤	(a)種類		閉鎖配電盤			(b)個数		57			(c)定格電圧		6.9kV			(d)電気方式		50Hz 3相 3線			(e)電源引込方式		10A接地系（変圧器と抵抗器の組合せによる接地方式） バスダクト又はケーブルによる			(f)フィーダ引出方式		ケーブルによる			(g)母線電流容量		約3,000A。約1,200A			項目	受電用	母線連絡用	負荷用	(a)種類		真空遮断器		(b)個数	9	24	55	(c)極数		3極		(d)操作方式		電動バネ又はソレノイド投入操作 (DC125V)		(e)絶縁強度		6号A		(f)定格電圧		7.2kV		(g)定格電流		約3,000A。約1,200A		(h)定格遮断電流		63kA		(i)定格遮断時間		5サイクル		(j)引きはずし方式		電気式、機械式		(k)投入方式		電動バネ又はソレノイド		<p>関係する主要仕様については、「33条 保安電源設備」より抜粋して添付する。</p> <p>第10.1.1表 メタルクラッド開閉装置の主要仕様 (1/2)</p> <table border="1"> <caption>構成及び仕様</caption> <thead> <tr> <th>項目</th><th>受電盤</th><th>き電盤</th><th>計器用変圧器盤</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>型式</td><td colspan="3">屋内用鋼板製単位閉鎖垂直自立型</td></tr> <tr> <td>台数</td><td>16</td><td>51</td><td>10</td></tr> <tr> <td>定格電圧</td><td colspan="3">7.2kV</td></tr> <tr> <td>電気方式</td><td>50Hz</td><td>3相</td><td>3線 変圧器接地式</td></tr> <tr> <td>電源引込方式</td><td colspan="3">バスダクト又はケーブルによる</td></tr> <tr> <td>フィーダ引出方式</td><td colspan="3">ケーブルによる</td></tr> <tr> <td>母線電流容量</td><td>3,150A</td><td>2,000A</td><td>1,200A</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <caption>遮断器</caption> <thead> <tr> <th>項目</th><th>受電用</th><th>き電用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>型式</td><td colspan="2">真空遮断器</td></tr> <tr> <td>台数</td><td>16</td><td>51</td></tr> <tr> <td>極数</td><td colspan="2">3極</td></tr> <tr> <td>操作方式</td><td colspan="2">バネ投入操作 (DC125V)</td></tr> <tr> <td>定格耐電圧</td><td colspan="2">定格雷インパルス耐電圧: 60kV 定格遮断時間適用周波耐電圧: 22kV</td></tr> <tr> <td>定格電圧</td><td colspan="2">7.2kV</td></tr> <tr> <td>定格電流</td><td>3,150A</td><td>2,000A</td></tr> <tr> <td>定格遮断電流</td><td colspan="2">44kA</td></tr> <tr> <td>定格遮断時間</td><td colspan="2">5サイクル</td></tr> <tr> <td>引きはずし自由方式</td><td colspan="2">電気的、機械的</td></tr> <tr> <td>投入方式</td><td colspan="2">バネ式</td></tr> </tbody> </table>	項目	受電盤	き電盤	計器用変圧器盤	型式	屋内用鋼板製単位閉鎖垂直自立型			台数	16	51	10	定格電圧	7.2kV			電気方式	50Hz	3相	3線 変圧器接地式	電源引込方式	バスダクト又はケーブルによる			フィーダ引出方式	ケーブルによる			母線電流容量	3,150A	2,000A	1,200A	項目	受電用	き電用	型式	真空遮断器		台数	16	51	極数	3極		操作方式	バネ投入操作 (DC125V)		定格耐電圧	定格雷インパルス耐電圧: 60kV 定格遮断時間適用周波耐電圧: 22kV		定格電圧	7.2kV		定格電流	3,150A	2,000A	定格遮断電流	44kA		定格遮断時間	5サイクル		引きはずし自由方式	電気的、機械的		投入方式	バネ式		<p>【大飯、女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 ・電源設備の構成に相違はあるが、既許可・既工認の内容を踏まえた記載をしているという点において同等である。
項目	受電盤	母線連絡盤	負荷盤	計器用変圧器盤																																																																																																																																																											
(a)種類		閉鎖配電盤																																																																																																																																																													
(b)個数		57																																																																																																																																																													
(c)定格電圧		6.9kV																																																																																																																																																													
(d)電気方式		50Hz 3相 3線																																																																																																																																																													
(e)電源引込方式		10A接地系（変圧器と抵抗器の組合せによる接地方式） バスダクト又はケーブルによる																																																																																																																																																													
(f)フィーダ引出方式		ケーブルによる																																																																																																																																																													
(g)母線電流容量		約3,000A。約1,200A																																																																																																																																																													
項目	受電用	母線連絡用	負荷用																																																																																																																																																												
(a)種類		真空遮断器																																																																																																																																																													
(b)個数	9	24	55																																																																																																																																																												
(c)極数		3極																																																																																																																																																													
(d)操作方式		電動バネ又はソレノイド投入操作 (DC125V)																																																																																																																																																													
(e)絶縁強度		6号A																																																																																																																																																													
(f)定格電圧		7.2kV																																																																																																																																																													
(g)定格電流		約3,000A。約1,200A																																																																																																																																																													
(h)定格遮断電流		63kA																																																																																																																																																													
(i)定格遮断時間		5サイクル																																																																																																																																																													
(j)引きはずし方式		電気式、機械式																																																																																																																																																													
(k)投入方式		電動バネ又はソレノイド																																																																																																																																																													
項目	受電盤	き電盤	計器用変圧器盤																																																																																																																																																												
型式	屋内用鋼板製単位閉鎖垂直自立型																																																																																																																																																														
台数	16	51	10																																																																																																																																																												
定格電圧	7.2kV																																																																																																																																																														
電気方式	50Hz	3相	3線 変圧器接地式																																																																																																																																																												
電源引込方式	バスダクト又はケーブルによる																																																																																																																																																														
フィーダ引出方式	ケーブルによる																																																																																																																																																														
母線電流容量	3,150A	2,000A	1,200A																																																																																																																																																												
項目	受電用	き電用																																																																																																																																																													
型式	真空遮断器																																																																																																																																																														
台数	16	51																																																																																																																																																													
極数	3極																																																																																																																																																														
操作方式	バネ投入操作 (DC125V)																																																																																																																																																														
定格耐電圧	定格雷インパルス耐電圧: 60kV 定格遮断時間適用周波耐電圧: 22kV																																																																																																																																																														
定格電圧	7.2kV																																																																																																																																																														
定格電流	3,150A	2,000A																																																																																																																																																													
定格遮断電流	44kA																																																																																																																																																														
定格遮断時間	5サイクル																																																																																																																																																														
引きはずし自由方式	電気的、機械的																																																																																																																																																														
投入方式	バネ式																																																																																																																																																														

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																				
	<p style="text-align: center;">第10.1-3表 直流電源設備の主要機器仕様</p> <p>(1) 蓄電池</p> <p>非常用</p> <table> <tbody> <tr><td>種類</td><td>鉛蓄電池</td></tr> <tr><td>組数</td><td>3</td></tr> <tr><td>セル数</td><td>A系 60 B系 60 HPCS系 60</td></tr> <tr><td>電圧</td><td>A系 125V B系 125V HPCS系 125V</td></tr> <tr><td>容量</td><td>A系 約8,000Ah B系 約6,000Ah HPCS系 約400Ah</td></tr> </tbody> </table> <p>常用</p> <table> <tbody> <tr><td>種類</td><td>鉛蓄電池</td></tr> <tr><td>組数</td><td>1</td></tr> <tr><td>セル数</td><td>116</td></tr> <tr><td>電圧</td><td>250V</td></tr> <tr><td>容量</td><td>約6,000Ah</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 充電器</p> <p>非常用（予備充電器は常用）</p> <table> <tbody> <tr><td>種類</td><td>シリコン整流器</td></tr> <tr><td>個数</td><td>A系 1 B系 1 (予備 1) HPCS系 1（予備1）</td></tr> <tr><td>充電方式</td><td>浮動</td></tr> <tr><td>冷却方式</td><td>自然通風</td></tr> <tr><td>交流入力</td><td>A系 3相 50Hz 440V B系 3相 50Hz 440V HPCS系 3相 50Hz 440V</td></tr> <tr><td>容量</td><td>A系 約118kW B系 約118kW (予備 約118kW) HPCS系 約10kW</td></tr> <tr><td>直流出力電圧</td><td>A系 133.8V B系 133.8V HPCS系 129V</td></tr> <tr><td>直流出力電流</td><td>A系 約700A B系 約700A (予備 約700A) HPCS系 約50A</td></tr> </tbody> </table>	種類	鉛蓄電池	組数	3	セル数	A系 60 B系 60 HPCS系 60	電圧	A系 125V B系 125V HPCS系 125V	容量	A系 約8,000Ah B系 約6,000Ah HPCS系 約400Ah	種類	鉛蓄電池	組数	1	セル数	116	電圧	250V	容量	約6,000Ah	種類	シリコン整流器	個数	A系 1 B系 1 (予備 1) HPCS系 1（予備1）	充電方式	浮動	冷却方式	自然通風	交流入力	A系 3相 50Hz 440V B系 3相 50Hz 440V HPCS系 3相 50Hz 440V	容量	A系 約118kW B系 約118kW (予備 約118kW) HPCS系 約10kW	直流出力電圧	A系 133.8V B系 133.8V HPCS系 129V	直流出力電流	A系 約700A B系 約700A (予備 約700A) HPCS系 約50A		<p>【女川】</p> <p>設備・運用の相違（設計基準拡張）</p>
種類	鉛蓄電池																																						
組数	3																																						
セル数	A系 60 B系 60 HPCS系 60																																						
電圧	A系 125V B系 125V HPCS系 125V																																						
容量	A系 約8,000Ah B系 約6,000Ah HPCS系 約400Ah																																						
種類	鉛蓄電池																																						
組数	1																																						
セル数	116																																						
電圧	250V																																						
容量	約6,000Ah																																						
種類	シリコン整流器																																						
個数	A系 1 B系 1 (予備 1) HPCS系 1（予備1）																																						
充電方式	浮動																																						
冷却方式	自然通風																																						
交流入力	A系 3相 50Hz 440V B系 3相 50Hz 440V HPCS系 3相 50Hz 440V																																						
容量	A系 約118kW B系 約118kW (予備 約118kW) HPCS系 約10kW																																						
直流出力電圧	A系 133.8V B系 133.8V HPCS系 129V																																						
直流出力電流	A系 約700A B系 約700A (予備 約700A) HPCS系 約50A																																						

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>常用</p> <p>種類 シリコン整流器</p> <p>個数 1</p> <p>(予備 1)</p> <p>充電方式 浮動</p> <p>冷却方式 自然通風</p> <p>交流入力 3相 50Hz 440V</p> <p>容量 約130kW</p> <p>直流出力電圧 258.7V</p> <p>直流出力電流 約400A</p> <p>(3) 直流母線</p> <p>非常用</p> <p>個数 3</p> <p>電圧 A系 125V</p> <p>B系 125V</p> <p>H P C S系 125V</p> <p>常用</p> <p>個数 1</p> <p>電圧 250V</p>		<p>【女川】</p> <p>設備・運用の相違（設計基準拡張）</p>

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																								
<p style="background-color: #00FFFF; border: 1px solid black; padding: 2px;"><内容比較のため再掲(24)></p> <p>(5) ディーゼル発電機（重大事故等時のみ3号及び4号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用電源設備 ・代替電源設備 <p>エンジン</p> <table border="1"> <tr> <td>台 数</td><td>4</td></tr> <tr> <td>出 力</td><td>約 7,100kW (1台当たり)</td></tr> <tr> <td>起動方式</td><td>圧縮空気起動</td></tr> <tr> <td>使用燃料</td><td>A重油</td></tr> </table> <p>発電機</p> <table border="1"> <tr> <td>台 数</td><td>4</td></tr> <tr> <td>型 式</td><td>横置回転界磁3相同期発電機</td></tr> <tr> <td>容 量</td><td>約 8,875kVA (1台当たり)</td></tr> <tr> <td>力 率</td><td>0.8 (遅れ)</td></tr> <tr> <td>電 壓</td><td>6,900V</td></tr> <tr> <td>周 波 数</td><td>60Hz</td></tr> </table>	台 数	4	出 力	約 7,100kW (1台当たり)	起動方式	圧縮空気起動	使用燃料	A重油	台 数	4	型 式	横置回転界磁3相同期発電機	容 量	約 8,875kVA (1台当たり)	力 率	0.8 (遅れ)	電 壓	6,900V	周 波 数	60Hz	<p>第10.1-5表 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系 ディーゼル発電機を含む。）の主要機器仕様</p> <p>(1) エンジン</p> <p>a. 非常用ディーゼル発電機</p> <table border="1"> <tr> <td>種 類</td><td>4サイクルたて形 18気筒ディーゼル機関</td></tr> <tr> <td>台 数</td><td>2</td></tr> <tr> <td>出 力</td><td>約 6,100kW (1台当たり)</td></tr> <tr> <td>回 転 数</td><td>500rpm</td></tr> <tr> <td>起動方式</td><td>圧縮空気起動</td></tr> <tr> <td>起動時間</td><td>約 10 秒</td></tr> <tr> <td>使用燃料</td><td>軽油</td></tr> </table> <p>b. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機</p> <table border="1"> <tr> <td>種 類</td><td>4サイクルたて形 18気筒ディーゼル機関</td></tr> <tr> <td>台 数</td><td>1</td></tr> <tr> <td>出 力</td><td>約 3,000kW</td></tr> <tr> <td>回 転 数</td><td>1,000rpm</td></tr> <tr> <td>起動方式</td><td>圧縮空気起動</td></tr> <tr> <td>起動時間</td><td>約 13 秒</td></tr> <tr> <td>使用燃料</td><td>軽油</td></tr> </table> <p>(2) 発電機</p> <p>a. 非常用ディーゼル発電機</p> <table border="1"> <tr> <td>種 類</td><td>横軸回転界磁三相同期発電機</td></tr> <tr> <td>台 数</td><td>2</td></tr> <tr> <td>容 量</td><td>約 7,625kVA (1台当たり)</td></tr> <tr> <td>力 率</td><td>0.80 (遅れ)</td></tr> <tr> <td>電 壓</td><td>6.9kV</td></tr> <tr> <td>周 波 数</td><td>50Hz</td></tr> <tr> <td>回 転 数</td><td>500rpm</td></tr> </table> <p>b. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機</p> <table border="1"> <tr> <td>種 類</td><td>横軸回転界磁三相同期発電機</td></tr> <tr> <td>台 数</td><td>1</td></tr> <tr> <td>容 量</td><td>約 3,750kVA</td></tr> <tr> <td>力 率</td><td>0.80 (遅れ)</td></tr> <tr> <td>電 壓</td><td>6.9kV</td></tr> <tr> <td>周 波 数</td><td>50Hz</td></tr> <tr> <td>回 転 数</td><td>1,000rpm</td></tr> </table>	種 類	4サイクルたて形 18気筒ディーゼル機関	台 数	2	出 力	約 6,100kW (1台当たり)	回 転 数	500rpm	起動方式	圧縮空気起動	起動時間	約 10 秒	使用燃料	軽油	種 類	4サイクルたて形 18気筒ディーゼル機関	台 数	1	出 力	約 3,000kW	回 転 数	1,000rpm	起動方式	圧縮空気起動	起動時間	約 13 秒	使用燃料	軽油	種 類	横軸回転界磁三相同期発電機	台 数	2	容 量	約 7,625kVA (1台当たり)	力 率	0.80 (遅れ)	電 壓	6.9kV	周 波 数	50Hz	回 転 数	500rpm	種 類	横軸回転界磁三相同期発電機	台 数	1	容 量	約 3,750kVA	力 率	0.80 (遅れ)	電 壓	6.9kV	周 波 数	50Hz	回 転 数	1,000rpm	<p>第10.1.3表 ディーゼル発電機設備の主要仕様</p> <p>(1) エンジン</p> <table border="1"> <tr> <td>型 式</td><td>4サイクルたて形 16気筒ディーゼル機関</td></tr> <tr> <td>台 数</td><td>2</td></tr> <tr> <td>出 力</td><td>約 5,600kW (1台当たり)</td></tr> <tr> <td>回転速度</td><td>約 750min⁻¹</td></tr> <tr> <td>起動方式</td><td>圧縮空気起動</td></tr> <tr> <td>起動時間</td><td>約 10 秒</td></tr> <tr> <td>使用燃料</td><td>軽油</td></tr> </table> <p>(2) 発電機</p> <table border="1"> <tr> <td>型 式</td><td>横置・回転界磁形・三相同期発電機</td></tr> <tr> <td>台 数</td><td>2</td></tr> <tr> <td>容 量</td><td>約 7,000kVA (1台当たり)</td></tr> <tr> <td>力 率</td><td>0.8 (遅れ)</td></tr> <tr> <td>電 壓</td><td>6.9kV</td></tr> <tr> <td>周 波 数</td><td>50Hz</td></tr> <tr> <td>回転速度</td><td>約 750min⁻¹</td></tr> </table>	型 式	4サイクルたて形 16気筒ディーゼル機関	台 数	2	出 力	約 5,600kW (1台当たり)	回転速度	約 750min ⁻¹	起動方式	圧縮空気起動	起動時間	約 10 秒	使用燃料	軽油	型 式	横置・回転界磁形・三相同期発電機	台 数	2	容 量	約 7,000kVA (1台当たり)	力 率	0.8 (遅れ)	電 壓	6.9kV	周 波 数	50Hz	回転速度	約 750min ⁻¹	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備名称の相違（D/G）</p> <p>【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【大飯、女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 ・電源設備の構成に相違はあるが、既許可・既工認の内容を踏まえた記載しているという点において同等である。
台 数	4																																																																																																										
出 力	約 7,100kW (1台当たり)																																																																																																										
起動方式	圧縮空気起動																																																																																																										
使用燃料	A重油																																																																																																										
台 数	4																																																																																																										
型 式	横置回転界磁3相同期発電機																																																																																																										
容 量	約 8,875kVA (1台当たり)																																																																																																										
力 率	0.8 (遅れ)																																																																																																										
電 壓	6,900V																																																																																																										
周 波 数	60Hz																																																																																																										
種 類	4サイクルたて形 18気筒ディーゼル機関																																																																																																										
台 数	2																																																																																																										
出 力	約 6,100kW (1台当たり)																																																																																																										
回 転 数	500rpm																																																																																																										
起動方式	圧縮空気起動																																																																																																										
起動時間	約 10 秒																																																																																																										
使用燃料	軽油																																																																																																										
種 類	4サイクルたて形 18気筒ディーゼル機関																																																																																																										
台 数	1																																																																																																										
出 力	約 3,000kW																																																																																																										
回 転 数	1,000rpm																																																																																																										
起動方式	圧縮空気起動																																																																																																										
起動時間	約 13 秒																																																																																																										
使用燃料	軽油																																																																																																										
種 類	横軸回転界磁三相同期発電機																																																																																																										
台 数	2																																																																																																										
容 量	約 7,625kVA (1台当たり)																																																																																																										
力 率	0.80 (遅れ)																																																																																																										
電 壓	6.9kV																																																																																																										
周 波 数	50Hz																																																																																																										
回 転 数	500rpm																																																																																																										
種 類	横軸回転界磁三相同期発電機																																																																																																										
台 数	1																																																																																																										
容 量	約 3,750kVA																																																																																																										
力 率	0.80 (遅れ)																																																																																																										
電 壓	6.9kV																																																																																																										
周 波 数	50Hz																																																																																																										
回 転 数	1,000rpm																																																																																																										
型 式	4サイクルたて形 16気筒ディーゼル機関																																																																																																										
台 数	2																																																																																																										
出 力	約 5,600kW (1台当たり)																																																																																																										
回転速度	約 750min ⁻¹																																																																																																										
起動方式	圧縮空気起動																																																																																																										
起動時間	約 10 秒																																																																																																										
使用燃料	軽油																																																																																																										
型 式	横置・回転界磁形・三相同期発電機																																																																																																										
台 数	2																																																																																																										
容 量	約 7,000kVA (1台当たり)																																																																																																										
力 率	0.8 (遅れ)																																																																																																										
電 壓	6.9kV																																																																																																										
周 波 数	50Hz																																																																																																										
回転速度	約 750min ⁻¹																																																																																																										

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(3) 軽油タンク</p> <p>種類 横置円筒形</p> <p>基数 6 (1系列につき3基) 1 (1系列につき1基)</p> <p>容量 約110kL (1基当たり) 約170kL</p> <p>使用燃料 軽油</p>	<p>(3) ディーゼル発電機燃料油貯油槽</p> <p>型式 横置円筒形</p> <p>基数 4</p> <p>容量 約146kL (1基当たり)</p> <p>使用燃料 軽油</p> <p>(4) ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</p> <p>台数 2</p> <p>容量 約26kL/h (1台当たり)</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 設備名称の相違（D/G） 【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違 【大飯、女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 ・電源設備の構成に相違はあるが、既許可・既工認の内容を踏まえた記載をしているという点において同等である。 <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p>

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3.14 電源設備【57条】</p> <p style="text-align: center;"><添付資料 目次></p> <p>3.14 電源設備</p> <p>3.14.1 設置許可基準規則第57条への適合方針</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 可搬型代替交流電源設備（設置許可基準規則解釈の第1項a) i) 及びiii)) (2) 常設代替交流電源設備（設置許可基準規則解釈の第1項a) ii) 及びiii)) (3) 所内常設蓄電式直流電源設備（設置許可基準規則解釈の第1項b)) (4) 常設代替直流電源設備 (5) 可搬型代替直流電源設備（設置許可基準規則解釈の第1項c) 並びにa) i) 及びiii)) (6) 号炉間電力融通設備（設置許可基準規則解釈の第1項d)) (7) 代替所内電気設備（設置許可基準規則解釈の第1項e)) (8) 重大事故等対処設備（設計基準拡張） <ul style="list-style-type: none"> (i) 非常用交流電源設備 (ii) 非常用直流電源設備 (9) 燃料補給設備 <ul style="list-style-type: none"> (i) 燃料補給設備 (10) 自主対策設備の整備 <ul style="list-style-type: none"> (i) 125V代替充電器用電源車接続設備 	<p>2.14 電源設備【57条】</p> <p style="text-align: center;"><添付資料 目次></p> <p>2.14 電源設備</p> <p>2.14.1 設置許可基準規則第57条への適合方針</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 可搬型代替交流電源設備（設置許可基準規則解釈の第1項a) i) 及びiii)) (2) 常設代替交流電源設備（設置許可基準規則解釈の第1項a) ii) 及びiii)) (3) 所内常設蓄電式直流電源設備（設置許可基準規則解釈の第1項b)) (4) 可搬型代替直流電源設備（設置許可基準規則解釈の第1項c) 並びにa) i) 及びiii)) (5) 号炉間電力融通設備（設置許可基準規則解釈の第1項d)) (6) 代替所内電気設備（設置許可基準規則解釈の第1項e)) (7) 重大事故等対処設備（設計基準拡張） <ul style="list-style-type: none"> (i) 非常用交流電源設備 (8) 燃料補給設備 <ul style="list-style-type: none"> (i) 燃料補給設備 (9) 自主対策設備の整備 <p>(i) 後備変圧器</p> <p>(ii) 号炉間電力融通設備</p> <p>(iii) 開閉所設備</p>	<p>【大飯】</p> <p>記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯は添付資料を作成していないため、女川との相違理由を記載する。 <p>(次ページ以降は本記載を省略する。)</p> <p>項目番号の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：3.14→泊：2.14 <p>(以降、同様の箇所の相違理由の記載は省略する。)</p> <p>設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）</p> <p>設備・運用の相違（設計基準拡張）</p> <p>設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は電源車から代替所内電気設備を経由して125V充電器へ給電する手段とは別に、自主対策設備として代替所内電気設備を経由せずに電源車から125V代替充電器に給電する手段を整備している。 ・泊は可搬型代替直流電源設備専用の発電機から専用の電路を経由して可搬型直流変換器へ給電する手段を整備する。 <p>設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は大飯と同様に66kV（大飯は77kV）送電線から後備変圧器を経由して給電する手段を整備する。 <p>設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は大飯と同様に号機間電力融通設備以外の自主対策設備（開閉所設備）により、他号炉のディーゼル発電機から給電する手段を整備する。 	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.14.2 重大事故等対処設備</p> <p>3.14.2.1 可搬型代替交流電源設備</p> <p>3.14.2.1.1 設備概要</p> <p>3.14.2.1.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 電源車</p> <p>(2) 軽油タンク</p> <p>(3) ガスタービン発電設備軽油タンク</p> <p>(4) タンクローリ</p> <p>3.14.2.1.3 独立性及び位置的分散の確保</p> <p>3.14.2.1.4 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3.14.2.1.4.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>3.14.2.1.4.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>3.14.2.1.4.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p>	<p>2. 14.2 重大事故等対処設備</p> <p>2. 14.2.1 可搬型代替交流電源設備</p> <p>2. 14.2.1.1 設備概要</p> <p>2. 14.2.1.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 可搬型代替電源車</p> <p>(2) ディーゼル発電機燃料油貯油槽</p> <p>(3) 燃料タンク（SA）</p> <p>(4) ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</p> <p>(5) 可搬型タンクローリー</p> <p>(6) 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤</p> <p>2. 14.2.1.3 独立性及び位置的分散の確保</p> <p>2. 14.2.1.4 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>2. 14.2.1.4.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>2. 14.2.1.4.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>2. 14.2.1.4.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p>	<p>設備名称の相違（可搬型代替電源車）</p> <p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先）</p>

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3. 14. 2. 2 常設代替交流電源設備</p> <p>3. 14. 2. 2. 1 設備概要</p> <p>3. 14. 2. 2. 2 主要設備の仕様</p> <p>(1) ガスタービン発電機</p> <p>(2) ガスタービン発電設備軽油タンク</p> <p>(3) ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ</p> <p>(4) 軽油タンク</p> <p>(5) タンクローリー</p> <p>3. 14. 2. 2. 3 独立性及び位置的分散の確保</p> <p>3. 14. 2. 2. 4 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3. 14. 2. 2. 4. 1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>3. 14. 2. 2. 4. 2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>3. 14. 2. 2. 4. 3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p>	<p>2. 14. 2. 2 常設代替交流電源設備</p> <p>2. 14. 2. 2. 1 設備概要</p> <p>2. 14. 2. 2. 2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 代替非常用発電機</p> <p>(2) ディーゼル発電機燃料油貯油槽</p> <p>(3) 燃料タンク（SA）</p> <p>(4) ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</p> <p>(5) 可搬型タンクローリー</p> <p>(6) 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤</p> <p>2. 14. 2. 2. 3 独立性及び位置的分散の確保</p> <p>2. 14. 2. 2. 4 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>2. 14. 2. 2. 4. 1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>2. 14. 2. 2. 4. 2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>2. 14. 2. 2. 4. 3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p>	<p>設備名称の相違（代替非常用発電機）</p> <p>設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）</p> <p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先）</p>

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 14. 2. 3 所内常設蓄電式直流電源設備</p> <p>3. 14. 2. 3. 1 設備概要</p> <p>3. 14. 2. 3. 2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 125V 蓄電池 2A</p> <p>(2) 125V 蓄電池 2B</p> <p>(3) 125V 充電器 2A</p> <p>(4) 125V 充電器 2B</p> <p>3. 14. 2. 3. 3 独立性及び位置的分散の確保</p> <p>3. 14. 2. 3. 4 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3. 14. 2. 3. 4. 1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>3. 14. 2. 3. 4. 2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>3. 14. 2. 4 常設代替直流電源設備</p> <p>3. 14. 2. 4. 1 設備概要</p> <p>3. 14. 2. 4. 2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 125V 代替蓄電池</p> <p>(2) 250V 蓄電池</p> <p>3. 14. 2. 4. 3 独立性及び位置的分散の確保</p> <p>3. 14. 2. 4. 4 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3. 14. 2. 4. 4. 1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>3. 14. 2. 4. 4. 2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p>	<p>2. 14. 2. 3 所内常設蓄電式直流電源設備</p> <p>2. 14. 2. 3. 1 設備概要</p> <p>2. 14. 2. 3. 2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 蓄電池（非常用）</p> <p>(2) 後備蓄電池</p> <p>(3) A充電器</p> <p>(4) B充電器</p> <p>2. 14. 2. 3. 3 独立性及び位置的分散の確保</p> <p>2. 14. 2. 3. 4 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>2. 14. 2. 3. 4. 1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>2. 14. 2. 3. 4. 2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p>	<p>設備名称の相違（蓄電池（非常用））</p> <p>設備・運用の相違（蓄電池の構成）</p> <p>設備名称の相違（充電器）</p> <p>設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）</p>	

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.14.2.5 可搬型代替直流電源設備</p> <p>3.14.2.5.1 設備概要</p> <p>3.14.2.5.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 125V 代替蓄電池</p> <p>(2) 250V 蓄電池</p> <p>(3) 電源車</p> <p>(4) 125V 代替充電器</p> <p>(5) 250V 充電器</p> <p>(6) 軽油タンク</p> <p>(7) ガスタービン発電設備軽油タンク</p> <p>(8) タンクローリー</p> <p>3.14.2.5.3 独立性及び位置的分散の確保</p> <p>3.14.2.5.4 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3.14.2.5.4.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>3.14.2.5.4.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>3.14.2.5.4.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p>	<p>2. 14.2.4 可搬型代替直流電源設備</p> <p>2. 14.2.4.1 設備概要</p> <p>2. 14.2.4.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 可搬型直流電源用発電機</p> <p>(2) 可搬型直流変換器</p> <p>(3) ディーゼル発電機燃料油貯油槽</p> <p>(4) 燃料タンク（SA）</p> <p>(5) 可搬型タンクローリー</p> <p>2. 14.2.4.3 独立性及び位置的分散の確保</p> <p>2. 14.2.4.4 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>2. 14.2.4.4.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>2. 14.2.4.4.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>2. 14.2.4.4.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p>	<p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機）</p> <p>設備名称の相違（可搬型直流変換器）</p> <p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリー）</p>

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 14. 2. 6 代替所内電気設備</p> <p>3. 14. 2. 6. 1 設備概要</p> <p>3. 14. 2. 6. 2 主要設備の仕様</p> <p>(1) ガスタービン発電機接続盤</p> <p>(2) 緊急用高圧母線 2F 系</p> <p>(3) 緊急用高圧母線 2G 系</p> <p>(4) 緊急用動力変圧器 2G 系</p> <p>(5) 緊急用低圧母線 2G 系</p> <p>(6) 緊急用交流電源切替盤 2G 系</p> <p>(7) 緊急用交流電源切替盤 2C 系</p> <p>(8) 緊急用交流電源切替盤 2D 系</p> <p>(9) 非常用高圧母線 2C 系</p> <p>(10) 非常用高圧母線 2D 系</p> <p>3. 14. 2. 6. 3 独立性及び位置的分散の確保</p> <p>3. 14. 2. 6. 4 所内電気設備への接近性の確保</p> <p>3. 14. 2. 6. 5 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3. 14. 2. 6. 5. 1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>3. 14. 2. 6. 5. 2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p>	<p>2. 14. 2. 5 代替所内電気設備</p> <p>2. 14. 2. 5. 1 設備概要</p> <p>2. 14. 2. 5. 2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 代替非常用発電機</p> <p>(2) 可搬型代替電源車</p> <p>(3) ディーゼル発電機燃料油貯油槽</p> <p>(4) 燃料タンク（SA）</p> <p>(5) ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</p> <p>(6) 可搬型タンクローリー</p> <p>(7) 代替所内電気設備変圧器</p> <p>(8) 代替所内電気設備分電盤</p> <p>(9) 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤</p> <p>2. 14. 2. 5. 3 独立性及び位置的分散の確保</p> <p>2. 14. 2. 5. 4 所内電気設備への接近性の確保</p> <p>2. 14. 2. 5. 5 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>2. 14. 2. 5. 5. 1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>2. 14. 2. 5. 5. 2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>2. 14. 2. 5. 5. 3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p>	<p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p> <p>設備名称の相違（代替所内電気設備）</p> <p>設備・運用の相違（代替炉心注水等）</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備）</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p>	

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.14.3 重大事故等対処設備（設計基準拡張）</p> <p>3.14.3.1 非常用交流電源設備</p> <p>3.14.3.1.1 設備概要</p> <p>3.14.3.1.2 主要設備の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 非常用ディーゼル発電機 (2) 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 (3) 非常用ディーゼル発電設備燃料ディタンク (4) 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料ディタンク (5) 軽油タンク (6) 非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ (7) 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ <p>3.14.3.1.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3.14.3.2 非常用直流電源設備</p> <p>3.14.3.2.1 設備概要</p> <p>3.14.3.2.2 主要設備の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 125V蓄電池2A (2) 125V蓄電池2B (3) 125V蓄電池2H (4) 125V充電器2A (5) 125V充電器2B (6) 125V充電器2H <p>3.14.3.2.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p>	<p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p> <p>2.14.3 重大事故等対処設備（設計基準拡張）</p> <p>2.14.3.1 非常用交流電源設備</p> <p>2.14.3.1.1 設備概要</p> <p>2.14.3.1.2 主要設備の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) ディーゼル発電機 (2) ディーゼル発電機燃料油サービスタンク (3) ディーゼル発電機燃料油貯油槽 (4) ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ <p>2.14.3.1.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p>	<p>設備名称の相違（D/G）</p> <p>炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>設備名称の相違（D/G 燃料油移送設備）</p> <p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>設備・運用の相違（設計基準拡張）</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.14.3.3 燃料補給設備</p> <p>3.14.3.3.1 設備概要</p> <p>3.14.3.3.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 軽油タンク</p> <p>(2) ガスタービン発電設備軽油タンク</p> <p>(3) タンクローリー</p> <p>3.14.3.3.3 独立性及び位置的分散の確保</p> <p>3.14.3.3.4 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3.14.3.3.4.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>3.14.3.3.4.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>3.14.3.3.4.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p>	<p>2.14.3.2 燃料補給設備</p> <p>2.14.3.2.1 設備概要</p> <p>2.14.3.2.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) ディーゼル発電機燃料油貯油槽</p> <p>(2) 燃料タンク（SA）</p> <p>(3) ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</p> <p>(4) 可搬型タンクローリー</p> <p>2.14.3.2.3 独立性及び位置的分散の確保</p> <p>2.14.3.2.4 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>2.14.3.2.4.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>2.14.3.2.4.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>2.14.3.2.4.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p>	<p>設備名称の相違（燃料油貯油槽） 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ） 設備名称の相違（タンクローリー）</p>

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.14 電源設備【57条】</p> <p>【設置許可基準規則】 (電源設備)</p> <p>第五十七条 発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>2 発電用原子炉施設には、第三十三条第二項の規定により設置される非常用電源設備及び前項の規定により設置される電源設備のほか、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するための常設の直流電源設備を設けなければならない。</p> <p>(解釈)</p> <p>1 第1項に規定する「必要な電力を確保するために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 代替電源設備を設けること。 <ul style="list-style-type: none"> i) 可搬型代替電源設備（電源車及びバッテリ等）を配備すること。 ii) 常設代替電源設備として交流電源設備を設置すること。 iii) 設計基準事故対処設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図ること。 b) 所内常設蓄電式直流電源設備は、負荷切り離しを行わずに8時間、電気の供給が可能であること。ただし、「負荷切り離しを行わずに」には、原子炉制御室又は隣接する電気室等において簡易な操作で負荷の切り離しを行う場合を含まない。その後、必要な負荷以外を切り離して残り16時間の合計24時間にわたり、電気の供給を行うことが可能であること。 c) 24時間にわたり、重大事故等の対応に必要な設備に電気（直流）の供給を行うことが可能である可搬型直流電源設備を整備すること。 d) 複数号機設置されている工場等では、号機間の電力融通を行えるようにあらかじめケーブル等を敷設し、手動で接続できること。 e) 所内電気設備（モーターコントロールセンター（MCC）、パワーセンター（P/C）及び金属閉鎖配電盤（メタクラ）（MC）等）は、代替所内電気設備を設けることなどにより共通要因で機能を失うことなく、少なくとも一系統は機能の維持及び人の接近性の確保を図ること。 	<p>2.14 電源設備【57条】</p> <p>【設置許可基準規則】 (電源設備)</p> <p>第五十七条 発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>2 発電用原子炉施設には、第三十三条第二項の規定により設置される非常用電源設備及び前項の規定により設置される電源設備のほか、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するための常設の直流電源設備を設けなければならない。</p> <p>(解釈)</p> <p>1 第1項に規定する「必要な電力を確保するために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 代替電源設備を設けること。 <ul style="list-style-type: none"> i) 可搬型代替電源設備（電源車及びバッテリ等）を配備すること。 ii) 常設代替電源設備として交流電源設備を設置すること。 iii) 設計基準事故対処設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図ること。 b) 所内常設蓄電式直流電源設備は、負荷切り離しを行わずに8時間、電気の供給が可能であること。ただし、「負荷切り離しを行わずに」には、原子炉制御室又は隣接する電気室等において簡易な操作で負荷の切り離しを行う場合を含まない。その後、必要な負荷以外を切り離して残り16時間の合計24時間にわたり、電気の供給を行うことが可能であること。 c) 24時間にわたり、重大事故等の対応に必要な設備に電気（直流）の供給を行うことが可能である可搬型直流電源設備を整備すること。 d) 複数号機設置されている工場等では、号機間の電力融通を行えるようにあらかじめケーブル等を敷設し、手動で接続できること。 e) 所内電気設備（モーターコントロールセンター（MCC）、パワーセンター（P/C）及び金属閉鎖配電盤（メタクラ）（MC）等）は、代替所内電気設備を設けることなどにより共通要因で機能を失うことなく、少なくとも一系統は機能の維持及び人の接近性の確保を図ること。 	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>2 第2項に規定する「常設の直流電源設備」とは、以下に掲げる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を行うための設備とする。</p> <p>a) 更なる信頼性を向上するため、負荷切り離し（原子炉制御室又は隣接する電気室等において簡易な操作で負荷の切り離しを行う場合を含まない。）を行わずに8時間、その後、必要な負荷以外を切り離して残り16時間の合計24時間にわたり、重大事故等の対応に必要な設備に電気の供給を行うことが可能であるもう1系統の特に高い信頼性を有する所内常設直流電源設備（3系統目）を整備すること。</p>	<p>2 第2項に規定する「常設の直流電源設備」とは、以下に掲げる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を行うための設備とする。</p> <p>a) 更なる信頼性を向上するため、負荷切り離し（原子炉制御室又は隣接する電気室等において簡易な操作で負荷の切り離しを行う場合を含まない。）を行わずに8時間、その後、必要な負荷以外を切り離して残り16時間の合計24時間にわたり、重大事故等の対応に必要な設備に電気の供給を行うことが可能であるもう1系統の特に高い信頼性を有する所内常設直流電源設備（3系統目）を整備すること。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.14 電源設備</p> <p>3.14.1 設置許可基準規則第57条への適合方針</p> <p>設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するため、必要な電力を確保するために可搬型代替交流電源設備、常設代替交流電源設備、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備、可搬型代替直流電源設備及び代替所内電気設備を設ける設計とする。</p> <p>(1) 可搬型代替交流電源設備（設置許可基準規則解釈の第1項a) i) 及びiii)）</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（外部電源喪失並びに非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の故障（以下「全交流動力電源喪失」という。））した場合、非常用所内電気設備又は代替所内電気設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として、可搬型代替交流電源設備を設ける。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、電源車を運転することで、非常用所内電気設備又は代替所内電気設備への電源供給が可能な設計とする。</p> <p>電源車の燃料は、軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクよりタンクローリーを用いて燃料を運搬し、補給可能な設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備及びその燃料移送系に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>2.14 電源設備</p> <p>2.14.1 設置許可基準規則第57条への適合方針</p> <p>設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するため、必要な電力を確保するために可搬型代替交流電源設備、常設代替交流電源設備、所内常設蓄電式直流電源設備、可搬型代替直流電源設備及び代替所内電気設備を設ける設計とする。</p> <p>(1) 可搬型代替交流電源設備（設置許可基準規則解釈の第1項a) i) 及びiii)）</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（外部電源喪失並びにディーゼル発電機の故障（以下「全交流動力電源喪失」という。））した場合、非常用所内電気設備及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として、可搬型代替交流電源設備を設ける。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、可搬型代替電源車を運転することで、非常用所内電気設備及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤への電源供給が可能な設計とする。</p> <p>可搬型代替電源車の燃料は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク（SA）より可搬型タンクローリー（ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ使用時を含む。）を用いて燃料を運搬し、補給可能な設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備及びその燃料油系統に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>設備名称の相違（使用済燃料ピット）</p> <p>設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）</p> <p>設備名称の相違（D/G）</p> <p>炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先）</p> <p>設備名称の相違（使用済燃料ピット）</p> <p>設備名称の相違（可搬型代替電源車）</p> <p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>記載の充実（美浜審査実績を参照）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：燃料移送系→泊：燃料油系統

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 常設代替交流電源設備（設置許可基準規則解釈の第1項a) ii) 及びiii))</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合、非常用所内電気設備又は代替所内電気設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として、常設代替交流電源設備を設ける。</p> <p>常設代替交流電源設備は、ガスタービン発電機を外部電源喪失時に自動起動し、非常用所内電気設備の非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系又は代替所内電気設備の緊急用高圧母線2G系を操作することで、非常用所内電気設備又は代替所内電気設備に電源供給する設計とする。</p> <p>また、ガスタービン発電機の燃料は、ガスタービン発電設備軽油タンクよりガスタービン発電設備燃料移送ポンプを用いて補給可能な設計とし、ガスタービン発電設備軽油タンクの燃料は、軽油タンクよりタンクローリーを用いて補給可能な設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備及びその燃料移送系に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>(2) 常設代替交流電源設備（設置許可基準規則解釈の第1項a) ii) 及びiii))</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合、非常用所内電気設備及び代替格納容器スプレイボンブ変圧器盤に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として、常設代替交流電源設備を設ける。</p> <p>常設代替交流電源設備は、代替非常用発電機を全交流動力電源喪失時に中央制御室の操作にて速やかに起動し、非常用所内電気設備の非常用高圧母線を操作することで、非常用所内電気設備及び代替格納容器スプレイボンブ変圧器盤に電源供給する設計とする。</p> <p>また、代替非常用発電機の燃料は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク（SA）より可搬型タンクローリー（ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ使用時を含む。）を用いて燃料を運搬し、補給可能な設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備及びその燃料油系統に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先）</p> <p>設備名称の相違（使用済燃料ピット）</p> <p>設備名称の相違（代替非常用発電機）</p> <p>設備・運用の相違（代替非常用発電機の起動方法）</p> <p>設備名称の相違（非常用高圧母線）</p> <p>設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料捕給）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>記載の充実（美浜審査実績を参照）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：燃料移送系→泊：燃料油系統
	<p>(3) 所内常設蓄電式直流電源設備（設置許可基準規則解釈の第1項b))</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合、直流電源が必要な設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として、所内常設蓄電式直流電源設備を設ける。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備は、全交流動力電源喪失直後に125V蓄電池から設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に電源供給を行い、全交流動力電源喪失から1時間以内に中央制御室において、全交流動力電源喪失から8時間後に、不要な負荷の切離しを行い、全交流動力電源喪失から24時間必要な負荷に電源供給することを可能な設計とする。</p> <p>なお、所内常設蓄電式直流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>(3) 所内常設蓄電式直流電源設備（設置許可基準規則解釈の第1項b))</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合、直流電源が必要な設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として、所内常設蓄電式直流電源設備を設ける。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備は、全交流動力電源喪失直後に蓄電池（非常用）から設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に電源供給を行い、全交流動力電源喪失から1時間以内に中央制御室及び中央制御室に隣接する安全系計装盤室において、全交流動力電源喪失から8時間後に、不要な負荷の切離しを行い、蓄電池（非常用）及び後備蓄電池を組み合わせることにより全交流動力電源喪失から24時間必要な負荷に電源供給すること可能な設計とする。</p> <p>なお、所内常設蓄電式直流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>設備名称の相違（使用済燃料ピット）</p> <p>設備名称の相違（蓄電池（非常用））</p> <p>設備・対応手段の相違（負荷切り離し）</p> <p>設備・運用の相違（蓄電池の構成）</p>

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(4) 常設代替直流電源設備</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合又は交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合、直流電源が必要な設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として、常設代替直流電源設備を設ける。</p> <p>常設代替直流電源設備は、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源の喪失直後に 125V 代替蓄電池から重大事故等対処設備に電源供給を行い、電源供給開始から 8 時間後に、不要な負荷の切離しを行い、電源供給開始から 24 時間必要な負荷に電源供給することを可能な設計とする。また、設計基準事故対処設備の全交流動力電源喪失直後又は交流電源及び直流電源の喪失直後に 250V 蓄電池から重大事故等対処設備に電源供給を行い、電源供給開始から 1 時間後に中央制御室において、不要な負荷の切離しを行い、電源供給開始から 24 時間必要な負荷に電源供給することを可能な設計とする。</p> <p>常設代替直流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用直流電源設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p>		設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）
	<p>(5) 可搬型代替直流電源設備（設置許可基準規則解釈の第1項 c)並びにa) i) 及びiii))</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合、直流電源が必要な設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として、可搬型代替直流電源設備を設ける。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、125V 代替蓄電池及び 250V 蓄電池から必要な負荷に電源供給し、その後、可搬型代替交流電源設備から代替所内電気設備を経由して、125V 代替充電器及び 250V 充電器を受電することにより、24 時間以上必要な負荷に電源供給することを可能な設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用直流電源設備及び 125V 充電器に電源を供給する非常用交流電源設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>(4) 可搬型代替直流電源設備（設置許可基準規則解釈の第1項 c)並びにa) i) 及びiii))</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失（全交流動力電源喪失及び蓄電池（非常用）の枯渇）した場合、直流電源が必要な設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として、可搬型代替直流電源設備を設ける。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、可搬型直流電源用発電機を運転し、可搬型直流変換器を経由して、A直流母線又はB直流母線へ接続することにより、24 時間以上必要な負荷に電源供給することを可能な設計とする。</p> <p>可搬型直流電源用発電機の燃料は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク（SA）より可搬型タンクローリーを用いて燃料を運搬し、補給可能な設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用直流電源設備並びに A 充電器及び B 充電器に電源を供給する非常用交流電源設備及びその燃料油系統に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>記載の充実（大飯審査実績を参照）</p> <p>設備名称の相違（使用済燃料ピット）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p> <p>設備名称の相違（可搬型直流変換器）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備名称の相違（充電器）</p>

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(6) 号炉間電力融通設備（設置許可基準規則解釈の第1項d）） 号炉間電力融通設備については、単独号炉申請であるため、自主対策設備として設ける設計とする。</p> <p>(7) 代替所内電気設備（設置許可基準規則解釈の第1項e）） 設計基準事故対処設備の非常用所内電気設備が喪失した場合、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から必要な設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として、代替所内電気設備を設ける。 代替所内電気設備は、ガスターイン発電機接続盤、緊急用高圧母線、緊急用動力変圧器、緊急用低圧母線及び緊急用交流電源切替盤により、設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備と、重大事故等が発生した場合において、共通要因である地震、津波、火災及び溢水により、同時に機能喪失せず、また、非常用所内電気設備を含めて少なくとも1系統は人の接近性を確保する設計とする。</p> <p>(8) 重大事故等対処設備（設計基準拡張） 設計基準対象施設であるが、想定される重大事故等時においてその機能を考慮するため、以下の設備を重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置付ける。</p> <p>(i) 非常用交流電源設備 外部電源が喪失した場合、常用所内電気設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として、常用交流電源設備を設ける設計とする。</p> <p>(ii) 非常用直流電源設備 全交流動力電源が喪失した場合、直流電源が必要な設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として、常用直流電源設備を設ける設計とする。</p>	<p>(5) 号炉間電力融通設備（設置許可基準規則解釈の第1項d）） 号炉間電力融通設備については、単独号炉申請であるため、自主対策設備として設ける設計とする。</p> <p>(6) 代替所内電気設備（設置許可基準規則解釈の第1項e）） 設計基準事故対処設備の非常用所内電気設備が喪失した場合、代替非常用発電機又は可搬型代替電源車から必要な設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として、代替所内電気設備を設ける。 代替所内電気設備は、代替非常用発電機を起動又は可搬型代替電源車を運転し、代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤により、設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備と、重大事故等が発生した場合において、共通要因である地震、津波、火災及び溢水により、同時に機能喪失せず、また、非常用所内電気設備を含めて少なくとも1系統は人の接近性を確保する設計とする。</p> <p>(7) 重大事故等対処設備（設計基準拡張） 設計基準対象施設であるが、想定される重大事故等時においてその機能を考慮するため、以下の設備を重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置付ける。</p> <p>(i) 非常用交流電源設備 外部電源が喪失した場合、常用所内電気設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として、常用交流電源設備を設ける設計とする。</p>	<p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等） 設備名称の相違（使用済燃料ピット）</p> <p>設備・運用の相違（設計基準拡張）</p>

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(9) 燃料補給設備 重大事故等発生時に重大事故等対処設備の補機駆動用に軽油を補給するために、以下を整備する。</p> <p>(i) 燃料補給設備 燃料補給設備は、重大事故等発生時に重大事故等対処設備で使用する軽油が、枯渇をすることを防止するため、補機駆動用の軽油を補給することを目的として使用する。</p> <p>(10) 自主対策設備の整備 電源設備の自主対策設備として、以下を整備する。</p> <p>(i) 125V代替充電器用電源車接続設備 設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合、直流電源が必要な設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために、125V代替充電器用電源車接続設備を設ける。 125V代替充電器用電源車接続設備は、可搬型代替交流電源設備が代替所内電気設備を経由せずに直接125V代替充電器を受電することにより、必要な負荷に電源供給することを可能な設計とする。</p>	<p>(8) 燃料補給設備 重大事故等発生時に重大事故等対処設備の補機駆動用に軽油を補給するために、以下を整備する。</p> <p>(i) 燃料補給設備 燃料補給設備は、重大事故等発生時に重大事故等対処設備で使用する軽油が、枯渇をすることを防止するため、補機駆動用の軽油を補給することを目的として使用する。</p> <p>(9) 自主対策設備の整備 電源設備の自主対策設備として、以下を整備する。</p> <p>(i) 後備変圧器 設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合、66kV送電線から非常用所内電気設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ビット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために、後備変圧器を設ける。 後備変圧器は、66kV送電線から受電し、非常用所内電気設備の非常用高圧母線を操作することで、非常用所内電気設備に電源供給する設計とする。</p>	<p>設備・運用の相違 ・女川は電源車から代替所内電気設備を経由して125V充電器へ給電する手段とは別に、自主対策設備として代替所内電気設備を経由せずに電源車から125V代替充電器に給電する手段を整備している。 ・泊は可搬型代替直流電源設備専用の発電機から専用の電路を経由して可搬型直流変換器へ給電する手段を整備する。</p> <p>設備・運用の相違 ・泊は大飯と同様に66kV（大飯は77kV）送電線から後備変圧器を経由して給電する手段を整備する。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(ii) 号炉間電力融通設備</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合、3号炉から号炉間電力融通ケーブル（常設）又は号炉間電力融通ケーブル（可搬型）に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために、号炉間電力融通設備を設ける。</p> <p>号炉間電力融通設備は、号炉間電力融通ケーブル（常設）を2号炉の代替所内電気設備である緊急用高圧母線（緊急用電気品建屋側）及び3号炉の非常用所内電気設備である非常用高圧母線に遮断器の手動操作で接続することで、2号炉の非常用所内電気設備に電源供給し、また、号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を2号炉の代替所内電気設備である緊急用高圧母線（原子炉建屋側）及び3号炉の非常用所内電気設備である非常用高圧母線に手動で接続後、遮断器の手動操作で接続することで、2号炉の非常用所内電気設備に電源供給する設計とする。</p>	<p>(ii) 号炉間電力融通設備</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合、1号又は2号炉から号炉間連絡ケーブル又は号炉間連絡予備ケーブルに電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ビット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために、号炉間電力融通設備を設ける。</p> <p>号炉間電力融通設備は、号炉間連絡ケーブルを接続し、3号炉の非常用所内電気設備である非常用高圧母線及び1号又は2号炉の非常用所内電気設備である非常用高圧母線に遮断器の手動操作で接続することで、3号炉の非常用所内電気設備に電源供給し、また、号炉間連絡予備ケーブルを敷設し、3号炉の非常用所内電気設備である非常用高圧母線及び1号又は2号炉の非常用所内電気設備である非常用高圧母線に手動で接続後、遮断器の手動操作で接続することで、3号炉の非常用所内電気設備に電源供給する設計とする。</p> <p>(iii) 開閉所設備</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合、1号又は2号炉から開閉所設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ビット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために、開閉所設備を設ける。</p> <p>開閉所設備は、開閉所設備を3号炉の非常用所内電気設備である非常用高圧母線及び1号又は2号炉の非常用所内電気設備である非常用高圧母線に遮断器の手動操作で接続することで、3号炉の非常用所内電気設備に電源供給する設計とする。</p>	<p>設備名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：号炉間電力融通ケーブル（常設） →泊：号炉間連絡ケーブル ・女川：号炉間電力融通ケーブル（可搬型） →泊：号炉間連絡予備ケーブル <p>設備名称の相違（使用済燃料ビット）</p> <p>設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給電ルートは異なるが、他号炉のディーゼル発電機から自号炉の非常用所内電気設備に号炉間電力融通できるという点において同等である。 <p>設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は大飯と同様に号機間電力融通設備以外の自主対策設備（開閉所設備）により、他号炉のディーゼル発電機から給電する手段を整備する。

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3.14.2 重大事故等対処設備</p> <p>3.14.2.1 可搬型代替交流電源設備</p> <p>3.14.2.1.1 設備概要</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、全交流動力電源喪失した場合、非常用所内電気設備又は代替所内電気設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として配備するものである。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の電気系統は、ディーゼルエンジン及び発電機を搭載した「電源車」、電源車を接続する「電源車接続口（原子炉建屋西側）」及び「電源車接続口（原子炉建屋東側）」並びに代替所内電気設備として路線を構成する「緊急用高圧母線2G系」及び「緊急用動力変圧器2G系」並びに電源供給先である「非常用高圧母線2C系」、「非常用高圧母線2D系」及び「緊急用低圧母線2G系」で構成する。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の燃料移送系は、燃料を保管する「軽油タンク」及び「ガスター・ビン発電設備軽油タンク」並びに軽油タンク又はガスター・ビン発電設備軽油タンクから電源車まで燃料を運搬する「タンクローリー」で構成する。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、電源車を非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系又は緊急用低圧母線2G系に接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>本系統の概要図を図3.14-1～6に、本系統に関する重大事故等対処設備一覧を表3.14-1に示す。</p> <p>本系統は、電源車を所定の接続先（電源車接続口（原子炉建屋西側）又は電源車接続口（原子炉建屋東側））に接続し、緊急用高圧母線2G系、非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系の系統構成を行った後、電源車の操作ボタンにより起動し、運転を行う。</p>	<p>3.14.2 重大事故等対処設備</p> <p>3.14.2.1 可搬型代替交流電源設備</p> <p>3.14.2.1.1 設備概要</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、全交流動力電源喪失した場合、非常用所内電気設備及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ビット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として設置するものである。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の電気系統は、ディーゼルエンジン及び発電機を搭載した「可搬型代替電源車」、可搬型代替電源車を接続する「A-可搬型代替電源接続盤」及び「B-可搬型代替電源接続盤」並びに電源供給先である「非常用高圧母線（6-A）」、「非常用高圧母線（6-B）」及び「代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤」で構成する。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の燃料油系統は、燃料を保管する「ディーゼル発電機燃料油貯油槽」及び「燃料タンク（SA）」、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク（SA）から可搬型代替電源車まで燃料を運搬する「可搬型タンクローリー」及び「ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ」で構成する。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、可搬型代替電源車を非常用高圧母線（6-A）、非常用高圧母線（6-B）及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤に接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>本系統の概要図を図2.14.1～5に、本系統に関する重大事故等対処設備一覧を表2.14.1に示す。</p> <p>本系統は、可搬型代替電源車を所定の接続先（A-可搬型代替電源接続盤又はB-可搬型代替電源接続盤）に接続し、可搬型代替電源車の操作器により起動し、非常用高圧母線（6-A）、非常用高圧母線（6-B）及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤に接続することで電力を供給できる設計とする。</p>	<p>2. 14. 2 重大事故等対処設備</p> <p>2. 14. 2. 1 可搬型代替交流電源設備</p> <p>2. 14. 2. 1. 1 設備概要</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、全交流動力電源喪失した場合、非常用所内電気設備及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ビット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として設置するものである。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の電気系統は、ディーゼルエンジン及び発電機を搭載した「可搬型代替電源車」、可搬型代替電源車を接続する「A-可搬型代替電源接続盤」及び「B-可搬型代替電源接続盤」並びに電源供給先である「非常用高圧母線（6-A）」、「非常用高圧母線（6-B）」及び「代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤」で構成する。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の燃料油系統は、燃料を保管する「ディーゼル発電機燃料油貯油槽」及び「燃料タンク（SA）」、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク（SA）から可搬型代替電源車まで燃料を運搬する「可搬型タンクローリー」及び「ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ」で構成する。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、可搬型代替電源車を非常用高圧母線（6-A）、非常用高圧母線（6-B）及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤に接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>本系統の概要図を図2.14.1～5に、本系統に関する重大事故等対処設備一覧を表2.14.1に示す。</p> <p>本系統は、可搬型代替電源車を所定の接続先（A-可搬型代替電源接続盤又はB-可搬型代替電源接続盤）に接続し、可搬型代替電源車の操作器により起動し、非常用高圧母線（6-A）、非常用高圧母線（6-B）及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤に接続することで電力を供給できる設計とする。</p>	<p>設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先）</p> <p>設備名称の相違（使用済燃料ビット）</p> <p>設備名称の相違（可搬型代替電源車）</p> <p>設備名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川：電源車接続口（原子炉建屋西側）、電源車接続口（原子炉建屋東側）→泊：A-可搬型代替電源接続盤、B-可搬型代替電源接続盤 非常用高圧母線名称の相違 女川：2C系、2D系→泊：6-A、6-B 記載表現の相違 女川：燃料移送系→泊：燃料油系統 設備名称の相違（燃料貯油槽） 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備） 設備名称の相違（タンクローリー） 設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ） <p>図表番号の付番の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川：●、▲-■→泊：●、▲、■ (以降、同様の箇所の相違理由の記載は省略する。) <p>設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は系統構成を行った後に電源車を起動するが、泊は可搬型代替電源車を起動した後に非常用高圧母線に接続する。給電順序は異なるが非常用高圧母線に給電するという点において同等である。 記載表現の相違 女川：操作ボタン→泊：操作器

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備

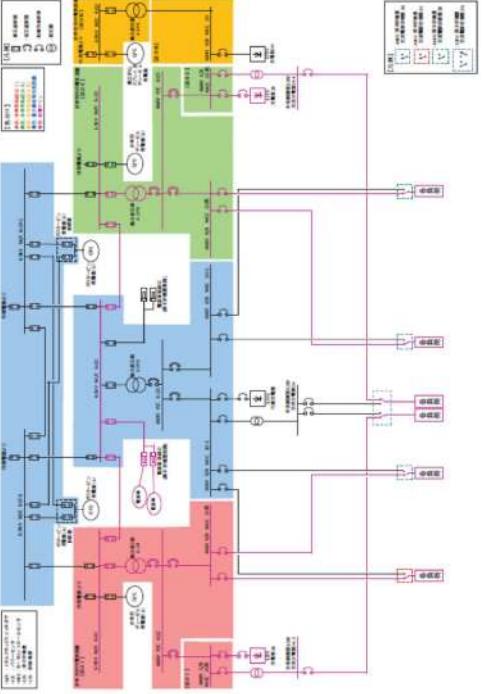
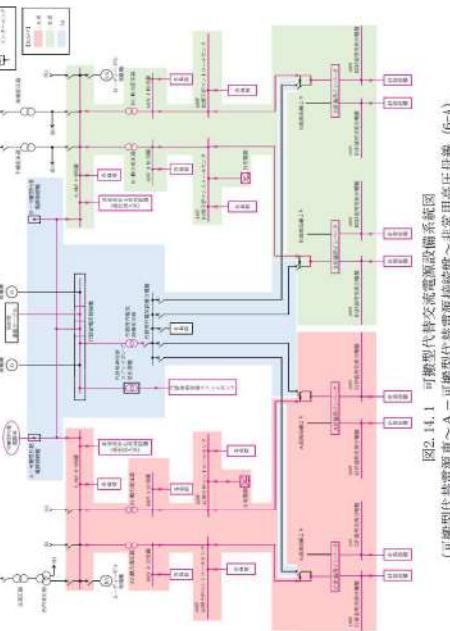
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備・運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>電源車は、軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクよりタンクローリーを用いて燃料を電源車に補給することで電源車の運転を継続する。</p> <p>また、タンクローリーは、電源車だけでなく、ガスタービン発電設備軽油タンク、大容量送水ポンプ(タイプI)及び熱交換器ユニットに対しても燃料補給を行う。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の設計基準事故対処設備に対する独立性及び位置的分散については、3.14.2.1.3項に詳細を示す。</p> <p>なお、大容量送水ポンプ(タイプI)については、「3.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備（設置許可基準規則47条に対する方針を示す章）」、「3.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備（設置許可基準規則48条に対する方針を示す章）」、「3.6 原子炉格納容器内の冷却等のための設備（設置許可基準規則49条に対する方針を示す章）」、「3.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備（設置許可基準規則50条に対する方針を示す章）」、「3.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備（設置許可基準規則51条に対する方針を示す章）」、「3.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備（設置許可基準規則52条に対する方針を示す章）」、「3.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備（設置許可基準規則54条に対する方針を示す章）」及び「3.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備（設置許可基準規則56条に対する方針を示す章）」並びに熱交換器ユニットについては、「3.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備（設置許可基準規則48条に対する方針を示す章）」、「3.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備（設置許可基準規則50条に対する方針を示す章）」、「3.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備（設置許可基準規則51条に対する方針を示す章）」及び「3.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備（設置許可基準規則54条に対する方針を示す章）」で示す。</p>	<p>可搬型代替電源車は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク（SA）より可搬型タンクローリー（ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ使用時を含む。）を用いて燃料を可搬型代替電源車に補給することで可搬型代替電源車の運転を継続する。</p> <p>また、可搬型タンクローリーは、可搬型代替電源車だけでなく、代替非常用発電機、可搬型直流電源用発電機及び緊急時対策所用発電機並びに可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型大容量海水送水ポンプ車に対しても燃料補給を行う。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の設計基準事故対処設備に対する独立性及び位置的分散については、2.14.2.1.3項に詳細を示す。</p> <p>なお、緊急時対策所用発電機については、「2.18 緊急時対策所の居住性等に関する設備（設置許可基準規則第61条に対する方針を示す章）」で、可搬型大型送水ポンプ車については、「2.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備（設置許可基準規則第47条に対する方針を示す章）」、「2.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備（設置許可基準規則第48条に対する方針を示す章）」、「2.6 原子炉格納容器内の冷却等のための設備（設置許可基準規則第49条に対する方針を示す章）」、「2.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備（設置許可基準規則第50条に対する方針を示す章）」、「2.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備（設置許可基準規則第52条に対する方針を示す章）」、「2.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備（設置許可基準規則第54条に対する方針を示す章）」、「2.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備（設置許可基準規則第55条に対する方針を示す章）」及び「2.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備（設置許可基準規則第56条に対する方針を示す章）」で、可搬型大容量海水送水ポンプ車については、「2.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備（設置許可基準規則第54条に対する方針を示す章）」、「2.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備（設置許可基準規則第55条に対する方針を示す章）」及び「2.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備（設置許可基準規則第56条に対する方針を示す章）」で示す。</p>	<p>設備名称の相違（可搬型代替電源車） 設備名称の相違（燃料油貯油槽） 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備） 設備名称の相違（タンクローリー） 記載の充実（美浜審査実績を参照） 設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ） 燃料補給対象設備の相違</p> <p>燃料補給対象設備の相違</p>

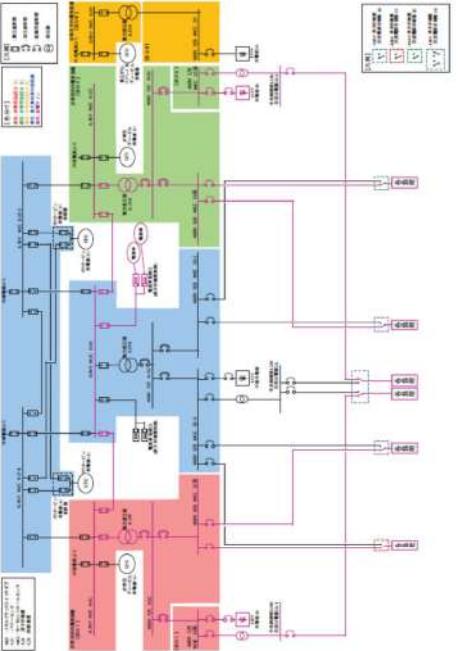
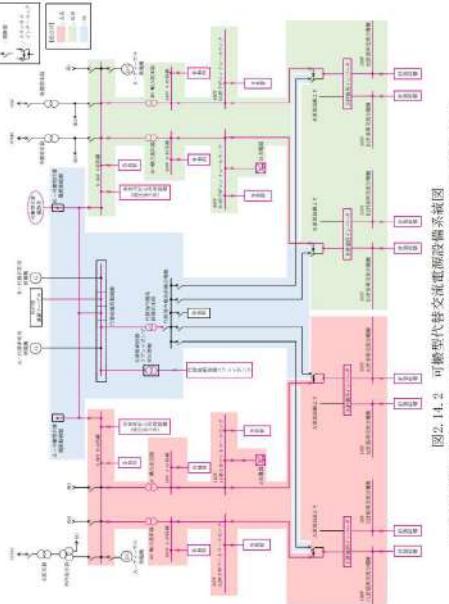
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図3.14-1 可搬型代替交流電源設備系統図 (電源車～電源車後続口(原子炉建屋西側) ～非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系電路)</p>	 <p>図2.14-1 可搬型代替交流電源設備系統図 (a)可搬型代替電源車～A-A' 可搬型代替電源設備系統図～非常用高圧母線(6-a), 非常用高圧母線(6-B)及び代替格納容器スライポンブ変圧器盤)</p>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

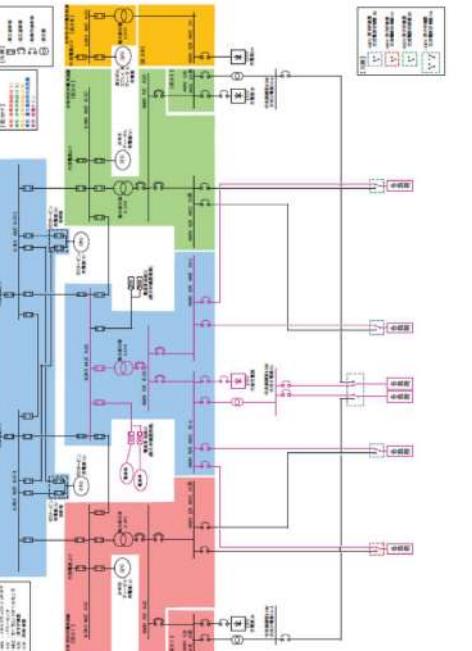
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図3.14-2 可搬型代替交流電源設備系統図 (電源車～電源車接続口(原子炉建屋裏側) ～非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系電路)</p>	 <p>図2.14-2 可搬型代替交流電源設備系統図 (可搬型代替交流電源車～B可搬型代替交流電源装置～非常用高圧母線(6-A)。 及25代替各備用スイッチ用高圧母線(6-B)) (非常用高圧母線(6-A))</p>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図3.14-3 可搬型代替交流電源設備系統図 (電源車～電源車接続口(原子炉建屋西側) ～緊急用低圧母線 26系統電路)</p>		<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

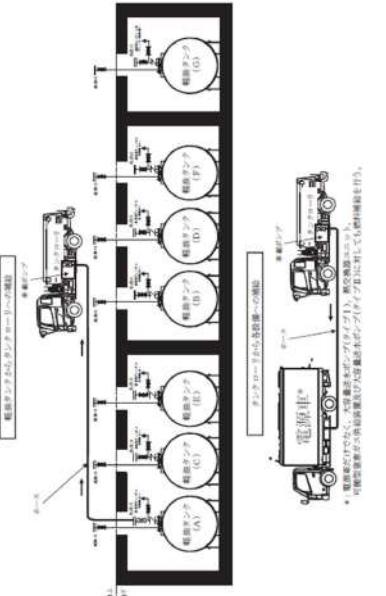
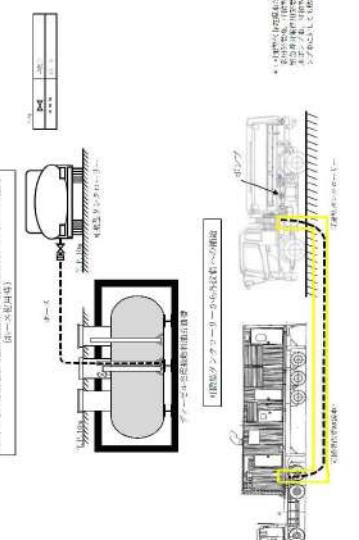
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図3.14-4 可搬型代替交流電源設備系統図 (電源車～電源車接続口(原子炉建屋裏側) ～緊急用低圧母線25系電路)</p>		<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

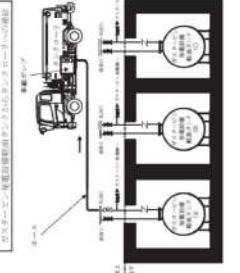
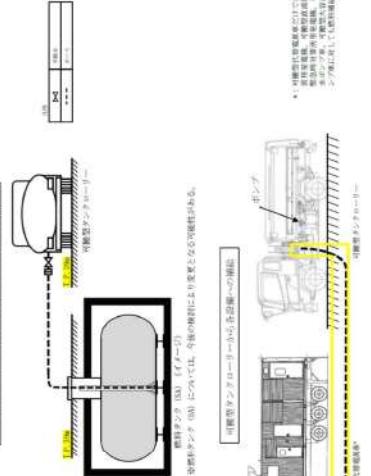
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図3.11-5 可搬型代替交流電源設備系統図 (燃料移送系(軽油タンク))</p>	 <p>図2.14-3 可搬型代替交流電源設備系概要 燃料供給車 (ディーゼル缶油燃料供給車 (ボース使用用))</p>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図3.14-6 可搬型代替送電装置設備系統図 (燃料移送系 (ガスタービン発電設備搬送タンク))</p> <p>※ 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容</p>	 <p>※ 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容</p> <p>※ 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容</p> <p>※ 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容</p>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
	<p>表3.14-1 可搬型代替交流電源設備に関する重大事故等対処設備一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th><th>設備名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備</td><td>電源車【可搬】 軽油タンク*1【常設】 ガスタービン発電設備軽油タンク*2【常設】 タンクローリー【可搬】</td></tr> <tr> <td>附属設備</td><td>—</td></tr> <tr> <td>燃料流路</td><td>非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 高圧炉心燃料ポンプ・発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 ホース【可搬】</td></tr> <tr> <td>電路</td><td>電源車～定期車接続口(原子炉建屋)*3 ～非常用高圧母線26系統*4及び非常用高圧母線29系統*5電路 (定期車～定期車接続口(原子炉建屋)*3電路【可搬】) (定期車接続口(原子炉建屋)*3 ～非常用高圧母線26系統*4及び非常用高圧母線29系統*5電路【常設】)</td></tr> <tr> <td>計装設備（補助）*</td><td>6-2C母線電圧【常設】 6-2D母線電圧【常設】 4-2C母線電圧【常設】 4-2D母線電圧【常設】</td></tr> </tbody> </table> <p>*1：軽油タンクは、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(A)、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(B)、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(C)、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(D)、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(E)、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(F)及び高圧炉心スプレイボンブディーゼル発電設備軽油タンクにより構成される。 *2：ガスタービン発電設備軽油タンクは、ガスタービン発電設備軽油タンク(A)、ガスタービン発電設備軽油タンク(B)及びガスタービン発電設備軽油タンク(C)により構成される。 *3：定期車接続口(原子炉建屋)は、定期車接続口(原子炉建屋西側1)、定期車接続口(原子炉建屋西側2)、定期車接続口(原子炉建屋東側1)及び定期車接続口(原子炉建屋東側2)により構成される。 *4：非常用高圧母線26系統は、6.9kVメタクラ6-2Cにより構成される。 *5：非常用高圧母線29系統は、6.9kVメタクラ6-2Dにより構成される。 *6：緊急用低圧母線26系統は、460Vワワーセンタ4-2C、460V原子炉建屋モータコントロールセンタ26-1及び460V原子炉建屋モータコントロールセンタ26-2により構成される。 *7：計装設備については、「3.15 計装設備（設置許可基準規則第58条に対する設計方針を示す章）」で示す。</p>	設備区分	設備名	主要設備	電源車【可搬】 軽油タンク*1【常設】 ガスタービン発電設備軽油タンク*2【常設】 タンクローリー【可搬】	附属設備	—	燃料流路	非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 高圧炉心燃料ポンプ・発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 ホース【可搬】	電路	電源車～定期車接続口(原子炉建屋)*3 ～非常用高圧母線26系統*4及び非常用高圧母線29系統*5電路 (定期車～定期車接続口(原子炉建屋)*3電路【可搬】) (定期車接続口(原子炉建屋)*3 ～非常用高圧母線26系統*4及び非常用高圧母線29系統*5電路【常設】)	計装設備（補助）*	6-2C母線電圧【常設】 6-2D母線電圧【常設】 4-2C母線電圧【常設】 4-2D母線電圧【常設】	<p>表3.14.1 可搬型代替交流電源設備に関する重大事故等対処設備一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th><th>設備名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備</td><td>可搬型代替電源車【可搬】 ディーゼル発電機燃料油貯油槽*1【常設】 燃料タンク(SA)【常設】 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ*2【常設】 可搬型タンクローリー【可搬】 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤【常設】</td></tr> <tr> <td>附屬設備</td><td>—</td></tr> <tr> <td>燃料流路</td><td>ディーゼル発電機設備（燃料油系統）配管・弁【常設】 ホース・接続口【可搬】</td></tr> <tr> <td>電路</td><td>可搬型代替電源車～可搬型代替電源接続盤*3～非常用高圧母線(6-A)*4、非常用高圧母線(6-B)*5及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤電路 (可搬型代替電源車～可搬型代替電源接続盤【可搬】) (可搬型代替電源車～可搬型代替電源接続盤～非常用高圧母線(6-A)*4、非常用高圧母線(6-B)*5及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤電路【常設】)</td></tr> <tr> <td>計装設備（補助）*</td><td>6-A母線電圧 6-B母線電圧</td></tr> </tbody> </table> <p>*1：ディーゼル発電機燃料油貯油槽は、A1～ディーゼル発電機燃料油貯油槽、A2～ディーゼル発電機燃料油貯油槽、B1～ディーゼル発電機燃料油貯油槽及びB2～ディーゼル発電機燃料油貯油槽により構成される。 *2：ディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、A～ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及びB～ディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより構成される。 *3：可搬型代替電源接続盤は、A～可搬型代替電源接続盤及びB～可搬型代替電源接続盤により構成される。 *4：非常用高圧母線(6-A)は、6-Aメタクラにより構成される。 *5：非常用高圧母線(6-B)は、6-Bメタクラにより構成される。 *6：計装設備については、「2.15 計装設備（設置許可基準規則第58条に対する設計方針を示す章）」で示す。</p>	設備区分	設備名	主要設備	可搬型代替電源車【可搬】 ディーゼル発電機燃料油貯油槽*1【常設】 燃料タンク(SA)【常設】 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ*2【常設】 可搬型タンクローリー【可搬】 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤【常設】	附屬設備	—	燃料流路	ディーゼル発電機設備（燃料油系統）配管・弁【常設】 ホース・接続口【可搬】	電路	可搬型代替電源車～可搬型代替電源接続盤*3～非常用高圧母線(6-A)*4、非常用高圧母線(6-B)*5及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤電路 (可搬型代替電源車～可搬型代替電源接続盤【可搬】) (可搬型代替電源車～可搬型代替電源接続盤～非常用高圧母線(6-A)*4、非常用高圧母線(6-B)*5及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤電路【常設】)	計装設備（補助）*	6-A母線電圧 6-B母線電圧	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。
設備区分	設備名																										
主要設備	電源車【可搬】 軽油タンク*1【常設】 ガスタービン発電設備軽油タンク*2【常設】 タンクローリー【可搬】																										
附属設備	—																										
燃料流路	非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 高圧炉心燃料ポンプ・発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 ホース【可搬】																										
電路	電源車～定期車接続口(原子炉建屋)*3 ～非常用高圧母線26系統*4及び非常用高圧母線29系統*5電路 (定期車～定期車接続口(原子炉建屋)*3電路【可搬】) (定期車接続口(原子炉建屋)*3 ～非常用高圧母線26系統*4及び非常用高圧母線29系統*5電路【常設】)																										
計装設備（補助）*	6-2C母線電圧【常設】 6-2D母線電圧【常設】 4-2C母線電圧【常設】 4-2D母線電圧【常設】																										
設備区分	設備名																										
主要設備	可搬型代替電源車【可搬】 ディーゼル発電機燃料油貯油槽*1【常設】 燃料タンク(SA)【常設】 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ*2【常設】 可搬型タンクローリー【可搬】 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤【常設】																										
附屬設備	—																										
燃料流路	ディーゼル発電機設備（燃料油系統）配管・弁【常設】 ホース・接続口【可搬】																										
電路	可搬型代替電源車～可搬型代替電源接続盤*3～非常用高圧母線(6-A)*4、非常用高圧母線(6-B)*5及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤電路 (可搬型代替電源車～可搬型代替電源接続盤【可搬】) (可搬型代替電源車～可搬型代替電源接続盤～非常用高圧母線(6-A)*4、非常用高圧母線(6-B)*5及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤電路【常設】)																										
計装設備（補助）*	6-A母線電圧 6-B母線電圧																										

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.14.2.1.2 主要設備の仕様 主要機器の仕様を以下に示す。</p> <p>(1) 電源車 エンジン 台 数：4（予備1*） 使 用 燃 料：軽油 発電機 台 数：4（予備1*） 種 類：三相同期発電機 容 量：約400kVA（1台当たり） 力 率：0.85（遅れ） 電 壓：6.9kV 周 波 数：50Hz 設 置 場 所：屋外 （原子炉建屋西側又は原子炉建屋東側） 保 管 場 所：屋外 （第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリア）</p> <p>*：可搬型代替交流電源設備の電源車、可搬型代替直流電源設備の電源車又は緊急時対策所用代替交流電源設備の電源車（緊急時対策所用）として使用する。</p> <p>(2) 軽油タンク 種 類：横置円筒形 基 数：6（1系列につき3基） ：1（1系列につき1基） 容 量：約110kL（1基当たり） ：約170kL 使 用 燃 料：軽油 最高使用圧力：静水頭 最高使用温度：66°C 取 付 管 所：屋外</p> <p>(3) ガスバーナ発電設備軽油タンク 種 類：横置円筒形 基 数：3 容 量：約110kL（1基当たり） 使 用 燃 料：軽油 最高使用圧力：静水頭 最高使用温度：50°C 取 付 管 所：屋外</p>	<p>2.14.2.1.2 主要設備の仕様 主要機器の仕様を以下に示す。</p> <p>(1) 可搬型代替電源車 エンジン 台 数：2（予備2） 使 用 燃 料：軽油 発電機 台 数：2（予備2） 型 式：回転界磁形同期発電機 容 量：約2,200kVA（1台当たり） 力 率：0.8（遅れ） 電 壓：6.6kV 周 波 数：50Hz 設 置 場 所：屋外 （3号炉東側32mエリア及び3号炉西側32mエリア） 保 管 場 所：屋外 （1号炉西側31mエリア、2号炉東側31mエリア(a)及び展望台行管理道路脇西側60mエリア）</p> <p>(2) ディーゼル発電機燃料油貯油槽 型 式：横置円筒形 基 数：4 容 量：約146kL（1基当たり） 使 用 燃 料：軽油 最高使用圧力：大気圧 最高使用温度：40°C 取 付 管 所：屋外</p>	<p>設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p> <p>設備名称の相違（可搬型代替電源車）</p> <p>記載表現の相違 ・女川：種類→泊：型式 (以降、同様の箇所の相違理由の記載は省略する。)</p> <p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(3) 燃料タンク (SA) 型式：横置円筒形 基数：1 容量：約 55kL 使用燃料：軽油 最高使用圧力：大気圧 最高使用温度：40°C 取付箇所：屋外</p> <p>(4) ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ 型式：齒車形 台数：2 容量：約 26kL/h (1台当たり) 吐出圧力：約 0.3MPa [gage] 最高使用温度：50°C 原動機出力：約 11kW (1台当たり) 取付箇所：ディーゼル発電機建屋 T.P. 6.2m</p> <p>(4) タンクローリー 容量：約 4.0kL (1台当たり) 使用燃料：軽油 最高使用圧力：約 24kPa [gage] 最高使用温度：40°C 台数：2 (予備1) 設置場所：屋外 保管場所：屋外 (第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリア)</p> <p>(5) 可搬型タンクローリー 容量：約 4 kL (1台当たり) 使用燃料：軽油 最高使用圧力：約 24kPa [gage] 最高使用温度：40°C 台数：2 (予備2) 設置場所：屋外 保管場所：屋外 (1号炉西側 31m エリア及び2号炉東側 31m エリア(b))</p> <p>(6) 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤 台数：1 冷却却：自冷 容量：約 1,000kVA 定格電圧：1次側 6,600V 2次側 400V 取付箇所：原子炉補助建屋 T.P. 24.8m</p>	<p>設備の相違 • 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先）</p>

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備・運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.14.2.1.3 独立性及び位置的分散の確保</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備と同時にその機能が損なわれることがないよう、表3.14-2で示すとおり、位置的分散を図った設計とする。</p> <p>電源については、電源車を非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機と位置的分散された屋外（第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリア）に保管し、設置位置についても非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機と位置的分散された屋外（原子炉建屋西側又は原子炉建屋東側）に設置する設計とする。</p> <p>電路については、可搬型代替交流電源設備から非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系を受電する電路を、非常用交流電源設備から同母線及び非常用高圧母線2H系を受電する電路に対して、独立した電路で系統構成することにより、共通要因によって同時に機能を損なわれないよう独立した設計とする。</p> <p>電源の冷却方式については、非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の水冷式に対して、電源車は空冷式とすることで、多様性を確保する設計とする。</p> <p>燃料源については、非常用ディーゼル発電機は非常用ディーゼル発電設備燃料ディタンク及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料ディタンクからの供給であるのに対して、電源車は車載燃料とすることで、位置的分散された設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、表3.14-3で示すとおり、地震、津波、火災及び溢水により同時に故障することを防止するため、非常用交流電源設備との独立性を確保する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-3, 57-9)</p>	<p>2.14.2.1.3 独立性及び位置的分散の確保</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備と同時にその機能が損なわれることがないよう、表2.14.2で示すとおり、位置的分散を図った設計とする。</p> <p>電源については、可搬型代替電源車をディーゼル発電機と位置的分散された屋外（1号炉西側31mエリア、2号炉東側31mエリア）（a）及び展望台行管理道路脇西側60mエリアに保管し、設置位置についてもディーゼル発電機と位置的分散された屋外（3号炉東側32mエリア及び3号炉西側32mエリア）に設置する設計とする。</p> <p>電路については、可搬型代替交流電源設備から非常用高圧母線（6-A）、非常用高圧母線（6-B）及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤を受電する電路を、非常用交流電源設備から同母線を受電する電路に対して、独立した電路で系統構成することにより、共通要因によって同時に機能を損なわれないよう独立した設計とする。</p> <p>電源の冷却方式については、ディーゼル発電機の水冷式に対して、可搬型代替電源車は空冷式とすることで、多様性を確保する設計とする。</p> <p>燃料源については、ディーゼル発電機はディーゼル発電機燃料油サービスタンクからの供給であるのに対して、可搬型代替電源車は車載燃料とすることで、位置的分散された設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、表2.14.3で示すとおり、地震、津波、火災及び溢水により同時に故障することを防止するため、非常用交流電源設備との独立性を確保する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-4, 57-9)</p>	<p>設備名称の相違（可搬型代替電源車）</p> <p>設備名称の相違（D/G）</p> <p>炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>保管場所の相違</p> <p>設置場所の相違</p> <p>非常用高圧母線名称の相違</p> <p>・女川：2C系、2D系一泊：6-A, 6-B</p> <p>設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先）</p> <p>設備名称の相違（D/G 燃料油移送設備）</p>

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																											
		<p>表3.14-2 可搬型代替交流電源設備の位置的分散</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>設計基準事故対処設備</th><th>重大事故等対処設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">電源</td><td>非常用交流電源設備</td><td>可搬型代替交流電源設備</td></tr> <tr> <td>高圧伊丹心スブイ系ディーゼル発電機 <いづれも原子炉建屋地1階 (原子炉建屋付属棟) ></td><td>電源車 <屋外> (第2保全エリア) 第3保全エリア及び 第4保全エリア</td></tr> <tr> <td rowspan="2">電路</td><td>非常用ディーゼル発電機(A) ～非常用高圧母線2A系統</td><td>電源車～電源車接続口(原子炉建屋) ～非常用高圧母線2A系統及び 非常用高圧母線2B系統</td></tr> <tr> <td>非常用ディーゼル発電機(B) ～非常用高圧母線2B系統</td><td>電源車～電源車接続口(原子炉建屋) ～緊急用高圧母線2B系統</td></tr> <tr> <td rowspan="2">電源供給先</td><td>非常用高圧母線2C系 非常用高圧母線2D系 <いづれも原子炉建屋地1階 (原子炉建屋付属棟) ></td><td>非常用高圧母線2C系 非常用高圧母線2D系 <いづれも原子炉建屋地1階 (原子炉建屋付属棟) ></td></tr> <tr> <td>電源の冷却方式</td><td>水冷式</td><td>空冷式</td></tr> <tr> <td rowspan="2">燃料源</td><td>軽油タンク <屋外></td><td>軽油タンク <屋外></td></tr> <tr> <td>非常用ディーゼル発電設備 燃料サイクル 高圧伊丹心スブイ系ディーゼル発電設備 燃料サイクル <いづれも原子炉建屋地2階 (原子炉建屋付属棟) ></td><td>ガス～ビン発電設備 軽油タンク <屋外></td></tr> <tr> <td rowspan="2">燃料路</td><td>非常用ディーゼル発電設備 燃料ポンプ 高圧伊丹心スブイ系ディーゼル発電設備 燃料ポンプ <いづれも屋外></td><td>タンクローリー¹ <屋外> (第2保全エリア) 第3保全エリア及び 第4保全エリア</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>表3.14-3 設計基準事故対処設備との独立性</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>設計基準事故対処設備</th><th>重大事故等対処設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地震</td><td>非常用交流電源設備</td><td>可搬型代替交流電源設備</td></tr> <tr> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準地震動Seで機能維持可能な設計とすることで、基準震度5度が共通要因となり、同時にその機能が損なわれるることのない設計とする。</td><td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準地震動Ssで機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。</td></tr> <tr> <td rowspan="2">津波</td><td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉建屋付属棟内及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準津波の影響を受けない第2保全エリア、第3保全エリア及び第4保全エリアへ保全及び屋外へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。</td><td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けないディーゼル発電機建屋、周辺構造物及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準津波の影響を受けない屋外へ保全及び設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。</td></tr> <tr> <td>火災</td><td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。</td><td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。</td></tr> <tr> <td>溢水</td><td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-9 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。</td><td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-9 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。</td></tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	電源	非常用交流電源設備	可搬型代替交流電源設備	高圧伊丹心スブイ系ディーゼル発電機 <いづれも原子炉建屋地1階 (原子炉建屋付属棟) >	電源車 <屋外> (第2保全エリア) 第3保全エリア及び 第4保全エリア	電路	非常用ディーゼル発電機(A) ～非常用高圧母線2A系統	電源車～電源車接続口(原子炉建屋) ～非常用高圧母線2A系統及び 非常用高圧母線2B系統	非常用ディーゼル発電機(B) ～非常用高圧母線2B系統	電源車～電源車接続口(原子炉建屋) ～緊急用高圧母線2B系統	電源供給先	非常用高圧母線2C系 非常用高圧母線2D系 <いづれも原子炉建屋地1階 (原子炉建屋付属棟) >	非常用高圧母線2C系 非常用高圧母線2D系 <いづれも原子炉建屋地1階 (原子炉建屋付属棟) >	電源の冷却方式	水冷式	空冷式	燃料源	軽油タンク <屋外>	軽油タンク <屋外>	非常用ディーゼル発電設備 燃料サイクル 高圧伊丹心スブイ系ディーゼル発電設備 燃料サイクル <いづれも原子炉建屋地2階 (原子炉建屋付属棟) >	ガス～ビン発電設備 軽油タンク <屋外>	燃料路	非常用ディーゼル発電設備 燃料ポンプ 高圧伊丹心スブイ系ディーゼル発電設備 燃料ポンプ <いづれも屋外>	タンクローリー ¹ <屋外> (第2保全エリア) 第3保全エリア及び 第4保全エリア			項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	地震	非常用交流電源設備	可搬型代替交流電源設備	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準地震動Seで機能維持可能な設計とすることで、基準震度5度が共通要因となり、同時にその機能が損なわれるることのない設計とする。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準地震動Ssで機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。	津波	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉建屋付属棟内及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準津波の影響を受けない第2保全エリア、第3保全エリア及び第4保全エリアへ保全及び屋外へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けないディーゼル発電機建屋、周辺構造物及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準津波の影響を受けない屋外へ保全及び設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。	火災	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。	溢水	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-9 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-9 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。	<p>表2.14.2 可搬型代替交流電源設備の位置的分散</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>設計基準事故対処設備</th><th>重大事故等対処設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">電源</td><td>非常用交流電源設備</td><td>可搬型代替交流電源設備</td></tr> <tr> <td>ディーゼル発電機 <ディーゼル発電機建屋 T.P. 10. 3m></td><td>可搬型代替交流電源車 <屋外 (1号炉西側 31m エリア、2号炉東側 31m エリア(a)及び展望台行管理道路西側 60m エリア) ></td></tr> <tr> <td rowspan="2">電路</td><td>A-ディーゼル発電機～ 非常用高圧母線 (6-A) 電路</td><td>可搬型代替電源車～ 可搬型代替電源接続盤～ 非常用高圧母線 (6-A)、 非常用高圧母線 (6-B) 及び 代替格納容器スプレイポンプ 変圧器盤電路</td></tr> <tr> <td>B-ディーゼル発電機～ 非常用高圧母線 (6-B) 電路</td><td>非常用高圧母線 (6-A) 非常用高圧母線 (6-B) <いづれも原子炉補助建屋 T.P. 10. 3m></td></tr> <tr> <td rowspan="2">電源供給先</td><td>非常用高圧母線 (6-A) 非常用高圧母線 (6-B) <いづれも原子炉補助建屋 T.P. 10. 3m></td><td>代替格納容器スプレイポンプ 変圧器盤 <原子炉補助建屋 T.P. 24. 8m></td></tr> <tr> <td>水冷式</td><td>空冷式</td></tr> <tr> <td rowspan="2">燃料源</td><td>ディーゼル発電機燃料油貯油槽 <屋外></td><td>ディーゼル発電機燃料油貯油槽 <屋外></td></tr> <tr> <td>ディーゼル発電機 燃料油サービスタンク <屋外構造物 T.P. 17. 8m></td><td>燃料タンク (SA) <屋外></td></tr> <tr> <td rowspan="2">燃料路</td><td>ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6. 2m></td><td>可搬型代替電源車 (車載燃料) <屋外></td></tr> <tr> <td>ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6. 2m></td><td>可搬型タンクローリー¹ <屋外 (1号炉西側 31m エリア 及び 2号炉東側 31m エリア(b)) ></td></tr> </tbody> </table> <p>表2.14.3 設計基準事故対処設備との独立性</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>設計基準事故対処設備</th><th>重大事故等対処設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地震</td><td>非常用交流電源設備</td><td>可搬型代替交流電源設備</td></tr> <tr> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準地震動Ssで機能維持可能な設計とすることで、基準震度5度が共通要因となり、同時にその機能が損なわれるることのない設計とする。</td><td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準地震動Ssが共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。</td></tr> <tr> <td rowspan="2">津波</td><td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉建屋付属棟内及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準津波の影響を受けない第2保全エリア、第3保全エリア及び第4保全エリアへ保全及び屋外へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。</td><td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けないディーゼル発電機建屋、周辺構造物及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準津波の影響を受けない屋外へ保全及び設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。</td></tr> <tr> <td>火災</td><td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。</td><td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。</td></tr> <tr> <td>溢水</td><td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-9 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。</td><td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-9 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。</td></tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	電源	非常用交流電源設備	可搬型代替交流電源設備	ディーゼル発電機 <ディーゼル発電機建屋 T.P. 10. 3m>	可搬型代替交流電源車 <屋外 (1号炉西側 31m エリア、2号炉東側 31m エリア(a)及び展望台行管理道路西側 60m エリア) >	電路	A-ディーゼル発電機～ 非常用高圧母線 (6-A) 電路	可搬型代替電源車～ 可搬型代替電源接続盤～ 非常用高圧母線 (6-A)、 非常用高圧母線 (6-B) 及び 代替格納容器スプレイポンプ 変圧器盤電路	B-ディーゼル発電機～ 非常用高圧母線 (6-B) 電路	非常用高圧母線 (6-A) 非常用高圧母線 (6-B) <いづれも原子炉補助建屋 T.P. 10. 3m>	電源供給先	非常用高圧母線 (6-A) 非常用高圧母線 (6-B) <いづれも原子炉補助建屋 T.P. 10. 3m>	代替格納容器スプレイポンプ 変圧器盤 <原子炉補助建屋 T.P. 24. 8m>	水冷式	空冷式	燃料源	ディーゼル発電機燃料油貯油槽 <屋外>	ディーゼル発電機燃料油貯油槽 <屋外>	ディーゼル発電機 燃料油サービスタンク <屋外構造物 T.P. 17. 8m>	燃料タンク (SA) <屋外>	燃料路	ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6. 2m>	可搬型代替電源車 (車載燃料) <屋外>	ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6. 2m>	可搬型タンクローリー ¹ <屋外 (1号炉西側 31m エリア 及び 2号炉東側 31m エリア(b)) >	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	地震	非常用交流電源設備	可搬型代替交流電源設備	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準地震動Ssで機能維持可能な設計とすることで、基準震度5度が共通要因となり、同時にその機能が損なわれるることのない設計とする。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準地震動Ssが共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。	津波	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉建屋付属棟内及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準津波の影響を受けない第2保全エリア、第3保全エリア及び第4保全エリアへ保全及び屋外へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けないディーゼル発電機建屋、周辺構造物及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準津波の影響を受けない屋外へ保全及び設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。	火災	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。	溢水	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-9 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-9 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。	<p>設備名称の相違</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																																																																																													
電源	非常用交流電源設備	可搬型代替交流電源設備																																																																																													
	高圧伊丹心スブイ系ディーゼル発電機 <いづれも原子炉建屋地1階 (原子炉建屋付属棟) >	電源車 <屋外> (第2保全エリア) 第3保全エリア及び 第4保全エリア																																																																																													
電路	非常用ディーゼル発電機(A) ～非常用高圧母線2A系統	電源車～電源車接続口(原子炉建屋) ～非常用高圧母線2A系統及び 非常用高圧母線2B系統																																																																																													
	非常用ディーゼル発電機(B) ～非常用高圧母線2B系統	電源車～電源車接続口(原子炉建屋) ～緊急用高圧母線2B系統																																																																																													
電源供給先	非常用高圧母線2C系 非常用高圧母線2D系 <いづれも原子炉建屋地1階 (原子炉建屋付属棟) >	非常用高圧母線2C系 非常用高圧母線2D系 <いづれも原子炉建屋地1階 (原子炉建屋付属棟) >																																																																																													
	電源の冷却方式	水冷式	空冷式																																																																																												
燃料源	軽油タンク <屋外>	軽油タンク <屋外>																																																																																													
	非常用ディーゼル発電設備 燃料サイクル 高圧伊丹心スブイ系ディーゼル発電設備 燃料サイクル <いづれも原子炉建屋地2階 (原子炉建屋付属棟) >	ガス～ビン発電設備 軽油タンク <屋外>																																																																																													
燃料路	非常用ディーゼル発電設備 燃料ポンプ 高圧伊丹心スブイ系ディーゼル発電設備 燃料ポンプ <いづれも屋外>	タンクローリー ¹ <屋外> (第2保全エリア) 第3保全エリア及び 第4保全エリア																																																																																													
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																																																																																													
地震	非常用交流電源設備	可搬型代替交流電源設備																																																																																													
	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準地震動Seで機能維持可能な設計とすることで、基準震度5度が共通要因となり、同時にその機能が損なわれるることのない設計とする。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準地震動Ssで機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。																																																																																													
津波	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉建屋付属棟内及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準津波の影響を受けない第2保全エリア、第3保全エリア及び第4保全エリアへ保全及び屋外へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けないディーゼル発電機建屋、周辺構造物及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準津波の影響を受けない屋外へ保全及び設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。																																																																																													
	火災	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。																																																																																												
溢水	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-9 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-9 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。																																																																																													
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																																																																																													
電源	非常用交流電源設備	可搬型代替交流電源設備																																																																																													
	ディーゼル発電機 <ディーゼル発電機建屋 T.P. 10. 3m>	可搬型代替交流電源車 <屋外 (1号炉西側 31m エリア、2号炉東側 31m エリア(a)及び展望台行管理道路西側 60m エリア) >																																																																																													
電路	A-ディーゼル発電機～ 非常用高圧母線 (6-A) 電路	可搬型代替電源車～ 可搬型代替電源接続盤～ 非常用高圧母線 (6-A)、 非常用高圧母線 (6-B) 及び 代替格納容器スプレイポンプ 変圧器盤電路																																																																																													
	B-ディーゼル発電機～ 非常用高圧母線 (6-B) 電路	非常用高圧母線 (6-A) 非常用高圧母線 (6-B) <いづれも原子炉補助建屋 T.P. 10. 3m>																																																																																													
電源供給先	非常用高圧母線 (6-A) 非常用高圧母線 (6-B) <いづれも原子炉補助建屋 T.P. 10. 3m>	代替格納容器スプレイポンプ 変圧器盤 <原子炉補助建屋 T.P. 24. 8m>																																																																																													
	水冷式	空冷式																																																																																													
燃料源	ディーゼル発電機燃料油貯油槽 <屋外>	ディーゼル発電機燃料油貯油槽 <屋外>																																																																																													
	ディーゼル発電機 燃料油サービスタンク <屋外構造物 T.P. 17. 8m>	燃料タンク (SA) <屋外>																																																																																													
燃料路	ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6. 2m>	可搬型代替電源車 (車載燃料) <屋外>																																																																																													
	ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6. 2m>	可搬型タンクローリー ¹ <屋外 (1号炉西側 31m エリア 及び 2号炉東側 31m エリア(b)) >																																																																																													
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																																																																																													
地震	非常用交流電源設備	可搬型代替交流電源設備																																																																																													
	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準地震動Ssで機能維持可能な設計とすることで、基準震度5度が共通要因となり、同時にその機能が損なわれるることのない設計とする。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準地震動Ssが共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。																																																																																													
津波	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉建屋付属棟内及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準津波の影響を受けない第2保全エリア、第3保全エリア及び第4保全エリアへ保全及び屋外へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けないディーゼル発電機建屋、周辺構造物及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準津波の影響を受けない屋外へ保全及び設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。																																																																																													
	火災	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。																																																																																												
溢水	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-9 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-9 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。																																																																																													

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
	<p>3.14.2.1.4 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3.14.2.1.4.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>a. 電源車</p> <p>可搬型代替交流電源設備の電源車は、可搬型で屋外の第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリアに保管し、重大事故等時は、屋外（原子炉建屋西側又は東側）に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表3.14-4に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p> <p>表3.14-4 想定する環境条件及び荷重条件（電源車）</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>環境条件等</td> <td>対応</td> </tr> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>雨水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、補強等で固定可能な設計とする。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、構造を損なわない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	雨水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、補強等で固定可能な設計とする。	風（台風）・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、構造を損なわない設計とする。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>2.14.2.1.4 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>2.14.2.1.4.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.1.10.3 環境条件等」に示す。</p> <p>a. 可搬型代替電源車</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型代替電源車は、可搬型で屋外の1号炉西側31mエリア、2号炉東側31mエリア(a)及び展望台行管理道路脇西側60mエリアに保管し、重大事故等時は、屋外（3号炉東側32mエリア及び3号炉西側32mエリア）に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表2.14.4に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p> <p>表2.14.4 想定する環境条件及び荷重条件（可搬型代替電源車）</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>環境条件等</td> <td>対応</td> </tr> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、補強等で固定可能な設計とする。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、補強等で固定可能な設計とする。	風（台風）・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>設備名称の相違（可搬型代替電源車）</p> <p>保管場所の相違</p> <p>設置場所の相違</p>
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	雨水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、補強等で固定可能な設計とする。																														
風（台風）・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、構造を損なわない設計とする。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、補強等で固定可能な設計とする。																														
風（台風）・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
	<p>b. 軽油タンク</p> <p>可搬型代替交流電源設備の軽油タンクは、常設で屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表3.14-5に示す設計とする。</p> <p>(57-2, 57-3)</p> <p>表3.14-5 想定する環境条件及び荷重条件(軽油タンク)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th><th>対応</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td><td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td></tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td><td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td></tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td><td>海水を通水することはない。</td></tr> <tr> <td>地震</td><td>適切な地盤荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td></tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td><td>屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td></tr> <tr> <td>電磁的障害</td><td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td></tr> </tbody> </table> <p>c. ガスタービン発電設備軽油タンク</p> <p>可搬型代替交流電源設備のガスタービン発電設備軽油タンクは、常設で屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表3.14-6に示す設計とする。</p> <p>(57-2, 57-3)</p> <p>表3.14-6 想定する環境条件及び荷重条件(ガスタービン発電設備軽油タンク)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th><th>対応</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td><td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td></tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td><td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td></tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td><td>海水を通水することはない。</td></tr> <tr> <td>地震</td><td>適切な地盤荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td></tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td><td>屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td></tr> <tr> <td>電磁的障害</td><td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td></tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地盤荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地盤荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>b. ディーゼル発電機燃料油貯油槽</p> <p>可搬型代替交流電源設備のディーゼル発電機燃料油貯油槽は、常設で屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表2.14.5に示す設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4)</p> <p>表2.14.5 想定する環境条件及び荷重条件(ディーゼル発電機燃料油貯油槽)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th><th>対応</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td><td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td></tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td><td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td></tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td><td>海水を通水することはない。</td></tr> <tr> <td>地震</td><td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td></tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td><td>屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td></tr> <tr> <td>電磁的障害</td><td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td></tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p>
環境条件等	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																																												
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																												
地震	適切な地盤荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																																												
風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																																												
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												
環境条件等	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																																												
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																												
地震	適切な地盤荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																																												
風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																																												
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												
環境条件等	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																																												
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																												
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																																												
風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																																												
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
		<p>c. 燃料タンク (SA)</p> <p>可搬型代替交流電源設備の燃料タンク (SA) は、常設で屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表 2.14.6 に示す設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4)</p> <p>表 2.14.6 想定する環境条件及び荷重条件 (燃料タンク (SA))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>d. ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</p> <p>可搬型代替交流電源設備のディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、常設でディーゼル発電機建屋 T.P. 6.2m に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、ディーゼル発電機建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表 2.14.7 に示す設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4)</p> <p>表 2.14.7 想定する環境条件及び荷重条件 (ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>ディーゼル発電機建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>ディーゼル発電機建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>ディーゼル発電機建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	ディーゼル発電機建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	ディーゼル発電機建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	ディーゼル発電機建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p>
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																														
風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	ディーゼル発電機建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	ディーゼル発電機建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																														
風（台風）・積雪	ディーゼル発電機建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
d. タンクローリー	<p>可搬型代替交流電源設備のタンクローリーは、可搬型で屋外の第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリアに保管し、重大事故等時は、屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表3.14-7に示す設計とする。</p> <p style="text-align: center;">(57-2, 57-3)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <caption>表3.14-7 想定する環境条件及び荷重条件(タンクローリー)</caption> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、輪留め等で固定可能な設計とする。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、輪留め等で固定可能な設計とする。	風(台風)・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>e. 可搬型タンクローリー</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型タンクローリーは、可搬型で屋外の1号炉西側31mエリア及び2号炉東側31mエリア(b)に保管し、重大事故等時は、屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表2.14.8に示す設計とする。</p> <p style="text-align: center;">(57-2, 57-4)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <caption>表2.14.8 想定する環境条件及び荷重条件(可搬型タンクローリー)</caption> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、脚錠等で固定可能な設計とする。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、脚錠等で固定可能な設計とする。	風(台風)・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>設備名称の相違(タンクローリー)</p> <p>保管場所の相違</p>
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、輪留め等で固定可能な設計とする。																														
風(台風)・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、脚錠等で固定可能な設計とする。																														
風(台風)・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																				
	<p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の操作が必要な燃料移送系の各機器並びに電源車、代替所内電気設備及び非常用所内電気設備の各遮断器については、設置場所又は中央制御室で容易に操作可能な設計とする。</p> <p>表 3.14-8～11 に操作対象機器の操作場所を示す。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-3)</p> <p>表 3.14-8 操作対象機器 (軽油タンク～電磁弁流路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>D/G(A)軽油タンク(A)出口弁</td><td>全開 → 全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>D/G(A)軽油タンク(B)出口弁</td><td>全開 → 全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>D/G(A)軽油タンク(C)出口弁</td><td>全開 → 全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>D/G(B)軽油タンク(D)出口弁</td><td>全開 → 全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>D/G(B)軽油タンク(E)出口弁</td><td>全開 → 全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>D/G(B)軽油タンク(F)出口弁</td><td>全開 → 全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>HPLS D/G軽油タンク 出口弁</td><td>全開 → 全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(A)軽油タンク(A) 取出口止め弁</td><td>全開 → 全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(A)軽油タンク(B) 取出口止め弁</td><td>全開 → 全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(A)軽油タンク(C) 取出口止め弁</td><td>全開 → 全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(A)軽油タンク(D) 取出口止め弁</td><td>全開 → 全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(B)軽油タンク(B) 取出口止め弁</td><td>全開 → 全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(B)軽油タンク(D) 取出口止め弁</td><td>全開 → 全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(B)軽油タンク(D) 取出口止め弁</td><td>全開 → 全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>ホース</td><td>停止 → 連転</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>操作器操作</td><td></td></tr> <tr><td>ホース</td><td>ホース接続</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>表 3.14-10 操作対象機器 (ディーゼル発電機燃料油貯油槽～可搬型タンクローリー流路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>A1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 又は A2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口</td><td>閉止 → 開放</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 又は B2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>可搬型タンクローリー 給油ポンプ</td><td>停止 → 連転</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>操作器操作</td><td></td></tr> <tr><td>ホース</td><td>ホース接続</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	D/G(A)軽油タンク(A)出口弁	全開 → 全閉	屋外	屋外	手動操作		D/G(A)軽油タンク(B)出口弁	全開 → 全閉	屋外	屋外	手動操作		D/G(A)軽油タンク(C)出口弁	全開 → 全閉	屋外	屋外	手動操作		D/G(B)軽油タンク(D)出口弁	全開 → 全閉	屋外	屋外	手動操作		D/G(B)軽油タンク(E)出口弁	全開 → 全閉	屋外	屋外	手動操作		D/G(B)軽油タンク(F)出口弁	全開 → 全閉	屋外	屋外	手動操作		HPLS D/G軽油タンク 出口弁	全開 → 全閉	屋外	屋外	手動操作		B/G(A)軽油タンク(A) 取出口止め弁	全開 → 全閉	屋外	屋外	手動操作		B/G(A)軽油タンク(B) 取出口止め弁	全開 → 全閉	屋外	屋外	手動操作		B/G(A)軽油タンク(C) 取出口止め弁	全開 → 全閉	屋外	屋外	手動操作		B/G(A)軽油タンク(D) 取出口止め弁	全開 → 全閉	屋外	屋外	手動操作		B/G(B)軽油タンク(B) 取出口止め弁	全開 → 全閉	屋外	屋外	手動操作		B/G(B)軽油タンク(D) 取出口止め弁	全開 → 全閉	屋外	屋外	手動操作		B/G(B)軽油タンク(D) 取出口止め弁	全開 → 全閉	屋外	屋外	手動操作		ホース	停止 → 連転	屋外	屋外	操作器操作		ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作		機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	A1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 又は A2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	閉止 → 開放	屋外	屋外	手動操作		B1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 又は B2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口						可搬型タンクローリー 給油ポンプ	停止 → 連転	屋外	屋外	操作器操作		ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作		<p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の操作が必要な燃料油系統の各機器並びに可搬型代替電源車及び非常用所内電気設備の各遮断器については、設置場所で容易に操作可能な設計とする。</p> <p>表 2.14.10～14 に操作対象機器の操作場所を示す。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-4)</p>	<p>記載表現の相違 ・女川：燃料移送系→泊：燃料油系統設備名称の相違（可搬型代替電源車） 設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先） 操作場所の相違</p> <p>設備名称の相違 設置場所、操作場所、操作方法の相違 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																		
D/G(A)軽油タンク(A)出口弁	全開 → 全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
D/G(A)軽油タンク(B)出口弁	全開 → 全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
D/G(A)軽油タンク(C)出口弁	全開 → 全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
D/G(B)軽油タンク(D)出口弁	全開 → 全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
D/G(B)軽油タンク(E)出口弁	全開 → 全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
D/G(B)軽油タンク(F)出口弁	全開 → 全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
HPLS D/G軽油タンク 出口弁	全開 → 全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
B/G(A)軽油タンク(A) 取出口止め弁	全開 → 全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
B/G(A)軽油タンク(B) 取出口止め弁	全開 → 全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
B/G(A)軽油タンク(C) 取出口止め弁	全開 → 全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
B/G(A)軽油タンク(D) 取出口止め弁	全開 → 全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
B/G(B)軽油タンク(B) 取出口止め弁	全開 → 全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
B/G(B)軽油タンク(D) 取出口止め弁	全開 → 全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
B/G(B)軽油タンク(D) 取出口止め弁	全開 → 全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
ホース	停止 → 連転	屋外	屋外	操作器操作																																																																																																																																			
ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																		
A1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 又は A2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	閉止 → 開放	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
B1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 又は B2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口																																																																																																																																							
可搬型タンクローリー 給油ポンプ	停止 → 連転	屋外	屋外	操作器操作																																																																																																																																			
ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			

自発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																																																			
	<p>表3.14-9 操作対象機器 (ガスバーピン発電設備軽油タンク～電源車流路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>GIG 軽油タンク(A)出口弁</td><td>全開 → 全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr> <td>GIG 軽油タンク(B)出口弁</td><td>全開 → 全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr> <td>GIG 軽油タンク(C)出口弁</td><td>全開 → 全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr> <td>GIG 軽油タンク(A)</td><td>全開 → 全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr> <td>GIG 軽油タンク(B)</td><td>全開 → 全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr> <td>GIG 軽油タンク(C)</td><td>全開 → 全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr> <td>車載ポンプ</td><td>停止 → 連転</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>スイッチ操作</td><td></td></tr> <tr> <td>吐出弁</td><td>全開 → 全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr> <td>ホース</td><td>ホース接続</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>表3.14-10 操作対象機器 (電源車～電源車接続口(原子炉建屋西側) 又は電源車接続口(原子炉建屋東側) ～非常用高圧母線 20 系及び非常用低圧母線 20 系電路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">電源車</td><td>発電機 停止 → 連転</td><td>屋外 (原子炉建屋 西側又は 原子炉建屋 東側)</td><td>屋外 (原子炉建屋 西側又は 原子炉建屋 東側)</td><td>スイッチ 操作</td><td></td></tr> <tr> <td>遮断器 切 → 一人</td><td>原子炉建屋 地上 2 階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td><td>中央制御室</td><td>スイッチ 操作</td><td>設置場所 からの 手動投入 操作も可能</td></tr> <tr> <td>6.9kV メタクラ 6-2G 遮断器 (電源車接続口 (原子炉建屋西側) 用 又は電源車接続口 (原子炉建屋東側) 用)</td><td>切 → 一人</td><td>原子炉建屋 地上 2 階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td><td>中央制御室</td><td>スイッチ 操作</td><td>設置場所 からの 手動投入 操作も可能</td></tr> <tr> <td>6.9kV メタクラ 6-2G 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2G 用)</td><td>切 → 一人</td><td>原子炉建屋 地上 2 階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td><td>中央制御室</td><td>スイッチ 操作</td><td>設置場所 からの 手動投入 操作も可能</td></tr> <tr> <td>6.9kV メタクラ 6-2G 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2G 用)</td><td>切 → 一人</td><td>原子炉建屋 地上 2 階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td><td>中央制御室</td><td>スイッチ 操作</td><td>設置場所 からの 手動投入 操作も可能</td></tr> <tr> <td>6.9kV メタクラ 6-2G 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2G 用)</td><td>切 → 一人</td><td>原子炉建屋 地上 2 階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td><td>中央制御室</td><td>スイッチ 操作</td><td>設置場所 からの 手動投入 操作も可能</td></tr> <tr> <td>6.9kV メタクラ 6-2G 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2G 用)</td><td>切 → 一人</td><td>原子炉建屋 地上 2 階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td><td>中央制御室</td><td>スイッチ 操作</td><td>設置場所 からの 手動投入 操作も可能</td></tr> </tbody> </table> <p>表3.14-11 操作対象機器 (電源車～電源車接続口(原子炉建屋西側) 又は電源車接続口(原子炉建屋東側) ～緊急用低圧母線 20 系電路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">電源車</td><td>発電機 停止 → 連転</td><td>屋外 (原子炉建屋 西側又は 原子炉建屋 東側)</td><td>屋外 (原子炉建屋 西側又は 原子炉建屋 東側)</td><td>スイッチ 操作</td><td></td></tr> <tr> <td>遮断器 切 → 一人</td><td>原子炉建屋 地上 2 階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td><td>中央制御室</td><td>スイッチ 操作</td><td>設置場所 からの 手動投入 操作も可能</td></tr> <tr> <td>6.9kV メタクラ 6-2G 遮断器 (電源車接続口 (原子炉建屋西側) 用 又は電源車接続口 (原子炉建屋東側) 用)</td><td>切 → 一人</td><td>原子炉建屋 地上 2 階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td><td>中央制御室</td><td>スイッチ 操作</td><td>設置場所 からの 手動投入 操作も可能</td></tr> </tbody> </table> <p>以下に、可搬型代替交流電源設備を構成する主要設備の操作性を示す。</p>	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	GIG 軽油タンク(A)出口弁	全開 → 全閉	屋外	屋外	手動操作		GIG 軽油タンク(B)出口弁	全開 → 全閉	屋外	屋外	手動操作		GIG 軽油タンク(C)出口弁	全開 → 全閉	屋外	屋外	手動操作		GIG 軽油タンク(A)	全開 → 全閉	屋外	屋外	手動操作		GIG 軽油タンク(B)	全開 → 全閉	屋外	屋外	手動操作		GIG 軽油タンク(C)	全開 → 全閉	屋外	屋外	手動操作		車載ポンプ	停止 → 連転	屋外	屋外	スイッチ操作		吐出弁	全開 → 全閉	屋外	屋外	手動操作		ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作		機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	電源車	発電機 停止 → 連転	屋外 (原子炉建屋 西側又は 原子炉建屋 東側)	屋外 (原子炉建屋 西側又は 原子炉建屋 東側)	スイッチ 操作		遮断器 切 → 一人	原子炉建屋 地上 2 階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作	設置場所 からの 手動投入 操作も可能	6.9kV メタクラ 6-2G 遮断器 (電源車接続口 (原子炉建屋西側) 用 又は電源車接続口 (原子炉建屋東側) 用)	切 → 一人	原子炉建屋 地上 2 階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作	設置場所 からの 手動投入 操作も可能	6.9kV メタクラ 6-2G 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2G 用)	切 → 一人	原子炉建屋 地上 2 階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作	設置場所 からの 手動投入 操作も可能	6.9kV メタクラ 6-2G 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2G 用)	切 → 一人	原子炉建屋 地上 2 階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作	設置場所 からの 手動投入 操作も可能	6.9kV メタクラ 6-2G 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2G 用)	切 → 一人	原子炉建屋 地上 2 階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作	設置場所 からの 手動投入 操作も可能	6.9kV メタクラ 6-2G 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2G 用)	切 → 一人	原子炉建屋 地上 2 階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作	設置場所 からの 手動投入 操作も可能	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	電源車	発電機 停止 → 連転	屋外 (原子炉建屋 西側又は 原子炉建屋 東側)	屋外 (原子炉建屋 西側又は 原子炉建屋 東側)	スイッチ 操作		遮断器 切 → 一人	原子炉建屋 地上 2 階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作	設置場所 からの 手動投入 操作も可能	6.9kV メタクラ 6-2G 遮断器 (電源車接続口 (原子炉建屋西側) 用 又は電源車接続口 (原子炉建屋東側) 用)	切 → 一人	原子炉建屋 地上 2 階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作	設置場所 からの 手動投入 操作も可能	<p>表3.14-11 操作対象機器 (ディーゼル発電機燃料油貯蔵槽～ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ ～可搬型タンクローリー流路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料油移送ポンプ出口弁</td><td>全開 → 全閉</td><td>周辺機械 ガラスプリング弁</td><td>周辺機械</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr> <td>燃料油移送ポンプ出口 A類運送弁</td><td>全開 → 全閉</td><td>周辺機械 又は 燃料油移送ポンプ出口 B類運送弁</td><td>周辺機械</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr> <td>A・燃料油 サービスタンク入口弁 又は B・燃料油</td><td>全開 → 全閉</td><td>周辺機械 T.P. 17.8m</td><td>周辺機械 T.P. 17.8m</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr> <td>A・燃料油サービス タンク油面制御弁 又は B・燃料油サービス タンク油面制御弁</td><td>全開 → 全閉</td><td>周辺機械 T.P. 17.8m</td><td>周辺機械 T.P. 17.8m</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr> <td>A・ディーゼル発電機 コントロールセンタ 遮断器 (A・ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ) 又は B・ディーゼル発電機 コントロールセンタ 遮断器 (B・ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ)</td><td>切 → 入</td><td>周辺機械 T.P. 10.3m</td><td>周辺機械 T.P. 10.3m</td><td>操作器 操作</td><td></td></tr> <tr> <td>可搬型タンクローリー マントホール</td><td>閉止 → 撤去</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr> <td>ホース</td><td>ホース接続</td><td>周辺機械 T.P. 17.8m ～屋外</td><td>周辺機械 T.P. 17.8m 及び屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>表3.14-12 操作対象機器 (燃料タンク (SA) ～可搬型タンクローリー流路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料タンク (SA) 補油口</td><td>閉止 → 開放</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr> <td>可搬型タンクローリー 給油ポンプ</td><td>停止 → 連転</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>操作器 操作</td><td></td></tr> <tr> <td>ホース</td><td>ホース接続</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>表3.14-13 操作対象機器 (可搬型タンクローリー～可搬型代替電源車流路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型タンクローリー 給油ポンプ</td><td>停止 → 連転</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>操作器 操作</td><td></td></tr> <tr> <td>ホース</td><td>ホース引出し</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>表3.14-14 操作対象機器 (可搬型代替電源車～A・可搬型代替電源接続盤又はB・可搬型代替電源接続盤 ～非常用高圧母線 (6-A) 及び非常用高圧母線 (6-B) 電路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型代替電源車</td><td>発電機 停止 → 連転</td><td>屋外 (3号炉東側 32m エリア 又は 3号 炉西側 32m エリア)</td><td>屋外 (3号炉東側 32m エリア 又は 3号 炉西側 32m エリア)</td><td>操作器 操作</td><td></td></tr> <tr> <td>6-A 母線遮断器 (SA 用代替電源受電)</td><td>切 → 一人</td><td>原子炉補助 建屋 T.P. 10.3m</td><td>原子炉補助 建屋 T.P. 10.3m</td><td>操作器 操作</td><td></td></tr> <tr> <td>6-B 母線遮断器 (SA 用代替電源受電)</td><td>切 → 一人</td><td>原子炉補助 建屋 T.P. 10.3m</td><td>原子炉補助 建屋 T.P. 10.3m</td><td>操作器 操作</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>以下に、可搬型代替交流電源設備を構成する主要設備の操作性を示す。</p>	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	燃料油移送ポンプ出口弁	全開 → 全閉	周辺機械 ガラスプリング弁	周辺機械	手動操作		燃料油移送ポンプ出口 A類運送弁	全開 → 全閉	周辺機械 又は 燃料油移送ポンプ出口 B類運送弁	周辺機械	手動操作		A・燃料油 サービスタンク入口弁 又は B・燃料油	全開 → 全閉	周辺機械 T.P. 17.8m	周辺機械 T.P. 17.8m	手動操作		A・燃料油サービス タンク油面制御弁 又は B・燃料油サービス タンク油面制御弁	全開 → 全閉	周辺機械 T.P. 17.8m	周辺機械 T.P. 17.8m	手動操作		A・ディーゼル発電機 コントロールセンタ 遮断器 (A・ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ) 又は B・ディーゼル発電機 コントロールセンタ 遮断器 (B・ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ)	切 → 入	周辺機械 T.P. 10.3m	周辺機械 T.P. 10.3m	操作器 操作		可搬型タンクローリー マントホール	閉止 → 撤去	屋外	屋外	手動操作		ホース	ホース接続	周辺機械 T.P. 17.8m ～屋外	周辺機械 T.P. 17.8m 及び屋外	手動操作		機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	燃料タンク (SA) 補油口	閉止 → 開放	屋外	屋外	手動操作		可搬型タンクローリー 給油ポンプ	停止 → 連転	屋外	屋外	操作器 操作		ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作		機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	可搬型タンクローリー 給油ポンプ	停止 → 連転	屋外	屋外	操作器 操作		ホース	ホース引出し	屋外	屋外	手動操作		機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	可搬型代替電源車	発電機 停止 → 連転	屋外 (3号炉東側 32m エリア 又は 3号 炉西側 32m エリア)	屋外 (3号炉東側 32m エリア 又は 3号 炉西側 32m エリア)	操作器 操作		6-A 母線遮断器 (SA 用代替電源受電)	切 → 一人	原子炉補助 建屋 T.P. 10.3m	原子炉補助 建屋 T.P. 10.3m	操作器 操作		6-B 母線遮断器 (SA 用代替電源受電)	切 → 一人	原子炉補助 建屋 T.P. 10.3m	原子炉補助 建屋 T.P. 10.3m	操作器 操作	
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																																																																																																	
GIG 軽油タンク(A)出口弁	全開 → 全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																		
GIG 軽油タンク(B)出口弁	全開 → 全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																		
GIG 軽油タンク(C)出口弁	全開 → 全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																		
GIG 軽油タンク(A)	全開 → 全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																		
GIG 軽油タンク(B)	全開 → 全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																		
GIG 軽油タンク(C)	全開 → 全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																		
車載ポンプ	停止 → 連転	屋外	屋外	スイッチ操作																																																																																																																																																																																																																																																		
吐出弁	全開 → 全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																		
ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																		
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																																																																																																	
電源車	発電機 停止 → 連転	屋外 (原子炉建屋 西側又は 原子炉建屋 東側)	屋外 (原子炉建屋 西側又は 原子炉建屋 東側)	スイッチ 操作																																																																																																																																																																																																																																																		
	遮断器 切 → 一人	原子炉建屋 地上 2 階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作	設置場所 からの 手動投入 操作も可能																																																																																																																																																																																																																																																	
6.9kV メタクラ 6-2G 遮断器 (電源車接続口 (原子炉建屋西側) 用 又は電源車接続口 (原子炉建屋東側) 用)	切 → 一人	原子炉建屋 地上 2 階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作	設置場所 からの 手動投入 操作も可能																																																																																																																																																																																																																																																	
6.9kV メタクラ 6-2G 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2G 用)	切 → 一人	原子炉建屋 地上 2 階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作	設置場所 からの 手動投入 操作も可能																																																																																																																																																																																																																																																	
6.9kV メタクラ 6-2G 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2G 用)	切 → 一人	原子炉建屋 地上 2 階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作	設置場所 からの 手動投入 操作も可能																																																																																																																																																																																																																																																	
6.9kV メタクラ 6-2G 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2G 用)	切 → 一人	原子炉建屋 地上 2 階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作	設置場所 からの 手動投入 操作も可能																																																																																																																																																																																																																																																	
6.9kV メタクラ 6-2G 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2G 用)	切 → 一人	原子炉建屋 地上 2 階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作	設置場所 からの 手動投入 操作も可能																																																																																																																																																																																																																																																	
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																																																																																																	
電源車	発電機 停止 → 連転	屋外 (原子炉建屋 西側又は 原子炉建屋 東側)	屋外 (原子炉建屋 西側又は 原子炉建屋 東側)	スイッチ 操作																																																																																																																																																																																																																																																		
	遮断器 切 → 一人	原子炉建屋 地上 2 階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作	設置場所 からの 手動投入 操作も可能																																																																																																																																																																																																																																																	
6.9kV メタクラ 6-2G 遮断器 (電源車接続口 (原子炉建屋西側) 用 又は電源車接続口 (原子炉建屋東側) 用)	切 → 一人	原子炉建屋 地上 2 階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作	設置場所 からの 手動投入 操作も可能																																																																																																																																																																																																																																																	
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																																																																																																	
燃料油移送ポンプ出口弁	全開 → 全閉	周辺機械 ガラスプリング弁	周辺機械	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																		
燃料油移送ポンプ出口 A類運送弁	全開 → 全閉	周辺機械 又は 燃料油移送ポンプ出口 B類運送弁	周辺機械	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																		
A・燃料油 サービスタンク入口弁 又は B・燃料油	全開 → 全閉	周辺機械 T.P. 17.8m	周辺機械 T.P. 17.8m	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																		
A・燃料油サービス タンク油面制御弁 又は B・燃料油サービス タンク油面制御弁	全開 → 全閉	周辺機械 T.P. 17.8m	周辺機械 T.P. 17.8m	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																		
A・ディーゼル発電機 コントロールセンタ 遮断器 (A・ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ) 又は B・ディーゼル発電機 コントロールセンタ 遮断器 (B・ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ)	切 → 入	周辺機械 T.P. 10.3m	周辺機械 T.P. 10.3m	操作器 操作																																																																																																																																																																																																																																																		
可搬型タンクローリー マントホール	閉止 → 撤去	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																		
ホース	ホース接続	周辺機械 T.P. 17.8m ～屋外	周辺機械 T.P. 17.8m 及び屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																		
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																																																																																																	
燃料タンク (SA) 補油口	閉止 → 開放	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																		
可搬型タンクローリー 給油ポンプ	停止 → 連転	屋外	屋外	操作器 操作																																																																																																																																																																																																																																																		
ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																		
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																																																																																																	
可搬型タンクローリー 給油ポンプ	停止 → 連転	屋外	屋外	操作器 操作																																																																																																																																																																																																																																																		
ホース	ホース引出し	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																		
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																																																																																																	
可搬型代替電源車	発電機 停止 → 連転	屋外 (3号炉東側 32m エリア 又は 3号 炉西側 32m エリア)	屋外 (3号炉東側 32m エリア 又は 3号 炉西側 32m エリア)	操作器 操作																																																																																																																																																																																																																																																		
6-A 母線遮断器 (SA 用代替電源受電)	切 → 一人	原子炉補助 建屋 T.P. 10.3m	原子炉補助 建屋 T.P. 10.3m	操作器 操作																																																																																																																																																																																																																																																		
6-B 母線遮断器 (SA 用代替電源受電)	切 → 一人	原子炉補助 建屋 T.P. 10.3m	原子炉補助 建屋 T.P. 10.3m	操作器 操作																																																																																																																																																																																																																																																		

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>a. 電源車</p> <p>可搬型代替交流電源設備の電源車は、原子炉建屋に設置する電源車接続口(原子炉建屋西側)又は電源車接続口(原子炉建屋東側)まで移動可能な車両設計とするとともに、設置場所にて輪留めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>また、電源車は、付属の操作スイッチ等により、設置場所での操作が可能な設計とする。</p> <p>電源車の現場操作パネルは、誤操作防止のために名称を明記することで操作者の操作及び監視性を考慮し、かつ、十分な操作空間を確保し、容易に操作可能な設計とする。</p> <p>電源車のケーブルは、コネクタ接続が可能な設計とし、あらかじめ足場を設けることで電源車接続口(原子炉建屋西側)又は電源車接続口(原子炉建屋東側)に容易に接続及び敷設可能な設計とする。</p> <p>また、電源車は2台同期運転が可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-3)</p>	<p>a. 可搬型代替電源車</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型代替電源車は、屋外に設置するA—可搬型代替電源接続盤又はB—可搬型代替電源接続盤まで移動可能な車両設計とするとともに、設置場所にて車輪止めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>また、可搬型代替電源車は、付属の操作器等により、設置場所での操作が可能な設計とする。</p> <p>可搬型代替電源車の現場操作器は、誤操作防止のために名称等により識別可能とすることで操作者の操作及び監視性を考慮し、かつ、十分な操作空間を確保し、容易に操作可能な設計とする。</p> <p>可搬型代替電源車のケーブルは、ボルト・ネジ接続が可能な設計とし、一般的に用いられる工具を用いることでA—可搬型代替電源接続盤又はB—可搬型代替電源接続盤に容易に接続及び敷設可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4)</p>	<p>設備名称の相違（可搬型代替電源車）</p> <p>設置場所の相違</p> <p>設備名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：電源車接続口(原子炉建屋西側), 電源車接続口(原子炉建屋東側) → 泊：A—可搬型代替電源接続盤, B—可搬型代替電源接続盤 <p>記載表現の相違（車輪止め）</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：操作スイッチ, 操作パネル→泊：操作器 <p>識別に係る記載表現の相違</p> <p>設備・運用の相違（ケーブルの接続方法）</p> <p>設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊の可搬型代替電源車は1台で給電可能な設計とする。
	<p>b. 軽油タンク</p> <p>可搬型代替交流電源設備の軽油タンクは、D/G軽油タンク出口弁及びHPCS D/G軽油タンク出口弁並びにD/G軽油タンク払出口止め弁及びHPCS D/G軽油タンク払出口止め弁を手動弁とすることで、設置場所で確実に操作可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-3)</p>	<p>b. ディーゼル発電機燃料油貯油槽</p> <p>可搬型代替交流電源設備のディーゼル発電機燃料油貯油槽は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口の手動操作により、設置場所で確実に操作可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4)</p>	<p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>設備名称の相違（D/G）</p> <p>炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>操作対象の相違</p>
	<p>c. ガスタービン発電設備軽油タンク</p> <p>可搬型代替交流電源設備のガスタービン発電設備軽油タンクは、GTG軽油タンク出口弁及びGTG軽油タンク払出口止め弁を手動弁とすることで、設置場所で確実に操作可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-3)</p>		<p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p>
		<p>c. 燃料タンク (SA)</p> <p>可搬型代替交流電源設備の燃料タンク (SA) は、燃料タンク (SA) 給油口の手動操作により、設置場所で確実に操作可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4)</p>	<p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p>

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>d. ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ 可搬型代替交流電源設備のディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、設置場所での操作器により操作が可能な設計とし、誤操作防止のために名称等により識別可能とすることで操作者の操作及び監視性を考慮し、かつ、十分な操作空間を確保し、容易に操作可能な設計とする。 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、燃料油移送ポンプ出口連絡サンプリング弁、燃料油移送ポンプ出口連絡弁及び燃料油サービスタンク入口弁の手動操作により、設置場所で確実に操作可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4)</p> <p>d. タンクローリー 可搬型代替交流電源設備のタンクローリーは、設置場所にて付属の操作スイッチからのスイッチ操作で起動する設計とする。 タンクローリーは付属の操作スイッチを操作するにあたり、運転員のアクセス性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、それぞれの操作対象については銘板をつけることで識別可能とし、運転員の操作及び監視性を考慮して確実に操作できる設計とする。 タンクローリーは、D/G 軽油タンク払出口止め弁及び HPCS D/G 軽油タンク払出口止め弁並びに GTG 軽油タンク払出口止め弁まで移動可能な車両設計とともに、設置場所にて輪留めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>ホースの接続に当たっては、特殊な工具及び技量は必要とせず、専用の接続方式である専用金具にすることにより、容易かつ確実に操作可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-3)</p>	<p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p>
		<p>e. 可搬型タンクローリー 可搬型代替交流電源設備の可搬型タンクローリーは、設置場所にて付属の操作器からの操作器操作で起動する設計とする。 可搬型タンクローリーは付属の操作器を操作するにあたり、操作者のアクセス性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、それぞれの操作対象については名称等により識別可能とし、操作者の操作及び監視性を考慮して確実に操作できる設計とする。</p> <p>可搬型タンクローリーは、ディーゼル発電機燃料油貯油槽及び T.P. 10.3m 原子炉補助建屋海側燃料油移送配管屋外接続口並びに燃料タンク（SA）まで移動可能な車両設計するとともに、設置場所にて車輪止めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>ホースの接続に当たっては、特殊な工具及び技量は必要とせず、簡単な接続方法により、容易かつ確実に操作可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4)</p>	<p>設備名称の相違（タンクローリー） 記載表現の相違 ・女川：操作スイッチ、スイッチ操作→泊：操作器 ・女川：運転員→泊：操作者 識別に係る記載表現の相違</p> <p>設備名称の相違（D/G） 炉型による非常用電源設備構成の相違 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備） 操作対象箇所の相違 記載表現の相違（車輪止め）</p> <p>記載表現の相違（大飯資産実績を参照）</p>
		<p>f. 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤 可搬型代替交流電源設備の代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤は操作不要である。</p> <p>(57-2, 57-4)</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号） (i) 要求事項 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii)適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p>	<p>設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先）</p>
		<p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号） (i) 要求事項 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii)適合性 基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																	
	<p>a. 電源車</p> <p>可搬型代替交流電源設備の電源車は、表3.14-12に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験、特性試験、分解検査及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>また、電源車は車両としての運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>電源車は、運転性能の確認として、発電機の運転状態として電圧、電流及び周波数の確認が可能な設計とすることにより出力性能の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、電源車の部品状態の確認として、目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことを確認する分解検査又は取替えが可能な設計とする。</p> <p>また、電源車ケーブルの絶縁抵抗測定が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p> <p>表3.14-12 電源車の試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">運転中</td><td>機能・性能試験</td><td>電源車の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 電源車の運転状態の確認 車両走行状態の確認</td></tr> <tr><td>特性試験</td><td>搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認</td></tr> <tr><td>分解検査</td><td>搭載機器部の分解又は取替え並びに各部の検査、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え</td></tr> <tr><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 電源車外観の確認</td></tr> <tr> <td rowspan="4">停止中</td><td>機能・性能試験</td><td>電源車の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 電源車の運転状態の確認 車両走行状態の確認</td></tr> <tr><td>特性試験</td><td>搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認</td></tr> <tr><td>分解検査</td><td>搭載機器部の分解又は取替え並びに各部の検査、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え</td></tr> <tr><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 電源車外観の確認</td></tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	機能・性能試験	電源車の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 電源車の運転状態の確認 車両走行状態の確認	特性試験	搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認	分解検査	搭載機器部の分解又は取替え並びに各部の検査、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 電源車外観の確認	停止中	機能・性能試験	電源車の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 電源車の運転状態の確認 車両走行状態の確認	特性試験	搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認	分解検査	搭載機器部の分解又は取替え並びに各部の検査、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 電源車外観の確認	<p>a. 可搬型代替電源車</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型代替電源車は、表2.14、15に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験、特性試験、分解点検及び外観点検が可能な設計とする。</p> <p>また、可搬型代替電源車は車両としての運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>可搬型代替電源車は、運転性能の確認として、発電機の運転状態として電圧、電流及び周波数の確認が可能な設計とすることにより出力性能の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、可搬型代替電源車の部品状態の確認として、目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことを確認する分解点検又は取替えが可能な設計とする。</p> <p>また、可搬型代替電源車ケーブルの絶縁抵抗測定が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p> <p>表2.14、15 可搬型代替電源車の試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">運転中 又は 停止中</td><td>機能・性能試験</td><td>可搬型代替電源車の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 可搬型代替電源車の運転状態の確認 車両走行状態の確認</td></tr> <tr><td>特性試験</td><td>搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認</td></tr> <tr><td>分解点検</td><td>搭載機器部の分解又は取替え並びに各部の点検、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え</td></tr> <tr><td>外観点検</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 可搬型代替電源車外観の確認</td></tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	機能・性能試験	可搬型代替電源車の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 可搬型代替電源車の運転状態の確認 車両走行状態の確認	特性試験	搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認	分解点検	搭載機器部の分解又は取替え並びに各部の点検、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 可搬型代替電源車外観の確認	<p>設備名称の相違（可搬型代替電源車）</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川：検査→泊：点検
発電用原子炉の状態	項目	内容																																		
運転中	機能・性能試験	電源車の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 電源車の運転状態の確認 車両走行状態の確認																																		
	特性試験	搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認																																		
	分解検査	搭載機器部の分解又は取替え並びに各部の検査、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え																																		
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 電源車外観の確認																																		
停止中	機能・性能試験	電源車の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 電源車の運転状態の確認 車両走行状態の確認																																		
	特性試験	搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認																																		
	分解検査	搭載機器部の分解又は取替え並びに各部の検査、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え																																		
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 電源車外観の確認																																		
発電用原子炉の状態	項目	内容																																		
運転中 又は 停止中	機能・性能試験	可搬型代替電源車の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 可搬型代替電源車の運転状態の確認 車両走行状態の確認																																		
	特性試験	搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認																																		
	分解点検	搭載機器部の分解又は取替え並びに各部の点検、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え																																		
	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 可搬型代替電源車外観の確認																																		

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																														
	<p>b. 軽油タンク</p> <p>可搬型代替交流電源設備の軽油タンクは、表 3.14-13 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観検査及び漏えい試験が可能な設計とし、発電用原子炉の停止中に開放検査が可能な設計とする。</p> <p>軽油タンク内面の確認として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことの確認が可能な設計とする。</p> <p>具体的にはタンク上部のマンホールが開放可能であり、内面の点検が可能な設計とする。</p> <p>また、軽油タンクの漏えい試験の実施が可能な設計とする。</p> <p>具体的には漏えい試験が可能な隔離弁を設ける設計とする。</p> <p>軽油タンクは油面レベルの確認が可能な計器を設ける設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p> <p>表 3.14-13 軽油タンクの試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認</td></tr> <tr> <td>漏えい試験</td><td>漏えいの有無の確認</td></tr> <tr> <td rowspan="3">停止中</td><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認</td></tr> <tr> <td>漏えい試験</td><td>漏えいの有無の確認</td></tr> <tr> <td>開放検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 軽油タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table> <p>c. ガスタービン発電設備軽油タンク</p> <p>可搬型代替交流電源設備のガスタービン発電設備軽油タンクは、表 3.14-14 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観検査及び漏えい試験が可能な設計とし、発電用原子炉の停止中に開放検査が可能な設計とする。</p> <p>ガスタービン発電設備軽油タンク内面の確認として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことの確認が可能な設計とする。具体的にはタンク上部のマンホールが開放可能であり、内面の点検が可能な設計とする。</p> <p>また、ガスタービン発電設備軽油タンクの漏えい試験の実施が可能な設計とする。具体的には漏えい試験が可能な隔離弁を設ける設計とする。</p> <p>ガスタービン発電設備軽油タンクは油面レベルの確認が可能な計器を設ける設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	停止中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	開放検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 軽油タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	<p>b. ディーゼル発電機燃料油貯油槽</p> <p>可搬型代替交流電源設備のディーゼル発電機燃料油貯油槽は、表 2.14.16 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観点検、漏えい試験及び開放点検が可能な設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽内面の確認として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことの確認が可能な設計とする。</p> <p>具体的にはタンク上部のマンホールが開放可能であり、内面の点検が可能な設計とする。</p> <p>また、ディーゼル発電機燃料油貯油槽の漏えい試験の実施が可能な設計とする。</p> <p>具体的には漏えい試験が可能な隔離弁を設ける設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽は油面レベルの確認が可能な計器を設ける設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p> <p>表 2.14.16 ディーゼル発電機燃料油貯油槽の試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td><td>外観点検</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認</td></tr> <tr> <td>漏えい試験</td><td>漏えいの有無の確認</td></tr> <tr> <td rowspan="3">停止中</td><td>外観点検</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認</td></tr> <tr> <td>漏えい試験</td><td>漏えいの有無の確認</td></tr> <tr> <td>開放点検</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 ディーゼル発電機燃料油貯油槽内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	停止中	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	開放点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 ディーゼル発電機燃料油貯油槽内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	<p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川：検査→泊：点検 運転中及び停止中の試験及び検査の内容に差異がない。
発電用原子炉の状態	項目	内容																															
運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認																															
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																															
停止中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認																															
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																															
	開放検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 軽油タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																															
発電用原子炉の状態	項目	内容																															
運転中	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認																															
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																															
停止中	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認																															
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																															
	開放点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 ディーゼル発電機燃料油貯油槽内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																															
			<p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p>																														

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
	<p>表3.14-14 ガスタービン発電設備軽油タンクの試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認</td></tr> <tr> <td>漏えい試験</td><td>漏えいの有無の確認</td></tr> <tr> <td rowspan="3">停止中</td><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認</td></tr> <tr> <td>漏えい試験</td><td>漏えいの有無の確認</td></tr> <tr> <td>開放検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 軽油タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	停止中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	開放検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 軽油タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	<p>c. 燃料タンク (SA)</p> <p>可搬型代替交流電源設備の燃料タンク (SA) は、表 2.14.17 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観点検、漏えい試験及び開放点検が可能な設計とする。</p> <p>燃料タンク (SA) 内面の確認として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことの確認が可能な設計とする。</p> <p>具体的にはタンク上部のマンホールが開放可能であり、内面の点検が可能な設計とする。</p> <p>また、燃料タンク (SA) の漏えい試験の実施が可能な設計とする。</p> <p>具体的には漏えい試験が可能な隔壁弁を設ける設計とする。</p> <p>燃料タンク (SA) は油面レベルの確認が可能な計器を設ける設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p> <p>表 2.14.17 燃料タンク (SA) の試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">運転中 又は 停止中</td><td>外観点検</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認</td></tr> <tr> <td>漏えい試験</td><td>漏えいの有無の確認</td></tr> <tr> <td>開放点検</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 燃料タンク (SA) 内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	開放点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 燃料タンク (SA) 内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認
発電用原子炉の状態	項目	内容																									
運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認																									
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																									
停止中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認																									
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																									
	開放検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 軽油タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																									
発電用原子炉の状態	項目	内容																									
運転中 又は 停止中	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認																									
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																									
	開放点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 燃料タンク (SA) 内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																									

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
		<p>d. ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</p> <p>可搬型代替交流電源設備のディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、表 2.14.18 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験、漏えい試験、分解点検及び外観点検が可能な設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、運転性能の確認として、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの吐出圧力、ポンプ周りの振動、異音、異臭等の確認が可能な設計とする。具体的には、試験用の系統を構成することにより機能・性能試験が可能な設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの部品状態の確認として、目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことを確認する分解点検が可能な設計とする。</p> <p>(57-3)</p> <p>表 2.14.18 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">運転中 又は 停止中</td><td>機能・性能試験</td><td>試運転を行い、振動、異音、異臭等の有無を確認</td></tr> <tr> <td>漏えい試験</td><td>漏えいの有無の確認</td></tr> <tr> <td>分解点検</td><td>各部の分解並びに各部の点検、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え</td></tr> <tr> <td>外観点検</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	機能・性能試験	試運転を行い、振動、異音、異臭等の有無を確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	分解点検	各部の分解並びに各部の点検、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	<p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容													
運転中 又は 停止中	機能・性能試験	試運転を行い、振動、異音、異臭等の有無を確認													
	漏えい試験	漏えいの有無の確認													
	分解点検	各部の分解並びに各部の点検、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え													
	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認													
	<p>d. タンクローリー</p> <p>可搬型代替交流電源設備のタンクローリーは、表 3.14-15 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に漏えい試験、機能・性能試験、分解検査又は取替え並びに外観検査が可能な設計とする。</p> <p>また、タンクローリーは車両として運転状態の確認及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>タンクローリーは、油量及び漏えいの確認が可能なように油面計又は検尺口を設け、かつ、内部の確認が可能なようにマンホールを設ける設計とする。</p> <p>さらに、タンクローリーは車両としての運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>タンクローリー付ポンプは、通常系統にて機能・性能確認ができる設計とし、分解が可能な設計とする。</p> <p>ホースの外観検査として、機能・性能に影響を及ぼすおそれのある亀裂、腐食等がないことの確認を行うことが可能な設計とする。</p> <p>(57-4)</p>	<p>e. 可搬型タンクローリー</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型タンクローリーは、表 2.14.19 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に漏えい試験、機能・性能試験、分解点検又は取替え並びに外観点検が可能な設計とする。</p> <p>また、可搬型タンクローリーは車両として運転状態の確認及び外観点検が可能な設計とする。</p> <p>可搬型タンクローリーは、油量及び漏えいの確認が可能なように油面計又は検尺口を設け、かつ、内部の確認が可能なようにマンホールを設ける設計とする。</p> <p>さらに、可搬型タンクローリーは車両としての運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>可搬型タンクローリー付ポンプは、通常系統にて機能・性能確認ができる設計とし、分解が可能な設計とする。</p> <p>ホースの外観点検として、機能・性能に影響を及ぼすおそれのある亀裂、腐食等がないことの確認を行うことが可能な設計とする。</p> <p>(57-3)</p>	<p>設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川：検査→泊：点検 												

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																	
	<p>表3.14-15 タンクローリの試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">運転中</td><td>漏えい試験</td><td>漏えいの有無の確認</td></tr> <tr><td>機能・性能試験</td><td>安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認</td></tr> <tr><td>分解検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え</td></tr> <tr><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンクローリ外観の確認</td></tr> <tr> <td rowspan="4">停止中</td><td>漏えい試験</td><td>漏えいの有無の確認</td></tr> <tr><td>機能・性能試験</td><td>安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認</td></tr> <tr><td>分解検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え</td></tr> <tr><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンクローリ外観の確認</td></tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	漏えい試験	漏えいの有無の確認	機能・性能試験	安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認	分解検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンクローリ外観の確認	停止中	漏えい試験	漏えいの有無の確認	機能・性能試験	安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認	分解検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンクローリ外観の確認	<p>表2.14.19 可搬型タンクローリの試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">運転中 又は 停止中</td><td>漏えい試験</td><td>漏えいの有無の確認</td></tr> <tr><td>機能・性能試験</td><td>安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認</td></tr> <tr><td>分解点検</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え</td></tr> <tr><td>外観点検</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 可搬型タンクローリ外観の確認</td></tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	漏えい試験	漏えいの有無の確認	機能・性能試験	安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認	分解点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 可搬型タンクローリ外観の確認	<p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 運転中及び停止中の試験及び検査の内容に差異がない。
発電用原子炉の状態	項目	内容																																		
運転中	漏えい試験	漏えいの有無の確認																																		
	機能・性能試験	安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認																																		
	分解検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え																																		
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンクローリ外観の確認																																		
停止中	漏えい試験	漏えいの有無の確認																																		
	機能・性能試験	安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認																																		
	分解検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え																																		
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンクローリ外観の確認																																		
発電用原子炉の状態	項目	内容																																		
運転中 又は 停止中	漏えい試験	漏えいの有無の確認																																		
	機能・性能試験	安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認																																		
	分解点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え																																		
	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 可搬型タンクローリ外観の確認																																		

f. 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤

可搬型代替交流電源設備の代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤は、表2.14.20に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に特性試験及び外観点検が可能な設計とする。
代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤の外観点検として、目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある異常がないこと及び性能確認として絶縁抵抗測定が可能な設計とする。

(57-3)

表2.14.20 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤の試験及び検査

発電用原子炉の状態	項目	内容
運転中 又は 停止中	特性試験	絶縁抵抗の確認
	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認

設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(4) 切替えの容易性 (設置許可基準規則第43条第1項第四号)</p> <p>(i) 要求事項 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。 可搬型代替交流電源設備は、本来の用途以外の用途には使用しない。 なお、必要な可搬型代替交流電源設備の操作の対象機器は表3.14-8～11と同様である。 非常用交流電源設備から可搬型代替交流電源設備へ切り替えるために必要な電源系統の操作は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から非常用交流電源設備の隔離及び可搬型代替交流電源設備の接続として、非常用高圧母線2C系、非常用高圧母線2D系及び緊急用高圧母線2G系の遮断器を設けることにより、速やかな切替えが可能な設計とする。 また、必要な燃料系統の操作は、D/G軽油タンク出口弁、D/G軽油タンク払出口止め弁、HPCS D/G軽油タンク出口弁、HPCS D/G軽油タンク払出口止め弁、GTG軽油タンク出口弁及びGTG軽油タンク払出口止め弁を設けることにより、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から速やかな切替えが可能な設計とする。 これにより、図3.14-7～10で示すタイムチャートのとおり速やかに切替えが可能である。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p>	<p>(4) 切替えの容易性 (設置許可基準規則第43条第1項第四号)</p> <p>(i) 要求事項 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。 可搬型代替交流電源設備は、本来の用途以外の用途には使用しない。 なお、必要な可搬型代替交流電源設備の操作の対象機器は表2.14.10～14と同様である。 非常用交流電源設備から可搬型代替交流電源設備へ切り替えるために必要な電源系統の操作は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から非常用交流電源設備の隔離及び可搬型代替交流電源設備の接続として、非常用高圧母線(6-A)及び非常用高圧母線(6-B)の遮断器を設けることにより、速やかな切替えが可能な設計とする。</p> <p>また、必要な燃料系統の操作は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口、燃料油移送ポンプ出口連絡サンプリング弁、燃料油移送ポンプ出口連絡弁及び燃料油サービスタンク入口弁を設けることにより、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から速やかな切替えが可能な設計とする。</p> <p>これにより、図2.14.6～10で示すタイムチャートのとおり速やかに切替えが可能である。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p>	<p>非常に高圧母線名称の相違 ・女川：2C系、2D系→泊：6-A、6-B</p> <p>設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先）</p> <p>操作対象の相違 炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>新規に設置する燃料タンク（SA）は、重大事故等に必要な燃料を発電所内に保有するための専用タンクであるため、切替えには該当しないものと整理した。</p>

自発電所 3 号炉 S A 基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所 2号炉

泊発電所3号炉



図3.14-7 電源車による非常用高圧回線20C系及び
非常用高圧投線20D系受電のタイムチャート*

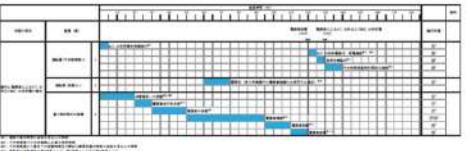


図3.14-8 電源車による緊急用低圧母線2B系統受電のタイムチャート*

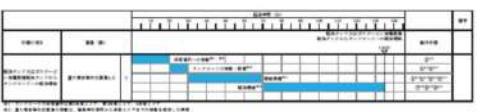


図3.14-9 船舶タンク又はガスケーピン発電設備軽油タンクから
タンクローリーへの燃料補給のタイムチャート*

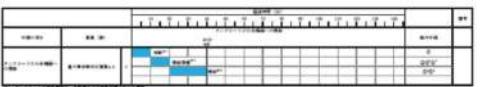


図3.14-10 タンクローリから各機器への燃料補給のタイムチャート*

*「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況についての「1.14 電源の確保に関する手順等」で示すタイムチャート



図 2.14.6 可搬型代替電源車による非常用高圧母線（6-A）
及び非常用高圧母線（6-B）受電のタイムチャート*



図 2.14.7 ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへの燃料補給のタイムチャート（ホース使用時）。



問1: 可能なシナリオへの移動時間は 1号伊勢湾線エリア及び 2号伊勢湾線エリア(ア)。

ホースの発着場所は伊勢原駅である。

問2: 荘並町付近から伊勢原駅までの移動時間は余裕分を含んだ時間

問3: 可能なシナリオへの移動時間として、1号伊勢湾線エリアから伊勢原駅付近までを想定した移動時間

ホース整備設備を考慮した場合で余裕分を含んだ時間

問4: 可能なシナリオへの移動時間として、伊勢原駅付近から1号伊勢原駅管理棧橋までを想定した移動時間

ホース整備設備を考慮した場合で余裕分を含んだ時間

問5: 可能なシナリオへの移動時間として、伊勢原駅付近から伊勢原駅付近までを想定した移動時間

ホース整備設備を考慮した場合で余裕分を含んだ時間

問6: 中央橋付近までの移動時間は約 2 時間

移動時間と機械作業時間と機械の待機時間に余裕分を含んだ時間

問7: 燃料ボンベ移設に必要な時間は 余裕分を含んだ時間

荷役時間(荷下り)に余裕分を含んだ時間

図2.14.8 ディーゼル発電機燃料油時油槽から搬型タンクローリーへの燃料補給のタイムチャート
(ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ使用時)。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊癡電所3号炉	相違理由
		<p>図2.14.10 可搬型タンクローリーから可搬型代替電源車への燃料補給のタイムチャート*</p> <p>*:「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況についての「1.14 電源の確保に関する手順等」で示すタイムチャート</p>	タイムチャートの相違

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、表 3.14-16 に示すように、通常時は電源となる電源車を代替所内電気設備と切り離し、また、タンクローリーを軽油タンク、非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ並びにガスタービン発電設備軽油タンク及びガスタービン発電設備燃料移送ポンプと切り離して保管することで隔離する系統構成としており、重大事故等時に接続、弁操作、遮断器操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、非常用交流電源設備及び常設代替交流電源設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>電源車及びタンクローリーは、輪留めによる固定等をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、表 2.14.21 に示すように、通常時は電源となる可搬型代替電源車を非常用所内電気設備と切り離し、また、可搬型タンクローリーをディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び燃料タンク（SA）と切り離して保管することで隔離する系統構成としており、重大事故等時に接続、弁操作、遮断器操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、非常用交流電源設備及び常設代替交流電源設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型代替電源車及び可搬型タンクローリーは、車輪止めによる固定等をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 なお、可搬型代替電源車は、飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>設備名称の相違（可搬型代替電源車） 設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先） 設備名称の相違（タンクローリー） 設備名称の相違（燃料油貯油槽） 設備名称の相違（D/G 燃料油移送設備） 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備） 設備名称の相違（D/G） 炉型による非常用電源設備構成の相違 設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給） 記載表現の相違（車輪止め） 記載の充実（大飯伊方実績を参照）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																								
	<p style="text-align: center;">表 3.14-16 他系統との隔離</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>取扱い系統</th> <th>系統隔離</th> <th>駆動方式</th> <th>状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替系内電気設備</td> <td>6.9kV オタカラ6-2G遮断器 (電源車接続口) (原子炉建屋外側用)</td> <td>電気作動</td> <td>通常時切</td> </tr> <tr> <td>代替系内電気設備</td> <td>6.9kV オタカラ6-2G遮断器 (電源車接続口) (原子炉建屋外側用)</td> <td>電気作動</td> <td>通常時切</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>B/G(A)軽曲ダシング(A) 弘出口止め斧</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>B/G(A)軽曲ダシング(C) 弘出口止め斧</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>B/G(A)軽曲ダシング(E) 弘出口止め斧</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>B/G(A)軽曲ダシング(A) 入口斧</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>B/G(A)軽曲ダシング(C) 入口斧</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>B/G(A)軽曲ダシング(E) 入口斧</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>B/G(B)軽曲ダシング(H) 弘出口止め斧</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>B/G(B)軽曲ダシング(D) 弘出口止め斧</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>B/G(B)軽曲ダシング(F) 弘出口止め斧</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>B/G(B)軽曲ダシング(I) 弘出口止め斧</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>B/G(B)軽曲ダシング(J) 弘出口止め斧</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> <tr> <td>取扱い系統</td> <td>系統隔離</td> <td>駆動方式</td> <td>状態</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>G/G(軽曲ダシング(A) 弘出口止め斧)</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>G/G(軽曲ダシング(B) 弘出口止め斧)</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流遮断設備</td> <td>G/G(軽曲ダシング(C) 弘出口止め斧)</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流遮断設備</td> <td>G/G(軽曲ダシング(A) 入口斧)</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流遮断設備</td> <td>G/G(軽曲ダシング(B) 入口斧)</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流遮断設備</td> <td>G/G(軽曲ダシング(C) 入口斧)</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> </tbody> </table>	取扱い系統	系統隔離	駆動方式	状態	代替系内電気設備	6.9kV オタカラ6-2G遮断器 (電源車接続口) (原子炉建屋外側用)	電気作動	通常時切	代替系内電気設備	6.9kV オタカラ6-2G遮断器 (電源車接続口) (原子炉建屋外側用)	電気作動	通常時切	非常用交流電源設備	B/G(A)軽曲ダシング(A) 弘出口止め斧	手動	通常時 切離し	非常用交流電源設備	B/G(A)軽曲ダシング(C) 弘出口止め斧	手動	通常時 切離し	非常用交流電源設備	B/G(A)軽曲ダシング(E) 弘出口止め斧	手動	通常時 切離し	非常用交流電源設備	B/G(A)軽曲ダシング(A) 入口斧	手動	通常時 切離し	非常用交流電源設備	B/G(A)軽曲ダシング(C) 入口斧	手動	通常時 切離し	非常用交流電源設備	B/G(A)軽曲ダシング(E) 入口斧	手動	通常時 切離し	非常用交流電源設備	B/G(B)軽曲ダシング(H) 弘出口止め斧	手動	通常時 切離し	非常用交流電源設備	B/G(B)軽曲ダシング(D) 弘出口止め斧	手動	通常時 切離し	非常用交流電源設備	B/G(B)軽曲ダシング(F) 弘出口止め斧	手動	通常時 切離し	非常用交流電源設備	B/G(B)軽曲ダシング(I) 弘出口止め斧	手動	通常時 切離し	非常用交流電源設備	B/G(B)軽曲ダシング(J) 弘出口止め斧	手動	通常時 切離し	取扱い系統	系統隔離	駆動方式	状態	常設代替交流電源設備	G/G(軽曲ダシング(A) 弘出口止め斧)	手動	通常時 切離し	常設代替交流電源設備	G/G(軽曲ダシング(B) 弘出口止め斧)	手動	通常時 切離し	常設代替交流遮断設備	G/G(軽曲ダシング(C) 弘出口止め斧)	手動	通常時 切離し	常設代替交流遮断設備	G/G(軽曲ダシング(A) 入口斧)	手動	通常時 切離し	常設代替交流遮断設備	G/G(軽曲ダシング(B) 入口斧)	手動	通常時 切離し	常設代替交流遮断設備	G/G(軽曲ダシング(C) 入口斧)	手動	通常時 切離し	<p style="text-align: center;">表 2.14.21 他系統との隔離</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>取扱い系統</th> <th>系統隔離</th> <th>駆動方式</th> <th>状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>A - 可搬型代替電源接続盤</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> <tr> <td></td> <td>B - 可搬型代替電源接続盤</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A 1 - ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口</td> <td>手動</td> <td>通常時 閉止</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A 2 - ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口</td> <td>手動</td> <td>通常時 閉止</td> </tr> <tr> <td></td> <td>B 1 - ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口</td> <td>手動</td> <td>通常時 閉止</td> </tr> <tr> <td></td> <td>B 2 - ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口</td> <td>手動</td> <td>通常時 閉止</td> </tr> <tr> <td></td> <td>燃料油移送ポンプ 出口連絡サンプリング弁</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>燃料タンク (SA) 給油口</td> <td>手動</td> <td>通常時 閉止</td> </tr> </tbody> </table>	取扱い系統	系統隔離	駆動方式	状態	常設代替交流電源設備	A - 可搬型代替電源接続盤	手動	通常時 切離し		B - 可搬型代替電源接続盤	手動	通常時 切離し		A 1 - ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時 閉止		A 2 - ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時 閉止		B 1 - ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時 閉止		B 2 - ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時 閉止		燃料油移送ポンプ 出口連絡サンプリング弁	手動	通常時 切離し	常設代替交流電源設備	燃料タンク (SA) 給油口	手動	通常時 閉止	他系統との隔離箇所の相違
取扱い系統	系統隔離	駆動方式	状態																																																																																																																								
代替系内電気設備	6.9kV オタカラ6-2G遮断器 (電源車接続口) (原子炉建屋外側用)	電気作動	通常時切																																																																																																																								
代替系内電気設備	6.9kV オタカラ6-2G遮断器 (電源車接続口) (原子炉建屋外側用)	電気作動	通常時切																																																																																																																								
非常用交流電源設備	B/G(A)軽曲ダシング(A) 弘出口止め斧	手動	通常時 切離し																																																																																																																								
非常用交流電源設備	B/G(A)軽曲ダシング(C) 弘出口止め斧	手動	通常時 切離し																																																																																																																								
非常用交流電源設備	B/G(A)軽曲ダシング(E) 弘出口止め斧	手動	通常時 切離し																																																																																																																								
非常用交流電源設備	B/G(A)軽曲ダシング(A) 入口斧	手動	通常時 切離し																																																																																																																								
非常用交流電源設備	B/G(A)軽曲ダシング(C) 入口斧	手動	通常時 切離し																																																																																																																								
非常用交流電源設備	B/G(A)軽曲ダシング(E) 入口斧	手動	通常時 切離し																																																																																																																								
非常用交流電源設備	B/G(B)軽曲ダシング(H) 弘出口止め斧	手動	通常時 切離し																																																																																																																								
非常用交流電源設備	B/G(B)軽曲ダシング(D) 弘出口止め斧	手動	通常時 切離し																																																																																																																								
非常用交流電源設備	B/G(B)軽曲ダシング(F) 弘出口止め斧	手動	通常時 切離し																																																																																																																								
非常用交流電源設備	B/G(B)軽曲ダシング(I) 弘出口止め斧	手動	通常時 切離し																																																																																																																								
非常用交流電源設備	B/G(B)軽曲ダシング(J) 弘出口止め斧	手動	通常時 切離し																																																																																																																								
取扱い系統	系統隔離	駆動方式	状態																																																																																																																								
常設代替交流電源設備	G/G(軽曲ダシング(A) 弘出口止め斧)	手動	通常時 切離し																																																																																																																								
常設代替交流電源設備	G/G(軽曲ダシング(B) 弘出口止め斧)	手動	通常時 切離し																																																																																																																								
常設代替交流遮断設備	G/G(軽曲ダシング(C) 弘出口止め斧)	手動	通常時 切離し																																																																																																																								
常設代替交流遮断設備	G/G(軽曲ダシング(A) 入口斧)	手動	通常時 切離し																																																																																																																								
常設代替交流遮断設備	G/G(軽曲ダシング(B) 入口斧)	手動	通常時 切離し																																																																																																																								
常設代替交流遮断設備	G/G(軽曲ダシング(C) 入口斧)	手動	通常時 切離し																																																																																																																								
取扱い系統	系統隔離	駆動方式	状態																																																																																																																								
常設代替交流電源設備	A - 可搬型代替電源接続盤	手動	通常時 切離し																																																																																																																								
	B - 可搬型代替電源接続盤	手動	通常時 切離し																																																																																																																								
	A 1 - ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時 閉止																																																																																																																								
	A 2 - ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時 閉止																																																																																																																								
	B 1 - ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時 閉止																																																																																																																								
	B 2 - ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時 閉止																																																																																																																								
	燃料油移送ポンプ 出口連絡サンプリング弁	手動	通常時 切離し																																																																																																																								
常設代替交流電源設備	燃料タンク (SA) 給油口	手動	通常時 閉止																																																																																																																								
	<p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれがない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の操作に必要な機器の設置場所及び操作場所を表 3.14-8～11 に示す。</p> <p>これらの操作場所は、想定される重大事故等時における放射線量が高くなるおそれが少ないため、屋外、中央制御室又は原子炉建屋付属棟内で操作可能な設計とする。</p>	<p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.1.10.3 環境条件等」に示す。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の操作に必要な機器の設置場所及び操作場所を表 2.14.10～14 に示す。</p> <p>これらの操作場所は、想定される重大事故等時における放射線量が高くなるおそれが少ないため、屋外、周辺補機棟又は原子炉補助建屋で操作可能な設計とする。</p>	<p>(57-2)</p> <p>(57-2)</p> <p>操作場所の相違</p>																																																																																																																								

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.14.2.1.4.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等の収束に必要な容量を有すること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p>a. 軽油タンク</p> <p>可搬型代替交流電源設備の軽油タンクは、想定される重大事故等時において、同時にその機能を発揮することを要求される可搬型重大事故等対処設備が、7日間連続運転する場合に必要となる燃料量約 108kL を上回る、容量約 830kL を有する設計とする。</p> <p>(57-5)</p> <p>b. ガスタービン発電設備軽油タンク</p> <p>可搬型代替交流電源設備のガスタービン発電設備軽油タンクは、想定される重大事故等時において、同時にその機能を発揮することを要求される可搬型重大事故等対処設備が、7日間連続運転する場合に必要となる燃料量約 108kL を上回る、容量約 330kL を有する設計とする。</p> <p>(57-5)</p>	<p>2.14.2.1.4.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等の収束に必要な容量を有すること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.1.10.2 容量等」に示す。</p> <p>a. ディーゼル発電機燃料油貯油槽</p> <p>可搬型代替交流電源設備のディーゼル発電機燃料油貯油槽は、想定される重大事故等時において、同時にその機能を発揮することを要求される可搬型重大事故等対処設備が、7日間連続運転する場合に必要となる燃料量約 118.7kL を上回る、容量約 540kL を有する設計とする。</p> <p>(57-5)</p> <p>b. 燃料タンク（SA）</p> <p>可搬型代替交流電源設備の燃料タンク（SA）は、想定される重大事故等時において、同時にその機能を発揮することを要求される可搬型重大事故等対処設備が、7日間連続運転する場合に必要となる燃料量約 44.2kL を上回る、容量約 50kL を有する設計とする。</p> <p>(57-5)</p> <p>c. ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</p> <p>可搬型代替交流電源設備のディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、可搬型代替電源車の燃料消費量を上回る、容量約 26kL/h／台、吐出圧力約 0.3MPa 及び原動機出力約 11kW／台を2台有する設計とする。</p> <p>(57-5)</p>	<p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p>

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(i) 要求事項 二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。 ただし、二以上の発電用原子炉施設と共にすることによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であつて、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。 可搬型代替交流電源設備は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>(i) 要求事項 常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。 可搬型代替交流電源設備のうち、電源車接続口（原子炉建屋西側）及び電源車接続口（原子炉建屋東側）から、非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系並びに緊急用低圧母線2G系までの常設の電路は、代替所内電気設備を経由する。 代替所内電気設備は、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能と同時に機能が損なわれるおそれがないよう、設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備の各機器と多様性及び位置的分散を図る設計とする。 電路については、代替所内電気設備を非常用所内電気設備に対して、独立した電路で系統構成することにより、共通要因によって同時に機能を損なわないよう独立した設計とする。 これらの詳細については、3.14.2.6.5.2(3)項に記載のとおりである。</p>	<p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(i) 要求事項 二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。 ただし、二以上の発電用原子炉施設と共にすることによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であつて、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。 可搬型代替交流電源設備は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>(i) 要求事項 常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。 可搬型代替交流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備及びその燃料油系統に対して、多様性及び位置的分散を図り、共通要因によって同時に機能を損なわれないよう独立した設計とする。</p>	<p>これらの詳細については、2.14.2.1.3項に記載のとおりである。</p> <p>(57-2, 57-3, 57-9)</p> <p>(57-2, 57-4, 57-9)</p> <p>記載方針の相違 ・泊は代替所内電気設備の電路を経由しないため常設代替交流電源設備を同様の記載とした。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.14.2.1.4.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p>a. 電源車</p> <p>可搬型代替交流電源設備の電源車は、想定される重大事故等時において、最低限必要な設備に電力を供給できる容量を有するものを1セット2台使用する。</p> <p>保有数は2セット4台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計5台を分散して保管する。</p> <p>なお、バックアップ用の1台は、可搬型代替交流電源設備の電源車、可搬型代替直流電源設備の電源車又は緊急時対策所用代替交流電源設備の電源車（緊急時対策所用）の予備として使用する。</p> <p>具体的には、電源車は、常設代替交流電源設備が使用できない場合、低圧代替注水系に関連する設備等に電源供給する。</p> <p>電源車から非常用所内電気設備又は代替所内電気設備を受電する場合は、原子炉建屋外から電力を供給する可搬型代替交流電源設備に該当するため、必要設備を2セットに加えて予備を配備する。</p> <p>必要となる負荷は、最大負荷約671kW及び連続負荷約670kWであり、約400kVA(340kW)/台の電源車が2台必要である。</p> <p>また、電源車は、軽油タンク又はガスタービン発電設備の軽油タンクよりタンクローリーを用いて燃料を重油車に補給する。</p>	<p>2.14.2.1.4.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.1.10.2 容量等」に示す。</p> <p>a. 可搬型代替電源車</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型代替電源車は、想定される重大事故等時において、最低限必要な設備に電力を供給できる容量を有するものを1セット1台使用する。</p> <p>保有数は2セット2台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台の合計4台を分散して保管する。</p> <p>具体的には、可搬型代替電源車は、常設代替交流電源設備が使用できない場合、代替炉心注水に関連する設備等に電源供給する。</p> <p>可搬型代替電源車から非常用所内電気設備を受電する場合は、原子炉建屋外から電力を供給する可搬型代替交流電源設備に該当するため、必要設備を2セットに加えて予備を配備する。</p> <p>必要となる負荷は、最大負荷約788kW及び連続負荷約553kWであり、約2,200kVA(1,760kW)/台の可搬型代替電源車が1台必要である。</p> <p>また、可搬型代替電源車は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)よりディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを用いて燃料を可搬型代替電源車に補給する。</p>	<p>設備名称の相違（可搬型代替電源車）</p> <p>設備・運用の相違（使用数及び保有数）</p> <p>設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川はバックアップ用の電源車を電源車（緊急時対策所用）としても使用する。 <p>炉型による給電対象設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川：低圧代替注水系→泊：代替炉心注水 <p>設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先）</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p>

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>b. タンクローリー</p> <p>可搬型代替交流電源設備のタンクローリーは、想定される重大事故等時において、その機能を発揮することが必要な重大事故等対処設備に、燃料を補給できる容量を有する設計とする。</p> <p>容量としては重大事故等時において、その機能を発揮することを要求される電源車、大容量送水ポンプ（タイプI）及び熱交換器ユニットの連続運転が可能な燃料を、それぞれ電源車、大容量送水ポンプ（タイプI）及び熱交換器ユニットに供給できる容量を有するものを1セット2台使用する。</p> <p>保有数は1セット2台と、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計3台を分散して保管する。</p> <p style="text-align: right;">(57-5, 57-11)</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設設備（発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。）と接続するものにあっては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の接続が必要な電源車ケーブル及びタンクローリーホースは、現場で容易に接続可能な設計とする。</p> <p>表 3.14-17～20 に対象機器の接続場所を示す。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-3, 57-8)</p>	<p>b. 可搬型タンクローリー</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型タンクローリーは、想定される重大事故等時において、その機能を発揮することが必要な重大事故等対処設備に、燃料を補給できる容量を有する設計とする。</p> <p>容量としては重大事故等時において、その機能を発揮することを要求される可搬型代替電源車及び緊急時対策用発電機並びに可搬型大型送水ポンプ車の連続運転が可能な燃料を、それぞれ可搬型代替電源車及び緊急時対策用発電機並びに可搬型大型送水ポンプ車に供給できる容量を有するものを1セット2台使用する。</p> <p>保有数は1セット2台と、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台の合計4台を分散して保管する。</p> <p style="text-align: right;">(57-5, 57-11)</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設設備（発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。）と接続するものにあっては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の接続が必要な可搬型代替電源車ケーブル及び可搬型タンクローリーホース（ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ使用時は配管・弁類を含む。）は、現場で容易に接続可能な設計とする。</p> <p>表 2.14.22～25 に対象機器の接続場所を示す。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-4, 57-8)</p>	<p>設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>設備名称の相違（可搬型代替電源車） 燃料補給対象の可搬型設備の相違</p> <p>設備・運用の相違（使用数及び保有数）</p> <p>設備名称の相違（可搬型代替電源車） 設備名称の相違（タンクローリー） 記載の充実（美浜審査実績を参照）</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																			
<p>表 3.14-17 接続対象機器設置場所 (電源車～電源車接続口〔原子炉建屋西側〕又は電源車接続口〔原子炉建屋東側〕 ～非常用高圧母線AC系及び非常用高圧母線DC系電路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>接続元機器名称</th><th>接続先機器名称</th><th>接続場所</th><th>接続方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源車</td><td>電源車接続口(原子炉建屋西側)又は電源車接続口(原子炉建屋東側)</td><td>屋外(原子炉建屋西側)又は屋外(原子炉建屋東側)</td><td>コネクタ接続</td></tr> </tbody> </table> <p>表 3.14-18 接続対象機器設置場所 (電源車～電源車接続口〔原子炉建屋西側〕又は電源車接続口〔原子炉建屋東側〕 ～緊急低圧母線AC系電路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>接続元機器名称</th><th>接続先機器名称</th><th>接続場所</th><th>接続方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源車</td><td>電源車接続口(原子炉建屋西側)又は電源車接続口(原子炉建屋東側)</td><td>屋外(原子炉建屋西側)又は屋外(原子炉建屋東側)</td><td>コネクタ接続</td></tr> </tbody> </table> <p>表 3.14-19 接続対象機器設置場所 (軽油タンク～電源車流路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>接続元機器名称</th><th>接続先機器名称</th><th>接続場所</th><th>接続方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タンクローリー</td><td>軽油タンク</td><td>屋外</td><td>専用金具接続</td></tr> <tr> <td>タンクローリー</td><td>電源車</td><td>屋外</td><td>ノズル接続</td></tr> </tbody> </table> <p>表 3.14-20 接続対象機器設置場所 (ガスタービン発電設備軽油タンク～電源車流路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>接続元機器名称</th><th>接続先機器名称</th><th>接続場所</th><th>接続方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タンクローリー</td><td>ガスタービン発電設備軽油タンク</td><td>屋外</td><td>専用金具接続</td></tr> <tr> <td>タンクローリー</td><td>電源車</td><td>屋外</td><td>ノズル接続</td></tr> </tbody> </table> <p>以下に、可搬型代替交流電源設備を構成する主要設備の確実な接続性を示す。</p> <p>a. 電源車</p> <p>可搬型代替交流電源設備の電源車は、あらかじめ足場を設けることで電源車接続口（原子炉建屋西側）又は電源車接続口（原子炉建屋東側）へコネクタ接続すること及び接続状態を目視で確認できることから、容易かつ確実に接続可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-3, 57-8)</p>	接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法	電源車	電源車接続口(原子炉建屋西側)又は電源車接続口(原子炉建屋東側)	屋外(原子炉建屋西側)又は屋外(原子炉建屋東側)	コネクタ接続	接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法	電源車	電源車接続口(原子炉建屋西側)又は電源車接続口(原子炉建屋東側)	屋外(原子炉建屋西側)又は屋外(原子炉建屋東側)	コネクタ接続	接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法	タンクローリー	軽油タンク	屋外	専用金具接続	タンクローリー	電源車	屋外	ノズル接続	接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法	タンクローリー	ガスタービン発電設備軽油タンク	屋外	専用金具接続	タンクローリー	電源車	屋外	ノズル接続	<p>表 3.14-22 接続対象機器設置場所 (可搬型代替電源車～A－可搬型代替電源接続盤又はB－可搬型代替電源接続盤 ～非常用高圧母線(6-A) 及び非常用高圧母線(6-B) 電路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>接続元機器名称</th><th>接続先機器名称</th><th>接続場所</th><th>接続方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型代替電源車</td><td>A－可搬型代替電源接続盤又はB－可搬型代替電源接続盤</td><td>屋外(3号炉東側32mエリア又は3号炉西側32mエリア)</td><td>ボルト・ネジ接続</td></tr> </tbody> </table> <p>表 3.14-23 接続対象機器設置場所 (ディーゼル発電機燃料油貯油槽～可搬型代替電源車流路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>接続元機器名称</th><th>接続先機器名称</th><th>接続場所</th><th>接続方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型タンクローリー</td><td>ディーゼル発電機 燃料油貯油槽</td><td>屋外</td><td>ホース挿入による接続</td></tr> <tr> <td>可搬型タンクローリー</td><td>可搬型代替電源車</td><td>屋外</td><td>ノズル接続</td></tr> </tbody> </table> <p>表 3.14-24 接続対象機器設置場所 (ディーゼル発電機燃料油貯油槽～ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ ～可搬型代替電源車流路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>接続元機器名称</th><th>接続先機器名称</th><th>接続場所</th><th>接続方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型タンクローリー</td><td>ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ 出口連絡 サンプリングライン</td><td>屋外 原子炉補助建屋 T.P. 17.8m 周辺補機棟 T.P. 17.8m</td><td>離手接続</td></tr> <tr> <td>可搬型タンクローリー</td><td>可搬型代替電源車</td><td>屋外</td><td>ノズル接続</td></tr> </tbody> </table> <p>表 3.14-25 接続対象機器設置場所 (燃料タンク(SA)～可搬型代替電源車流路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>接続元機器名称</th><th>接続先機器名称</th><th>接続場所</th><th>接続方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型タンクローリー</td><td>燃料タンク(SA)</td><td>屋外</td><td>ホース挿入による接続</td></tr> <tr> <td>可搬型タンクローリー</td><td>可搬型代替電源車</td><td>屋外</td><td>ノズル接続</td></tr> </tbody> </table> <p>以下に、可搬型代替交流電源設備を構成する主要設備の確実な接続性を示す。</p> <p>a. 可搬型代替電源車</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型代替電源車は、一般的に用いられる工具を用いることでA－可搬型代替電源接続盤又はB－可搬型代替電源接続盤へボルト・ネジ接続すること及び接続状態を目視で確認できることから、容易かつ確実に接続可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4, 57-8)</p>	接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法	可搬型代替電源車	A－可搬型代替電源接続盤又はB－可搬型代替電源接続盤	屋外(3号炉東側32mエリア又は3号炉西側32mエリア)	ボルト・ネジ接続	接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法	可搬型タンクローリー	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽	屋外	ホース挿入による接続	可搬型タンクローリー	可搬型代替電源車	屋外	ノズル接続	接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法	可搬型タンクローリー	ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ 出口連絡 サンプリングライン	屋外 原子炉補助建屋 T.P. 17.8m 周辺補機棟 T.P. 17.8m	離手接続	可搬型タンクローリー	可搬型代替電源車	屋外	ノズル接続	接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法	可搬型タンクローリー	燃料タンク(SA)	屋外	ホース挿入による接続	可搬型タンクローリー	可搬型代替電源車	屋外	ノズル接続	<p>設備名称の相違（可搬型代替電源車） 設備名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川：電源車接続口（原子炉建屋西側）、 電源車接続口（原子炉建屋東側）→泊：A－可搬型代替電源接続盤、B－可搬型代替電源接続盤 <p>設備・運用の相違（ケーブルの接続方法）</p>
接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法																																																																																			
電源車	電源車接続口(原子炉建屋西側)又は電源車接続口(原子炉建屋東側)	屋外(原子炉建屋西側)又は屋外(原子炉建屋東側)	コネクタ接続																																																																																			
接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法																																																																																			
電源車	電源車接続口(原子炉建屋西側)又は電源車接続口(原子炉建屋東側)	屋外(原子炉建屋西側)又は屋外(原子炉建屋東側)	コネクタ接続																																																																																			
接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法																																																																																			
タンクローリー	軽油タンク	屋外	専用金具接続																																																																																			
タンクローリー	電源車	屋外	ノズル接続																																																																																			
接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法																																																																																			
タンクローリー	ガスタービン発電設備軽油タンク	屋外	専用金具接続																																																																																			
タンクローリー	電源車	屋外	ノズル接続																																																																																			
接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法																																																																																			
可搬型代替電源車	A－可搬型代替電源接続盤又はB－可搬型代替電源接続盤	屋外(3号炉東側32mエリア又は3号炉西側32mエリア)	ボルト・ネジ接続																																																																																			
接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法																																																																																			
可搬型タンクローリー	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽	屋外	ホース挿入による接続																																																																																			
可搬型タンクローリー	可搬型代替電源車	屋外	ノズル接続																																																																																			
接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法																																																																																			
可搬型タンクローリー	ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ 出口連絡 サンプリングライン	屋外 原子炉補助建屋 T.P. 17.8m 周辺補機棟 T.P. 17.8m	離手接続																																																																																			
可搬型タンクローリー	可搬型代替電源車	屋外	ノズル接続																																																																																			
接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法																																																																																			
可搬型タンクローリー	燃料タンク(SA)	屋外	ホース挿入による接続																																																																																			
可搬型タンクローリー	可搬型代替電源車	屋外	ノズル接続																																																																																			

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>b. タンクローリー</p> <p>可搬型代替交流電源設備のタンクローリーと軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクの接続については、燃料ホースを接続するために、軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクの払出口に特別な工具を要しない専用金具にて接続することにより、容易かつ確実に接続可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-3)</p> <p>(3)複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設設備と接続するものにあっては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>a. 電源車</p> <p>可搬型代替交流電源設備の電源車は、非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系又は緊急用低圧母線2G系へ電源供給する場合それにおいて、原子炉建屋の異なる面に位置的分散を図った二箇所の接続口を設置することから、共通要因により接続不可とならない設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <p>b. タンクローリー</p> <p>可搬型代替交流電源設備のタンクローリーを接続する軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクは、100m以上離隔を確保し、各々の接続箇所が共通要因により接続不可とならない設計とする。</p> <p>(57-2)</p>	<p>b. 可搬型タンクローリー</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型タンクローリーとディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク（SA）の接続については、ホースを接続するために、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク（SA）の給油口を開放して給油口内にホースを挿入して接続することにより、容易かつ確実に接続可能な設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型タンクローリーとディーゼル発電機燃料油移送ポンプ出口連絡サンプリングラインの接続については、ホースを接続するために、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ出口連絡サンプリングラインにホースを簡便な接続方法で接続することにより、容易かつ確実に接続可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4)</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設設備と接続するものにあっては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>a. 可搬型代替電源車</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型代替電源車は、非常用高圧母線（6-A）及び非常用高圧母線（6-B）へ電源供給する場合において、原子炉建屋及び原子炉補助建屋の異なる面に位置的分散を図った2箇所の接続口を設置することから、共通要因により接続不可とならない設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <p>b. 可搬型タンクローリー</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型タンクローリーを接続するディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク（SA）は、100m以上離隔を確保し、各々の接続箇所が共通要因により接続不可とならない設計とする。</p> <p>(57-2)</p>	<p>設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p> <p>設備名称の相違（可搬型代替電源車）</p> <p>非常用高圧母線名称の相違</p> <p>・女川：2C系、2D系→泊：6-A、6-B</p> <p>設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先）</p> <p>設置場所の相違</p> <p>設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p>

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の電源車及びタンクローリーの接続場所は、表3.14-17～20と同様である。</p> <p>これらの接続場所は、想定される重大事故等時における放射線量が高くなるおそれが少ないと、接続場所で操作可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p>	<p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.1.10.3 環境条件等」に示す。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型代替電源車及び可搬型タンクローリーの接続場所は、表2.14.22～25と同様である。</p> <p>これらの接続場所は、想定される重大事故等時における放射線量が高くなるおそれが少ないと、接続場所で操作可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p>	<p>設備名称の相違（可搬型代替電源車）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリー）</p>
	<p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の電源車及びタンクローリーは、地震、津波その他自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、非常用交流電源設備及び常設代替交流電源設備と100m以上の離隔で位置的分散を図り、第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリアの複数箇所に分散して保管する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p>	<p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型代替電源車及び可搬型タンクローリーは、地震、津波その他自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、非常用交流電源設備及び常設代替交流電源設備と100m以上の離隔で位置的分散を図り、1号炉西側31mエリア、2号炉東側31mエリア(a)、2号炉東側31mエリア(b)及び展望台行管理道路脇西側60mエリアの複数箇所に分散して保管する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p>	<p>設備名称の相違（可搬型代替電源車）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>保管場所の相違</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の電源車及びタンクローリーは、想定される重大事故等が発生した場合においても、保管場所から配備場所までの経路について、設備の運搬及び移動に支障をきたすことのないよう、複数のアクセスルートを確保する設計とする（「可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて」参照）。</p> <p style="text-align: right;">(57-6)</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型代替交流電源設備のうち、電源車から非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系又は緊急用低圧母線2G系を電源供給する系統並びに軽油タンク及びガスタービン発電設備軽油タンクから電源車まで燃料移送する系統は、共通要因によって、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備又は重大事故等対処設備である常設代替交流電源設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、表3.14-21で示すとおり、多様性及び位置的分散を図る設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-3, 57-9)</p>	<p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型代替電源車及び可搬型タンクローリーは、想定される重大事故等が発生した場合においても、保管場所から配備場所までの経路について、設備の運搬及び移動に支障をきたすことのないよう、複数のアクセスルートを確保する設計とする（「可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて」参照）。</p> <p style="text-align: right;">(57-7)</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型代替交流電源設備のうち、可搬型代替電源車から非常用高圧母線（6-A）及び非常用高圧母線（6-B）へ電源供給する系統並びにディーゼル発電機燃料油貯油槽及び燃料タンク（SA）から可搬型代替電源車まで燃料移送する系統は、共通要因によって、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備又は重大事故等対処設備である常設代替交流電源設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、表2.14.26で示すとおり、多様性及び位置的分散を図る設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-4, 57-9)</p>	
			<p>設備名称の相違（可搬型代替電源車）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>設備名称の相違（可搬型代替電源車）</p> <p>非常用高圧母線名称の相違</p> <p>・女川：2C系、2D系一泊：6-A, 6-B</p> <p>設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先）</p> <p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p>

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

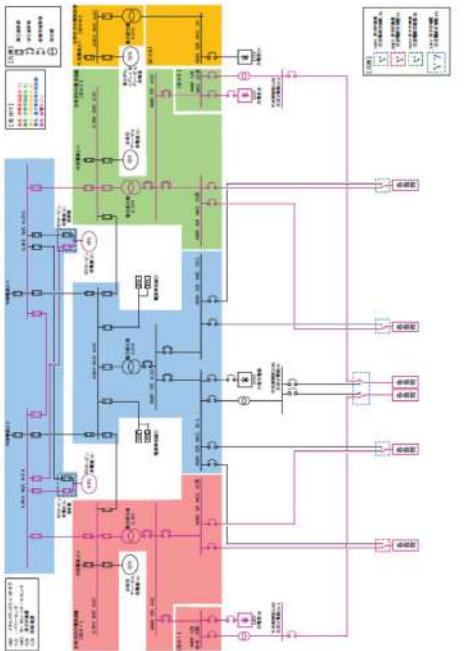
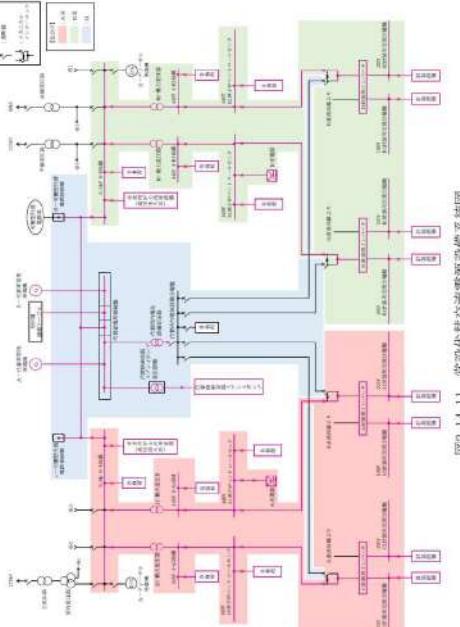
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉				女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3.14.2.2 常設代替交流電源設備</p> <p>3.14.2.2.1 設備概要</p> <p>常設代替交流電源設備は、全交流動力電源喪失した場合、非常用所内電気設備又は代替所内電気設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として設置するものである。</p> <p>本系統は、ガスタービン及び発電機を搭載した「ガスタービン発電機」、ガスタービン発電機の燃料を保管する「軽油タンク」、軽油タンクからガスタービン発電設備軽油タンクまで燃料を運搬する「タンクローリー」、ガスタービン発電機の近傍で燃料を保管する「ガスタービン発電設備軽油タンク」及びガスタービン発電設備軽油タンクからガスタービン発電機に燃料を補給する「ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ」並びに代替所内電気設備として電路を構成する「ガスタービン発電機接続盤」、「緊急用高圧母線2F系」、「緊急用高圧母線2G系」及び「緊急用動力変圧器2G系」並びに電源供給先である「非常用高圧母線2C系」、「非常用高圧母線2D系」及び「緊急用低圧母線2G系」で構成する。</p> <p>なお、ガスタービン発電機は、ガスタービン発電機発電機車とガスタービン発電機発電機車を制御するガスタービン発電機制御車により構成されるが、以下、ガスタービン発電機発電機車とガスタービン発電機制御車を合わせてガスタービン発電機と称す。</p> <p>本系統の概要図を図3.14-11～15に、本系統に関する重大事故等対処設備一覧を表3.14-22に示す。</p> <p>本系統は、外部電源の喪失時にガスタービン発電機を自動起動し、全交流動力電源喪失した場合に、緊急用高圧母線2F系を介して非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系又は緊急用低圧母線2G系に接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>なお、ガスタービン発電機は、中央制御室からの遠隔操作又は設置場所からの操作も可能な設計とする。</p> <p>ガスタービン発電機の運転中は、ガスタービン発電設備軽油タンクからガスタービン発電設備燃料移送ポンプを用いて自動で燃料補給を行う。</p> <p>なお、ガスタービン発電機の起動に際しては、ガスタービン発電機車載燃料を用いて起動し、その後はガスタービン発電機自身が発電した電力にてガスタービン発電設備燃料移送ポンプを運転し、継続的に燃料を補給する。</p> <p>また、軽油タンクからタンクローリーにより燃料をガスタービン発電設備軽油タンクに補給することでガスタービン発電機の運転を継続する。</p> <p>常設代替交流電源設備の設計基準事故対処設備に対する独立性及び位置的分散については、3.14.2.2.3項に詳細を示す。</p>	<p>2.14.2.2 常設代替交流電源設備</p> <p>2.14.2.2.1 設備概要</p> <p>常設代替交流電源設備は、全交流動力電源喪失した場合、非常用所内電気設備及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として設置するものである。</p> <p>本系統は、ディーゼルエンジン及び発電機を搭載した「代替非常用発電機」、代替非常用発電機の燃料を保管する「ディーゼル発電機燃料油貯油槽」及び「燃料タンク(SA)」、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)から代替非常用発電機まで燃料を運搬する「可搬型タンクローリー」及び「ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ」並びに電源供給先である「非常用高圧母線(6-A)」、「非常用高圧母線(6-B)」及び「代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤」で構成する。</p>	<p>設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先）</p> <p>設備名称の相違（使用済燃料ピット）</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：ガスタービン→泊：ディーゼルエンジン <p>設備名称の相違（代替非常用発電機）</p> <p>設備名称の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料捕給）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>非常用高圧母線名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：2C系、2D系→泊：6-A、6-B <p>設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先）</p>	
	<p>本系統の概要図を図2.14.11～14に、本系統に関する重大事故等対処設備一覧を表2.14.27に示す。</p> <p>本系統は、全交流動力電源喪失時に代替非常用発電機を中央制御室の操作にて速やかに起動し、非常用高圧母線(6-A)、非常用高圧母線(6-B)及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤に接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>なお、代替非常用発電機は、中央制御室からの遠隔操作及び設置場所からの操作が可能な設計とする。</p>	<p>設備・運用の相違（代替非常用発電機の起動方法）</p>	
	<p>代替非常用発電機は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)より可搬型タンクローリー（ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ使用時を含む。）を用いて燃料を代替非常用発電機に補給することで代替非常用発電機の運転を継続する。</p>	<p>設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p>	
	<p>常設代替交流電源設備の設計基準事故対処設備に対する独立性及び位置的分散については、2.14.2.2.3項に詳細を示す。</p>		

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

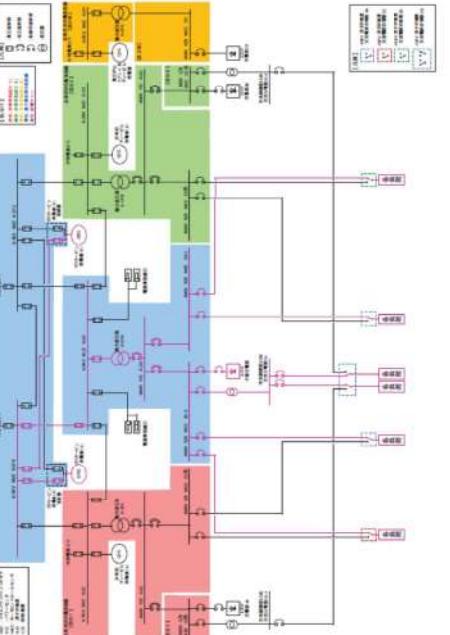
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図3.14-11 常設代替交流電源設備系統図 (ガスタービン発電機～非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系)	 図2.14.11 常設代替交流電源設備系統図 (代替非常用高圧母線(6-1), 代替非常用高圧母線(6-2) 及び代替格納容器(6-1))	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

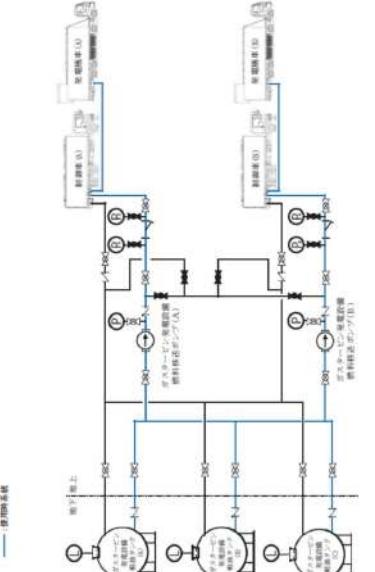
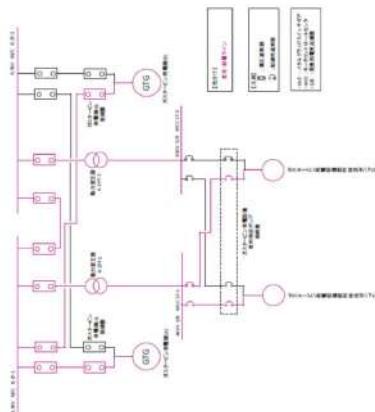
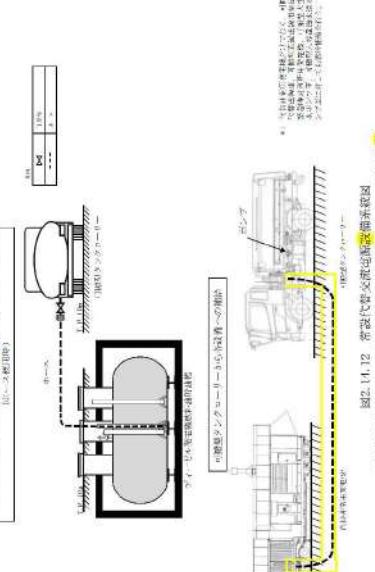
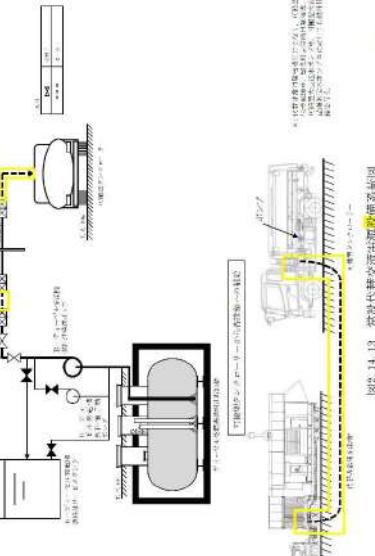
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 3.14-12 常設代替交流電源設備系統図 (ガスタービン発電機～緊急用低圧母線 26 系路)</p>		<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図3.14-13 常設代替交流電源設備系統図 (ガスタービン発電設備燃料移送系)</p>  <p>図3.14-14 常設代替交流電源設備系統図 (ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ電源)</p>	 <p>図2.14-12 常設代替交流電源設備系統図 (ガス発電機燃料移送用)</p>  <p>図2.14-13 常設代替交流電源設備系統図 (ディーゼル発電機燃料移送用)</p>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>図3.14-15 常設代替交流電源設備系統図 (燃料系統)</p> <p>図2.14-14 常設代替交流電源設備系統図 燃料油系統 (燃料タンク (SA) 使用時)</p>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
	<p>表 3.14-22 常設代替交流電源設備に関する重大事故等対処設備一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th><th>設備名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備</td><td>ガスタービン発電機*1【常設】 ガスタービン発電設備軽油タンク*2【常設】 ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ*3【常設】 軽油タンク*4【常設】 タンクローリー【可搬】</td></tr> <tr> <td>附属設備</td><td>—</td></tr> <tr> <td>燃料流路</td><td>ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 ホース【可搬】 非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 高圧計心式ブレーカディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】</td></tr> <tr> <td>電路</td><td>ガスタービン整電機 ～非常用高圧母線 3C 系*5及び非常用高圧母線 2D 系*6電路【常設】 ガスタービン発電機 ～緊急用低圧母線 3G 系*7電路【常設】</td></tr> <tr> <td>計装設備（補助）*8</td><td>6-1P-1 低圧電圧【常設】 6-1P-2 低圧電圧【常設】 6-2K 低圧電圧【常設】 6-2D 低圧電圧【常設】 6-2C 低圧電圧【常設】 6-2D 低圧電圧【常設】</td></tr> </tbody> </table> <p>*1：ガスタービン発電機は、ガスタービン発電機発電機車(A)及びガスタービン発電機制御車(A)並びにガスタービン発電機発電機車(B)及びガスタービン発電機制御車(B)により構成される。 *2：ガスタービン発電設備軽油タンクは、ガスタービン発電設備軽油タンク(A)、ガスタービン発電設備軽油タンク(B)及びガスタービン発電設備軽油タンク(C)により構成される。 *3：ガスタービン発電設備燃料移送ポンプは、ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ(A)及びガスタービン発電設備燃料移送ポンプ(B)により構成される。 *4：軽油タンクは、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(A)、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(B)、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(C)、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(D)、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(E)、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(F)及び高圧計心式ブレーカディーゼル発電設備軽油タンクにより構成される。 *5：非常用高圧母線 3C 系は、6.0kV メータクラ 6-2C により構成される。 *6：非常用高圧母線 2D 系は、6.9kV メータクラ 6-2D により構成される。 *7：緊急用低圧母線 3G 系は、400V バリーセンタ 3G、400V 原子炉建屋モータコントロールセンタ 3G-2 により構成される。 *8：計装設備については、「3.15 計装設備（設置許可基準規則第 58 条に対する設計方針を示す章）」で示す。</p>	設備区分	設備名	主要設備	ガスタービン発電機*1【常設】 ガスタービン発電設備軽油タンク*2【常設】 ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ*3【常設】 軽油タンク*4【常設】 タンクローリー【可搬】	附属設備	—	燃料流路	ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 ホース【可搬】 非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 高圧計心式ブレーカディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】	電路	ガスタービン整電機 ～非常用高圧母線 3C 系*5及び非常用高圧母線 2D 系*6電路【常設】 ガスタービン発電機 ～緊急用低圧母線 3G 系*7電路【常設】	計装設備（補助）*8	6-1P-1 低圧電圧【常設】 6-1P-2 低圧電圧【常設】 6-2K 低圧電圧【常設】 6-2D 低圧電圧【常設】 6-2C 低圧電圧【常設】 6-2D 低圧電圧【常設】	<p>表 2.14-27 常設代替交流電源設備に関する重大事故等対処設備一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th><th>設備名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備</td><td>代替非常用発電機*1【常設】 ディーゼル発電機燃料油貯油槽*2【常設】 燃料タンク（SA）【常設】 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ*3【常設】 可搬型タンクローリー【可搬】 代替格納容器スプレイボンブ変圧器盤【常設】</td></tr> <tr> <td>附属設備</td><td>—</td></tr> <tr> <td>燃料流路</td><td>ディーゼル発電機設備（燃料油系統）配管・弁【常設】 ホース・接続口【可搬】</td></tr> <tr> <td>電路</td><td>代替非常用発電機*4～非常用高圧母線 (6-A)*4、非常用高圧母線 (6-B)*4 及び代替格納容器スプレイボンブ変圧器盤電路【常設】</td></tr> <tr> <td>計装設備（補助）*5</td><td>6-A 母線電圧 6-B 母線電圧</td></tr> </tbody> </table> <p>*1：代替非常用発電機は、A一代替非常用発電機及びB一代替非常用発電機により構成される。 *2：ディーゼル発電機燃料油貯油槽は、A 1-ディーゼル発電機燃料油貯油槽、A 2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽、B 1-ディーゼル発電機燃料油貯油槽及びB 2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽により構成される。 *3：ディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、A-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及びB-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより構成される。 *4：非常用高圧母線 (6-A) は、6-A メータクラにより構成される。 *5：非常用高圧母線 (6-B) は、6-B メータクラにより構成される。 *6：計装設備については、「2.15 計装設備（設置許可基準規則第 58 条に対する設計方針を示す章）」で示す。</p>	設備区分	設備名	主要設備	代替非常用発電機*1【常設】 ディーゼル発電機燃料油貯油槽*2【常設】 燃料タンク（SA）【常設】 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ*3【常設】 可搬型タンクローリー【可搬】 代替格納容器スプレイボンブ変圧器盤【常設】	附属設備	—	燃料流路	ディーゼル発電機設備（燃料油系統）配管・弁【常設】 ホース・接続口【可搬】	電路	代替非常用発電機*4～非常用高圧母線 (6-A)*4、非常用高圧母線 (6-B)*4 及び代替格納容器スプレイボンブ変圧器盤電路【常設】	計装設備（補助）*5	6-A 母線電圧 6-B 母線電圧	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。
設備区分	設備名																										
主要設備	ガスタービン発電機*1【常設】 ガスタービン発電設備軽油タンク*2【常設】 ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ*3【常設】 軽油タンク*4【常設】 タンクローリー【可搬】																										
附属設備	—																										
燃料流路	ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 ホース【可搬】 非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 高圧計心式ブレーカディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】																										
電路	ガスタービン整電機 ～非常用高圧母線 3C 系*5及び非常用高圧母線 2D 系*6電路【常設】 ガスタービン発電機 ～緊急用低圧母線 3G 系*7電路【常設】																										
計装設備（補助）*8	6-1P-1 低圧電圧【常設】 6-1P-2 低圧電圧【常設】 6-2K 低圧電圧【常設】 6-2D 低圧電圧【常設】 6-2C 低圧電圧【常設】 6-2D 低圧電圧【常設】																										
設備区分	設備名																										
主要設備	代替非常用発電機*1【常設】 ディーゼル発電機燃料油貯油槽*2【常設】 燃料タンク（SA）【常設】 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ*3【常設】 可搬型タンクローリー【可搬】 代替格納容器スプレイボンブ変圧器盤【常設】																										
附属設備	—																										
燃料流路	ディーゼル発電機設備（燃料油系統）配管・弁【常設】 ホース・接続口【可搬】																										
電路	代替非常用発電機*4～非常用高圧母線 (6-A)*4、非常用高圧母線 (6-B)*4 及び代替格納容器スプレイボンブ変圧器盤電路【常設】																										
計装設備（補助）*5	6-A 母線電圧 6-B 母線電圧																										

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.14.2.2.2 主要設備の仕様 主要機器の仕様を以下に示す。</p> <p>(1) ガスタービン発電機 ガスタービン 台 数：2 使 用 燃 料：軽油 出 力：約 3,600kW (1台当たり) 発電機 台 数：2 種 類：三相同期発電機 容 量：約 4,500kVA (1台当たり) (連続定格：約 3,791kVA (1台当たり)) 力 率：0.80 (遅れ) 電 圧：6.9kV 周 波 数：50Hz 取 付 箇 所：屋外 (緊急用電気品建屋地上1階)</p> <p>(2) ガスタービン発電設備軽油タンク 種 類：横置円筒形 基 数：3 容 量：約 110kL (1基当たり) 使 用 燃 料：軽油 最高使用圧力：静水頭 最高使用温度：50°C 取 付 箇 所：屋外</p> <p>(3) ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ 種 類：スクリュー式 台 数：2 容 量：約 3.0m³/h (1台当たり) 全 圧 力：約 0.5MPa[gage] 最高使用圧力：約 0.95MPa[gage] 最高使用温度：50°C 原動機出力：約 1.5kW (1台当たり) 取 付 箇 所：屋外</p>	<p>2.14.2.2.2 主要設備の仕様 主要機器の仕様を以下に示す。</p> <p>(1) 代替非常用発電機 エンジン 台 数：2 使 用 燃 料：軽油 出 力：約 1,450kW (1台当たり) 発電機 台 数：2 型 式：防滴保護、空気冷却自己自由通風型 容 量：約 1,725kVA (1台当たり) 力 率：0.8 (遅れ) 電 圧：6.6kV 周 波 数：50Hz 取 付 箇 所：屋外 (3号炉東側 32m エリア)</p>	<p>設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 設備名称の相違（代替非常用発電機）</p> <p>設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）</p> <p>設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(4) 軽油タンク</p> <p>種類：横置円筒形 基数：6 (1系列につき3基) ：1 (1系列につき1基) 容量：約110kL (1基当たり) ：約170kL 使用燃料：軽油 最高使用圧力：静水頭 最高使用温度：66°C 取付箇所：屋外</p> <p>(5) タンクローリー</p> <p>容量：約4.0kL (1台当たり) 使用燃料：軽油 最高使用圧力：約24kPa[gage] 最高使用温度：40°C 台数：2 (予備1) 設置場所：屋外 保管場所：屋外 (第2保管エリア、第3保管エリア及び 第4保管エリア)</p>	<p>(2) ディーゼル発電機燃料油貯油槽</p> <p>型式：横置円筒形 基数：4 容量：約146kL (1基当たり) 使用燃料：軽油 最高使用圧力：大気圧 最高使用温度：40°C 取付箇所：屋外</p> <p>(3) 燃料タンク (SA)</p> <p>型式：横置円筒形 基数：1 容量：約55kL 使用燃料：軽油 最高使用圧力：大気圧 最高使用温度：40°C 取付箇所：屋外</p> <p>(4) ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</p> <p>型式：歯車形 台数：2 容量：約26kL/h (1台当たり) 吐出圧力：約0.3MPa[gage] 最高使用温度：50°C 原動機出力：約11kW (1台当たり) 取付箇所：ディーゼル発電機建屋 T.P. 6.2m</p> <p>(5) 可搬型タンクローリー</p> <p>容量：約4kL (1台当たり) 使用燃料：軽油 最高使用圧力：約24kPa[gage] 最高使用温度：40°C 台数：2 (予備2) 設置場所：屋外 保管場所：屋外 (1号炉西側31mエリア及び2号炉東側 31mエリア(b))</p>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 <p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリー）</p>

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.14.2.2.3 独立性及び位置的分散の確保</p> <p>常設代替交流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備と同時にその機能が損なわれることがないよう、表3.14-23で示すとおり、位置的分散を図った設計とする。</p> <p>電源については、ガスタービン発電機を非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機と位置的分散された屋外（緊急用電気品建屋地上1階）に設置する設計とする。</p> <p>電路については、常設代替交流電源設備から非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系を受電する電路を、非常用交流電源設備から同母線及び非常用高圧母線2H系を受電する電路に対して、独立した電路で系統構成することにより、共通要因によって同時に機能を損なわれないよう独立した設計とする。</p> <p>電源の冷却方式については、非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の水冷式に対して、ガスタービン発電機は空冷式とすることで、多様性を確保する設計とする。</p> <p>電源の駆動方式については、非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機のディーゼルエンジン駆動に対して、ガスタービン発電機はガスタービン駆動とすることで、多様性を確保する設計とする。</p> <p>燃料源については、非常用ディーゼル発電機は非常用ディーゼル発電設備燃料ディタンク及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料ディタンクからの供給であるのに対して、ガスタービン発電機はガスタービン発電設備軽油タンクからの供給とすることで、位置的分散された設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備は、表3.14-24で示すとおり、地震、津波、火災及び溢水により同時に故障することを防止するため、非常用交流電源設備との独立性を確保する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-3, 57-9)</p>	<p>(6) 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤</p> <p>台数：1</p> <p>冷却却：自冷</p> <p>容量：約1,000kVA</p> <p>定格电压：1次側 6,600V 2次側 400V</p> <p>取付箇所：原子炉補助建屋T.P.24.8m</p> <p>2.14.2.2.3 独立性及び位置的分散の確保</p> <p>常設代替交流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備と同時にその機能が損なわれることがないよう、表2.14.28で示すとおり、位置的分散を図った設計とする。</p> <p>電源については、代替非常用発電機をディーゼル発電機と位置的分散された屋外（3号炉東側32mエリア）に設置する設計とする。</p> <p>電路については、常設代替交流電源設備から非常用高圧母線(6-A)、非常用高圧母線(6-B)及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤を受電する電路を、非常用交流電源設備から同母線を受電する電路に対して、独立した電路で系統構成することにより、共通要因によって同時に機能を損なわれないよう独立した設計とする。</p> <p>電源の冷却方式については、ディーゼル発電機の水冷式に対して、代替非常用発電機は空冷式とすることで、多様性を有する設計とする。</p> <p>燃料源については、ディーゼル発電機はディーゼル発電機燃料油サービスタンクからの供給であるのに対して、代替非常用発電機は発電機搭載燃料とすることで、位置的分散された設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備は、表2.14.29で示すとおり、地震、津波、火災及び溢水により同時に故障することを防止するため、非常用交流電源設備との独立性を確保する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-4, 57-9)</p>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 <p>設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先）</p> <p>設備名称の相違（代替非常用発電機）</p> <p>設備名称の相違（D/G）</p> <p>炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>設置場所の相違</p> <p>非常用高圧母線名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：2C系、2D系一泊：6-A, 6-B <p>設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先）</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川はガスタービン発電機の駆動方式により非常用ディーゼル発電機に対して多様性を有する。 ・泊は大飯と同様に代替非常用発電機の冷却方式によりディーゼル発電機に対して多様性を有する。 <p>設備名称の相違（D/G 燃料油移送設備）</p> <p>設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）</p>

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																								
		<p>表 3.14-23 常設代替交流電源設備の位置の分類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>設計基準事故対処設備</th><th>重大事故等対処設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">電源</td><td>非常用交流電源設備</td><td>常設代替交流電源設備</td></tr> <tr> <td>高圧中心スプリーム系ディーゼル発電機 <いずれも原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付翼構内)></td><td>ガスタービン発電機 <屋外(緊急用交流電源建屋地上1階)></td></tr> <tr> <td rowspan="2">電源</td><td>非常用ディーゼル発電機(A) ～非常用高圧母線2B系電路</td><td>ガスタービン発電機 ～非常用高圧母線2C系及び 非常用高圧母線2D系電路</td></tr> <tr> <td>高圧中心スプリーム系ディーゼル発電機 ～非常用高圧母線2H系電路</td><td>ガスタービン発電機 ～緊急用高圧母線2G系電路</td></tr> <tr> <td rowspan="2">電源供給先</td><td>非常用高圧母線2A系 非常用高圧母線2B系 非常用高圧母線2C系 <いずれも原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付翼構内)></td><td>非常用高圧母線2D系 <いずれも原子炉建屋付翼構内></td></tr> <tr> <td>電源の冷却方式</td><td>水冷式</td><td>空冷式</td></tr> <tr> <td rowspan="2">燃料源</td><td>軽油タンク <屋外></td><td>軽油タンク <屋外></td></tr> <tr> <td>非常用ディーゼル発電設備 燃料ディタンク 高圧中心スプレイ系ディーゼル発電設備 燃料ディタンク <いずれも原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付翼構内)></td><td>ガスタービン発電設備軽油タンク <屋外></td></tr> <tr> <td rowspan="2">燃料運搬</td><td>非常用ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ 高圧中心スプレイ系ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ <いずれも屋外></td><td>タンクローリー^① (第2保育エリア、 第3保育エリア及び 第4保育エリア) ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ <屋外></td></tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	電源	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備	高圧中心スプリーム系ディーゼル発電機 <いずれも原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付翼構内)>	ガスタービン発電機 <屋外(緊急用交流電源建屋地上1階)>	電源	非常用ディーゼル発電機(A) ～非常用高圧母線2B系電路	ガスタービン発電機 ～非常用高圧母線2C系及び 非常用高圧母線2D系電路	高圧中心スプリーム系ディーゼル発電機 ～非常用高圧母線2H系電路	ガスタービン発電機 ～緊急用高圧母線2G系電路	電源供給先	非常用高圧母線2A系 非常用高圧母線2B系 非常用高圧母線2C系 <いずれも原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付翼構内)>	非常用高圧母線2D系 <いずれも原子炉建屋付翼構内>	電源の冷却方式	水冷式	空冷式	燃料源	軽油タンク <屋外>	軽油タンク <屋外>	非常用ディーゼル発電設備 燃料ディタンク 高圧中心スプレイ系ディーゼル発電設備 燃料ディタンク <いずれも原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付翼構内)>	ガスタービン発電設備軽油タンク <屋外>	燃料運搬	非常用ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ 高圧中心スプレイ系ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ <いずれも屋外>	タンクローリー ^① (第2保育エリア、 第3保育エリア及び 第4保育エリア) ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ <屋外>	<p>表 2.14-23 常設代替交流電源設備の位置の分類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>設計基準事故対処設備</th><th>重大事故等対処設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">電源</td><td>非常用交流電源設備</td><td>常設代替交流電源設備</td></tr> <tr> <td>ディーゼル発電機 <ディーゼル発電機建屋 T.P. 10.3m></td><td>代替非常用発電機 <屋外(3号炉東側32mエリア ア)></td></tr> <tr> <td rowspan="2">電路</td><td>A-ディーゼル発電機～ 非常用高圧母線(6-A)電路</td><td>代替非常用発電機～ 非常用高圧母線(6-A)， 非常用高圧母線(6-B) 及び代替格納容器スプレイポンプ 変圧器盤電路</td></tr> <tr> <td>B-ディーゼル発電機～ 非常用高圧母線(6-B)電路</td><td>非常用高圧母線(6-A) 非常用高圧母線(6-B) <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10.3m></td></tr> <tr> <td rowspan="2">電源供給先</td><td>非常用高圧母線(6-A) 非常用高圧母線(6-B) <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10.3m></td><td>代替格納容器スプレイポンプ 変圧器盤 <原子炉補助建屋 T.P. 24.8m></td></tr> <tr> <td>電源の冷却方式</td><td>水冷式</td><td>空冷式</td></tr> <tr> <td rowspan="2">燃料源</td><td>ディーゼル発電機燃料貯油槽 <屋外></td><td>ディーゼル発電機燃料油貯油槽 <屋外></td></tr> <tr> <td>ディーゼル発電機 燃料油サービスタンク <周辺補助棟 T.P. 17.8m></td><td>燃料タンク(SA) <屋外></td></tr> <tr> <td rowspan="2">燃料流路</td><td>タンクローリー^② <屋外(1号炉西側31mエリア 及び2号炉東側31m エリア(b))></td><td>代替非常用発電機(発電機搭板 燃料) <屋外></td></tr> <tr> <td>ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6.2m></td><td>ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6.2m></td></tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	電源	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備	ディーゼル発電機 <ディーゼル発電機建屋 T.P. 10.3m>	代替非常用発電機 <屋外(3号炉東側32mエリア ア)>	電路	A-ディーゼル発電機～ 非常用高圧母線(6-A)電路	代替非常用発電機～ 非常用高圧母線(6-A)， 非常用高圧母線(6-B) 及び代替格納容器スプレイポンプ 変圧器盤電路	B-ディーゼル発電機～ 非常用高圧母線(6-B)電路	非常用高圧母線(6-A) 非常用高圧母線(6-B) <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10.3m>	電源供給先	非常用高圧母線(6-A) 非常用高圧母線(6-B) <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10.3m>	代替格納容器スプレイポンプ 変圧器盤 <原子炉補助建屋 T.P. 24.8m>	電源の冷却方式	水冷式	空冷式	燃料源	ディーゼル発電機燃料貯油槽 <屋外>	ディーゼル発電機燃料油貯油槽 <屋外>	ディーゼル発電機 燃料油サービスタンク <周辺補助棟 T.P. 17.8m>	燃料タンク(SA) <屋外>	燃料流路	タンクローリー ^② <屋外(1号炉西側31mエリア 及び2号炉東側31m エリア(b))>	代替非常用発電機(発電機搭板 燃料) <屋外>	ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6.2m>	ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6.2m>	<p>設備名称の相違</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																																																										
電源	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備																																																										
	高圧中心スプリーム系ディーゼル発電機 <いずれも原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付翼構内)>	ガスタービン発電機 <屋外(緊急用交流電源建屋地上1階)>																																																										
電源	非常用ディーゼル発電機(A) ～非常用高圧母線2B系電路	ガスタービン発電機 ～非常用高圧母線2C系及び 非常用高圧母線2D系電路																																																										
	高圧中心スプリーム系ディーゼル発電機 ～非常用高圧母線2H系電路	ガスタービン発電機 ～緊急用高圧母線2G系電路																																																										
電源供給先	非常用高圧母線2A系 非常用高圧母線2B系 非常用高圧母線2C系 <いずれも原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付翼構内)>	非常用高圧母線2D系 <いずれも原子炉建屋付翼構内>																																																										
	電源の冷却方式	水冷式	空冷式																																																									
燃料源	軽油タンク <屋外>	軽油タンク <屋外>																																																										
	非常用ディーゼル発電設備 燃料ディタンク 高圧中心スプレイ系ディーゼル発電設備 燃料ディタンク <いずれも原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付翼構内)>	ガスタービン発電設備軽油タンク <屋外>																																																										
燃料運搬	非常用ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ 高圧中心スプレイ系ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ <いずれも屋外>	タンクローリー ^① (第2保育エリア、 第3保育エリア及び 第4保育エリア) ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ <屋外>																																																										
	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																																																									
電源	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備																																																										
	ディーゼル発電機 <ディーゼル発電機建屋 T.P. 10.3m>	代替非常用発電機 <屋外(3号炉東側32mエリア ア)>																																																										
電路	A-ディーゼル発電機～ 非常用高圧母線(6-A)電路	代替非常用発電機～ 非常用高圧母線(6-A)， 非常用高圧母線(6-B) 及び代替格納容器スプレイポンプ 変圧器盤電路																																																										
	B-ディーゼル発電機～ 非常用高圧母線(6-B)電路	非常用高圧母線(6-A) 非常用高圧母線(6-B) <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10.3m>																																																										
電源供給先	非常用高圧母線(6-A) 非常用高圧母線(6-B) <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10.3m>	代替格納容器スプレイポンプ 変圧器盤 <原子炉補助建屋 T.P. 24.8m>																																																										
	電源の冷却方式	水冷式	空冷式																																																									
燃料源	ディーゼル発電機燃料貯油槽 <屋外>	ディーゼル発電機燃料油貯油槽 <屋外>																																																										
	ディーゼル発電機 燃料油サービスタンク <周辺補助棟 T.P. 17.8m>	燃料タンク(SA) <屋外>																																																										
燃料流路	タンクローリー ^② <屋外(1号炉西側31mエリア 及び2号炉東側31m エリア(b))>	代替非常用発電機(発電機搭板 燃料) <屋外>																																																										
	ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6.2m>	ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6.2m>																																																										
		<p>表 3.14-24 設計基準事故対処設備との独立性</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>設計基準事故対処設備</th><th>重大事故等対処設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">共通要因故障</td><td>非常用交流電源設備</td><td>常設代替交流電源設備</td></tr> <tr> <td>地震</td><td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、基準地震動Ssで機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。</td><td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、基準地震動Ssで機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。</td></tr> <tr> <td>津波</td><td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉建屋付翼構内及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、基準津波の影響を受けない屋外へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。</td><td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉建屋付翼構内及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、基準津波の影響を受けない屋外へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。</td></tr> <tr> <td>火災</td><td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に施設するとのない設計とする(「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。)</td><td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に施設するとのない設計とする(「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。)</td></tr> <tr> <td>漏水</td><td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、漏水が共通要因となり、同時に施設するとのない設計とする(「共-8 重大事故等対処設備の内部漏水に対する防護方針について」に示す。)</td><td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、漏水が共通要因となり、同時に施設するとのない設計とする(「共-8 重大事故等対処設備の内部漏水に対する防護方針について」に示す。)</td></tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	共通要因故障	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備	地震	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、基準地震動Ssで機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、基準地震動Ssで機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。	津波	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉建屋付翼構内及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、基準津波の影響を受けない屋外へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉建屋付翼構内及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、基準津波の影響を受けない屋外へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。	火災	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に施設するとのない設計とする(「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。)	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に施設するとのない設計とする(「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。)	漏水	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、漏水が共通要因となり、同時に施設するとのない設計とする(「共-8 重大事故等対処設備の内部漏水に対する防護方針について」に示す。)	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、漏水が共通要因となり、同時に施設するとのない設計とする(「共-8 重大事故等対処設備の内部漏水に対する防護方針について」に示す。)	<p>表 2.14-29 設計基準事故対処設備との独立性</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>設計基準事故対処設備</th><th>重大事故等対処設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">共通要因故障</td><td>設計基準事故対処設備 非常用交流電源設備</td><td>常設代替交流電源設備</td></tr> <tr> <td>地震</td><td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、基準地震動Ssで機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。</td><td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、基準地震動Ssで機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。</td></tr> <tr> <td>津波</td><td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉建屋付翼構内及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、基準津波の影響を受けない屋外へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。</td><td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉建屋付翼構内及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、基準津波の影響を受けない屋外へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。</td></tr> <tr> <td>火災</td><td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に施設するとのない設計とする(「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。)</td><td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に施設するとのない設計とする(「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。)</td></tr> <tr> <td>溢水</td><td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、漏水が共通要因となり、同時に施設するとのない設計とする(「共-8 重大事故等対処設備の内部漏水に対する防護方針について」に示す。)</td><td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、漏水が共通要因となり、同時に施設するとのない設計とする(「共-8 重大事故等対処設備の内部漏水に対する防護方針について」に示す。)</td></tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	共通要因故障	設計基準事故対処設備 非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備	地震	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、基準地震動Ssで機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、基準地震動Ssで機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。	津波	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉建屋付翼構内及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、基準津波の影響を受けない屋外へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉建屋付翼構内及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、基準津波の影響を受けない屋外へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。	火災	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に施設するとのない設計とする(「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。)	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に施設するとのない設計とする(「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。)	溢水	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、漏水が共通要因となり、同時に施設するとのない設計とする(「共-8 重大事故等対処設備の内部漏水に対する防護方針について」に示す。)	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、漏水が共通要因となり、同時に施設するとのない設計とする(「共-8 重大事故等対処設備の内部漏水に対する防護方針について」に示す。)	<p>設備名称の相違</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 																				
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																																																										
共通要因故障	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備																																																										
	地震	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、基準地震動Ssで機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、基準地震動Ssで機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。																																																									
	津波	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉建屋付翼構内及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、基準津波の影響を受けない屋外へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉建屋付翼構内及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、基準津波の影響を受けない屋外へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。																																																									
	火災	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に施設するとのない設計とする(「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。)	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に施設するとのない設計とする(「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。)																																																									
漏水	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、漏水が共通要因となり、同時に施設するとのない設計とする(「共-8 重大事故等対処設備の内部漏水に対する防護方針について」に示す。)	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、漏水が共通要因となり、同時に施設するとのない設計とする(「共-8 重大事故等対処設備の内部漏水に対する防護方針について」に示す。)																																																										
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																																																										
共通要因故障	設計基準事故対処設備 非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備																																																										
	地震	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、基準地震動Ssで機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、基準地震動Ssで機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。																																																									
	津波	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉建屋付翼構内及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、基準津波の影響を受けない屋外へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉建屋付翼構内及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、基準津波の影響を受けない屋外へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。																																																									
	火災	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に施設するとのない設計とする(「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。)	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に施設するとのない設計とする(「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。)																																																									
溢水	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、漏水が共通要因となり、同時に施設するとのない設計とする(「共-8 重大事故等対処設備の内部漏水に対する防護方針について」に示す。)	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、漏水が共通要因となり、同時に施設するとのない設計とする(「共-8 重大事故等対処設備の内部漏水に対する防護方針について」に示す。)																																																										

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
	<p>3.14.2.2.4 設置許可基準規則第43条への適合方針 3.14.2.2.4.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針 (1) 環境条件及び荷重条件 (設置許可基準規則第43条第1項第一号) (i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>a. ガスタービン発電機 常設代替交流電源設備のガスタービン発電機は、屋外（緊急用電気品建屋地上1階）に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表 3.14-25 に示す設計とする。 (57-2)</p> <p>表3.14-25 想定する環境条件及び荷重条件(ガスタービン発電機)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>b. ガスタービン発電設備軽油タンク 常設代替交流電源設備のガスタービン発電設備軽油タンクは、常設で屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表 3.14-26 に示す設計とする。 (57-2, 57-3)</p> <p>表3.14-26 想定する環境条件及び荷重条件(ガスタービン発電設備軽油タンク)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「 2.1.2 耐震設計の基本方針 」に示す。）。	風（台風）・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「 2.1.2 耐震設計の基本方針 」に示す。）。	風（台風）・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>2.14.2.2.4 設置許可基準規則第43条への適合方針 2.14.2.2.4.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針 (1) 環境条件及び荷重条件 (設置許可基準規則第43条第1項第一号) (i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.3 環境条件等」に示す。</p> <p>a. 代替非常用発電機 常設代替交流電源設備の代替非常用発電機は、屋外（3号炉東側32mエリア）に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表 2.14.30 に示す設計とする。 (57-2)</p> <p>表2.14.30 想定する環境条件及び荷重条件 (代替非常用発電機)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「 2.1.2 耐震設計の基本方針 」に示す。）。	風（台風）・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>設備名称の相違（代替非常用発電機） 設置場所の相違</p> <p>設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）</p>
環境条件等	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																																												
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																												
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「 2.1.2 耐震設計の基本方針 」に示す。）。																																												
風（台風）・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。																																												
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												
環境条件等	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																																												
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																												
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「 2.1.2 耐震設計の基本方針 」に示す。）。																																												
風（台風）・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。																																												
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												
環境条件等	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																																												
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																												
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「 2.1.2 耐震設計の基本方針 」に示す。）。																																												
風（台風）・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。																																												
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
	<p>c. ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ</p> <p>常設代替交流電源設備のガスタービン発電設備燃料移送ポンプは、屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表3.14-27に示す設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <p>表3.14-27 想定する環境条件及び荷重条件(ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>d. 軽油タンク</p> <p>常設代替交流電源設備の軽油タンクは、常設で屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表3.14-28に示す設計とする。</p> <p>(57-2, 57-3)</p> <p>表3.14-28 想定する環境条件及び荷重条件(軽油タンク)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）	風（台風）・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）	風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。		設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）																														
風（台風）・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）																														
風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
			設備名称の相違（燃料油貯油槽）																												

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由														
		<p>c. 燃料タンク (SA)</p> <p>常設代替交流電源設備の燃料タンク (SA) は、常設で屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表 2.14.32 に示す設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4)</p> <p>表 2.14.32 想定する環境条件及び荷重条件 (燃料タンク (SA))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）
環境条件等	対応																
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																
風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																
		<p>d. ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</p> <p>常設代替交流電源設備のディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、常設でディーゼル発電機建屋 T.P. 6.2m に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、ディーゼル発電機建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表 2.14.33 に示す設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4)</p> <p>表 2.14.33 想定する環境条件及び荷重条件 (ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>ディーゼル発電機建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>ディーゼル発電機建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>ディーゼル発電機建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	ディーゼル発電機建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	ディーゼル発電機建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	ディーゼル発電機建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）
環境条件等	対応																
温度・圧力・湿度・放射線	ディーゼル発電機建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																
屋外の天候による影響	ディーゼル発電機建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																
風（台風）・積雪	ディーゼル発電機建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
	<p>e. タンクローリー</p> <p>常設代替交流電源設備のタンクローリーは、可搬型で屋外の第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリアに保管し、重大事故等時は、屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表3.14-29に示す設計とする。</p> <p style="text-align: center;">(57-2, 57-3)</p> <p>表3.14-29 想定する環境条件及び荷重条件(タンクローリー)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、輸留め等で固定可能な設計とする。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、輸留め等で固定可能な設計とする。	風(台風)・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>e. 可搬型タンクローリー</p> <p>常設代替交流電源設備の可搬型タンクローリーは、可搬型で屋外の1号炉西側31mエリア及び2号炉東側31mエリア(b)に保管し、重大事故等時は、屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表2.14.34に示す設計とする。</p> <p style="text-align: center;">(57-2, 57-4)</p> <p>表2.14.34 想定する環境条件及び荷重条件(可搬型タンクローリー)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固脚等で固定可能な設計とする。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固脚等で固定可能な設計とする。	風(台風)・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	設備名称の相違(タンクローリー) 保管場所の相違
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、輸留め等で固定可能な設計とする。																														
風(台風)・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固脚等で固定可能な設計とする。																														
風(台風)・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
		<p>f. 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤</p> <p>常設代替交流電源設備の代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤は、常設で原子炉補助建屋T.P.24.8mに設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、原子炉補助建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表2.14.35に示す設計とする。</p> <p style="text-align: center;">(57-2)</p> <p>表2.14.35 想定する環境条件及び荷重条件(代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉補助建屋内に想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする(詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。)。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>原子炉補助建屋内に設置するため、風(台風)及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉補助建屋内に想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする(詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。)。	風(台風)・積雪	原子炉補助建屋内に設置するため、風(台風)及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	設備・運用の相違(常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先)														
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉補助建屋内に想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする(詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。)。																														
風(台風)・積雪	原子炉補助建屋内に設置するため、風(台風)及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																				
	<p>(2)操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(i)要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii)適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備の操作が必要な燃料移送系の各機器及び非常用所内電気設備の各遮断器については、設置場所又は中央制御室で容易に操作可能な設計とする。 なお、ガスタービン発電機及びガスタービン発電設備燃料移送ポンプは自動起動並びに代替所内電気設備の緊急用高圧母線2F系の遮断器は自動投入するが、ガスタービン発電機及び緊急用高圧母線2F系は中央制御室又は設置場所において並びにガスタービン発電設備燃料移送ポンプは設置場所においても容易に操作可能な設計とする。</p> <p>表3.14-30～33に操作対象機器の操作場所を示す。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-3)</p> <p>表3.14-30 操作対象機器 (軽油タンク～タンクローリー流路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>B/G(1)軽油タンク(A)出口弁</td><td>全開 →全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(1)軽油タンク(0')出口弁</td><td>全開 →全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(1)軽油タンク(E)出口弁</td><td>全開 →全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(3)軽油タンク(B)出口弁</td><td>全開 →全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(3)軽油タンク(D)出口弁</td><td>全開 →全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(3)軽油タンク(F)出口弁</td><td>全開 →全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>HPCS-D/E軽油タンク 出口弁</td><td>全開 →全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(4)軽油タンク(A) 私出口止め弁</td><td>全開 →全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(4)軽油タンク(D) 私出口止め弁</td><td>全開 →全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(4)軽油タンク(E) 私出口止め弁</td><td>全開 →全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(4)軽油タンク(B) 私出口止め弁</td><td>全開 →全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(4)軽油タンク(D) 私出口止め弁</td><td>全開 →全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(4)軽油タンク(E) 私出口止め弁</td><td>全開 →全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>HPCS-D/E軽油タンク 私出口止め弁</td><td>全開 →全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>車載ポンプ</td><td>停止 →運転</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>スイッチ操作</td><td></td></tr> <tr><td>吐出弁</td><td>全開 →全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>ホース</td><td>ホース接続</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	B/G(1)軽油タンク(A)出口弁	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作		B/G(1)軽油タンク(0')出口弁	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作		B/G(1)軽油タンク(E)出口弁	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作		B/G(3)軽油タンク(B)出口弁	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作		B/G(3)軽油タンク(D)出口弁	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作		B/G(3)軽油タンク(F)出口弁	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作		HPCS-D/E軽油タンク 出口弁	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作		B/G(4)軽油タンク(A) 私出口止め弁	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作		B/G(4)軽油タンク(D) 私出口止め弁	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作		B/G(4)軽油タンク(E) 私出口止め弁	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作		B/G(4)軽油タンク(B) 私出口止め弁	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作		B/G(4)軽油タンク(D) 私出口止め弁	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作		B/G(4)軽油タンク(E) 私出口止め弁	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作		HPCS-D/E軽油タンク 私出口止め弁	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作		車載ポンプ	停止 →運転	屋外	屋外	スイッチ操作		吐出弁	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作		ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作		<p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 合成性 基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備の操作が必要な燃料油系統の各機器及び非常用所内電気設備の各遮断器については、設置場所又は中央制御室で容易に操作可能な設計とする。 また、代替非常用発電機は、中央制御室及び設置場所で容易に操作可能な設計とする。</p> <p>表2.14.36～40に操作対象機器の操作場所を示す。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-4)</p> <p>表2.14.36 操作対象機器 (ディーゼル発電機燃料油貯油槽～可搬型タンクローリー流路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名稱</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>A 1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 又は A 2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 又は B 1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 又は B 2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口</td><td>閉止 →開放</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>可搬型タンクローリー給油ポンプ</td><td>停止 →運転</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>操作器操作</td><td></td></tr> <tr><td>ホース</td><td>ホース接続</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> </tbody> </table>	機器名稱	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	A 1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 又は A 2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 又は B 1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 又は B 2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	閉止 →開放	屋外	屋外	手動操作		可搬型タンクローリー給油ポンプ	停止 →運転	屋外	屋外	操作器操作		ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作		<p>記載表現の相違 ・女川：燃料移送系→泊：燃料油系統 設備名称の相違 設備・運用の相違（代替非常用発電機の起動方法） 設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先）</p> <p>設備名称の相違 設置場所、操作場所、操作方法の相違 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																		
B/G(1)軽油タンク(A)出口弁	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
B/G(1)軽油タンク(0')出口弁	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
B/G(1)軽油タンク(E)出口弁	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
B/G(3)軽油タンク(B)出口弁	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
B/G(3)軽油タンク(D)出口弁	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
B/G(3)軽油タンク(F)出口弁	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
HPCS-D/E軽油タンク 出口弁	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
B/G(4)軽油タンク(A) 私出口止め弁	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
B/G(4)軽油タンク(D) 私出口止め弁	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
B/G(4)軽油タンク(E) 私出口止め弁	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
B/G(4)軽油タンク(B) 私出口止め弁	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
B/G(4)軽油タンク(D) 私出口止め弁	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
B/G(4)軽油タンク(E) 私出口止め弁	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
HPCS-D/E軽油タンク 私出口止め弁	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
車載ポンプ	停止 →運転	屋外	屋外	スイッチ操作																																																																																																																																			
吐出弁	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
機器名稱	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																		
A 1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 又は A 2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 又は B 1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 又は B 2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	閉止 →開放	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
可搬型タンクローリー給油ポンプ	停止 →運転	屋外	屋外	操作器操作																																																																																																																																			
ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第57条 電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																												
<p>表3.14-31 操作対象機器 (タンクローリーへガスバイン充満設備タンク流路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>GTG 軽油タンク(A)入口弁</td><td>全閉 →全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr> <td>GTG 軽油タンク(B)入口弁</td><td>全閉 →全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr> <td>GTG 軽油タンク(C)入口弁</td><td>全閉 →全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr> <td>車載ポンプ</td><td>停止 →運転</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>スイッチ操作</td><td></td></tr> <tr> <td>吐出弁</td><td>全閉 →全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr> <td>ホース</td><td>ホース接続</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>表3.14-32 操作対象機器 (ガスバイン発電機～非常用高圧母線(3C系及)非常用高圧母線(2D系)電路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガスバイン発電機(A)</td><td>停止 →運転</td><td>屋外 (緊急用電気品建屋 地上1階)</td><td>—</td><td>操作不要 (自動 起動) 操作も可能</td><td>中央制御室 又は 設置場所 からの 手動起動 操作も可能</td></tr> <tr> <td>ガスバイン発電機(B)</td><td>停止 →運転</td><td>屋外 (緊急用電気品建屋 地上1階)</td><td>—</td><td>操作不要 (自動 起動) 操作も可能</td><td>中央制御室 又は 設置場所 からの 手動起動 操作も可能</td></tr> <tr> <td>機器名称</td><td>状態の変化</td><td>設置場所</td><td>操作場所</td><td>操作方法</td><td>備考</td></tr> <tr> <td>6.9kV メタクラ 6-2F-1 遮断器 (ガスバイン発電機 (A)接続盤用)</td><td>切 →入</td><td>緊急用電気品建屋 地下1階</td><td>—</td><td>操作不要 (自動 投入) 操作も可能</td><td>中央制御室 又は 設置場所 からの 手動投入 操作も可能</td></tr> <tr> <td>6.9kV メタクラ 6-2F-1 遮断器 (ガスバイン発電機 (B)接続盤用)</td><td>切 →入</td><td>緊急用電気品建屋 地下1階</td><td>—</td><td>操作不要 (自動 投入) 操作も可能</td><td>中央制御室 又は 設置場所 からの 手動投入 操作も可能</td></tr> <tr> <td>6.9kV メタクラ 6-2F-2 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2C用)</td><td>切 →入</td><td>緊急用電気品建屋 地下1階</td><td>—</td><td>操作不要 (自動 投入) 操作も可能</td><td>中央制御室 又は 設置場所 からの 手動投入 操作も可能</td></tr> <tr> <td>6.9kV メタクラ 6-2C 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2F-1用)</td><td>切 →入</td><td>原子炉建屋 地下1階 (原子炉 建屋付風 機門)</td><td>中央 制御室</td><td>スイッチ 操作 設置場所 からの 手動投入 操作も可能</td><td></td></tr> <tr> <td>6.9kV メタクラ 6-2D 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2F-2用)</td><td>切 →入</td><td>原子炉建屋 地下1階 (原子炉 建屋付風 機門)</td><td>中央 制御室</td><td>スイッチ 操作 設置場所 からの 手動投入 操作も可能</td><td></td></tr> <tr> <td>ガスバイン発電設備 燃料移送ポンプ(A)</td><td>停止 →運転</td><td>屋外</td><td>—</td><td>操作不要 (自動 起動) 操作も可能</td><td>設置場所 からの 手動起動 操作も可能</td></tr> <tr> <td>ガスバイン発電設備 燃料移送ポンプ(B)</td><td>停止 →運転</td><td>屋外</td><td>—</td><td>操作不要 (自動 起動) 操作も可能</td><td>設置場所 からの 手動起動 操作も可能</td></tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	GTG 軽油タンク(A)入口弁	全閉 →全開	屋外	屋外	手動操作		GTG 軽油タンク(B)入口弁	全閉 →全開	屋外	屋外	手動操作		GTG 軽油タンク(C)入口弁	全閉 →全開	屋外	屋外	手動操作		車載ポンプ	停止 →運転	屋外	屋外	スイッチ操作		吐出弁	全閉 →全開	屋外	屋外	手動操作		ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作		機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	ガスバイン発電機(A)	停止 →運転	屋外 (緊急用電気品建屋 地上1階)	—	操作不要 (自動 起動) 操作も可能	中央制御室 又は 設置場所 からの 手動起動 操作も可能	ガスバイン発電機(B)	停止 →運転	屋外 (緊急用電気品建屋 地上1階)	—	操作不要 (自動 起動) 操作も可能	中央制御室 又は 設置場所 からの 手動起動 操作も可能	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	6.9kV メタクラ 6-2F-1 遮断器 (ガスバイン発電機 (A)接続盤用)	切 →入	緊急用電気品建屋 地下1階	—	操作不要 (自動 投入) 操作も可能	中央制御室 又は 設置場所 からの 手動投入 操作も可能	6.9kV メタクラ 6-2F-1 遮断器 (ガスバイン発電機 (B)接続盤用)	切 →入	緊急用電気品建屋 地下1階	—	操作不要 (自動 投入) 操作も可能	中央制御室 又は 設置場所 からの 手動投入 操作も可能	6.9kV メタクラ 6-2F-2 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2C用)	切 →入	緊急用電気品建屋 地下1階	—	操作不要 (自動 投入) 操作も可能	中央制御室 又は 設置場所 からの 手動投入 操作も可能	6.9kV メタクラ 6-2C 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2F-1用)	切 →入	原子炉建屋 地下1階 (原子炉 建屋付風 機門)	中央 制御室	スイッチ 操作 設置場所 からの 手動投入 操作も可能		6.9kV メタクラ 6-2D 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2F-2用)	切 →入	原子炉建屋 地下1階 (原子炉 建屋付風 機門)	中央 制御室	スイッチ 操作 設置場所 からの 手動投入 操作も可能		ガスバイン発電設備 燃料移送ポンプ(A)	停止 →運転	屋外	—	操作不要 (自動 起動) 操作も可能	設置場所 からの 手動起動 操作も可能	ガスバイン発電設備 燃料移送ポンプ(B)	停止 →運転	屋外	—	操作不要 (自動 起動) 操作も可能	設置場所 からの 手動起動 操作も可能	<p>表2.14.37 操作対象機器 (ディーゼル発電機燃料油供給槽～ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ ～可搬型タンクローリー流路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料油移送ポンプ出口逆 格セイブランピ弁</td><td>全閉 →全開</td><td>周辺補機機 T.P. 17.8m</td><td>周辺補機機 T.P. 17.8m</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr> <td>燃料油移送ポンプ出口A 側連絡弁 又は 燃料油移送ポンプ出口B 側連絡弁</td><td>全閉 →全開</td><td>周辺補機機 T.P. 17.8m</td><td>周辺補機機 T.P. 17.8m</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr> <td>A-燃料油 サービスタンク入口弁 又は B-燃料油 サービスタンク入口弁</td><td>全閉 →全開</td><td>周辺補機機 T.P. 17.8m</td><td>周辺補機機 T.P. 17.8m</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr> <td>A-燃料油サービス タンク油面制御弁 又は B-燃料油サービス タンク油面制御弁</td><td>全閉 →全閉</td><td>周辺補機機 T.P. 17.8m</td><td>周辺補機機 T.P. 17.8m</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr> <td>A-ディーゼル発電機 コントロールセンタ 遮断器 (A-ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ) 又は B-ディーゼル発電機 コントロールセンタ 遮断器 (B-ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ)</td><td>切 →入</td><td>周辺補機機 T.P. 10.3m</td><td>周辺補機機 T.P. 10.3m</td><td>操作器 操作</td><td></td></tr> <tr> <td>可搬型タンクローリー^{マシンホール}</td><td>停止 →開放</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr> <td>ホース</td><td>ホース接続 ～屋外</td><td>周辺補機機 T.P. 17.8m</td><td>周辺補機機 T.P. 17.8m 及び屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>表2.14.38 操作対象機器 (燃料タンク(SA)～可搬型タンクローリー流路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料タンク(SA)給油口</td><td>閉止 →開放</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr> <td>可搬型タンクローリー^{給油ポンプ}</td><td>停止 →運転</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>操作器 操作</td><td></td></tr> <tr> <td>ホース</td><td>接続</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>表2.14.39 操作対象機器 (可搬型タンクローリー～代替非常用発電機流路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型タンクローリー^{給油ポンプ}</td><td>停止 →運転</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>操作器 操作</td><td></td></tr> <tr> <td>ホース</td><td>引出し</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>表2.14.40 操作対象機器 (代替非常用発電機～非常用高圧母線(6-A)及び非常用高圧母線(6-B)電路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A-代替非常用発電機 及び B-代替非常用発電機</td><td>発電機 切 →入</td><td>屋外 (3号炉東側32mエリア)</td><td>中央制御室</td><td>操作器 操作</td><td>設置場所 からの 手動投入 操作も可能</td></tr> <tr> <td>6-A母線遮断器 (SA用代替電源受電)</td><td>切 →入</td><td>原子炉補助建屋 T.P. 10.3m</td><td>原子炉補助建屋 T.P. 10.3m</td><td>操作器 操作</td><td></td></tr> <tr> <td>6-B母線遮断器 (SA用代替電源受電)</td><td>切 →入</td><td>原子炉補助建屋 T.P. 10.3m</td><td>原子炉補助建屋 T.P. 10.3m</td><td>操作器 操作</td><td></td></tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	燃料油移送ポンプ出口逆 格セイブランピ弁	全閉 →全開	周辺補機機 T.P. 17.8m	周辺補機機 T.P. 17.8m	手動操作		燃料油移送ポンプ出口A 側連絡弁 又は 燃料油移送ポンプ出口B 側連絡弁	全閉 →全開	周辺補機機 T.P. 17.8m	周辺補機機 T.P. 17.8m	手動操作		A-燃料油 サービスタンク入口弁 又は B-燃料油 サービスタンク入口弁	全閉 →全開	周辺補機機 T.P. 17.8m	周辺補機機 T.P. 17.8m	手動操作		A-燃料油サービス タンク油面制御弁 又は B-燃料油サービス タンク油面制御弁	全閉 →全閉	周辺補機機 T.P. 17.8m	周辺補機機 T.P. 17.8m	手動操作		A-ディーゼル発電機 コントロールセンタ 遮断器 (A-ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ) 又は B-ディーゼル発電機 コントロールセンタ 遮断器 (B-ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ)	切 →入	周辺補機機 T.P. 10.3m	周辺補機機 T.P. 10.3m	操作器 操作		可搬型タンクローリー ^{マシンホール}	停止 →開放	屋外	屋外	手動操作		ホース	ホース接続 ～屋外	周辺補機機 T.P. 17.8m	周辺補機機 T.P. 17.8m 及び屋外	手動操作		機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	燃料タンク(SA)給油口	閉止 →開放	屋外	屋外	手動操作		可搬型タンクローリー ^{給油ポンプ}	停止 →運転	屋外	屋外	操作器 操作		ホース	接続	屋外	屋外	手動操作		機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	可搬型タンクローリー ^{給油ポンプ}	停止 →運転	屋外	屋外	操作器 操作		ホース	引出し	屋外	屋外	手動操作		機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	A-代替非常用発電機 及び B-代替非常用発電機	発電機 切 →入	屋外 (3号炉東側32mエリア)	中央制御室	操作器 操作	設置場所 からの 手動投入 操作も可能	6-A母線遮断器 (SA用代替電源受電)	切 →入	原子炉補助建屋 T.P. 10.3m	原子炉補助建屋 T.P. 10.3m	操作器 操作		6-B母線遮断器 (SA用代替電源受電)	切 →入	原子炉補助建屋 T.P. 10.3m	原子炉補助建屋 T.P. 10.3m	操作器 操作	
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																																																																										
GTG 軽油タンク(A)入口弁	全閉 →全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																											
GTG 軽油タンク(B)入口弁	全閉 →全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																											
GTG 軽油タンク(C)入口弁	全閉 →全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																											
車載ポンプ	停止 →運転	屋外	屋外	スイッチ操作																																																																																																																																																																																																																											
吐出弁	全閉 →全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																											
ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																											
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																																																																										
ガスバイン発電機(A)	停止 →運転	屋外 (緊急用電気品建屋 地上1階)	—	操作不要 (自動 起動) 操作も可能	中央制御室 又は 設置場所 からの 手動起動 操作も可能																																																																																																																																																																																																																										
ガスバイン発電機(B)	停止 →運転	屋外 (緊急用電気品建屋 地上1階)	—	操作不要 (自動 起動) 操作も可能	中央制御室 又は 設置場所 からの 手動起動 操作も可能																																																																																																																																																																																																																										
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																																																																										
6.9kV メタクラ 6-2F-1 遮断器 (ガスバイン発電機 (A)接続盤用)	切 →入	緊急用電気品建屋 地下1階	—	操作不要 (自動 投入) 操作も可能	中央制御室 又は 設置場所 からの 手動投入 操作も可能																																																																																																																																																																																																																										
6.9kV メタクラ 6-2F-1 遮断器 (ガスバイン発電機 (B)接続盤用)	切 →入	緊急用電気品建屋 地下1階	—	操作不要 (自動 投入) 操作も可能	中央制御室 又は 設置場所 からの 手動投入 操作も可能																																																																																																																																																																																																																										
6.9kV メタクラ 6-2F-2 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2C用)	切 →入	緊急用電気品建屋 地下1階	—	操作不要 (自動 投入) 操作も可能	中央制御室 又は 設置場所 からの 手動投入 操作も可能																																																																																																																																																																																																																										
6.9kV メタクラ 6-2C 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2F-1用)	切 →入	原子炉建屋 地下1階 (原子炉 建屋付風 機門)	中央 制御室	スイッチ 操作 設置場所 からの 手動投入 操作も可能																																																																																																																																																																																																																											
6.9kV メタクラ 6-2D 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2F-2用)	切 →入	原子炉建屋 地下1階 (原子炉 建屋付風 機門)	中央 制御室	スイッチ 操作 設置場所 からの 手動投入 操作も可能																																																																																																																																																																																																																											
ガスバイン発電設備 燃料移送ポンプ(A)	停止 →運転	屋外	—	操作不要 (自動 起動) 操作も可能	設置場所 からの 手動起動 操作も可能																																																																																																																																																																																																																										
ガスバイン発電設備 燃料移送ポンプ(B)	停止 →運転	屋外	—	操作不要 (自動 起動) 操作も可能	設置場所 からの 手動起動 操作も可能																																																																																																																																																																																																																										
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																																																																										
燃料油移送ポンプ出口逆 格セイブランピ弁	全閉 →全開	周辺補機機 T.P. 17.8m	周辺補機機 T.P. 17.8m	手動操作																																																																																																																																																																																																																											
燃料油移送ポンプ出口A 側連絡弁 又は 燃料油移送ポンプ出口B 側連絡弁	全閉 →全開	周辺補機機 T.P. 17.8m	周辺補機機 T.P. 17.8m	手動操作																																																																																																																																																																																																																											
A-燃料油 サービスタンク入口弁 又は B-燃料油 サービスタンク入口弁	全閉 →全開	周辺補機機 T.P. 17.8m	周辺補機機 T.P. 17.8m	手動操作																																																																																																																																																																																																																											
A-燃料油サービス タンク油面制御弁 又は B-燃料油サービス タンク油面制御弁	全閉 →全閉	周辺補機機 T.P. 17.8m	周辺補機機 T.P. 17.8m	手動操作																																																																																																																																																																																																																											
A-ディーゼル発電機 コントロールセンタ 遮断器 (A-ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ) 又は B-ディーゼル発電機 コントロールセンタ 遮断器 (B-ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ)	切 →入	周辺補機機 T.P. 10.3m	周辺補機機 T.P. 10.3m	操作器 操作																																																																																																																																																																																																																											
可搬型タンクローリー ^{マシンホール}	停止 →開放	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																											
ホース	ホース接続 ～屋外	周辺補機機 T.P. 17.8m	周辺補機機 T.P. 17.8m 及び屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																											
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																																																																										
燃料タンク(SA)給油口	閉止 →開放	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																											
可搬型タンクローリー ^{給油ポンプ}	停止 →運転	屋外	屋外	操作器 操作																																																																																																																																																																																																																											
ホース	接続	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																											
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																																																																										
可搬型タンクローリー ^{給油ポンプ}	停止 →運転	屋外	屋外	操作器 操作																																																																																																																																																																																																																											
ホース	引出し	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																											
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																																																																										
A-代替非常用発電機 及び B-代替非常用発電機	発電機 切 →入	屋外 (3号炉東側32mエリア)	中央制御室	操作器 操作	設置場所 からの 手動投入 操作も可能																																																																																																																																																																																																																										
6-A母線遮断器 (SA用代替電源受電)	切 →入	原子炉補助建屋 T.P. 10.3m	原子炉補助建屋 T.P. 10.3m	操作器 操作																																																																																																																																																																																																																											
6-B母線遮断器 (SA用代替電源受電)	切 →入	原子炉補助建屋 T.P. 10.3m	原子炉補助建屋 T.P. 10.3m	操作器 操作																																																																																																																																																																																																																											

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																	
	<p>表 3.14-33 操作対象機器 (ガスタービン発電機～緊急用低圧自縫2G系電路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガスタービン発電機(A)</td> <td>停止→運転</td> <td>屋外 (緊急用電気品建屋地上1階)</td> <td>—</td> <td>操作不要 (自動起動)</td> <td>中央制御室 又は 設置場所からの手動起動操作も可能</td> </tr> <tr> <td>ガスタービン発電機(B)</td> <td>停止→運転</td> <td>屋外 (緊急用電気品建屋地上1階)</td> <td>—</td> <td>操作不要 (自動起動)</td> <td>中央制御室 又は 設置場所からの手動起動操作も可能</td> </tr> <tr> <td>6.9kV メタクラ 6-2F-1 遮断器 (ガスタービン発電機(A)接続盤用)</td> <td>切→入</td> <td>緊急用電気品建屋地下1階</td> <td>—</td> <td>操作不要 (自動投入)</td> <td>中央制御室 又は 設置場所からの手動投入操作も可能</td> </tr> <tr> <td>6.9kV メタクラ 6-2F-1 遮断器 (ガスタービン発電機(B)接続盤用)</td> <td>切→入</td> <td>緊急用電気品建屋地下1階</td> <td>—</td> <td>操作不要 (自動投入)</td> <td>中央制御室 又は 設置場所からの手動投入操作も可能</td> </tr> <tr> <td>6.9kV メタクラ 6-26 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2F-1用)</td> <td>切→入</td> <td>原子炉建屋 地上2階 (原子炉建屋付属棟内)</td> <td>中央制御室</td> <td>スイッチ操作</td> <td>設置場所からの手動投入操作も可能</td> </tr> <tr> <td>ガスタービン発電設備 燃料移送ポンプ(A)</td> <td>停止→運転</td> <td>屋外</td> <td>—</td> <td>操作不要 (自動起動)</td> <td>設置場所からの手動起動操作も可能</td> </tr> <tr> <td>ガスタービン発電設備 燃料移送ポンプ(B)</td> <td>停止→運転</td> <td>屋外</td> <td>—</td> <td>操作不要 (自動起動)</td> <td>設置場所からの手動起動操作も可能</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下に、常設代替交流電源設備を構成する主要設備の操作性を示す。</p> <p>a. ガスタービン発電機</p> <p>常設代替交流電源設備のガスタービン発電機は、外部電源の喪失時に自動起動するため重大事故等時に操作を必要としない。 なお、中央制御室又は設置場所の操作スイッチでも起動可能な設計とし、操作スイッチは、誤操作防止のために名称を明記することで操作者の操作及び監視性を考慮し、かつ、十分な操作空間を確保し、容易に操作可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-3)</p> <p>b. ガスタービン発電設備軽油タンク</p> <p>常設代替交流電源設備のガスタービン発電設備軽油タンクは、GTG軽油タンク入口弁を手動弁とすることで、設置場所で確実に操作可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-3)</p> <p>以下に、常設代替交流電源設備を構成する主要設備の操作性を示す。</p> <p>a. 代替非常用発電機</p> <p>常設代替交流電源設備の代替非常用発電機は、全交流動力電源喪失時に中央制御室の操作にて速やかに起動可能な設計とする。 なお、中央制御室及び設置場所の操作器等により操作が可能な設計とし、操作器は、誤操作防止のために名称等により識別可能とすることで操作者の操作及び監視性を考慮し、かつ、十分な操作空間を確保し、容易に操作可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4)</p>	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	ガスタービン発電機(A)	停止→運転	屋外 (緊急用電気品建屋地上1階)	—	操作不要 (自動起動)	中央制御室 又は 設置場所からの手動起動操作も可能	ガスタービン発電機(B)	停止→運転	屋外 (緊急用電気品建屋地上1階)	—	操作不要 (自動起動)	中央制御室 又は 設置場所からの手動起動操作も可能	6.9kV メタクラ 6-2F-1 遮断器 (ガスタービン発電機(A)接続盤用)	切→入	緊急用電気品建屋地下1階	—	操作不要 (自動投入)	中央制御室 又は 設置場所からの手動投入操作も可能	6.9kV メタクラ 6-2F-1 遮断器 (ガスタービン発電機(B)接続盤用)	切→入	緊急用電気品建屋地下1階	—	操作不要 (自動投入)	中央制御室 又は 設置場所からの手動投入操作も可能	6.9kV メタクラ 6-26 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2F-1用)	切→入	原子炉建屋 地上2階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作	設置場所からの手動投入操作も可能	ガスタービン発電設備 燃料移送ポンプ(A)	停止→運転	屋外	—	操作不要 (自動起動)	設置場所からの手動起動操作も可能	ガスタービン発電設備 燃料移送ポンプ(B)	停止→運転	屋外	—	操作不要 (自動起動)	設置場所からの手動起動操作も可能	<p>設備名称の相違</p> <p>設置場所、操作場所、操作方法の相違</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 	<p>設備名称の相違（代替非常用発電機）</p> <p>設備・運用の相違（代替非常用発電機の起動方法）</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川：操作スイッチ→泊：操作器 	<p>設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）</p>
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																															
ガスタービン発電機(A)	停止→運転	屋外 (緊急用電気品建屋地上1階)	—	操作不要 (自動起動)	中央制御室 又は 設置場所からの手動起動操作も可能																																															
ガスタービン発電機(B)	停止→運転	屋外 (緊急用電気品建屋地上1階)	—	操作不要 (自動起動)	中央制御室 又は 設置場所からの手動起動操作も可能																																															
6.9kV メタクラ 6-2F-1 遮断器 (ガスタービン発電機(A)接続盤用)	切→入	緊急用電気品建屋地下1階	—	操作不要 (自動投入)	中央制御室 又は 設置場所からの手動投入操作も可能																																															
6.9kV メタクラ 6-2F-1 遮断器 (ガスタービン発電機(B)接続盤用)	切→入	緊急用電気品建屋地下1階	—	操作不要 (自動投入)	中央制御室 又は 設置場所からの手動投入操作も可能																																															
6.9kV メタクラ 6-26 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2F-1用)	切→入	原子炉建屋 地上2階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作	設置場所からの手動投入操作も可能																																															
ガスタービン発電設備 燃料移送ポンプ(A)	停止→運転	屋外	—	操作不要 (自動起動)	設置場所からの手動起動操作も可能																																															
ガスタービン発電設備 燃料移送ポンプ(B)	停止→運転	屋外	—	操作不要 (自動起動)	設置場所からの手動起動操作も可能																																															

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>c. ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ</p> <p>常設代替交流電源設備のガスタービン発電設備燃料移送ポンプは、ガスタービン発電機の起動後に自動起動するため重大事故等時に操作を必要としない。なお、設置場所の操作スイッチでも起動可能な設計とし、操作スイッチは、誤操作防止のために名称を明記することで操作者の操作及び監視性を考慮し、かつ、十分な操作空間を確保し、容易に操作可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-3)</p>		設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）
	<p>d. 軽油タンク</p> <p>常設代替交流電源設備の軽油タンクは、D/G軽油タンク出口弁及びHPCS D/G軽油タンク出口弁並びにD/G軽油タンク払出口止め弁及びHPCS D/G軽油タンク払出口止め弁を手動弁とすることで、設置場所で確実に操作可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-3)</p>	<p>b. ディーゼル発電機燃料油貯油槽</p> <p>常設代替交流電源設備のディーゼル発電機燃料油貯油槽は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口の手動操作により、設置場所で確実に操作可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4)</p>	<p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>設備名称の相違（D/G）</p> <p>炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>操作対象の相違</p>
		<p>c. 燃料タンク（SA）</p> <p>常設代替交流電源設備の燃料タンク（SA）は、燃料タンク（SA）給油口の手動操作により、設置場所で確実に操作可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4)</p>	設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）
		<p>d. ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</p> <p>常設代替交流電源設備のディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、設置場所での操作器により操作が可能な設計とし、誤操作防止のために名称等により識別可能とすることで操作者の操作及び監視性を考慮し、かつ、十分な操作空間を確保し、容易に操作可能な設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、燃料油移送ポンプ出口連絡サンプリング弁、燃料油移送ポンプ出口連絡弁及び燃料油サービスタンク入口弁の手動操作により、設置場所で確実に操作可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4)</p>	設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>e. タンクローリー</p> <p>常設代替交流電源設備のタンクローリーは、設置場所にて付属の操作スイッチからのスイッチ操作で起動する設計とする。</p> <p>タンクローリーは付属の操作スイッチを操作するにあたり、運転員のアクセス性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、それぞれの操作対象については銘板をつけることで識別可能とし、運転員の操作及び監視性を考慮して確実に操作できる設計とする。</p> <p>タンクローリーは、D/G 軽油タンク払出口止め弁及び HPCS D/G 軽油タンク払出口止め弁並びに GTG 軽油タンク入口弁まで移動可能な車両設計とするとともに、設置場所にて輪留めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>ホースの接続に当たっては、特殊な工具及び技量は必要とせず、専用の接続方式である専用金具にすることにより、容易かつ確実に操作可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-3)</p>	<p>e. 可搬型タンクローリー</p> <p>常設代替交流電源設備の可搬型タンクローリーは、設置場所にて付属の操作器からの操作器操作で起動する設計とする。</p> <p>可搬型タンクローリーは付属の操作器を操作するにあたり、操作者のアクセス性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、それぞれの操作対象については名称等により識別可能とし、操作者の操作及び監視性を考慮して確実に操作できる設計とする。</p> <p>可搬型タンクローリーは、ディーゼル発電機燃料油貯油槽及び T.P. 10.3m 原子炉補助建屋海側燃料油移送配管屋外接続口並びに燃料タンク (SA) まで移動可能な車両設計とするとともに、設置場所にて車輪止めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>ホースの接続に当たっては、特殊な工具及び技量は必要とせず、簡便な接続方法により、容易かつ確実に操作可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4)</p>	<p>設備名称の相違（タンクローリー） 記載表現の相違 ・女川：操作スイッチ、スイッチ操作→泊：操作器 ・女川：運転員→泊：操作者 識別に係る記載表現の相違</p> <p>設備名称の相違 (D/G) 炉型による非常用電源設備構成の相違 操作対象箇所の相違 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備） 記載表現の相違（車輪止め） 記載表現の相違（大飯審査実績を参照）</p>
	<p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p>	<p>f. 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤</p> <p>常設代替交流電源設備の代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤は操作不要である。</p> <p>(57-2, 57-4)</p>	<p>設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先）</p>
	<p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p>		

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																	
	<p>a. ガスタービン発電機</p> <p>常設代替交流電源設備のガスタービン発電機は、表3.14-34に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験、特性試験、分解検査及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>ガスタービン発電機の運転性能の確認として、発電機の運転状態として電圧、電流及び周波数の確認が可能な設計とすることにより出力性能の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、発電機の部品状態の確認として、目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことを確認する分解検査が可能な設計とする。</p> <p>また、ガスタービン発電機ケーブルについて、絶縁抵抗測定が可能な設計とする。</p> <p>(57-4)</p> <p>表3.14-34 ガスタービン発電機の試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">運転中</td><td>機能・性能試験</td><td>ガスタービン発電機の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 ガスタービン発電機の運転状態の確認</td></tr> <tr> <td>特性試験</td><td>搭載機器部の絶縁抵抗の確認</td></tr> <tr> <td>分解検査</td><td>搭載機器部の各部の検査、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え</td></tr> <tr> <td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> <tr> <td rowspan="4">停止中</td><td>機能・性能試験</td><td>ガスタービン発電機の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 ガスタービン発電機の運転状態の確認</td></tr> <tr> <td>特性試験</td><td>搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認</td></tr> <tr> <td>分解検査</td><td>搭載機器部の各部の検査、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え</td></tr> <tr> <td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table> <p>b. ガスタービン発電設備軽油タンク</p> <p>常設代替交流電源設備のガスタービン発電設備軽油タンクは、表3.14-35に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観検査及び漏えい試験が可能な設計とし、発電用原子炉の停止中に開放検査が可能な設計とする。</p> <p>ガスタービン発電設備軽油タンク内面の確認として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことの確認が可能な設計とする。具体的にはタンク上部のマンホールが開放可能であり、内面の点検が可能な設計とする。</p> <p>また、ガスタービン発電設備軽油タンクの漏えい試験の実施が可能な設計とする。具体的には漏えい試験が可能な隔壁弁を設ける設計とする。</p> <p>ガスタービン発電設備軽油タンクは油面レベルの確認が可能な計器を設ける設計とする。</p> <p>(57-4)</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	機能・性能試験	ガスタービン発電機の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 ガスタービン発電機の運転状態の確認	特性試験	搭載機器部の絶縁抵抗の確認	分解検査	搭載機器部の各部の検査、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	停止中	機能・性能試験	ガスタービン発電機の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 ガスタービン発電機の運転状態の確認	特性試験	搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認	分解検査	搭載機器部の各部の検査、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	<p>a. 代替非常用発電機</p> <p>常設代替交流電源設備の代替非常用発電機は、表2.14.41に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験、特性試験、分解点検及び外観点検が可能な設計とする。</p> <p>代替非常用発電機の運転性能の確認として、発電機の運転状態として電圧、電流及び周波数の確認が可能な設計とすることにより出力性能の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、発電機の部品状態の確認として、目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことを確認する分解点検が可能な設計とする。</p> <p>また、代替非常用発電機ケーブルについて、絶縁抵抗測定が可能な設計とする。</p> <p>(57-3)</p> <p>表2.14.41 代替非常用発電機の試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">運転中 又は 停止中</td><td>機能・性能試験</td><td>代替非常用発電機の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 代替非常用発電機の運転状態の確認</td></tr> <tr> <td>特性試験</td><td>搭載機器部の絶縁抵抗の確認</td></tr> <tr> <td>分解点検</td><td>搭載機器部の各部の点検、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え</td></tr> <tr> <td>外観点検</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	機能・性能試験	代替非常用発電機の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 代替非常用発電機の運転状態の確認	特性試験	搭載機器部の絶縁抵抗の確認	分解点検	搭載機器部の各部の点検、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	<p>設備名称の相違（代替非常用発電機）</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川：検査→泊：点検 <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 運転中及び停止中の試験及び検査の内容に差異がない。 <p>設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容																																		
運転中	機能・性能試験	ガスタービン発電機の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 ガスタービン発電機の運転状態の確認																																		
	特性試験	搭載機器部の絶縁抵抗の確認																																		
	分解検査	搭載機器部の各部の検査、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え																																		
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																		
停止中	機能・性能試験	ガスタービン発電機の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 ガスタービン発電機の運転状態の確認																																		
	特性試験	搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認																																		
	分解検査	搭載機器部の各部の検査、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え																																		
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																		
発電用原子炉の状態	項目	内容																																		
運転中 又は 停止中	機能・性能試験	代替非常用発電機の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 代替非常用発電機の運転状態の確認																																		
	特性試験	搭載機器部の絶縁抵抗の確認																																		
	分解点検	搭載機器部の各部の点検、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え																																		
	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																		

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																				
	<p>表3.14-35 ガスタービン発電設備軽油タンクの試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認</td></tr> <tr> <td>漏えい試験</td><td>漏えいの有無の確認</td></tr> <tr> <td rowspan="3">停止中</td><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認</td></tr> <tr> <td>漏えい試験</td><td>漏えいの有無の確認</td></tr> <tr> <td>開放検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 軽油タンク内部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table> <p>c. ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ</p> <p>常設代替交流電源設備のガスタービン発電設備燃料移送ポンプは、表3.14-36に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験、漏えい試験、分解検査及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>ガスタービン発電設備燃料移送ポンプは、運転性能の確認として、ガスタービン発電設備燃料移送ポンプの吐出圧力、ポンプ周りの振動、異音、異臭等の確認が可能な設計とする。具体的には、試験用の系統を構成することにより機能・性能試験が可能な設計とする。</p> <p>ガスタービン発電設備燃料移送ポンプの部品状態の確認として、目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことを確認する分解検査が可能な設計とする。</p> <p>(57-4)</p> <p>表3.14-36 ガスタービン発電設備燃料移送ポンプの試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">運転中</td><td>機能・性能試験</td><td>試運転を行い、振動、異音、異臭等の有無を確認</td></tr> <tr> <td>漏えい試験</td><td>漏えいの有無の確認</td></tr> <tr> <td>分解検査</td><td>各部の分解並びに各部の検査、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え</td></tr> <tr> <td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> <tr> <td rowspan="5">停止中</td><td>機能・性能試験</td><td>試運転を行い、振動、異音、異臭等の有無を確認</td></tr> <tr> <td>漏えい試験</td><td>漏えいの有無の確認</td></tr> <tr> <td>分解検査</td><td>各部の分解並びに各部の検査、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え</td></tr> <tr> <td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	停止中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	開放検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 軽油タンク内部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	機能・性能試験	試運転を行い、振動、異音、異臭等の有無を確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	分解検査	各部の分解並びに各部の検査、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	停止中	機能・性能試験	試運転を行い、振動、異音、異臭等の有無を確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	分解検査	各部の分解並びに各部の検査、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認		設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）
発電用原子炉の状態	項目	内容																																					
運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認																																					
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																																					
停止中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認																																					
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																																					
	開放検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 軽油タンク内部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																					
発電用原子炉の状態	項目	内容																																					
運転中	機能・性能試験	試運転を行い、振動、異音、異臭等の有無を確認																																					
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																																					
	分解検査	各部の分解並びに各部の検査、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え																																					
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																					
停止中	機能・性能試験	試運転を行い、振動、異音、異臭等の有無を確認																																					
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																																					
	分解検査	各部の分解並びに各部の検査、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え																																					
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																					

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																									
	<p>d. 軽油タンク</p> <p>常設代替交流電源設備の軽油タンクは、表3.14-37に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観検査及び漏えい試験が可能な設計とし、発電用原子炉の停止中に開放検査が可能な設計とする。</p> <p>軽油タンク内面の確認として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことの確認が可能な設計とする。</p> <p>具体的にはタンク上部のマンホールが開放可能であり、内面の点検が可能な設計とする。</p> <p>また、軽油タンクの漏えい試験の実施が可能な設計とする。</p> <p>具体的には漏えい試験が可能な隔離弁を設ける設計とする。</p> <p>軽油タンクは油面レベルの確認が可能な計器を設ける設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p> <p>表3.14-37 軽油タンクの試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認</td></tr> <tr> <td>漏えい試験</td><td>漏えいの有無の確認</td></tr> <tr> <td rowspan="3">停止中</td><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認</td></tr> <tr> <td>漏えい試験</td><td>漏えいの有無の確認</td></tr> <tr> <td>開放検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 軽油タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	停止中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	開放検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 軽油タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	<p>b. ディーゼル発電機燃料油貯油槽</p> <p>常設代替交流電源設備のディーゼル発電機燃料油貯油槽は、表2.14.42に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観点検、漏えい試験及び開放点検が可能な設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽内面の確認として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことの確認が可能な設計とする。</p> <p>具体的にはタンク上部のマンホールが開放可能であり、内面の点検が可能な設計とする。</p> <p>また、ディーゼル発電機燃料油貯油槽の漏えい試験の実施が可能な設計とする。</p> <p>具体的には漏えい試験が可能な隔離弁を設ける設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽は油面レベルの確認が可能な計器を設ける設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p> <p>表2.14.42 ディーゼル発電機燃料油貯油槽の試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">運転中 又は 停止中</td><td>外観点検</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認</td></tr> <tr> <td>漏えい試験</td><td>漏えいの有無の確認</td></tr> <tr> <td>開放点検</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 ディーゼル発電機燃料油貯油槽内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	開放点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 ディーゼル発電機燃料油貯油槽内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	<p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川：検査→泊：点検 運転中及び停止中の試験及び検査の内容に差異がない。
発電用原子炉の状態	項目	内容																										
運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認																										
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																										
停止中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認																										
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																										
	開放検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 軽油タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																										
発電用原子炉の状態	項目	内容																										
運転中 又は 停止中	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認																										
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																										
	開放点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 ディーゼル発電機燃料油貯油槽内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																										
		<p>c. 燃料タンク（SA）</p> <p>常設代替交流電源設備の燃料タンク（SA）は、表2.14.43に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観点検、漏えい試験及び開放点検が可能な設計とする。</p> <p>燃料タンク（SA）内面の確認として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことの確認が可能な設計とする。</p> <p>具体的にはタンク上部のマンホールが開放可能であり、内面の点検が可能な設計とする。</p> <p>また、燃料タンク（SA）の漏えい試験の実施が可能な設計とする。</p> <p>具体的には漏えい試験が可能な隔離弁を設ける設計とする。</p> <p>燃料タンク（SA）は油面レベルの確認が可能な計器を設ける設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p>	<p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p>																									

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																						
		<p style="text-align: center;">表 2.14.43 燃料タンク (SA) の試験及び検査</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">運転中 又は 停止中</td><td>外観点検</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認</td></tr> <tr> <td>漏えい試験</td><td>漏えいの有無の確認</td></tr> <tr> <td>開放点検</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 燃料タンク (SA) 内面の損傷、腐食等の有無を 目視等で確認</td></tr> </tbody> </table> <p>d. ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</p> <p>常設代替交流電源設備のディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、表 2.14.44 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験、漏えい試験、分解点検及び外観点検が可能な設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、運転性能の確認として、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの吐出圧力、ポンプ周りの振動、異音、異臭等の確認が可能な設計とする。具体的には、試験用の系統を構成することにより機能・性能試験が可能な設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの部品状態の確認として、目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことを確認する分解点検が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p> <p style="text-align: center;">表 2.14.44 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの試験及び検査</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">運転中 又は 停止中</td><td>機能・性能試験</td><td>試運転を行い、振動、異音、異臭等の有無を確認</td></tr> <tr> <td>漏えい試験</td><td>漏えいの有無の確認</td></tr> <tr> <td>分解点検</td><td>各部の分解並びに各部の点検、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え</td></tr> <tr> <td>外観点検</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	開放点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 燃料タンク (SA) 内面の損傷、腐食等の有無を 目視等で確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	機能・性能試験	試運転を行い、振動、異音、異臭等の有無を確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	分解点検	各部の分解並びに各部の点検、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）
発電用原子炉の状態	項目	内容																							
運転中 又は 停止中	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認																							
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																							
	開放点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 燃料タンク (SA) 内面の損傷、腐食等の有無を 目視等で確認																							
発電用原子炉の状態	項目	内容																							
運転中 又は 停止中	機能・性能試験	試運転を行い、振動、異音、異臭等の有無を確認																							
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																							
	分解点検	各部の分解並びに各部の点検、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え																							
	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																							

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																						
	<p>e. タンクローリー</p> <p>常設代替交流電源設備のタンクローリーは、表3.14-38に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に漏えい試験、機能・性能試験、分解検査又は取替え並びに外観検査が可能な設計とする。</p> <p>また、タンクローリーは車両として運転状態の確認及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>タンクローリーは、油量及び漏えいの確認が可能なように油面計又は検尺口を設け、かつ、内部の確認が可能なようにマンホールを設ける設計とする。</p> <p>さらに、タンクローリーは車両としての運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>タンクローリー付ポンプは、通常系統にて機能・性能確認ができる設計とし、分解が可能な設計とする。</p> <p>ホースの外観検査として、機能・性能に影響を及ぼすおそれのある亀裂、腐食等がないことの確認を行うことが可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p>	<p>e. 可搬型タンクローリー</p> <p>常設代替交流電源設備の可搬型タンクローリーは、表2.14.45に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に漏えい試験、機能・性能試験、分解点検又は取替え並びに外観点検が可能な設計とする。</p> <p>また、可搬型タンクローリーは車両として運転状態の確認及び外観点検が可能な設計とする。</p> <p>可搬型タンクローリーは、油量及び漏えいの確認が可能なように油面計又は検尺口を設け、かつ、内部の確認が可能なないようにマンホールを設ける設計とする。</p> <p>さらに、可搬型タンクローリーは車両としての運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>可搬型タンクローリー付ポンプは、通常系統にて機能・性能確認ができる設計とし、分解が可能な設計とする。</p> <p>ホースの外観点検として、機能・性能に影響を及ぼすおそれのある亀裂、腐食等がないことの確認を行うことが可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p>	<p>設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>記載表現の相違 ・女川：検査→泊：点検</p>																																						
	<p>表3.14-38 タンクローリーの試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">運転中</td><td>漏えい試験</td><td>漏えいの有無の確認</td></tr> <tr><td>機能・性能試験</td><td>安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認</td></tr> <tr><td>分解検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え</td></tr> <tr><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンクローリー各部の確認</td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="5">停止中</td><td>漏えい試験</td><td>漏えいの有無の確認</td></tr> <tr><td>機能・性能試験</td><td>安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認</td></tr> <tr><td>分解検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え</td></tr> <tr><td>外観検査</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンクローリー外観の確認</td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>i. 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤</p> <p>常設代替交流電源設備の代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤は、表2.14.46に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に特性試験及び外観点検が可能な設計とする。</p> <p>代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤の外観点検として、目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある異常がないこと及び性能確認として絶縁抵抗測定が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	漏えい試験	漏えいの有無の確認	機能・性能試験	安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認	分解検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンクローリー各部の確認			停止中	漏えい試験	漏えいの有無の確認	機能・性能試験	安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認	分解検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンクローリー外観の確認			<p>表2.14.45 可搬型タンクローリーの試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">運転中 又は 停止中</td><td>漏えい試験</td><td>漏えいの有無の確認</td></tr> <tr><td>機能・性能試験</td><td>安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認</td></tr> <tr><td>分解点検</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え</td></tr> <tr><td>外観点検</td><td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 可搬型タンクローリー外観の確認</td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先）</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	漏えい試験	漏えいの有無の確認	機能・性能試験	安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認	分解点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 可搬型タンクローリー外観の確認		
発電用原子炉の状態	項目	内容																																							
運転中	漏えい試験	漏えいの有無の確認																																							
	機能・性能試験	安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認																																							
	分解検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え																																							
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンクローリー各部の確認																																							
停止中	漏えい試験	漏えいの有無の確認																																							
	機能・性能試験	安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認																																							
	分解検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え																																							
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンクローリー外観の確認																																							
発電用原子炉の状態	項目	内容																																							
運転中 又は 停止中	漏えい試験	漏えいの有無の確認																																							
	機能・性能試験	安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認																																							
	分解点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え																																							
	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 可搬型タンクローリー外観の確認																																							

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(i) 要求事項 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。 常設代替交流電源設備は、本来の用途以外の用途には使用しない。 なお、必要な常設代替交流電源設備の操作の対象機器は表 3.14-30～33 と同様である。 非常用交流電源設備から常設代替交流電源設備へ切り替えるために必要な電源系統の操作は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から非常用交流電源設備の隔離及び常設代替交流電源設備の接続として、非常用高圧母線 2C系、非常用高圧母線 2D系及び緊急用高圧母線 2F系の遮断器を設けることにより、速やかな切替えが可能な設計とする。 また、必要な燃料系統の操作は、D/G 軽油タンク出口弁、D/G 軽油タンク払出口止め弁、HPCS D/G 軽油タンク出口弁、HPCS D/G 軽油タンク払出口止め弁及びGTG 軽油タンク入口弁を設けることにより、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から速やかな切替えが可能な設計とする。 これにより図 3.14-16～18 で示すタイムチャートのとおり速やかに切替えが可能である。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p>	<p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(i) 要求事項 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。 常設代替交流電源設備は、本来の用途以外の用途には使用しない。 なお、必要な常設代替交流電源設備の操作の対象機器は表 2.14.36～40 と同様である。 非常用交流電源設備から常設代替交流電源設備へ切り替えるために必要な電源系統の操作は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から非常用交流電源設備の隔離及び常設代替交流電源設備の接続として、非常用高圧母線 (6-A) 及び非常用高圧母線 (6-B) の遮断器を設けることにより、速やかな切替えが可能な設計とする。 また、必要な燃料系統の操作は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口、燃料油移送ポンプ出口連絡サンプリング弁、燃料油移送ポンプ出口連絡弁及び燃料油サービスタンク入口弁を設けることにより、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から速やかな切替えが可能な設計とする。 これにより、図 2.14.15～19 で示すタイムチャートのとおり速やかに切替えが可能である。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p>	<p>非常に高圧母線名称の相違 ・女川：2C系、2D系→泊：6-A、6-B</p> <p>設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先）</p> <p>操作対象の相違 炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>新規に設置する燃料タンク（SA）は、重大事故等に必要な燃料を発電所内に保有するための専用タンクであるため、切替えには該当しないものと整理した。</p>